測量業務標準仕様書

平成２６年１０月

名古屋市緑政土木局

測量業務標準仕様書目次

第１編　　共通編

第１章　総則

１－１－１　適用範囲 …… １－１
１－１－２　用語の定義 …… １－１
１－１－３　受託人の義務…… １－４
１－１－４　業務の着手 …… １－４
１－１－５　業務の実施 …… １－４
１－１－６　測量の基準 …… １－４
１－１－７　設計図書の支給及び点検 …… １－５
１－１－８　監督員 …… １－５
１－１－９　業務代理人等 …… １－５
１－１－１０　提出書類 …… １－６
１－１－１１　打合せ等 …… １－６
１－１－１２　業務計画書 …… １－７
１－１－１３　資料等の貸与及び返却 …… １－７
１－１－１４　関係官公庁への手続き等 …… １－８
１－１－１５　地元関係者との交渉等 …… １－８
１－１－１６　土地への立入り等 …… １－８
１－１－１７　成果品の提出 …… １－９
１－１－１８　関連法令及び条例の遵守 …… １－９
１－１－１９　検査 …… １－９
１－１－２０　修補 …… １－１０
１－１－２１　条件変更等…… １－１０
１－１－２２　契約変更 …… １－１０
１－１－２３　履行期間の変更 …… １－１１
１－１－２４　一時中止 …… １－１１
１－１－２５　発注者の賠償責任 …… １－１２
１－１－２６　受託人の賠償責任 …… １－１２
１－１－２７　部分使用 …… １－１２
１－１－２８　再委託 …… １－１２
１－１－２９　成果品の使用等 …… １－１３
１－１－３０　守秘義務 …… １－１３
１－１－３１　個人情報の取扱い…… １－１３
１－１－３２　安全等の確保 …… １－１５
１－１－３３　臨機の措置 …… １－１６
１－１－３４　履行報告 …… １－１６

１－１－３５　屋外での作業を行う時期及び時間の変更 …… １－１６
１－１－３６　行政情報流出対策の強化 …… １－１７
１－１－３７　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 …… １－１８
第２章　測量業務一般
第１節　基準点測量
１－２－１　基準点測量 …… １－１８
第２節　水準測量
１－２－２　水準測量 …… １－１９
第３節　地形測量
１－２－３　地形測量 …… １－２０
１－２－４　現地測量 …… １－２０
１－２－５　空中写真測量 …… １－２１
第４節　路線測量
１－２－６　路線測量 …… １－２１
１－２－７　線形決定 …… １－２２
１－２－８　ＩＰ設置測量 …… １－２２
１－２－９　中心線測量 …… １－２２
１－２－１０　仮ＢＭ設置測量 …… １－２２
１－２－１１　縦断測量 …… １－２２
１－２－１２　横断測量 …… １－２２
１－２－１３　用地幅杭設置測量 …… １－２２
１－２－１４　ＩＰ設置工 …… １－２３
１－２－１５　仮ＢＭ設置工 …… １－２３
１－２－１６　成果図作成 …… １－２３
第５節　河川測量
１－２－１７　河川測量 …… １－２３
１－２－１８　河川定期縦断測量 …… １－２３
１－２－１９　河川定期横断測量 …… １－２３
１－２－２０　深浅測量 …… １－２３
１－２－２１　成果図作成 …… １－２４
第６節　区域線測量
１－２－２２　区域線測量 …… １－２４
１－２－２３　地域の分類 …… １－２４
１－２－２４　作業内容 …… １－２４
１－２－２５　区域線標示区分 …… １－２５
１－２－２６　作業範囲 …… １－２５
１－２－２７　資料調整と現地調査 …… １－２６
１－２－２８　境界杭の探索 …… １－２６
１－２－２９　仮区域線及び仮中心線設定 …… １－２７

１－２－３０　区域線及び中心線設定 …… １－２８
１－２－３１　区域線及び中心線復元 …… １－２９
１－２－３２　中心線再現 …… １－２９
１－２－３３　中心線（特定）設定 …… １－３０
１－２－３４　中心線（特定）復元 …… １－３０
１－２－３５　中心線（特定）再現 …… １－３０
１－２－３６　区域線（調査）設定 …… １－３０
１－２－３７　区域線（調査）復元 …… １－３１
第７節　準拠点測量
１－２－３８　準拠点測量 …… １－３１
第８節　資料調査
１－２－３９　資料調査 …… １－３１
第３章　測量作業の管理
第１節　精度管理及び点検測量率
１－３－１　精度管理及び点検測量率 …… １－３２
１－３－２　基準点測量 …… １－３３
１－３－３　水準測量 …… １－３５
１－３－４　現地測量 …… １－３６
１－３－５　路線測量 …… １－３７
１－３－６　河川測量 …… １－３９
１－３－７　区域線測量 …… １－３９
１－３－８　準拠点測量 …… １－３９
１－３－９　用地測量 …… １－３９
１－３－１０　道路区域線（水路境界）明示測量 …… １－４０
１－３－１１　道路区域線測量（単価契約） …… １－４０
１－３－１２　道路区域標保全業務（単価契約） …… １－４１
１－３－１３　測量標等保全業務 …… １－４２
１－３－１４　道路台帳測量 …… １－４３
１－３－１５　未認定道路測量 …… １－４４
１－３－１６　復旧測量 …… １－４４
１－３－１７　公園台帳測量 …… １－４４
第２節　測量機器の検定
１－３－１８　測量機器の検定等…… １－４４
第４章　測量作業の安全管理
第１節　道路上作業時の安全対策
１－４－１　道路上作業時の安全対策 …… １－４５

第２編　用地測量編

第１章　総則

２－１－１　適用範囲 …… ２－１
２－１－２　作業計画 …… ２－１
２－１－３　現地踏査 …… ２－１
２－１－４　４級基準点測量 …… ２－１
２－１－５　水準測量 …… ２－１
２－１－６　現地測量 …… ２－１
２－１－７　路線測量 …… ２－２
２－１－８　河川測量 …… ２－２
２－１－９　資料調査 …… ２－２
２－１－１０　区域線測量 …… ２－２
２－１－１１　一筆地測量 …… ２－２
２－１－１２　用地測量標設置…… ２－５
２－１－１３　成果品作成…… ２－６
２－１－１４　業務関連図書 …… ２－６

第２章　図書作成基準

２－２－１　総則 …… ２－９
２－２－２　資料調査 …… ２－９
２－２－３　立会予定者一覧表 …… ２－９
２－２－４　境界調整図 …… ２－１０
２－２－５　土地境界立会確認書 …… ２－１０
２－２－６　立会記録簿 …… ２－１０
２－２－７　面積計算 …… ２－１０
２－２－８　数値地形図データファイル作成 …… ２－１１
２－２－９　用地実測図作成 …… ２－１１
２－２－１０　現況・用地平面図作成 …… ２－１２
２－２－１１　記録写真作成 …… ２－１３
２－２－１２　電子記憶媒体 …… ２－１３

第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）

２－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート） …… ２－１６

第３編　道路区域線（河川・水路境界）確認測量編

第１章　総則

３－１－１　適用範囲 …… ３－１
３－１－２　業務委託 …… ３－１
３－１－３　資料作成委託 …… ３－１
３－１－４　資料調査 …… ３－１
３－１－５　基準点測量 …… ３－１

３－１－６　現地測量 …… ３－１
３－１－７　区域線測量 …… ３－１
３－１－８　準拠点測量 …… ３－１
３－１－９　補点測量 …… ３－１
３－１－１０　調整計算 …… ３－１
３－１－１１　座標展開図作成 …… ３－２
３－１－１２　求積図作成 …… ３－２
３－１－１３　公図拡大 …… ３－２
３－１－１４　区域線設定図 …… ３－２
３－１－１５　成果品作成…… ３－２
３－１－１６　業務関連図書 …… ３－２
３－１－１７　支給品 …… ３－２

第２章　図書作成基準

３－２－１　総則 …… ３－４
３－２－２　基準点測量 …… ３－４
３－２－３　現地測量 …… ３－５
３－２－４　区域線測量 …… ３－５
３－２－５　準拠点測量図 …… ３－７
３－２－６　資料調査 …… ３－７
３－２－７　座標展開図 …… ３－７
３－２－８　求積図 …… ３－７
３－２－９　公図拡大 …… ３－８
３－２－１０　境界杭探索 …… ３－８
３－２－１１　業務報告書 …… ３－８
３－２－１２　支給品出納簿 …… ３－８
３－２－１３　業務記録写真作成 …… ３－８

第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）

３－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート） …… ３－１０

第４編　道路区域線（河川・水路境界）測量業務（単価契約）編

第１章　総則

４－１－１　適用範囲 …… ４－１
４－１－２　業務種別の分類 …… ４－１
４－１－３　作業内容 …… ４－１
４－１－４　区域線標示区分 …… ４－２
４－１－５　作業範囲 …… ４－２
４－１－６　現況調査 …… ４－２
４－１－７　座標設定（区域線及び中心線） …… ４－２
４－１－８　座標復元（区域線及び中心線） …… ４－３

４－１－９　境界調査 …… ４－３
４－１－１０　視準・中心線補鋲 …… ４－３
４－１－１１　平面図作成（座標平板） …… ４－３
４－１－１２　成果図作成 …… ４－４
４－１－１３　境界確認（半日・１日） …… ４－４
４－１－１４　境界杭設置 …… ４－４
４－１－１５　境界杭探索 …… ４－４
４－１－１６　成果品作成…… ４－４
４－１－１７　業務関連図書 …… ４－４
４－１－１８　支給品 …… ４－４

第２章　図書作成基準

４－２－１　総則 …… ４－６
４－２－２　区域線設定図 …… ４－７
４－２－３　中心線設定図 …… ４－８
４－２－４　境界調査図 …… ４－９
４－２－５　資料調査 …… ４－９
４－２－６　公図拡大 …… ４－９
４－２－７　現地測量 …… ４－９
４－２－８　座標復元 …… ４－９
４－２－９　視準・中心線補鋲 …… ４－９
４－２－１０　境界杭探索 …… ４－９
４－２－１１　業務報告書 …… ４－９
４－２－１２　支給品出納簿 …… ４－１０
４－２－１３　業務記録写真作成 …… ４－１０

第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）

４－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート） …… ４－１１

第５編　道路区域標保全業務（単価契約）編

第１章　総則

５－１－１　適用範囲 …… ５－１
５－１－２　引照作業（引照）…… ５－１
５－１－３　復元作業（復元Ⅰ・Ⅱ） …… ５－２
５－１－４　残存確認作業（残存確認Ⅰ・Ⅱ）…… ５－３
５－１－５　用地測量多角点等の保全 …… ５－４
５－１－６　作業確認 …… ５－４
５－１－７　成果品作成…… ５－４
５－１－８　業務関連図書 …… ５－４
５－１－９　支給品 …… ５－４

第２章　図書作成基準

５－２－１　総則 …… ５－５
５－２－２　引照点設置箇所図 …… ５－５
５－２－３　引照点位置図 …… ５－５
５－２－４　引照測量図 …… ５－６
５－２－５　成果品作成 …… ５－６
５－２－６　業務記録写真作成 …… ５－６

第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）

５－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート） …… ５－８

第６編　測量標等保全業務編

第１章　総則

６－１－１　適用範囲 …… ６－１
６－１－２　効用の確認（引照作業）…… ６－１
６－１－３　効用の確認（復元作業）…… ６－２
６－１－４　効用の確認（残存確認作業）…… ６－３
６－１－５　復旧測量 …… ６－５
６－１－６　座標復元 …… ６－６
６－１－７　用地測量多角点等の保全…… ６－７
６－１－８　作業確認 …… ６－７
６－１－９　成果品作成…… ６－７
６－１－１０　支給品 …… ６－７

第２章　図書作成基準

６－２－１　総則 …… ６－１０
６－２－２　引照点設置箇所図 …… ６－１０
６－２－３　引照点位置図 …… ６－１０
６－２－４　引照測量図 …… ６－１０
６－２－５　成果品作成 …… ６－１１

第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）

６－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート） …… ６－１１

第７編　道路台帳測量編

第１章　総則

７－１－１　適用範囲…… ７－１
７－１－２　４級基準点測量…… ７－１
７－１－３　３級水準測量…… ７－２
７－１－４　現地測量…… ７－２
７－１－５　資料調査…… ７－３
７－１－６　公図拡大…… ７－３

７－１－７　区域線測量…… ７－３
７－１－８　準拠点測量…… ７－５
７－１－９　道路台帳現況調査…… ７－５
７－１－１０　支給品…… ７－９
７－１－１１　作業管理…… ７－９
７－１－１２　成果品作成…… ７－１０
７－１－１３　業務関連図書…… ７－１０
７－１－１４　その他…… ７－１０

第２章　図書作成基準

７－２－１　路線対照図 …… ７－１３
７－２－２　交差部標高図（Ｔ・Ｐ値） …… ７－１３
７－２－３　多角・中心線網図 …… ７－１３
７－２－４　道路台帳平面図 …… ７－１４
７－２－５　道路台帳座標測量図 …… ７－１７
７－２－６　区域線設定図 …… ７－１８
７－２－７　資料調査 …… ７－１９
７－２－８　成果品の製本等 …… ７－１９
７－２－９　業務関連図書の製本等 …… ７－２０
７－２－１０　その他 …… ７－２０
７－２－１１　電子記憶媒体 …… ７－２０

第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）

７－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート） …… ７－２４

第８編　未認定道路測量編

第１章　総則

８－１－１　適用範囲 …… ８－１
８－１－２　４級基準点測量 …… ８－１
８－１－３　現地測量 …… ８－１
８－１－４　資料調査 …… ８－１
８－１－５　区域線測量 …… ８－１
８－１－６　準拠点測量 …… ８－１
８－１－７　道路台帳現況調査 …… ８－１
８－１－８　成果品作成 …… ８－１
８－１－９　業務関連図書 …… ８－１

第２章　図書作成基準

８－２－１　成果図作成 …… ８－３
８－２－２　区域線設定図 …… ８－４
８－２－３　業務記録写真作成 …… ８－４
８－２－４　電子記憶媒体 …… ８－４

第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）

８－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート）　……　８－４

第９編　公園台帳測量編

第１章　総則

９－１－１　適用範囲　……　９－１
９－１－２　４級基準点測量　……　９－１
９－１－３　道路台帳平面図補正（公園台帳測量）　……　９－１
９－１－４　現地測量　……　９－１
９－１－５　公園水準測量　……　９－２
９－１－６　公園台帳平面成果図作成　……　９－２
９－１－７　準拠点測量　……　９－２
９－１－８　成果品作成　……　９－２
９－１－９　業務関連図書　……　９－３

第２章　図書作成基準

９－２－１　図書作成基準　……　９－５
９－２－２　現地測量　……　９－５
９－２－３　その他　……　９－６
９－２－４　留意事項　……　９－６
９－２－５　電子記憶媒体　……　９－７

第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）

９－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート）　……　９－７

第１０編　河川台帳整備測量編

第１章　総則

１０－１－１　適用範囲　……　１０－１
１０－１－２　４級基準点測量　……　１０－１
１０－１－３　３級水準測量　……　１０－１
１０－１－４　現地測量　……　１０－１
１０－１－５　準拠点測量　……　１０－１
１０－１－６　資料調査　……　１０－１
１０－１－７　区域線測量　……　１０－１
１０－１－８　境界確認　……　１０－１
１０－１－９　多角網図　……　１０－２
１０－１－１０　河川台帳座標測量図　……　１０－２
１０－１－１１　河川測量　……　１０－２
１０－１－１２　河川現況台帳平面図　……　１０－２
１０－１－１３　河川施設台帳　……　１０－２
１０－１－１４　起終点杭設置　……　１０－３

１０－１－１５　記録写真……　１０－３
１０－１－１６　成果品作成……　１０－４
１０－１－１７　業務関連図書……　１０－４
第２章　図書作成基準
１０－２－１　各種ポリエステルフィルム……　１０－６
１０－２－２　河川現況台帳平面図……　１０－６
１０－２－３　河川施設台帳……　１０－７
１０－２－４　電子記憶媒体……　１０－１２
第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）
１０－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート）　……　１０－１２

第１１編　記録写真作成方法編

第１章　委託業務記録写真作成方法
１１－１－１　一般事項　……　１１－１
１１－１－２　撮影方法　……　１１－１
１１－１－３　写真の編集　……　１１－２
１１－１－４　写真帳の提出等　……　１１－２
第２章　杭探索記録写真作成方法
１１－２－１　一般事項　……　１１－１１
１１－２－２　撮影の方法　……　１１－１１
１１－２－３　写真の編集　……　１１－１１
第３章　境界確認立会及び用地測量標記録写真作成方法
１１－３－１　境界確認立会記録　……　１１－１２
１１－３－２　用地測量標記録　……　１１－１２
第４章　公園及び仮ベンチマーク写真の作成方法
１１－４－１　撮影方法　……　１１－１２
１１－４－２　写真の編集　……　１１－１３
第５章　道路区域標保全業務（単価契約）記録写真作成方法
１１－５－１　一般事項　……　１１－１３
１１－５－２　撮影の方法　……　１１－１３
１１－５－３　写真の編集　……　１１－１３

第１２編　委託業務様式編

第１章　総価契約
（第２号様式）　業務着手届　……　１２－２
（第３号様式）甲　業務日程表　……　１２－３
（第３号様式）乙　日程表　……　１２－４
（第４号様式）甲　業務変更日程表……　１２－５
（第４号様式）乙　変更日程表　……　１２－６

（第７号様式）の１　業務代理人等届…… １２－７
（第７号様式）の２　業務代理人等変更届…… １２－８
（第９号様式）　業務関係者に関する措置請求書…… １２－９
（第１０号様式）甲　業務下請負届（再委託申請書）…… １２－１０
（第１１号様式）の２　支給品出納簿…… １２－１３
（第１３号様式）　事故発生報告書…… １２－１４
（第１６号様式）　履行期間延長願…… １２－１５
（第１７号様式）　業務完了届 …… １２－１６
（第１９号様式）　業務完了確認通知書 …… １２－１７
（第２０号様式）　検査結果通知書 …… １２－１８
（第２５号様式）　業務計画書 …… １２－１９
（第２６号様式）　変更業務計画書 …… １２－２０
（第２７号様式）の１　委託業務成果品一覧表 …… １２－２１
（第２７号様式）の２　委託業務関連図書一覧表 …… １２－２２
（第２８号様式）　指示・承諾・協議・請求・通知・回答書 …… １２－２３
（第２９号様式）　協議・提出・報告・請求・通知・申し出・質問書… １２－２４
（第３０号様式）　業務打合せ記録簿 …… １２－２５
（第３１号様式）甲　業務記録簿 …… １２－２６
（第３１号様式）乙　業務記録簿 …… １２－２７
（第３２号様式）の１　身分証明書交付申請書 …… １２－２８
（第３３号様式）　身分証明書 …… １２－２９
（第３４号様式）の１　身分証明書返納書 …… １２－３０

第２章　単価契約

（第３５号様式）　道路区域線　河川・水路境界測量業務着手指示書… １２－３１
（第３６号様式）　道路区域線　河川・水路境界測量業務完了届 …… １２－３２
（第３７号様式）　道路区域標保全業務着手指示書 …… １２－３３
（第３８号様式）　道路区域標保全業務完了届 …… １２－３４
（第４０号様式）　道路区域線　河川・水路境界測量業務委託（　－　）単価契約
整理簿 …… １２－３５
（第４１号様式）　道路区域標保全測量業務委託（　－　）単価契約
整理簿 …… １２－３６
（第４２号様式）　業務再委託届 …… １２－３７
（第４３号様式）甲　業務完了届 …… １２－３８
（第４３号様式）乙　単価契約出来高内訳 …… １２－３９

第１３編　図式・様式一覧編

（第１－１号様式）　業務計画書の提出について …… １３－４
（第１－２号様式）　測量機器検定証明書の提出について …… １３－５
（第１－３号様式）　電子計算機用プログラム検定証明書の提出について…１３－６

（第１－４－１号様式）　基準点測量精度管理表　その1　……　１３－７
（第１－４－２号様式）　基準点測量精度管理表　その1－２　……　１３－８
（第１－４－３号様式）　基準点測量精度管理表　その1－３　……　１３－９
（第１－４－４号様式）　基準点測量精度管理表　その２　……　１３－１０
（第１－５号様式）　水準測量勾配計算簿　……　１３－１１
（第１－６号様式）　水準測量精度管理表　……　１３－１２
（第１－７号様式）　簡易水準測量精度管理表　……　１３－１３
（第１－８号様式）　細部測量・地形補備測量・地図編集・数値編集・現地補測
・補測編集・数値地形図データ作成精度管理表　…　１３－１４
（第１－９号様式）　縦断測量精度管理表　……　１３－１５
（第１－１０号様式）　縦断測量成果表　……　１３－１６
（第１－１１号様式）　横断測量精度管理表　……　１３－１７
（第１－１２号様式）　ＩＰ設置測量精度管理表　……　１３－１８
（第１－１３号様式）　中心線測量精度管理表　……　１３－１９
（第１－１４号様式）　用地幅杭設置測量精度管理　……　１３－２０
（第１－１５号様式）　境界測量精度管理表　……　１３－２１
（第１－１６号様式）　品質評価表　総括表　……　１３－２２
（第１－１７号様式）　品質評価表　個別表　……　１３－２３
（第１－１８号様式）　土地調査表　……　１３－２４
（第１－１図式）　平面図凡例　……　１３－２５
（第１－２図式）　レイヤー対応表　……　１３－２６
（第１－３図式）　レイヤー名一覧（区域線）　……　１３－２７
（第１－４図式）　レイヤー名一覧（保全）　……　１３－２８
（第１－５図式）　線の規格、記載線の種類・太さ　……　１３－２９
（第１－６図式）　出力サイズ表　……　１３－３０
（第１－７図式）　舗装種別記号の大きさ、書体等　……　１３－３１
（第１－８図式）　記載文字および数値の大きさ、書体等　……　１３－３２
（第１－９図式）　公図写し　……　１３－３３
（第１－１０図式）　縦断面図　……　１３－３４
（第１－１１図式）　横断面図　……　１３－３５
（第１－１２図式）　用地測量標多角点杭設置工　……　１３－３６
（第１－１３図式）　用地測量標主要点杭設置工　……　１３－３７
（第１－１４図式）　道路台帳主要点設置工　……　１３－３８
（第１－１５図式）　用地測量標（境界杭・用地幅杭）設置工　……　１３－３９
（第１－１６図式）　名古屋市測量標（道路台帳基準点）設置工　……　１３－４０
（第１－１７図式）　名古屋市測量標（多角点）設置工（１）　……　１３－４１
（第１－１８図式）　名古屋市測量標（多角点）設置工（２）　……　１３－４２
（第１－１９図式）　名古屋市測量標（水準点）設置工（１）　……　１３－４３
（第１－２０図式）　名古屋市測量標（水準点）設置工（２）　……　１３－４４

（第１－２１図式）	名古屋市測量標（街区三角点）設置工 ……	１３－４５
（第１－２２図式）	名古屋市測量標（街区多角点）設置工 ……	１３－４６
（第２－１号様式）	立会予定者一覧表 ……	１３－４７
（第２－２号様式）	土地境界立会確認書 ……	１３－４８
（第２－３号様式）	立会記録簿 ……	１３－４９
（第２－４号様式）	面積計算書 ……	１３－５０
（第２－５号様式）	面積計算書一覧表 ……	１３－５１
（第２－６号様式）	点の記明細図（ＩＰ、主要点） ……	１３－５２
（第２－７号様式）	点の記明細図（仮ＢＭ） ……	１３－５３
（第２－１図式）	基準点多角網図 ……	１３－５４
（第２－２図式）	現況平面図 ……	１３－５５
（第２－３図式）	用地平面図 ……	１３－５６
（第２－４図式）	用地実測図 ……	１３－５７
（第２－５図式）	用地測量特記凡例 ……	１３－５８
（第３－１号様式）	業務報告書 ……	１３－５９
（第３－１図式）	区域線設定図 ……	１３－６０
（第３－２図式）	中心線設定図 ……	１３－６１
（第３－３図式）	区域線調査設定図 ……	１３－６２
（第３－４図式）	座標展開図 ……	１３－６３
（第３－５図式）	準拠点測量図 ……	１３－６４
（第３－６図式）	公図拡大図 ……	１３－６５
（第４－１号様式）	業務報告書 ……	１３－６６
（第４－１図式）	区域線設定図 ……	１３－６７
（第４－２図式）	中心線設定図 ……	１３－６８
（第４－３図式）	境界調査図 ……	１３－６９
（第４－４図式）	公図拡大図 ……	１３－７０
（第７－１図式）	基準点測量（点検測量比較図） ……	１３－７１
（第７－２図式）	基準点測量（点検測量比較表） ……	１３－７２
（第７－３図式）	路線対照図 ……	１３－７３
（第７－４図式）	多角・中心線網図 ……	１３－７４
（第７－５図式）	多角・中心線網図（多角対照図） ……	１３－７５
（第７－６図式）	交差部標高図（Ｔ・Ｐ値） ……	１３－７６
（第７－７図式）	道路台帳座標測量図 ……	１３－７７
（第７－８図式）	道路台帳座標測量図（面積比較図）……	１３－７８
（第７－９図式）	道路台帳平面図（図式・規格）	
	「基準点取付測量委託の場合」 ……	１３－７９
（第７－１０図式）	メッシュ図郭線点検表 ……	１３－８０
（第９－１号様式）	測量標（多角点・多角水準点）の記 ……	１３－８１
（第９－２号様式）	測量標（水準点）の記 ……	１３－８２

（第９－３号様式）	測量標（道路台帳基準点）の記 ……	１３－８３
（第９－１図式）	測量標の効用の確認（多角点・道路台帳基準点）…	１３－８４
（第９－２図式）	測量標の効用の確認（水準点） ……	１３－８５
（第１０－１号様式）	現地測量［公園］（現地調査・原図作成）	
	精度管理表Ｎｏ１ ……	１３－８６
	現地測量［公園］（現地調査・原図作成）	
	精度管理表Ｎｏ２ ……	１３－８７
	現地測量［公園］（現地調査・原図作成）	
	精度管理表Ｎｏ３ ……	１３－８８
	現地測量［公園］（現地調査・原図作成）	
	精度管理表Ｎｏ４ ……	１３－８９
（第１０－２号様式）	主要点施設調書　建築物及び公園施設調書 ……	１３－９０
（第１０－３号様式）	基本調書 ……	１３－９１
（第１０－４号様式）	許可調書（公園名） ……	１３－９２
（第１０－１図式）	公園平面図 ……	１３－９３
（第１０－２図式）	公園平面図 ……	１３－９４
（第１０－３図式）	平面図凡例 ……	１３－９５
（第１０－４図式）	公園各種施設凡例……	１３－９６

第１編　共　通　編

第１編　　共通編

第１章　総則

１－１－１　適用範囲 …… １－１
１－１－２　用語の定義 …… １－１
１－１－３　受託人の義務…… １－４
１－１－４　業務の着手 …… １－４
１－１－５　業務の実施 …… １－４
１－１－６　測量の基準 …… １－４
１－１－７　設計図書の支給及び点検 …… １－５
１－１－８　監督員 …… １－５
１－１－９　業務代理人等 …… １－５
１－１－１０　提出書類 …… １－６
１－１－１１　打合せ等 …… １－６
１－１－１２　業務計画書 …… １－７
１－１－１３　資料等の貸与及び返却 …… １－７
１－１－１４　関係官公庁への手続き等 …… １－８
１－１－１５　地元関係者との交渉等 …… １－８
１－１－１６　土地への立入り等 …… １－８
１－１－１７　成果品の提出 …… １－９
１－１－１８　関連法令及び条例の遵守 …… １－９
１－１－１９　検査 …… １－９
１－１－２０　修補 …… １－１０
１－１－２１　条件変更等…… １－１０
１－１－２２　契約変更 …… １－１０
１－１－２３　履行期間の変更 …… １－１１
１－１－２４　一時中止 …… １－１１
１－１－２５　発注者の賠償責任 …… １－１２
１－１－２６　受託人の賠償責任 …… １－１２
１－１－２７　部分使用 …… １－１２
１－１－２８　再委託 …… １－１２
１－１－２９　成果品の使用等 …… １－１３
１－１－３０　守秘義務 …… １－１３
１－１－３１　個人情報の取扱い…… １－１３
１－１－３２　安全等の確保 …… １－１５
１－１－３３　臨機の措置 …… １－１６
１－１－３４　履行報告 …… １－１６
１－１－３５　屋外での作業を行う時期及び時間の変更 …… １－１６
１－１－３６　行政情報流出対策の強化 …… １－１７
１－１－３７　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 …… １－１８

第２章　測量業務一般

第１節　基準点測量

１－２－１　基準点測量 …… １－１８

第２節　水準測量

１－２－２　水準測量 …… １－１９

第３節　地形測量

１－２－３　地形測量 …… １－２０
１－２－４　現地測量 …… １－２０
１－２－５　空中写真測量 …… １－２１

第４節　路線測量

１－２－６　路線測量 …… １－２１
１－２－７　線形決定 …… １－２２
１－２－８　ＩＰ設置測量 …… １－２２
１－２－９　中心線測量 …… １－２２
１－２－１０　仮ＢＭ設置測量 …… １－２２
１－２－１１　縦断測量 …… １－２２
１－２－１２　横断測量 …… １－２２
１－２－１３　用地幅杭設置測量 …… １－２２
１－２－１４　ＩＰ設置工 …… １－２３
１－２－１５　仮ＢＭ設置工 …… １－２３
１－２－１６　成果図作成 …… １－２３

第５節　河川測量

１－２－１７　河川測量 …… １－２３
１－２－１８　河川定期縦断測量 …… １－２３
１－２－１９　河川定期横断測量 …… １－２３
１－２－２０　深浅測量 …… １－２３
１－２－２１　成果図作成 …… １－２４

第６節　区域線測量

１－２－２２　区域線測量 …… １－２４
１－２－２３　地域の分類 …… １－２４
１－２－２４　作業内容 …… １－２４
１－２－２５　区域線標示区分 …… １－２５
１－２－２６　作業範囲 …… １－２５
１－２－２７　資料調整と現地調査 …… １－２６
１－２－２８　境界杭の探索 …… １－２６
１－２－２９　仮区域線及び仮中心線設定 …… １－２７
１－２－３０　区域線及び中心線設定 …… １－２８
１－２－３１　区域線及び中心線復元 …… １－２９
１－２－３２　中心線再現 …… １－２９

１－２－３３　中心線（特定）設定 …… １－３０
１－２－３４　中心線（特定）復元 …… １－３０
１－２－３５　中心線（特定）再現 …… １－３０
１－２－３６　区域線（調査）設定 …… １－３０
１－２－３７　区域線（調査）復元 …… １－３１

第７節　準拠点測量

１－２－３８　準拠点測量 …… １－３１

第８節　資料調査

１－２－３９　資料調査 …… １－３１

第３章　測量作業の管理

第１節　精度管理及び点検測量率

１－３－１　精度管理及び点検測量率 …… １－３２
１－３－２　基準点測量 …… １－３３
１－３－３　水準測量 …… １－３５
１－３－４　現地測量 …… １－３６
１－３－５　路線測量 …… １－３７
１－３－６　河川測量 …… １－３９
１－３－７　区域線測量 …… １－３９
１－３－８　準拠点測量 …… １－３９
１－３－９　用地測量 …… １－３９
１－３－１０　道路区域線（水路境界）明示測量 …… １－４０
１－３－１１　道路区域線測量（単価契約） …… １－４０
１－３－１２　道路区域標保全業務（単価契約） …… １－４１
１－３－１３　測量標等保全業務 …… １－４２
１－３－１４　道路台帳測量 …… １－４３
１－３－１５　未認定道路測量 …… １－４４
１－３－１６　復旧測量 …… １－４４
１－３－１７　公園台帳測量 …… １－４４

第２節　測量機器の検定

１－３－１８　測量機器の検定等…… １－４４

第４章　測量作業の安全管理

第１節　道路上作業時の安全対策

１－４－１　道路上作業時の安全対策 …… １－４５

測量業務標準仕様書

第1編　共通編

第１章　総則

１－１－１　適用範囲

１　測量業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、名古屋市緑政土木局の発注する測量業務（以下「測量業務」という。）に係る**業務委託契約書（測量・調査等業務委託契約約款を含む）**（以下「**契約書**」という。）及び**設計図書**の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

２　**設計図書**は、相互に補完し合うものとし、契約書及び**設計図書**のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

３　特記仕様書、共通特記仕様書、設計図、標準仕様書または**指示**や**協議**等の間に相違がある場合、または設計図からの読み取りと設計図に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受託人は監督員に**確認**して**指示**を受けなければならない。

４　発注者支援業務、設計業務及び地質・土質調査に関する業務については、別に定める業務標準仕様書によるものとする。

１－１－２　用語の定義

標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）「**発注者**」とは、支出負担行為担当者をいう。

（２）「**受託人**」とは、測量業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。また、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。

（３）「**監督員**」とは、**契約図書**に定められた範囲内において、受託人または業務代理人等に対する**指示**、**承諾**または**協議**等の職務を行う者で、契約書第７条第１項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称していう。受託人には主として主任監督員及び担当監督員が対応する。

（４）本仕様で規定されている総括監督員とは、総括調査業務を担当し、主に、受託人に対する**指示**、**承諾**または**協議**、および関連業務との調査のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、**設計図書**の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における

発注者に対する**報告**等を行うとともに、主任監督員および担当監督員の指揮監督並びに調査業務の取りまとめを行うものをいう。

（５）本仕様で規定されている主任監督員とは、主任調査業務を担当し、主に、受託人に対する**指示**、**承諾**または**協議**（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の**確認**、**設計図書**の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、**設計図書**の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への**報告**を行うこととともに、担当監督員の指揮監督並びに主任調査業務および一般調査業務の取りまとめを行う者をいう。

（６）本仕様で規定されている担当監督員とは、一般調査業務を担当し、主に、受託人に対する**指示**、**承諾**または**協議**で軽易なものの処理、業務の進捗状況の**確認**、**設計図書**の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、**設計図書**の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への**報告**を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。

（７）「**検査員**」とは、測量業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第30条第３項の規定に基づき、検査を行う者をいう。

（８）「**業務代理人等**」とは、測量業務の業務代理人及び現場における業務の施行の技術上の管理をつかさどる主任技術者で契約書第８条第１項の規定に基づき、受託人が定めた者をいう。

（９）「**契約図書**」とは、契約書及び**設計図書**をいう。

(10)「**設計図書**」とは、仕様書、設計図、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

(11)「**仕様書**」とは、標準仕様書及び共通特記仕様書並びに特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。

(12)「**標準仕様書**」とは、各測量業務に共通する技術上の**指示**事項等を定める図書をいう。

(13)「**特記仕様書**」とは、標準仕様書を補足し、当該測量業務の実施に関する明細または特別な事項を定める図書をいう。

(14)「**現場説明書**」とは、測量業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該測量業務の契約条件を説明するための書類をいう。

(15)「**質問回答書**」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する**書面**をいう。

(16)「**設計図**」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更または追加された図面及び図面のもとになる計算書等をい

う。

(17)「**指示**」とは、監督員が受託人に対し、測量業務の遂行上必要な事項について原則として**書面**をもって示し、実施させることをいう。

(18)「**承諾**」とは、受託人が監督員に対し、**書面**で申し出た測量業務の遂行上必要な事項について、監督員が原則として**書面**により業務上の行為に同意することをいう。

(19)「**協議**」とは、原則として**書面**により**契約図書**の**協議**事項について、発注者または監督員と受託人が対等の立場で合議することをいう。

(20)「**提出**」とは、受託人が監督員に対し、測量業務に係わる事項について**書面**またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

(21)「**報告**」とは、受託人が監督員に対し、測量業務の遂行に係わる事項について、原則として**書面**をもって知らせることをいう。

(22)「**通知**」とは、発注者若しくは監督員が受託人に対し、または受託人が発注者若しくは監督員に対し、測量業務に関する事項について、原則として**書面**をもって知らせることをいう。

(23)「**請求**」とは、発注者または受託人が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に原則として**書面**をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

(24)「**質問**」とは、不明な点に関して原則として**書面**をもって問うことをいう。

(25)「**回答**」とは、質問に対して原則として**書面**をもって答えることをいう。

(26)「**書面**」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名または押印したものを有効とする。

１）緊急を要する場合はファクシミリ及びＥメールにより伝達できるものとするが、後日有効な**書面**と差し換えるものとする。

２）電子納品を行う場合は、別途監督員と**協議**するものとする。

(27)「**検査**」とは、**契約図書**に基づき、検査員が測量業務の完了を**確認**することをいう。

(28)「**打合せ**」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために業務代理人等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

(29)「**修補**」とは、発注者が検査時に受託人の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託人が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

(30)「**協力者**」とは、受託人が測量業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。

(31)「**使用人等**」とは、協力者またはその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

(32)「**立会**」とは、**設計図書**に示された項目において監督員が臨場し内容を**確認**することをいう。
(33)「**了解**」とは、**契約図書**に基づき、監督員が受託人に**指示**した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
(34)「**受理**」とは、**契約図書**に基づき、受託人、監督員が相互に**提出**された**書面**を受け取り、内容を把握することをいう。

１－１－３　受託人の義務

受託人は、契約の履行にあたって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分発揮しなければならない。

１－１－４　業務の着手

受託人は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後１４日以内に測量業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは業務代理人等が測量業務等の実施のために監督員との打合せを行うことをいう。

１－１－５　業務の実施

１　測量業務は名古屋市公共測量作業規程（以下「規程」という。平成21年２月６日付国土交通省国地第1034号承認）及びこの測量業務標準仕様書により実施するものとする。

規程は、作業規程の準則(平成20年国土交通省告示第413号)を準用し、準則の第１条第１項中「準則」とあるのは「規程」と、測量法「第34条」とあるのは「第33条第１項」と、同条第２項中「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「名古屋市が行う」を加える。第２条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第３条第２項中「準則」とあるのは「規程」と、第５条第３項第２号中「準則」とあるのは「規程」と、第７条中「準則」とあるのは「規程」、第８条第１項中「準則」とあるのは「規程」と、第17条第１項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第２項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、附則「平成20年４月１日」とあるのは「承認日」と、それぞれ読み替えたものとする。

２　受託人は、主要な測量業務段階のうち、特記仕様書またはあらかじめ監督員の**指示**した箇所については監督員の**承諾**を得なければ、次の作業を進めてはならない。

１－１－６　測量の基準

測量の基準は「規程」第２条の規定によるもののほかは監督員の**指示**に

よるものとする。

１－１－７　設計図書の支給及び点検

１　受託人からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受託人に設計図の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、標準仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託人の負担において備えるものとする。

２　受託人は、**設計図書**の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に**書面**により**報告**し、その**指示**を受けなければならない。

３　監督員は、必要と認めるときは、受託人に対し、設計図等を無償で追加支給するものとする。

１－１－８　監督員

１　発注者は、測量業務における監督員を定め、受託人に**通知**するものとする。

２　監督員は、**契約図書**に定められた事項の範囲内において、**指示**、**承諾**、**協議**等の職務を行うものとする。

３　契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第７条第２項に規定した事項である。

４　監督員がその権限を行使するときは、**書面**により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合、監督員が受託人に対し口頭による**指示**等を行った場合には、受託人はその口頭による**指示**等に従うものとする。

なお、監督員は、その口頭による**指示**等を行った後７日以内に、原則として**書面**で受託人にその**指示**等の内容を**通知**するものとする。

１－１－９　業務代理人等

１　受託人は、測量業務における業務代理人等を定め、発注者に**通知**するものとする。

２　業務代理人は、測量業務の履行に当たり必要な知識と経験を有するものでなければならない。

３　主任技術者は、**契約図書**等に基づき、測量業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。また、主任技術者は、測量法に基づく測量士の資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

４　業務代理人は、監督員が測量業務と関連すると認めた他の業務の受託人と十分に**協議**の上相互に協力し、業務を実施しなければならない。

５　業務代理人は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境

等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

6　業務代理人は、測量業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受託人が行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、測量業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

１－１－１０　提出書類

1　受託人は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく**提出**しなければならない。ただし、委託代金額に係る**請求**書、**請求**代金代理受領**承諾**書、遅延利息**請求**書、監督員に関する措置**請求**に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

2　受託人が発注者に**提出**する書類で様式が定められていないものは、受託人において様式を定め、**提出**するものとする。ただし、発注者がその様式を**指示**した場合は、これに従わなければならない。

3　受託人は、契約時または変更時において、委託代金額が100万円上の業務について、測量調査業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための**確認**のお願い」を作成し、監督員の**確認**(署名、押印)を受けたうえ、受注時は契約後、土日、祝祭日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き15日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、登録機関に登録申請をしなければならない。

また、訂正時には、「訂正のための**確認**のお願い」を作成し、監督員の**確認**(署名、押印)を受けたうえ、訂正があった日から閉庁日を除き15日以内に登録機関に登録申請をしなければならない。

また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容**確認**書」をダウンロードし、ただちに監督員に**提出**しなければならない。なお、変更時と完了時の間が閉庁日を除き10日以内に満たない場合は、変更時の**提出**を省略できるものとする。

なお、受託人が公益法人の場合はこの限りではない。

１－１－１１　打合せ等

1　測量業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託人が**書面**（業務打合せ記録簿）に記録し、相互に**確認**しなければならない。

なお、連絡は積極的にＥメール等を活用し、Ｅメールで**確認**した内容については、必要に応じて**書面**（業務打合せ記録簿）を作成するものとする。

2　測量業務着手時及び**設計図書**で定める測量業務の区切りにおいて、

主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果については、受託人が業務打合せ記録簿に記録し相互に**確認**しなければならない。

３　受託人は、支給材料を受けた場合は受領書を**提出**し、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。また、受託人は、業務完了時（完了前であっても業務日程上支給品の精算が行えるものについてはその時点）には、支給品出納簿を監督員に**提出**しなければならない。

４　主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と**協議**するものとする。

１－１－１２　業務計画書

１　受託人は、契約締結後15日以内に**業務計画書**を作成し、監督員に**提出**しなければならない。ただし、単価契約業務、簡易な業務等については、監督員の**承諾**を得て省略することができる。

２　**業務計画書**には、**契約図書**に基づき下記事項を記載するものとする。

（１）業務概要　　（２）実施方針
（３）実施日程表　　（４）業務組織計画
（５）打合せ計画　　（６）使用する図書及び基準
（７）連絡体制（緊急時含む）　　（８）その他

（８）その他には、使用機器、測量作業の管理、交通安全対策及びその他必要事項を記載するものとする。

３　受託人は、**業務計画書**の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更**業務計画書**を**提出**しなければならない。

４　監督員が**指示**した事項については、受託人はさらに詳細な**業務計画書**に係る資料を**提出**しなければならない。

１－１－１３　資料等の貸与及び返却

１　監督員は、**設計図書**に定める図書及びその他関係資料を、受託人に貸与するものとする。

２　受託人は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、ただちに監督員に返却するものとする。

３　受託人は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。

万一、損傷した場合には、受託人の責任と費用負担において修復するものとする。

４　受託人は、**設計図書**に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

１－１－１４　関係官公庁への手続き等

１　受託人は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託人は、測量業務を実施するために、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

２　受託人が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に**報告**し**協議**するものとする。

１－１－１５　地元関係者との交渉等

１　契約書第９条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者または監督員が行うものとするが、監督員の**指示**がある場合は、受託人はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受託人は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

２　受託人は、測量業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の**承諾**を得ずに行わないものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

３　受託人は、**設計図書**の定め、あるいは監督員の**指示**により受託人が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を**書面**により随時監督員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

４　受託人は、測量業務の実施中に発注者が地元**協議**等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、**設計図書**に定めるところにより、発注者が行う地元**協議**等に立会うとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

５　受託人は、前項の地元**協議**等により、既に作成した成果の内容を変更する必要が生じた場合には、**指示**に基づいて変更するものとする。

なお、変更に伴う履行期間及び経費の変更は、発注者と**協議**のうえ定めるものとする。

１－１－１６　土地への立入り等

１　受託人は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地または私有地に立入る場合は、契約書第10条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に**報告**し**指示**を受けなければならない。

２　受託人は、測量業務実施のために宅地または、かき、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ所有者等に**通知**し**了解**を得な

ければならない。

３　受託人は、測量業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去または土地若しくは工作物を一時使用する場合は所有者の**承諾**を得て行うものとする。

この場合において生じた損失を補てんするために必要な経費の負担については、**契約図書**に示すほかは監督員との**協議**により定めるものとする。

４　公共測量として実施する測量業務の受託人は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に**提出**し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託人は、立入り作業完了後速やかに身分証明書を発注者に返却しなければならない。

１－１－１７　成果品の提出

１　受託人は測量業務が完了したときは、**設計図書**に示す成果品を**提出**し、検査を受けるものとする。

２　受託人は、**設計図書**に定めがある場合、または監督員の**指示**する場合で同意した場合は、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。

３　受託人は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（ＳＩ）とする。

４　受託人は、成果品の**提出**に当たっては、事前に社内検査を実施しなければならない。

１－１－１８　関連法令及び条例の遵守

受託人は、測量業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

１－１－１９　検査

１　受託人は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了届を発注者に**提出**する際には、**契約図書**により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に**提出**していなければならない。

２　発注者は、測量業務の検査に先立って受託人に対して検査日を**通知**するものとする。この場合において受託人は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受託人の負担とする。

３　検査員は、監督員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（１）測量業務成果品の検査
（２）測量業務管理状況の検査
　測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

１－１－２０　修補

１　受託人は、修補の必要がある場合は速やかに行わなければならない。
２　検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受託人に対して、期限を定めて修補を**指示**することができるものとする。
３　検査員が修補の**指示**をした場合において、修補の完了の**確認**は検査員の**指示**に従うものとする。
４　検査員が**指示**した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第３０条第２項の規定に基づき検査の結果を受託人に**通知**するものとする。

１－１－２１　条件変更等

１　契約書第１６条第１項第５号に規定する「予期することができない特別な状態」とは、契約書第２８条第１項に規定する不可抗力による場合のほか、発注者と受託人が**協議**し、当該規定に適用すると判断した場合とする。
２　監督員が、受託人に対して契約書第１６条、第１７条及び第１９条の規定に基づく**設計図書**の変更または訂正の**指示**を行う場合は、**指示**書によるものとする。

１－１－２２　契約変更

１　発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務委託契約の変更を行うものとする。
（１）測量業務内容の変更により委託代金額に変更が生ずる場合
（２）履行期間の変更を行う場合
（３）監督員と受託人が**協議**し、測量業務施行上必要があると認められる場合
（４）契約書第２９条の規定に基づき委託代金額の変更に代える**設計図書**の変更を行う場合
２　発注者は、前項の場合において、変更する**契約図書**を、次の各号に基づき作成するものとする。
（１）「**１－１－２０　条件変更**」の規定に基づき監督員が受託人に**指示**した事項
（２）測量業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
（３）その他発注者または監督員と受託人との**協議**で決定された事項

１－１－２３　履行期間の変更

１　発注者は、受託人に対して測量業務の変更の**指示**を行う場合において、履行期間変更**協議**の対象であるか否かを合わせて事前に**通知**しなければならない。

２　受託人は、契約書第２０条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、業務変更日程表その他必要な資料を添付し、履行期間延長願を発注者に**提出**しなければならない。

３　契約書第２１条に基づき、発注者の**請求**により履行期間を短縮した場合、受託人は、速やかに業務日程表を修正し**提出**しなければならない。

４　発注者は、履行期間変更**協議**の対象であると**確認**された事項及び測量業務の一時中止を**指示**した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の**協議**に代えることができるものとする。

１－１－２４　一時中止

１　契約書第１８条第１項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受託人に**書面**をもって**通知**し、必要と認める期間、測量業務の全部または一部の履行について一時中止を**指示**することができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象（以下「天災等」という）による測量業務の中断について、「**１－１－３３　臨機の措置**」により、受託人は適切に対応しなければならない。

（１）第三者の土地への立入り許可が得られない場合

（２）関連する他の業務等の進捗が遅れたため、測量業務の続行を不適当と認めた場合

（３）環境問題等の発生により測量業務の続行が不適当または不可能となった場合

（４）天災等により測量業務の対象箇所の状態が変動した場合

（５）第三者及びその財産、受託人、使用人並びに監督員の安全確保のために必要があると認めた場合

（６）前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合

２　発注者は、受託人が**契約図書**に違反し、または監督員の**指示**に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には測量業務の全部または一部の一時中止を命ずることができるものとする。

３　前２項の場合において、受託人は測量業務の現場の保全については、監督員の**指示**に従わなければならない。

１－１－２５　発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

（１）契約書第26条に規定する一般的損害、契約書27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合

（２）発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

１－１－２６　受託人の賠償責任

受託人は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

（１）契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受託人の責に帰すべき損害とされた場合

（２）契約書第38条に規定する瑕疵責任に係る損害が生じた場合

（３）受託人の責により損害が生じた場合

１－１－２７　部分使用

１　発注者は、次の各号に掲げる場合において契約書第32条の規定に基づき、受託人に対して成果品の部分使用を**請求**することができるものとする。

（１）別途測量業務等の使用に供する必要がある場合

（２）その他特に必要と認められた場合

２　受託人は、成果品の部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に**提出**するものとする。

１－１－２８　再委託

１　契約書第５条第１項に規定する「主たる部分」とは、測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等をいい、受託人はこれを再委託することはできない。

２　受託人は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理等の簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の**承諾**を必要としない。

３　受託人は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の**承諾**を得なければならない。

４　受託人は、測量業務を再委託に付する場合、**書面**により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、名古屋市の測量設計業務等指名競争入札参加資格

者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

１－１－２９　成果品の使用等

１　受託人は、契約書第４条第４項の定めに従い、発注者の**承諾**を得て単独または他の者と共同で、成果品を発表することができる。

２　受託人は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、**設計図書**に明示がなく、その費用負担を契約書第６条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の**承諾**を受けなければならない。

１－１－３０　守秘義務

１　受託人は、契約書第１条第５項の規定により、測量業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

２　受託人は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の**書面**による**承諾**を得たときはこの限りではない。

３　受託人は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を「**１－１－１２　業務計画書**」の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

４　受託人は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。

５　取り扱う情報は、当該業務のみ使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。

６　受託人は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去または破棄を確実に行うこと。

７ 受託人は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ、またその恐れがある場合には、これを速やかに発注者に**報告**するものとする。

１－１－３１　個人情報の取扱い

１　基本的事項

受託人は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成24年６月27日　法律第42号）及び同施行令に基づき、個人情報の漏えい、減失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　秘密の保持

受注人は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

３　取得の制限

受託人は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

４　利用および提供の制限

受託人は、発注者の**指示**または**承諾**があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。

５　複写等の禁止

受託人は、発注者の**指示**または**承諾**があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

６　再委託の禁止

受託人は、発注者の**指示**または**承諾**があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

７　事案発生時における**報告**

受託人は、個人情報漏えい等の事案が発生し、または発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に**報告**し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の**指示**があった場合にはこれに従うものとする。また、契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

８　資料等の返却等

受託人は、この契約による事務の処理するために発注者から貸与され、または受託人が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後または解除後速やかに発注者に返却し、または引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、廃棄または消去など別の方法を**指示**したときは、当該**指示**に従うものとする。

９　管理の**確認**等

発注者は、受託人における個人情報の管理の状況について適時**確認**することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受託人に対し個人情報の取り扱い状況について**報告**を求めまたは検査することができる。

10　管理体制の整備

受託人は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11　従事者への周知

受託人は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に関して必要な周知しなければならない。

１－１－３２　安全等の確保

１　受託人は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）測量業務現場が隣接し、または同一場所において別途測量業務がある場合には常に相互協調するとともに、利用する成果については、照合を行わなければならない。

（２）受託人は、測量業務に当たり、水陸交通の妨害または、公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。

（３）受託人は、常に測量業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

２　受託人は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。

３　受託人は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

４　受託人は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

５　受託人は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

（１）測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

（２）受託人は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

（３）受託人は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整

理に努めなければならない。

（４）受託人は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成５年１月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。

６　受託人は、測量業務の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

７　受託人は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に**報告**するとともに、監督員が**指示**する様式により事故**報告**書を速やかに監督員に**提出**し、監督員から**指示**がある場合にはその**指示**に従わなければならない。

８　受託人は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

１－１－３３　臨機の措置

１　受託人は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を取らなければならない。また、受託人は、措置を取った場合には、その内容を監督員に**報告**しなければならない。

２　監督員は、天災等に伴い、成果品の品質または工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、または多額な費用が必要と認められるときは、受託人に対して臨機の措置をとることを**請求**することができるものとする。

１－１－３４　履行報告

受託人は、契約書第11条の規定する履行**報告**書については、**設計図書**で対象業務と明示された場合には、履行**報告**書を作成し、監督員を経由し発注者に**提出**しなければならない。

１－１－３５　屋外での作業を行う時期及び時間の変更

１　受注者は、**設計図書**に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と**協議**するものとする。

２　受託人は、**設計図書**に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で閉庁日または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した**書面**によって監督員に**提出**しなければならない。

１－１－３６　行政情報流出対策の強化

１　受託人は、本業務の履行に関するすべての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。

２　受託人は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

（関係法令等の遵守）

行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の**指示**する事項を遵守するものとする。

（行政情報の目的外使用の禁止）

受託人は、発注者の許可なく本業務の履行に関して取扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

（社員等に対する指導）

（１）受託人は、受託人の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という）に対して行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

（２）受託人は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

（３）受託人は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する**確認**・指導を行うこと。

（契約終了時等における行政情報の返却）

受託人は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ）については、本業務の実施完了後または本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

（電子情報の管理体制の確保）

（１）受託人は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という）を選任及び配置するものとする。

（２）受託人は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

１）本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

２）電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

３）電子情報を移送する際のセキュリティ対策

（電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保）

受託人は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

１）情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

２）セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

３）セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

４）セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

５）情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

（事故の発生時の措置）

（１）受託人は、本業務の履行に関して取扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

（２）この場合において、速やかに事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

３　発注者は、受託人の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、**報告**を求め、検査**確認**を行う場合がある。

1－1－37 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

１．受託人は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うこととともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

２．１．により警察に通報または捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した**書面**により発注者に**報告**すること。

３．１．及び２．の行為を怠ったことが**確認**された場合は、排除措置を講じることがある。

４．暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と**協議**しなければならない。

第２章　測量業務一般

本章は、緑政土木局が行う一般的測量業務のなかで、共通するものについて定めるものである。

第１節　基準点測量

１－２－１　基準点測量

１　基準点測量とは、規程に基づく、「１級基準点測量」、「２級基準点測量」、「３級基準点測量」、「４級基準点測量」に分けられ、結合多角方

式、単路線方式、閉合多角方式のいずれかで行うものとする。

２　１級・２級基準点測量は、名古屋市測量標の内、多角点、多角水準点、道路台帳基準点、街区三角点の新設、移転等のために行う測量作業である。

３　３級・４級基準点測量は、測量内容に応じて適宜、使用する。

（１）測点番号は、原則として測量区域の北西端から多角網ごとに付するものとする。

（２）多角次数網図は、計算を行う前に監督員に**提出**して、**承諾**を得なければならない。

（３）次数は、３次までを原則とする。

第２節　水準測量

１－２－２　水準測量

１　水準測量とは、既知点である水準点に基づき、レベル及び水準標尺を用いて高低差を測定し、新点（改測点を含む）である水準点の標高を定める作業をいい、規程に基づく、「１級水準測量」、「２級水準測量」、「３級水準測量」、「４級水準測量」、「簡易水準測量」を行うものである。

２　水準測量は、国家基準点（水準点）、名古屋市測量標（水準点・多角水準点）の２点以上の既知点を利用して直接水準測量方式で行うものとし、観測点の選点は監督員の**指示**によるものとする。

３　１級水準測量

名古屋市測量標（水準点・多角水準点）を新設、移転する場合に行う測量で「規程（１級水準測量に関する項目)」に準拠して測量作業を行うものとする。

４　２級水準測量

２級水準測量の精度を必要とする測量作業に使用する。

「規程（２級水準測量に関する項目)」に準拠して測量作業を行うものとする。

５　３級水準測量

用地測量、道路台帳測量、河川測量及び公園台帳測量等における仮ＢＭ設置等の場合に行う測量で「規程（３級水準測量に関する項目)」に準拠して測量作業を行うものとする。

６　４級水準測量

工事用測量における仮ＢＭ設置及び縦・横断測量等の場合に行う測量で「規程（４級水準測量に関する項目)」に準拠して測量作業を行うものとする。

７　簡易水準測量

「規程（簡易水準測量に関する項目)」に準拠して測量作業を行うも

のとする。

８　水準成果値

水準成果値は、原則、国土交通省国土地理院が公表している値（Ｔ・Ｐ値）を使用する。

第３節　地形測量

１－２－３　地形測量

地形測量とは、数値地形図データ等を作成及び修正する作業をいい、地図編集を含むものとする。

「数値地形図データ」とは、地形、地物等に係る地図情報を位置、形状を表す座標データ、内容を表す属性データ等として、計算処理が可能な形態で表現したものをいう。

１－２－４　現地測量

１　現地測量とは、トータルステーション（以下「ＴＳ」という。）等またはＲＴＫ－ＧＰＳ法もしくはネットワーク型ＲＴＫ－ＧＰＳ法を用いてまたは併用して地形、地物等を測定し、数値地形図データを作成する作業をいう。

現地測量は、４級基準点、簡易水準点またはこれと同等以上の精度を有する基準点に基づいて実施するものとする。

現地測量は、「規定（現地測量に関する項目）」に準拠して測量作業を行うものとする。

（１）ＴＳ及びＲＴＫ－ＧＰＳ観測で基準点だけで細部測量を行なえない場合は、ＴＳ点を設置できる。

（２）基準点から放射法で1次点まで認められているが、これによりがたい場合は、監督員の**承諾**を得て、基準点間の線中点の座標値を距離法により求めて線中点から放射法で1次点のＴＳ点として設置できるものとする。この場合、ＴＳ点までの距離は、後視点までの距離以下とする。

２　細部測量作業

（１）ＴＳ等による細部測量

ＴＳ等による細部測量は、基準点またはＴＳ点にＴＳ等の観測機器を整置し地形、地物等を測定し、数値地形図データを取得する作業をいう。

（２）ＲＴＫ－ＧＰＳ法及びネットワーク型ＲＴＫ－ＧＰＳ法を用いる細部測量

ＲＴＫ－ＧＰＳ法及びネットワーク型ＲＴＫ－ＧＰＳ法を用いる細部測量は、それぞれの観測により基準点またはＴＳ点と地形、地物等の相対的位置関係を求め、数値地形図データを取得する作

業をいう。

３　その他現地測量作業、同作業結果の編集及び図化について疑義が生じた場合は、監督員の**指示**に従わなければならない。

１－２－５　空中写真測量

１　空中写真測量は、航空機から撮影された空中写真を用いて、写真上に写された土地の形状及び地物等を計測し数値地形図データファイルを作成する作業をいい、「規程（空中写真測量に関する項目）」に準拠して測量作業を行うものとする。

２　本業務は、目的に合った都市計画道路、鉄道連続立体交差、河川改修整備等の事業に必要な平面図を作成する。

３　業務内容

（１）受託人は、「業務計画」を作成し、速やかに監督員に**提出**し**承認**を得なければならない。

（２）標定点測量は、名古屋市測量標（多角水準点）の既設点のほかに、空中三角測量及び数値図化において空中写真の標定に必要な基準点、水準点を設置する。

４　空中写真測量成果図作成

（１）現況平面図

空中で撮影された写真を用いて各種表現事項を図化機により描画し、図化素図を作成する。図化素図及び現地調査結果に基づき、図式にしたがって編集した素図（編集素図）により現況平面図を作成する。

なお、中心線測量を行った場合は、中心線形及び各点の座標値を記載する。

（２）**提出**成果

ア　**業務計画書**

イ　標定点成果表、標定点配置図及び水準路線図、標定点測量簿及び同明細簿

ウ　対空標識点明細票、偏心計算簿、対空標識点一覧図

エ　ネガフィルム、数値写真、サムネイル画像、標定図、同時調整成果表、撮影記録、品質評価表

オ　刺針点明細票、偏心計算簿、刺針点一覧図

カ　現地調査結果を整理した空中写真

キ　外部標定要素成果表、パスポイント・タイポイント成果表、空中三角測量作業計画・実施一覧図、写真座標測定簿、調整計算簿

ク　数値地形図データファイル、品質評価表

ケ　イ～クに関する精度管理表

第４節　路線測量

１－２－６　路線測量

路線測量は、道路、河川等の線状築造物建設のための調査、計画、実地設計等に用いられる測量をいい、「規程（路線測量に関する項目）」に準拠して作業を行なうものとする。

１－２－７　線形決定

線形決定は、路線選定の結果に基づき、地形図上のＩＰの位置を座標として定め線形図データファイルを作成する作業をいう。

線形図の作成は、計算等によって求めた主要点及び中心点の座標値を展開して行うものとする。

１－２－８　ＩＰ設置測量

ＩＰ設置測量は、地形図上の線形決定により定められた座標値を持つＩＰを現地において基準点から放射法により設置する。

１－２－９　中心線測量

中心線測量は、基準点、ＩＰから原則として中心点間隔を２０ｍ毎で計算した座標値を用いて現地に設置する。

１－２－１０　仮ＢＭ設置測量

仮ＢＭ設置測量は、縦断測量、横断測量に先立って、高さの統一性、利便を考慮し、仮ＢＭを現地に設置し標高を定める。

水準測量は、「規程（３級水準測量に関する項目）」に準拠する。

１－２－１１　縦断測量

縦断測量は、中心杭、中心点及び地形変化点の地盤並びに中心線付近の主要な構造物の中心点等からの距離、標高を定め縦断図を作成する。

水準測量は、「規程（４級水準測量に関する項目）」に準拠する。

１－２－１２　横断測量

横断測量は、中心線の接線に対して直角方向の線上にある地形及び地物の変化点の中心点等からの距離、標高を定め横断図を作成する。

水準測量は、地形、地物等の状況により直接水準測量または間接水準測量により行う。

１－２－１３　用地幅杭設置測量

用地幅杭設置測量とは、取得等に係る用地の範囲を示すため所定の位置に用地幅杭を設置する測量をいい、「規程（用地幅杭設置測量に関する作

業)」に準拠して作業を行うものとする。

１－２－１４　ＩＰ設置工

ＩＰ設置工は、中心線測量においてコンクリート杭または鋲を設置する。なお、復元ができるように引照点を設置する。

引照点は、なるべく十字方向の選点とし、距離、方位及び方位標を測定し点の記を作成する。

１－２－１５　仮ＢＭ設置工

仮ＢＭ設置工は、起点、終点付近の地盤堅固な場所に鋲等を用いて設置する。

１－２－１６　成果図作成

成果図作成

（１）縦断図面

距離を表す横の縮尺は原則１/５００、高さを表す縦の縮尺は原則１/１００ とする。

（２）横断図面

縦断面図の縦の縮尺と同一のものとする。

第５節　河川測量

１－２－１７　河川測量

河川測量とは、河川の洪水、高潮等による災害発生の防止等のための調査並びに河川の適正利用流水の正常な機能等、治水及び利水の総合的な管理に必要な資料を得るための測量をいい、「規程（河川測量に関する項目)」に準拠して作業を行なうものとする。

１－２－１８　河川定期縦断測量

河川定期縦断測量は、左右両岸の堤防及び構造物の距離、標高を求め、縦断面図データファイルを作成する。

１－２－１９　河川定期横断測量

河川定期横断測量は、中心線に対して直角線上に河川の地形、変化点、距離及び標高を求め、横断面図データファイルを作成する。

１－２－２０　深浅測量

深浅測量は、河川の水底の地形を調査するために、水面を基準にして水深、測深位置及び水位を測定し、横断面図データファイルを作成する。

（１）水深の測定は、音響測深機を用いて行うものとする。ただし、水

深が浅い場合は、直接測定によるものとする。
（２）測深位置（船位）の測定は、ワイヤーロープ、ＴＳ、ＧＰＳ測量機等のうちいずれかを用いて行うものとする。
（３）水位の測定は、水位標、検潮所若しくは仮水位標による観測または直接測定により行うものとする。

１－２－２１　成果図作成

以下の成果図を作成する。
作成については、「**第１編共通編第２章第４節路線測量**」を適用する。
（１）河川定期縦断面図
（２）河川定期横断面図
（３）深浅断面図

第６節　区域線測量

１－２－２２　区域線測量

区域線測量は、道路及び水路等を構成する土地の範囲を決定するため、確定図及び公図等に基づいて道路及び水路等の区域線及び中心線を設定する作業を行うものとする。

１－２－２３　地域の分類

作業方法別による地域の区分は次のとおりとする。
Ａ地域…復興土地区画整理の行われた地域をいう。
Ｂ地域…新法による土地区画整理等の行われた地域をいう。
Ｃ地域…旧法による土地区画整理等の行われた地域をいう。
Ｄ地域…土地区画整理等の行われていない地域をいう。（通称、除外地ともいう。）

１－２－２４　作業内容

１　Ａ地域・Ｂ地域
（１）区域線設定
（２）区域線復元
２　Ｃ地域
（１）中心線設定
（２）中心線復元
（３）中心線再現
（４）中心線（特定）設定
（５）中心線（特定）復元
（６）中心線（特定）再現
３　Ｄ地域

（１）区域線（調査・線的）設定
（２）区域線（調査・線的）復元
（３）区域線（調査・面的）設定
（４）区域線（調査・面的）復元

１－２－２５　区域線標示区分

道路及び水路等の区域線標示の方法は、街区交点及び曲折点を再現し、これらを結ぶ線として標示する「区域線標示」と、道路の中心に標示する「中心線標示」がある。

なお、交通量、分離帯などで中心線標示等が困難な場合は、「視準線標示」を行う。

これらの標示と各地域の仕分けは、次のとおりとする。

（１）区域線標示……Ａ・Ｂ・Ｄの区域

区域線標示に使用するものは、丸八鋲、十字鋲（No.１またはNo.２）、刻みとする。

（２）中心線標示……Ｃの区域

（３）視準線標示……Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄの区域

中心線、視準線標示に使用するものは、原則としてコンクリート釘に座金（丸八マーク印入）をつけて設置する。

ただし、中心線及び視準線交点に設置する場合については十字鋲（No.１）、刻み等とする。

１－２－２６　作業範囲

１　Ａ・Ｂ地域の作業範囲は、一街区とその周辺道路を含めた範囲とする。

図例－１

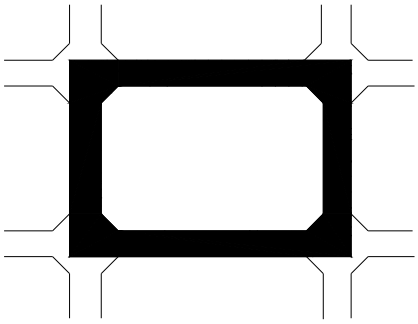

２　Ｃ地域の作業範囲は、明示路線に隣接する街区とその周辺道路を含めた範囲とする。

図例－２

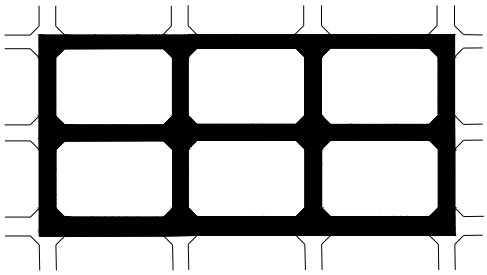

３　Ｄ地域の作業範囲については、原則として道路構造物（Ｕ・Ｌ字溝）のある場合は線的に、無い場合は面的に行うものとする。

ただし、地域の特性、目的等により、この限りではない。

図例－３（線的）

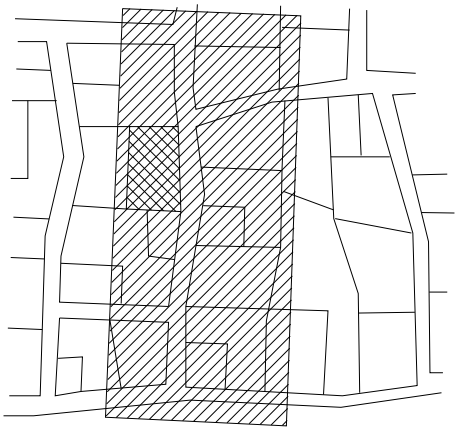

図例－４（面的）

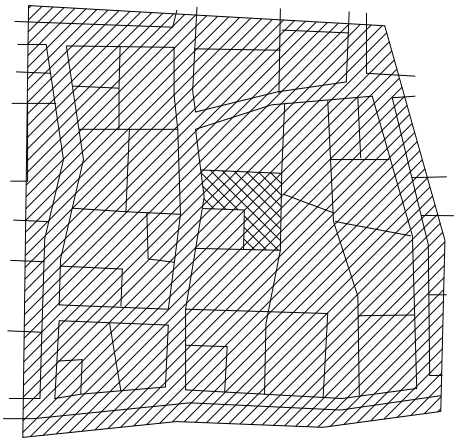

１－２－２７　資料調整と現地調査

１　資料調整

本市が貸与する各資料の数値の点検及び照合を行い、各筆割距離を街区毎に集計するとともに、間数表示はメートルに換算し、現地作業に対応できる資料を作成する。

２　現地調査

現地と資料との位置関係の**確認**及び境界杭探索等を行い、状況を把握し再現点の作業方法を検討する。

１－２－２８　境界杭の探索

１　境界杭探索

境界杭には、街区交点、隅切杭、筆界杭等があるが、本業務において

はこれらのうち区域線または中心線の設定に必要な杭を探索する。

民地内の筆界杭を探索する場合は、土地所有者等の**承諾**を得て行う。

２　記録写真

受託人は、探索によって得られた境界杭は「**第１１編第２章　杭探索記録写真作成方法**」に従い監督員に**提出**しなければならない。

３　杭の引照

杭の引照はＣ地域において行うものとし、次のとおり引照図を作成し**提出**する。

（１）最低二方向に引照をとる。（５ｍ前後）

（２）引照は、できる限りコンクリート基礎等の永久構造物にとることとする。ただし、受託人は、付近に適当な対象物が無い場合には、監督員の**指示**に従わなければならない。

４　杭探索後の復旧

杭の掘削等により探索した後の復旧は、次の方法により実施する。

（１）道路敷地内にある交点杭等は、常温合材により仮復旧を行うがこの場合、埋め戻し土砂を十分につき固め、合材を入れ表面が平坦になるよう転圧し良好な状態に復旧する。

（２）受託人は、道路敷地内の仮復旧箇所について、管内図に明記し監督員に**提出**しなければならない。

（３）民地内の筆界杭等の復旧は、土地所有者との**協議**により実施する。

１－２－２９　仮区域線及び仮中心線設定

１　仮区域線設定

（１）直線の場合

仮区域標は、既存の区域標（台帳鋲、明示鋲）と筆界杭等（杭、刻み、鋲）、現況筆界等の位置関係を測定し、確定数値との比較と検討を行い、現地に無い街区交点や曲折点を仮設定して、次の調査を行う。

１）仮区域標から、各筆界間の検測を行い、確定数値と比較し「±」（プラスマイナス）を用いて表示された標間検測図を作成する。

２）受託人は、仮区域標より視準線を設置「街区点から直角の点、視準線の交点に十字鋲（NO.１）」し、測角を行うと共に視準線より構造物、各筆界杭との位置関係の測定と現況幅員の測定を行い、各筆の横断面図を作成し、仮成果として仮区域線設定図（標間検測図、横断面図）を監督員に**提出**し点検を受けなければならない。

（２）曲線の場合

１）曲線部分の設定については、前号により、仮設定された街区交点、曲折点及び現況構造物、境界杭等を座標値として求める実測（多角測量等）を行う。

２）１）で得た各点等の座標値と既知の曲線データによる座標値との比較検討を行う。

３）曲線半径、各筆の間口及び奥行距離等の比較検討を行い、仮区域線設定図（標間検測図、横断面図）を作成する。

２　仮中心線設定

（１）直線の場合

仮中心線は、現地調査及び境界杭探索によって得られた街区交点杭、筆界杭、現況筆界等の位置関係を測定し、道路幅員及び確定数値との比較検討を行い、仮設定して次の調査を行う。

１）仮中心線から各境界杭、現況筆界及び現況側溝までの距離並びに街区延長等を検測し、検測数値と確定数値を比較して「±」を用いて表示した標間検測図を作成する。

２）受託人は、仮中心線から構造物、各筆界杭との位置関係の測定と現況幅員の測定を行い、仮横断面図を作成し、仮成果として仮中心線設定図（標間検測図、断面図）を監督員に**提出**し、点検を受けなければならない。

（２）曲線の場合

１）接線となる二つの直線方向について、前号の作業を行い、それぞれの仮中心線を設定し、監督員の点検を受ける。

２）両方向の交わり点（交点）をつくり、交角を求める実測を行う。

３）確定図等の資料によりＢＣ、ＥＣ点及び街区交点を仮設定する。

４）仮区域標、各筆界杭、各筆の現況構造物（Ｌ・Ｕ字溝、ブロック塀等）の位置を座標値として求める実測（多角測量等）を行う。

５）１）～４）の作業により曲線半径（仮半径）と仮中心点（座標値）を算出する。

６）仮中心点から各筆界杭、現況構造物との各位置（個々の半径である）を算出し、その中で最も現況に合致した半径を求める。

７）仮中心線より各筆界杭、現況構造物との位置関係を「±」により表示した仮中心線設定図（標間検測図、断面図）を作成する。

１－２－３０　区域線及び中心線設定

１　区域線設定

区域線は、街区交点及び曲折点に木杭または鋲を設置することにより標示し、作業結果を記載した区域線設定図（標間、断面、引照）を作成する。なお、区域標を設置することが困難な場合は、監督員の**承諾**を得て引照点のみの設置または視準線とすることができる。

現地標示は図例参照

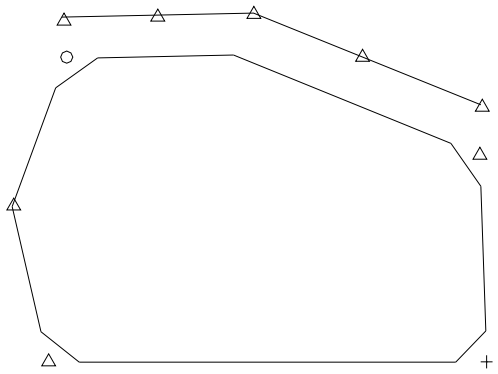

２　中心線設定

中心線は、中心線上に木杭または鋲、中心線交点に鋲等を設置することにより標示し、作業結果を記載した中心線設定図（標間、断面）を作成する。なお、受託人は、中心線を設置することが困難な場合は監督員の**承諾**を得て視準線とすることができる。

現地標示は図例参照

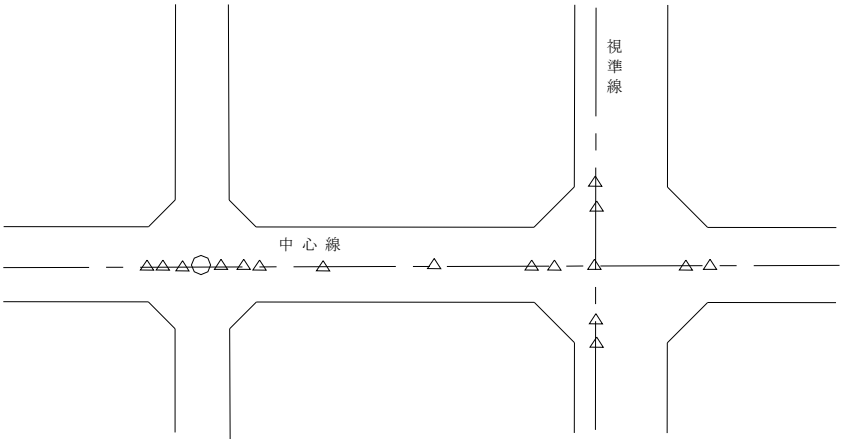

３　受託人は、区域線及び中心線の曲線部分については、原則として半径の1/20ピッチ程度で視準線及び中心線鋲を設置する。ただし、これによらない場合は監督員と**協議**しなければならない。

１－２－３１　区域線及び中心線復元

区域線（中心線）復元とは、設定図に基づき、区域線（中心線）の復元を行うものである。

１－２－３２　中心線再現

中心線再現とは、明示記録書に基づき、中心線の再現を行うものであ

る。

１－２－３３　中心線（特定）設定

中心線（特定）設定とは、確定図に数値が無い地区若しくは一部数値有り（隅切間）の地区（本市が指定する）において、街区交点、各筆界杭を探索するとともに各筆面積により間口距離並びに街区距離を算出し、「**１－２－２９　仮区域線及び仮中心線設定**」に定める方法により中心線の設定を行うものである。

１－２－３４　中心線（特定）復元

中心線（特定）復元とは、設定図に基づき、中心線の復元を行うものである。

１－２－３５　中心線（特定）再現

中心線（特定）再現とは、明示記録書に基づき、中心線の再現を行うものである。

１－２－３６　区域線（調査）設定

区域線（調査）設定とは、Ｄ地域における区域線設定作業であり、作業範囲として線的と面的に分けられる。区域線調査を行う場合は、事前に次の作業を行ったのち行う。

（１）基準点測量…区域線調査を行う作業範囲で行う。
（２）資料調査……監督員の**指示**する範囲の調査を行う。
（３）公図拡大……縮尺１/２５０で作成する。
（４）現地測量……監督員の**指示**する範囲の測量を行い、縮尺1/250で作成する。
（５）仮区域線（調査）設定
１）現況構造物、現存する区域標、筆界杭、現況筆界杭の測距、各街区間並びに現況側溝間の測距を行うとともに、これらの座標値を多角点からの測距・測角によって求める。
２）公図上のスケール読み距離と現地実測距離との比較を数箇所で実施し、伸縮率の算出を行う。

伸縮率＝現地実測距離／公図上の距離

なお、伸縮率の算出結果については、拡大公図の青焼図に実測距離を記載して比較する。
３）現地測量により得られた数値地形図データに拡大公図を載せ、上記（１）、（２）で得られた資料に基づき、道路の線形との整合性をみる。また、現況地物の位置関係等を考慮して最も適切な仮区域線を決め、図上において座標計算により現況地物等の支障の有無、整

合性を**確認**し、地積測量図との距離の比較を行い各筆及び街区の求積をし、地積の比較を行う。

４）受託人は、上記（３）により作成した仮区域線について、監督員との**協議**の上、現地において街区交点、曲折点等の点検を受けなければならない。

（６）区域線（調査）設定

１）仮区域線設定図及び現地仮区域標について点検後、街区交点及び曲折点に木杭、鋲等を設置し、視準線を設置する。

２）設定に際しては、必要に応じて土地所有者等の意見を聴取し、立会を行う。

３）立会**協議**を行わない場合は区域標を設置しないので、視準線を設置する。

１－２－３７　区域線（調査）復元

区域線（調査）復元とは、設定図に基づき、区域線（視準線）の復元を行うものである。

第７節　準拠点測量

１－２－３８　準拠点測量

準拠点測量は、区域線測量において設定または復元された区域標（街区交点等）の位置を現地において多角点からの測距、測角を行い、座標値を求めるものとする。

第８節　資料調査

１－２－３９　資料調査

１　資料調査とは、公図等の転写、地積測量図転写、土地の登記記録調査、権利者**確認**調査（当初）、権利者**確認**調査（追跡）及び公図等転写連続図作成を行う作業である。

２　道路、河川、公園等の測量を行う区域について、測量対象となる土地を法務局（出張所）及びその他関係機関で閲覧調査（簿冊転記、公図等の写図）を行い、測量に必要な基礎資料を得る作業をいう。

３　受託人は、資料調査を行った結果、疑問及び不明な点が生じた場合は、監督員に**報告**し**指示**を受けるものとする。

４　公図（地図、地籍図）、地積測量図等の調査は、次により行うものとする。

（１）法務局備え付けの地図を閲覧調査する場合は、次の事項に留意して行う。

１）地図を写図する場合は、筆界線、地番の誤記及び脱落に細心の注意をはらうとともに、筆数に相違がないかを土地登記簿と

十分な照合を行う。

２）地図と地籍図の不明箇所については、法務局、県公文書館及び市政資料館において旧図（閲覧閉鎖図）及び旧土地台帳（閲覧閉鎖台帳）を調査し、究明に努める。

なお、道路、水路等が旧図上に着色されている場合には、写図面にも同色で着色する。

（２）測量対象となる土地については、法務局において「地積測量図」の閲覧調査を全筆行い、地積測量図の有るものは全てその写しをとる。

（３）関係機関が所有する図書類（土地区画整理組合、土地改良区の換地確定図等）で測量に必要となるものについては、測量範囲分の調査を行う。

（４）写図した図面の余白には、調査年月日、調査箇所、調査者氏名を明記する。

５　土地登記簿の調査は、次により行うものとする。

（１）測量対象となる土地は、法務局の土地登記簿及びその他関係機関の閲覧調査を行い、次の事項を別に定める様式（土地調査表）に転記する。

１）土地の所在地番

２）地目及び地積

３）土地登記名義人の住所、氏名または名称、連絡先電話番号、登記年月日及び登記原因

４）共有地については、共有者の持分

５）土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、権利登記名義人の住所及び氏名または名称、権利の種類及び内容

６）仮処分、差押え、その他登記簿に記載されている事項で、測量に必要と認められるもの。

７）仮登記等があるときは、その内容

８）課税の有無

非課税の場合は、非課税の理由と非課税措置がとられた年月日

９）その他必要と認められる事項

（２）土地調査表には、調査年月日、調査箇所、調査者氏名を明記する。

第３章　測量作業の管理

第１節　精度管理及び点検測量率

１－３－１　精度管理及び点検測量率

１　受託人は、測量の正確さを確保するため、適切な精度管理を行い、

この結果に基づいて品質評価表及び精度管理表を作成し、これを監督員に**提出**しなければならない。

２　受託人は、各工程別作業の終了時その他適切な時期に所定の点検を行わなければならない。

３　受託人は、作業の終了後速やかに点検測量を行なわなければならない。

（１）点検測量率は次表を標準とする。

測　量　種　別	率	測　量　種　別	率
１・２級基準点測量	10%	線　形　決　定	５％
３・４級基準点測量	５％	中　心　線　測　量	５％
１～４級水準点測量	５％	縦　断　測　量	５％
簡　易　水　準　測　量	５％	横　断　測　量	５％
地形測量及び写真測量	２％		

（２）実施した点検測量の結果が、たとえその一部であっても、許容範囲を超えた　場合には、監督員の**指示**に従い、さらに点検測量を追加する。

（３）精度管理は、標準様式にならって各作業の中間工程において行う。

（４）品質評価は、点検測量の結果等をもとに、製品仕様書に規定された品質評価手順に基づき５つの品質要素（安全性、理論一貫性、位置正確度、時間正確度、主題正確度）を満足しているかを評価するものである。

１－３－２　基準点測量

１　ＴＳ等観測制限

観測における許容範囲は、次表のとおりとする。

項目＼区分		１級基準点測量	２級基準点測量		３級基準点測量	４級基準点測量
			１級ﾄｰﾀﾙｽﾃｰｼｮﾝ、ｾﾞｵﾄﾞﾗｲﾄ	２級ﾄｰﾀﾙｽﾃｰｼｮﾝ、ｾﾞｵﾄﾞﾗｲﾄ		
水平角観測	倍　角　差	15″	20″	30″	30″	60″
	観　測　差	8″	10″	20″	20″	40″
鉛直角観測	高度定数の較差	10″	15″	30″	30″	60″
距離測定	１セット内の測定値の較差	2cm	2cm	2cm	2cm	2 cm
	各セットの平均値の較差	2cm	2cm	2cm	2cm	2 cm
測標水準	往復観測値の較差	20mm $\sqrt{S}$	20mm $\sqrt{S}$	20mm $\sqrt{S}$	20mm $\sqrt{S}$	20 mm $\sqrt{S}$

（注）　Ｓは観測距離（片道、km単位）とする。

観測誤差が所定の許容範囲を超えたときは、観測中の諸条件を吟味して再測する。

気象条件が良くない時に観測を行ったり、観測値を理由なく訂正してはならない。

また、主観的に観測値の取捨選択をしてはならない。水平角の再測は、一般にはその対回目盛の全方向について行い、特定の方向を取り出して観測することはしない。

距離の再測はセット単位で行う。

２　ＧＰＳ観測方法

ＧＰＳ観測は、干渉測位方式で行う。

観測図には、同時に複数のＧＰＳ測量機を用いて行われる観測計画を記入する。

観測には１つのセッションを１回行う。

観測時間等は、次表を標準とする。

観測方法	観測時間	データ取得間隔	摘　　要
スタティック法	60分以上	30秒以下	１級基準点測量(10ｋｍ未満) ２～４級基準点測量
短期スタティック法	20分以上	15秒以下	３～４級基準点測量
キネマティック法	1分以上	5秒以下	４級基準点測量
ＲＴＫ－ＧＰＳ法	10秒以上	１秒	３～４級基準点測量
ネットワーク型 ＲＴＫ－ＧＰＳ法	10秒以上	１秒	３～４級基準点測量

ＧＰＳ衛星の動作状態、飛来情報等を考慮し、片寄った配置の使用は避ける。

ＧＰＳ衛星の最低高度角は、１５°を標準とする。ただし、上空視界の確保が困難な場合は最低高度角を３０°まで緩和することができる。

スタティック法を行なう場合のＧＰＳ衛星の数は、同時に４個以上使用する。

ただし、観測距離が１０ｋｍ以上の観測、短縮スタティック法、キネマティック法、ＲＴＫ－ＧＰＳ法及びネットワーク型ＲＴＫ－

ＧＰＳ法を行う場合は５個以上とする。

３　点検測量

点検計算の許容範囲は、次表の通りとする。

（１）ＴＳ等観測

項目＼区分		1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
結合多角・単路線	水平位置の閉合差	$10cm+2cm\sqrt{N}$ ΣS	$10cm+3cm\sqrt{N}$ ΣS	$15cm+5cm\sqrt{N}$ ΣS	$15cm+10cm\sqrt{N}$ ΣS
	標高の閉合差	$20cm+5cm\Sigma S/\sqrt{N}$	$20cm+10cm\Sigma S/\sqrt{N}$	$20cm+15cm\Sigma S/\sqrt{N}$	$20cm+30cm\Sigma S/\sqrt{N}$
単位多角形	水平位置の閉合差	$1cm\sqrt{N}\Sigma S$	$1.5cm\sqrt{N}\Sigma S$	$2.5cm\sqrt{N}\Sigma S$	$5cm\sqrt{N}\Sigma S$
	標高の閉合差	$5cm\Sigma S/\sqrt{N}$	$10cm\Sigma S/\sqrt{N}$	$15cm\Sigma S/\sqrt{N}$	$30cm\Sigma S/\sqrt{N}$
標高差の正反較差		30cm	20cm	15cm	10cm
備考		Ｎは辺数、ΣＳは路線長（km）とする。			

（２）ＧＰＳ観測

ア　環閉合差及び各成分の較差の許容範囲

区分		許容範囲
基線ベクトルの環閉合差	水平（⊿Ｎ、⊿Ｅ）	$20mm\sqrt{N}$
	高さ（⊿Ｕ）	$30mm\sqrt{N}$
重複する基線ベクトルの較差	水平（⊿Ｎ、⊿Ｅ）	20mm
	高さ（⊿Ｕ）	30mm

（注）Ｎ　：辺　数

⊿Ｎ：水平面の南北方向の閉合差

⊿Ｅ：水平面の東西方向の閉合差

⊿Ｕ：高さ方向の閉合差

イ　電子基準点のみの場合の許容範囲

区分		許容範囲
結合多角または単路線	水平（⊿Ｎ、⊿Ｅ）	$60mm+20mm\sqrt{N}$
	高さ（⊿Ｕ）	$150mm+20mm\sqrt{N}$

（注）Ｎ　：辺　数

⊿Ｎ：水平面の南北方向の閉合差

⊿Ｅ：水平面の東西方向の閉合差

⊿Ｕ：高さ方向の閉合差

１－３－３　水準測量

１　観測制限

（１）往復観測値の較差の許容範囲は、次表のとおりとする。

区　　分	１級水準測量	２級水準測量	３級水準測量	４級水準測量
往復観測値の較差	2.5 ㎜$\sqrt{S}$	5㎜$\sqrt{S}$	10㎜$\sqrt{S}$	20㎜$\sqrt{S}$

（注）Ｓは観測距離（片道、㎞単位）とする。

（２）観測誤差が許容範囲を超えた場合は、所定の方法により再測を行う。

２　点検測量

（１）点検計算の許容範囲は、次表のとおりとする。

区　　分	1級水準測量	２級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量
環　閉　合　差	2㎜$\sqrt{S}$	5㎜$\sqrt{S}$	10㎜$\sqrt{S}$	20㎜$\sqrt{S}$	40㎜$\sqrt{S}$
既知点から既知点までの閉合差	15㎜$\sqrt{S}$	15㎜$\sqrt{S}$	15㎜$\sqrt{S}$	25㎜$\sqrt{S}$	50㎜$\sqrt{S}$

（注）Ｓは観測距離（片道、㎞単位）とする。

（２）点検計算を行い、許容範囲を超えた場合は、所定の方法により再測を行う。

１－３－４　現地測量

１　ＴＳ等による細部測量

（１）地形、地物等の測定は次表を標準とする。

地図情報レベル	機器、システム区分	水平角観測対回数	距離測定回数	放射距離の制限
500以下	トータルステーション2級	0.5	1	150m以内
	トータルステーション3級	0.5	1	100m以内
1000以上	トータルステーション2級	0.5	1	200m以内
	トータルステーション3級	0.5	1	150m以内

（２）数値編集の点検

図形編集装置で取得した編集済みデータは、編集漏れや誤入力等がないか**確認**、点検しなければならない。

２　ＲＴＫ－ＧＰＳ法を用いる細部測量

（１）ＲＴＫ－ＧＰＳ観測は、放射法により１セット行うこと。セット内の観測回数等は、次表を標準とする。

使用衛星数	観測回数	データ取得間隔
５衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上	1秒

（２）セット間較差の許容範囲は、次表を標準とする。

項　　目		許容範囲	適　　用
セット間較差	$\triangle N$、$\triangle E$	20㎜	Ｘ，Ｙ座標、Ｈ（標高）と比較も可
	$\triangle U$	30㎜	

初期化を行う観測点では、点検のために観測位置が明確な箇所で

１セットの観測を行う。

３　ネットワーク型ＲＴＫ－ＧＰＳ法を用いる細部測量

（１）セット間較差の許容範囲は、前項（２）を準用する。

（２）座標補正前後の距離の較差の許容範囲は、次表を標準とする。

点検距離	許容範囲
500ｍ以上	点検距離の1/10,000
500ｍ以内	50㎜

座標補正に用いる既知点数は、３点以上を標準とする。

４　空中写真測量

各作業について規程に基づき、必要な精度管理及び点検を行う。

（１）標定点の設置
（２）対空標識の設置
（３）撮影
（４）刺針
（５）現地調査
（６）空中三角測量
（７）数値図化
（８）地形補備測量
（９）数値編集
(10) 現地補測
(11) 数値地形図データファイルの作成

１－３－５　路線測量

１　ＩＰ設置測量

観測精度は次表の通りとする。

区分 / 距離	平地	山地
30ｍ未満	10ｍｍ	15ｍｍ
30ｍ以上	Ｓ／3,000	Ｓ／2,000

（注）Ｓは点間距離の計算値

２　中心線測量（標杭の設置）

観測精度は次表の通りとする。

区分 / 距離	平地	山地
20ｍ未満	10ｍｍ	20ｍｍ
20ｍ以上	Ｓ／2,000	Ｓ／1,000

（注）Ｓは点間距離の計算値

３　縦断測量

観測精度は、中心杭高・中心点・中心線上の地形変化点の地盤高及び中心線上の主要な構造物の標高を仮ＢＭまたは、これと同等以上の水準点に基づき「規程（４級水準測量に関する項目)」に準拠して行う。

４　横断測量

距離精度は、次表の通りとする。

区分	平地	山地
距離	Ｌ／500	Ｌ／300
標高	$2\text{cm}+5\text{cm}\sqrt{L/100}$	$5\text{cm}+15\text{cm}\sqrt{L/100}$

（注）Ｌは中心杭等と末端見通杭の測定距離（単位：ｍ）

５　用地幅杭設置測量

観測は、ＴＳ等により行い、観測制限は次表を標準とする。

区　　分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方　　法	1対回	0.5対回	2回測定
較差の許容範囲	40″	―――	5㎜

６　用地幅杭点間測量

観測は、ＴＳ等により行い、観測制限は次表を標準とする。

区分／距離	平　地	山　地	摘　　要
20ｍ未満	10㎜	20㎜	Ｓは点間距離の計算値
20ｍ以上	Ｓ/2,000	Ｓ/1,000	

７　ＩＰ設置工

（１）角観測

ＴＳ等（３級以上)、１対回、倍角差３０″、観測差２０″

（２）距離観測

１）鋼巻尺（１級)、２読定、２往復

補正（尺定数補正、温度補正、傾斜補正）

２）光波測距儀　　２セット

補正（気圧補正、温度補正、傾斜補正）

（３）直線の見通し

ＴＳ等（３級以上）を使用し、３方向とする。

（４）距離の精度

復元の示誤三角形の外接円の許容範囲は、最大直径１０ｍｍとする。

１－３－６　河川測量

１　河川定期縦断測量

「規程（３級水準測量に関する項目)」に準拠して行う。

２　河川定期横断測量

水際杭を境にして、陸部と水部に分け、陸部については、「**１－３－５　路線測量**」第４項を適用する。

１－３－７　区域線測量

１　制限

（１）距離制限

鋼巻尺（１級)、片道、２読定、縮尺１/３，０００

（１０ｍ以下については５ｍｍ以内）

標間測定については、傾斜補正のみとする。

（２）視準線測角

ＴＳ等（２級以上)、１対回、較差２０″以内

閉合差１０″ ±２０″ $\sqrt{n}$　（ｎ：内角数）

（３）多角測量

ＴＳ等（２級以上）を使用

測角・・２対回　較差　２０″以内

測距・・２セット

精度・・１/ １０，０００以上

補正・・①尺度数補正　②温度補正　③傾斜補正　④投影補正

⑤縮尺補正

１－３－８　準拠点測量

観測制限

ＴＳ等（２級以上）を使用

測角・・１対回　較差　２０″以内

測距・・１セット（鋼巻尺１級使用の場合、片道　２読定）

補正・・①尺度数補正　②温度補正　③傾斜補正　④投影補正

⑤縮尺補正

１－３－９　用地測量

１　境界測量

（１）観測制限は、次表を標準とする。

区　　分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方　　法	0.5対回	0.5対回	2回測定
較差の許容範囲	―――	―――	5㎜

（２）補助基準点使用時の観測制限は、次表を標準とする。

区　　分		水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方　　法		2対回（0°、90°）	1対回	2回測定
較差の許容範囲	倍角差	60″	60″	5㎜
	観測差	40″		

２　境界点間測量

観測精度は、次表の通りとする。

区分／距離	平　地	山　地	摘　　要
20ｍ未満	10㎜	20㎜	Ｓは点間距離の計算値
20ｍ以上	Ｓ/2,000	Ｓ/1,000	

１－３－１０　道路区域線（水路境界）明示測量

補点測量

ＴＳ等（２級以上）を使用

測角・・０．５対回

測距・・２回測定

境界点間・・1/3,000以上　（１０ｍ以下については５ｍｍ以内）

補正・・①尺定数補正　②温度補正　③傾斜補正　④投影補正
⑤縮尺補正

１－３－１１　道路区域線測量（単価契約）

制限

（１）距離制限

鋼巻尺（１級)、片道　２読定　１/ ３，０００以上

（１０ｍ以下については５ｍｍ以内）

標間測定については傾斜補正のみとする。

（２）多角測量

ＴＳ等（２級以上）を使用

測角・・２対回　較差　２０″以内

測距・・２セット

精度・・１/１０，０００以上

補正・・①尺定数補正　②温度補正　③傾斜補正　④投影補正
⑤縮尺補正

（３）境界座標測量

測角・・０．５対回

測距・・２回測定

境界点間・・1/3,000以上　（１０ｍ以下については５ｍｍ以内）

補正・・①尺定数補正　②温度補正　③傾斜補正　④投影補正

⑤縮尺補正

（４）現地測量（座標）

測角・・０．５対回

測距・・１回測定

補正・・①尺定数補正　②温度補正　③傾斜補正　④投影補正
⑤縮尺補正

１－３－１２　道路区域標保全業務（単価契約）

１　観測制限

作業名	使用機器	作業方法
引照 復元Ⅰ 残存**確認**Ⅰ	２級TS等以上 鋼巻尺（１級）	直線の見通し、距離１セット、角１対回 ２読定１往復
復元Ⅱ 残存**確認**Ⅱ	２級TS等以上 鋼巻尺（１級）	直線の見通し １読定１往復
上記の作業で方位点を設置した場合	２級TS等以上	２対回 倍角差３０″観測差２０″

（注）１直線の距離測定は１セットとする。

２　観測精度

直線上の引照点の距離観測	・直線上の２点の引照点間距離と本点から引照点までの距離の和の較差は５㎜以内
鋼巻尺を使用した場合の距離観測	・２読定の距離の較差は３㎜以内 ・２点間の往復距離の較差は距離の1/3,000以内

（注）本点と引照点の距離が２ｍ未満の場合は、鋼巻尺を使用し必要な補正を行うものとする。

３　合否の判定

（１）引照距離と復元距離または残存**確認**距離の較差は５㎜以内を合格とし、それを超える場合は、不合格とする。

（２）方位点を設けた場合の角度の判定は、引照時と復元または残存**確認**時の角度の較差と本点から引照点までの距離の計算により、本点の移動距離が５㎜以内の場合は、合格とする。

それを超える場合は、監督員と**協議**の上、合否の判断をする。

１－３－１３　測量標等保全業務

１　観測制限

（１）効用の**確認**

作業名	使用機器	作業方法
引照作業① 復元作業① 残存**確認**作業①	２級TS等以上 鋼巻尺（１級）	直線の見通し、距離１セット、角１対回 ２読定１往復
引照作業② 復元作業② 残存**確認**作業②	２級TS等以上 鋼巻尺（１級） ３級レベル以上、２級標尺以上	直線の見通し、距離１セット、角１対回、鉛直角１対回 ２読定１往復 片道観測、読定単位ｍｍ
引照作業③ 残存**確認**作業③	２級レベル以上、２級標尺以上	往復観測、読定単位ｍｍ 較差５ｍｍ$\sqrt{S}$ Ｓは観測距離　片道　㎞
引照作業④ 残存**確認**作業④	２級TS等以上 鋼巻尺（１級） ２級レベル以上、２級標尺以上	直線の見通し、距離１セット、角１対回 ２読定１往復 往復観測、読定単位ｍｍ
上記の作業で方位点を設置した場合	２級TS等以上	２対回 倍角差３０″観測差２０″

（注）１直線の距離測定は１セットとする。

（２）観測精度

直線上の引照点の距離観測	・直線上の２点の引照点間距離と本点から引照点までの距離の和の較差は５㎜以内
鋼巻尺を使用した場合の距離観測	・２読定の距離の較差は３㎜以内 ・２点間の往復距離の較差は距離の1/3,000以内

（注）本点と引照点の距離が２ｍ未満の場合は、鋼巻尺を使用し必要な補正を行うものとする。

（３）合否の判定

１）引照距離と復元距離または残存**確認**距離の較差は５㎜以内を合格とし、それを超える場合は不合格とする。

２）方位点を設けた場合の角度の判定は、引照時と復元または残存**確認**時の角度の較差と本点から引照点までの距離の計算により、本点の移動距離が５㎜以内の場合は合格とする。

それを超える場合は、監督員と**協議**の上、合否の判断をする。

３）水準点の場合は、引照測量と残存**確認**測量の較差は３㎜以内を合格とする。

それを超える場合は、監督員と**協議**の上、合否の判断をする。

２　復旧測量

作業名	使用機器	作業方法
移転①	１級レベル、１級標尺	直接法または固定点法、往復観測、読定単位ｍｍ
移転②	２級ＧＮＳＳ測量機以上	スタティック法
移転③	１級レベル、１級標尺 ２級ＧＮＳＳ測量機以上	直接法、往復観測、読定単位ｍｍ スタティック法
移転④	２級TS等以上または ２級ＧＮＳＳ測量機以上	偏心角観測、移転距離観測 スタティック法
移転⑤	２級TS等以上、 ３級レベル以上、箱尺以上または２級ＧＮＳＳ測量機以上	偏心角観測、移転距離観測 簡易水準測量 スタティック法
移転⑥	２級TS等以上または ２級ＧＮＳＳ測量機以上	偏心角観測、移転距離観測 スタティック法
移転⑦	２級TS等以上、 ３級レベル以上、箱尺以上または２級ＧＮＳＳ測量機以上	偏心角観測、移転距離観測 簡易水準測量 スタティック法
移転⑧	３級TS等以上または ２級ＧＮＳＳ測量機以上	偏心角観測、移転距離観測 スタティック法
移転⑨	３級TS等以上、 ３級レベル以上、箱尺以上 ２級ＧＮＳＳ測量機以上	偏心角観測、移転距離観測 簡易水準測量 スタティック法

３　座標復元

作業名	使用機器	作業方法
座標復元（１）	２級TS以上	２対回 倍角差３０″観測差２０″
座標復元（２）	２級TS以上 ３級レベル以上、箱尺以上	２対回 倍角差３０″観測差２０″ 既知点１点使用の簡易水準測量
座標復元（３）	２級TS以上 ３級レベル以上、箱尺以上	２対回 倍角差３０″観測差２０″ 既知点１点使用の簡易水準測量

１－３－１４　道路台帳測量

１　４級基準点測量

点検測量誤差制限

基準点測量実測値に対し、距離1/５，０００以上

角度±３０″　内角±２０″$\sqrt{n}$（ｎ：内角数）

２　実測距離と計算距離

実測距離と計算距離の制限

１０ｍｍ＋（測定長）×１/３，０００ 以下

３　現地測量（道路台帳平面図）

（１）「１－３－４　現地測量」を適用する。

（２）図化は、次により行う。

１）図化紙（地形図原図紙）は、ポリエステルフィルム（＃300）を使用する。

（ア）図郭線、縦横線のＸＹ座標値を表示する。

（イ）中心線、多角点等の座標値を表示する。

２）文字、数値及び記号等の表示は、北あるいは西を上とする。

３）図名の下に見取図（縮尺１／１０，０００程度）を表示する。

４）基準点、多角点、街区（道路）の交点・曲折点及び境界標（点）、引照点（角度、距離、方位標のデータ）、計画中心線、計画幅線、幅員等の表示とこれらの番号・記号を表示する。

５）道路区域標間、境界標間及び幅杭間の距離、曲線データ（曲線部分ではＲ，ＩＡ，ＴＬ，ＣＬ，ＳＬのデータを載せる）、街角剪除データ（隅切り長、交点距離等）を表示する。

カ　図化の図式凡例は、別に定めるところによる。

４　現地測量（道路台帳平面図補正）

「**１－３－１４第３項　現地測量**」を適用する。

５　現地測量（道路台帳平面図修整）

「**１－３－１４第３項　現地測量**」を適用する。

１－３－１５　未認定道路測量

「**１－３－１４　道路台帳測量**」を適用する。

１－３－１６　復旧測量

「**１－３－２　基準点測量**」を適用する。

「**１－３－３　水準測量**」を適用する。

１－３－１７　公園台帳測量

仮ＢＭ設置測量

「**１－３－３　水準測量**」を適用する。

第２節　測量機器の検定

１－３－１８　測量機器の検定等

１　受託人は、計画機関が指定する機器については、規程の付録１に基づく測定値の正当性を保障する検定を受けた機器を使用しなければならない。ただし、１年以内に検定を受けた機器（標尺については３年以内）を使用する場合は、この限りではない。

２　前項の検定は、測量機器の検定に関する技術及び機器等を有する第三者機関によるものとする。ただし、計画機関が受託人の機器の検査体制を**確認**し、妥当と認められた場合には、受託人は、規程の付録２による国内規格の方式に基づき自ら検査を実施し、その結果を第三者機関による検定に代えることができる。

３　受託人は、観測に使用する主要な機器について、作業前及び作業中に適宜点検を行い、必要な調整をしなければならない。

第４章　測量作業の安全管理

第１節　道路上作業時の安全対策

受託人は、道路において作業を行う場合は、「名古屋市道路管理規則」を遵守し、「道路に関する工事及び占用工事を施工する場合における標示施設等の設置基準」及び「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に従って標示施設、防護施設を設置して、道路交通事故を防止し、交通を安全かつ円滑に確保しなければならない。

交通安全について監督員、道路管理者と**協議**し、所轄警察署の**指示**に従うこと。

１－４－１　道路上作業時の安全対策

１　受託人は、業務代理人等が現場責任者としての所在を明らかにするため、社名等を明示した制服、保安帽、腕章、保安チョッキ及び名札を着用し、規律ある行動をとれるように、適切な指導を行わなければならない。

２　**指示**により所轄署に「道路使用許可申請書」を**提出**する。
なお、「許可書」は常時携帯する。

３　各作業において保安設備を設置する。

４　必要に応じ交通誘導警備員を配置する。
なお、次の標準配置図を参考とする。
「測量作業安全対策標準配置図」
「保安設備・交通誘導警備員標準配置図」

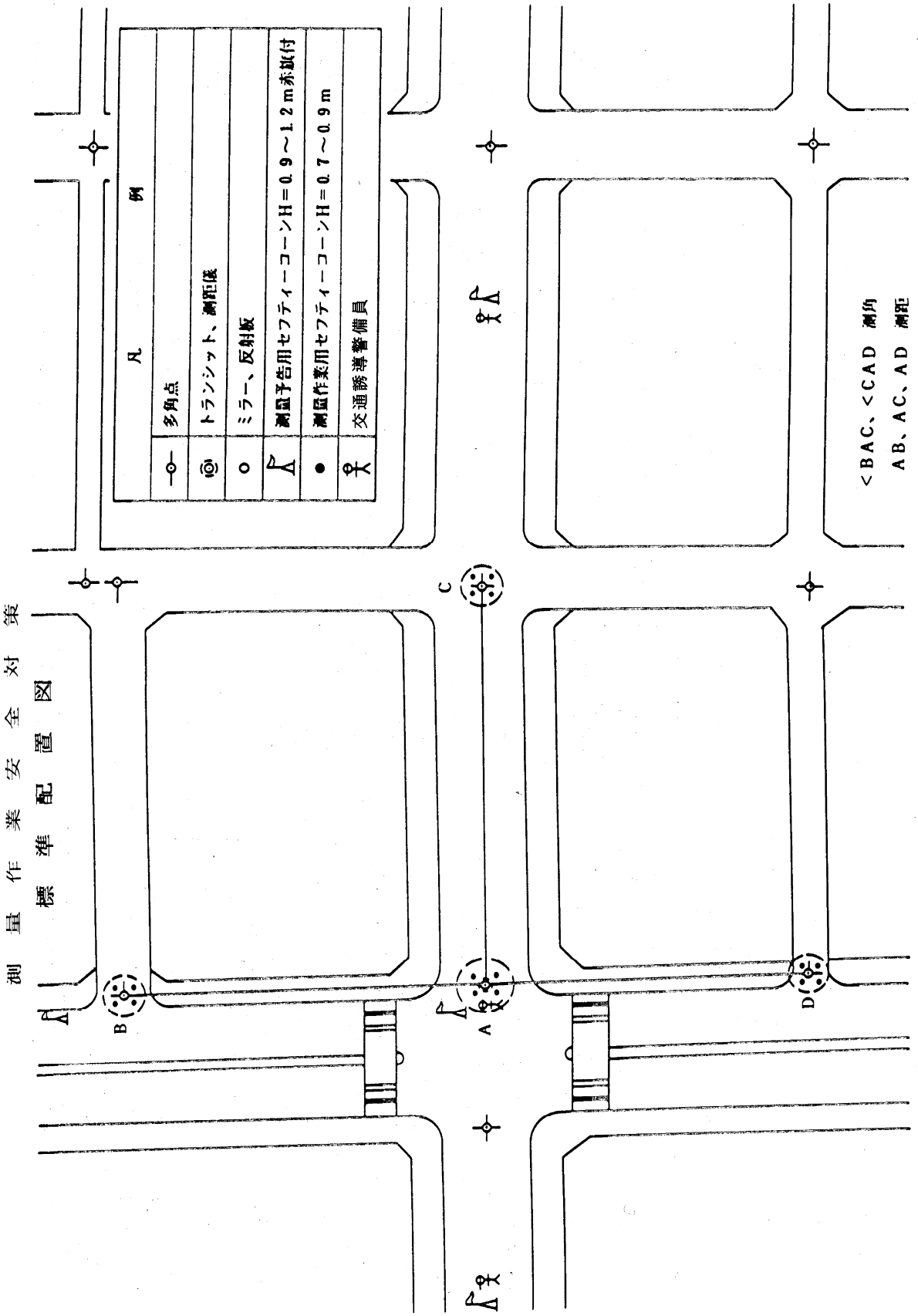
測量作業安全対策
標準配置図
凡例
多角点
トランシット、測距儀
ミラー、反射板
測量予告用セフティーコーンH＝0.9～1.2m赤旗付
測量作業用セフティーコーンH＝0.7～0.9m
交通誘導警備員
＜BAC、＜CAD 測角
AB、AC、AD 測距
A
B
C
D

保安設備・交通誘導警備員　標準配置図

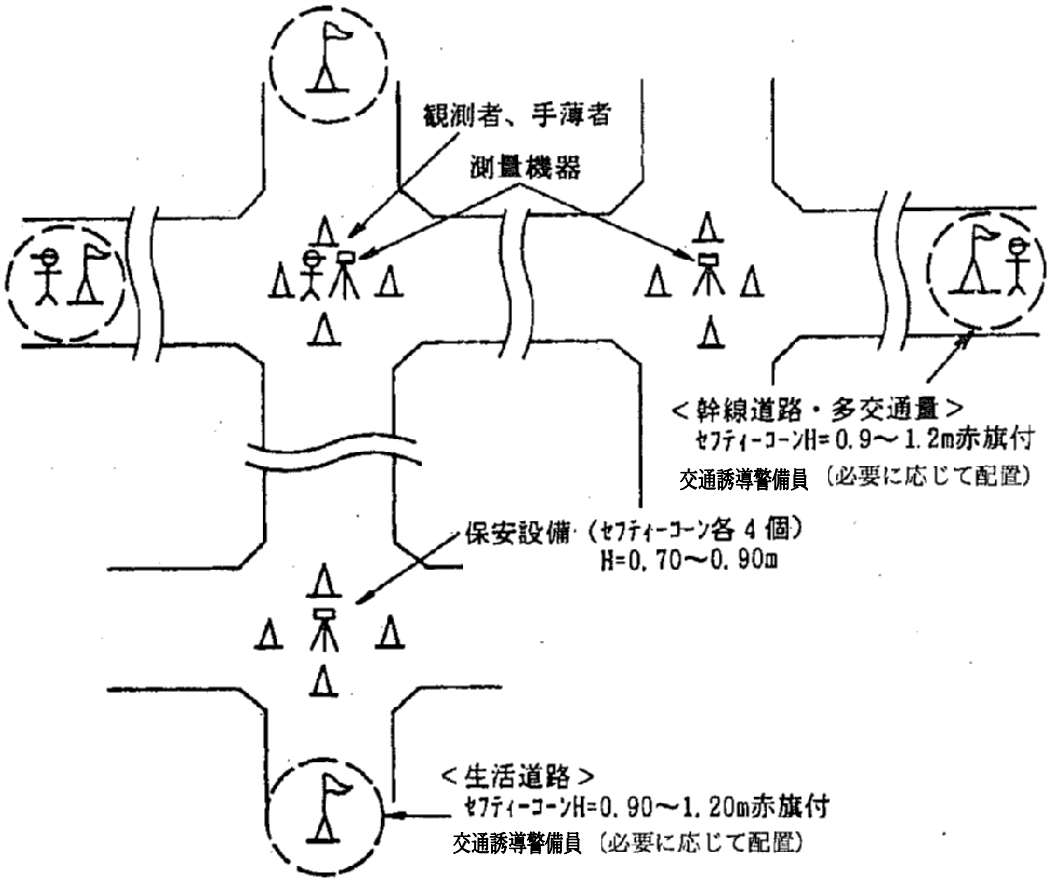

作業体制

＜編成＞観測者　腕章
手簿者　ヘルメット
補助者　保安チョッキ
腕章（交通整理員）
交通誘導警備員　ヘルメット
保安チョッキ

保安設備（セフティコーン）

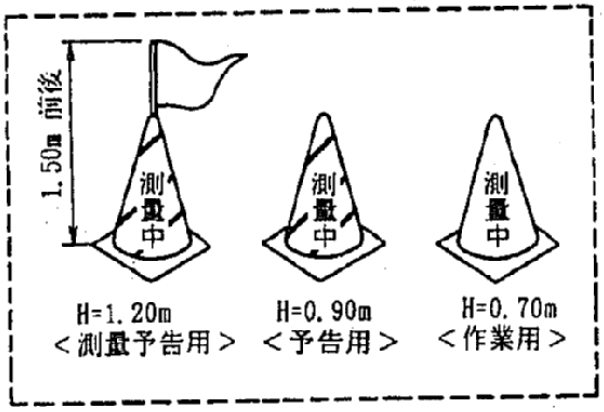

第２編　用地測量編

第２編　用地測量編

第１章　総則

２－１－１　適用範囲 …… ２－１
２－１－２　作業計画 …… ２－１
２－１－３　現地踏査 …… ２－１
２－１－４　４級基準点測量 …… ２－１
２－１－５　水準測量 …… ２－１
２－１－６　現地測量 …… ２－１
２－１－７　路線測量 …… ２－２
２－１－８　河川測量 …… ２－２
２－１－９　資料調査 …… ２－２
２－１－１０　区域線測量 …… ２－２
２－１－１１　一筆地測量 …… ２－２
２－１－１２　用地測量標設置…… ２－５
２－１－１３　成果品作成…… ２－６
２－１－１４　業務関連図書 …… ２－６

第２章　図書作成基準

２－２－１　総則 …… ２－９
２－２－２　資料調査 …… ２－９
２－２－３　立会予定者一覧表 …… ２－９
２－２－４　境界調整図 …… ２－１０
２－２－５　土地境界立会確認書 …… ２－１０
２－２－６　立会記録簿 …… ２－１０
２－２－７　面積計算 …… ２－１０
２－２－８　数値地形図データファイル作成 …… ２－１１
２－２－９　用地実測図作成 …… ２－１１
２－２－１０　現況・用地平面図作成 …… ２－１２
２－２－１１　記録写真作成 …… ２－１３
２－２－１２　電子記憶媒体 …… ２－１３

第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）

２－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート） …… ２－１６

第２編　用地測量編

第１章　総則

２－１－１　適用範囲

測量業務のうち用地測量（都市計画道路・公園、河川、寄附・未処理道路）の作業については、**設計図書**によるもののほか、この「用地測量編」によるものとする。

用地測量とは、土地及び境界等について調査し、用地取得等に必要な資料及び図面を作成する作業をいい、「名古屋市公共測量作業規程」に準拠して測量作業を行うものとする。

２－１－２　作業計画

作業計画は、測量・調査範囲の**確認**、資料の収集、地形・土地利用・植生の状況把握、基準点及び用地幅杭の現況調査を行い、測量の作業方法について詳細に記載した作業計画書を作成するものである。

作業計画は、「**１－１－１２　業務計画書**」へ追記する。

２－１－３　現地踏査

公図、登記簿等に基づき、現地調査を行い、全体の筆界関係及び各筆界点を設置することができるように適切な多角点を把握し、復元測量及び境界**確認**作業の円滑化を図るものとする。

２－１－４　４級基準点測量

４級基準点測量は、名古屋市測量標等（多角点・多角水準点･道路台帳基準点･街区三角点･街区多角点）の結合方式または、閉合方式により新設点の位置座標を求めるために行う測量作業をいい、区域線測量、現地測量、一筆地測量等に使用するためのものである。

なお、受託人は、上記について不都合が生じた場合は監督員の**指示**によらなければならない。

測量作業は、「**１－２－１　基準点測量**」を適用する。

２－１－５　水準測量

水準測量は、名古屋市測量標（多角水準点）の２点以上の既知点を使用して直接水準測量方式で行う。また、用地測量の測量区域内に仮ＢＭを設置する。

測量作業は、「**１－２－２　水準測量**」を適用する。

２－１－６　現地測量

現地測量は、基準点測量で設置した多角点に基づいて、ＴＳ等を用いて地形、地物を測量し図化を行う作業をいい、数値地形図データファイルを

作成するものである。

測量作業は、「**１－２－４　現地測量**」を適用する。

２－１－７　路線測量

道路、河川等の線形築造物建設のための調査、計画、実施設計等に用いるための測量作業をいい、中心線測量、縦断測量、横断測量、ＩＰ設置及び仮ＢＭ設置の測量を行い、必要な図面等を作成するものとする。

測量作業は、「**第１編共通編第２章第４節路線測量**」を適用する。

２－１－８　河川測量

河川、水路等の新設及び改修に伴う調査、計画、実施設計等に用いるための測量作業をいい、河川定期縦断測量、河川定期横断測量及び深浅測量を行い、必要な図面等を作成する。

測量作業は、「**第１編共通編第２章第５節河川測量**」を適用する。

２－１－９　資料調査

資料調査は、法務局（出張所)、その他関係機関において閲覧調査を行い、用地測量に必要な資料を得るために行うものである。

調査は、「**１－２－３９　資料調査**」を適用する。

２－１－１０　区域線測量

道路、水路等を構成する土地の範囲を決定するため、区域線を設定する測量作業をいう。

測量作業は、「**第１編共通編第２章第６節区域線測量**」を適用する。

２－１－１１　一筆地測量

１　現地測量に基づき、一筆地ごとの所有者、土地、建物の形態を調査把握し、復元測量、境界**確認**、境界測量、境界点間測量を行い、用地取得に必要な資料及び図面を作成するものである。

２　復元測量

境界**確認**に先立ち、資料調査において収集した地積測量図、本市に備える図面及びその他参考となる図面（以下「地積測量図等」という。）に基づき境界杭の位置を**確認**し、亡失等がある場合は復元するべき位置に仮杭（以下「復元杭」という。）を設置するものをいう。なお、境界**確認**を行うための準備資料として、用地幅杭、境界杭及び現況構造物等を座標化し、各筆の境界位置の比較及び概算面積の求積等を行い、境界調整図を作成する。

ア　収集した地積測量図等に基づき境界杭を調査し、亡失等の異常の有無を**確認**するものとする。

イ　復元する範囲は、監督員が境界**確認**に必要があると認める境界杭について行うものとする。

ウ　境界杭に亡失、異常がある場合は、復元杭を設置する。

エ　受託人は、収集した地積測量図等に基づいて復元した杭と現地に存する境界杭の位置が相違する場合には、監督員に**報告**し**指示**を受けなければならない。

３　境界**確認**

（１）境界**確認**は、復元測量の結果、公図等転写図、土地調査表等に基づき、現地において関係権利者立会いの上、境界点を**確認**し境界杭を設置する作業をいう。

境界**確認**を行う範囲は、次のとおりとする。

ア　一筆を範囲とする画地

イ　一筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとの画地

ウ　その他、必要に応じて監督員が**指示**する画地

（２）境界立会いの依頼と準備

「資料調査」により調べた土地調査表に基づき、立会予定者一覧表を作成し、関係権利者に対して、立会いを求める日を定め、立会い依頼を事前に通知する。

（３）境界立会い

境界立会いは、調査区域の土地の権利に係わる筆界及び権原界について、その境界を明らかにするために、それぞれの関係権利者が現地で立ち会うことである。

ア　立会いの際は、土地所有者等との立会い状況を写真撮影する。

イ　「復元測量」により復元した境界杭が関係する権利者全員の同意が得られたときは、杭または金属鋲等容易に移動できない標識を設置し、全ての境界標等について写真撮影する。原則として赤色のペイントを着色する。

ウ　境界**確認**が完了した時は、土地境界立会**確認**書を作成し、関係権利者全員に**確認**したことの署名捺印を求める。

エ　立会い**確認**した境界点については、立会い経緯を記録した立会記録簿を作成する。

オ　受託人は、境界立会いにおいて、次のようなことが生じた場合は監督員に**報告**し、その後の**指示**を受けなければならない。

（ア）関係する権利者全員の同意が得られないもの

（イ）関係する権利者の一部が立会いを拒否、または同意をしないもの

（ウ）必要な境界点を確定するために測量区域としていた区域以外の境界立会いまたは測量を権利者から要求されたとき

４　境界測量

（１）境界測量とは、境界**確認**において合意した境界点を基準点から、測距・測角し、座標計算を行い、各境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を求める作業をいう。境界点の観測は、次の作業を行うものとする。

（２）境界点の観測は、近傍の４級基準点以上の基準点に基づき、多角点からの放射法により行うものとすること。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づいて行うことができる。

（３）前号の観測は、測量地域の地形、地物等の状況を考慮し、ＴＳ等により行い、次表を標準とする。

区　　分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方　　法	0.5対回	0.5対回	2回測定
較差の許容範囲	―――	―――	5㎜

（４）補助基準点は、基準点から辺長１００メートル以内、節点は１点以内の開放多角測量により設置するものとする。なお、観測の区分等は、次表を標準とする。

区　　分		水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方　　法		2対回（0°、90°）	1対回	2回測定
較差の許容範囲	倍角差	60″	60″	5㎜
	観測差	40″		

（５）第２号の結果に基づき、計算により境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を求めるものとする。

（６）計算を計算機により行う場合は、次号に規定する位以上の計算精度を確保し、座標値及び方向角は、次号に規定する位の次の位において四捨五入するものとし、距離及び面積は、次号に規定する位の次の位以下を切り捨てるものとする。

（７）座標値等の計算における結果の表示単位等は、次表を標準とする。

区　分	方向角	距離	座標値	面積
単　位	秒	m	m	㎡
位	1	0.001	0.001	0.000001

５　境界点間測量

境界点間測量は、境界測量等において隣接する境界点間の距離を、ＴＳ等を用いて測定し精度を**確認**する作業をいう。

境界点間測量は、隣接する境界点間または境界点と用地境界杭を設置した点との距離を全辺について現地で測定し、境界測量及び境界杭設置において求められた計算値と測定値の差を比較するものとする。なお、較差の許容範囲は、次表を標準とする。

区分 / 距離	平　地	山　地	摘　　要
20ｍ未満	10㎜	20㎜	Ｓは点間距離の計算値
20ｍ以上	Ｓ/2,000	Ｓ/1,000	

２－１－１２　用地測量標設置

１　多角点杭設置

基準点測量をするに当たり、監督員の**指示**により必要な箇所にコンクリート杭（９０×９０×６００ ㎜）を設置し、上部に金属鋲（黄銅製）を埋め込み白色に着色する。

ただし、多角点杭を設置しようとする箇所付近にコンクリート構造物等がある場合は、**設計図書**または、監督員の**指示**により、コンクリート構造物等を削孔し金属鋲（黄銅製）を埋め込むことが出来る。

２　境界杭設置

境界**確認**において確定した境界点に、半永久的に境界を明確にしておくために設置する。

（１）観測は、「**２－１－１１　一筆地測量**」を適用する。

（２）設置方法は、ＴＳ等により４級基準点以上の基準点から放射法により行うものとする。

（３）杭の種類は、十字鋲（№４）、金属プレート、刻み、プラスチック杭等とする。

（４）全ての境界杭について写真撮影する。原則として赤色のペイントを着色する。

（５）受託人は、上記について、不都合が生じた場合は監督員の**指示**によらなければならない。

３　用地境界仮杭設置

用地境界仮杭設置は、境界**確認**で合意が得られた筆界線上に表示するものである。

（１）観測は、「**２－１－１１　一筆地測量**」を適用する。

（２）設置方法は、交点計算等で求めた座標値に基づいて、４級基準点以上の基準点から放射法または用地幅杭線及び境界線の交点を視通法により行うものとする。

（３）杭の種類は、十字鋲（№４）、金属プレート、刻み、プラスチック杭等とする。

（４）全ての用地境界仮杭について写真撮影する。原則として黄色のペイントを着色する。

（５）受託人は、上記について、不都合が生じた場合は監督員の**指示**によらなければならない。

４　コンクリート杭設置

境界点及び幅点において、コンクリート杭に設置し換える作業である。

（１）杭の種類

ア　Ｃタイプ：コンクリート杭（９０×９０×６００ｍｍ）

道路予定地の隅切、ＢＣ、ＥＣまたは折点にコンクリート杭（９０×９０×６００ｍｍ）を原則設置する。

イ　Ｄタイプ：コンクリート杭（７５×７５×６００ｍｍ）

道路予定地と私有地境界にコンクリート杭（７５×７５×６００ｍｍ）を原則設置する。

（２）設置方法

ア　２台のＴＳ等の視準線の交点として行う方法あるいは、２本の水糸の交点として行う方法、１台のＴＳ等の視準線上で距離を測定して行う方法、レーザー基準出し器を使用する方法によって、既に設置している復元杭を、コンクリート杭（Ｃ・Ｄタイプ）に置き換え埋設するものとする。

イ　埋設に当たり、移動することのないよう垂直に設置し、埋設した後は、再度検測すること。

ウ　埋設の際は、付近の建物、構造物等に損傷を与えないこと。

２－１－１３　成果品作成

用地測量作業が完了したときは、成果品一覧表に示す成果品を作成する。

２－１－１４　業務関連図書

成果品以外に業務関連図書一覧表に示す資料を作成する。

用地測量成果品一覧表

	名　称	縮　尺	用紙・規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備　考
1	基準点測量						
	多角網図		上質紙 最大Ａ１	紙+ 電子	ＳＸＦ (sfc) ＋ＳＩＭ	各１	SIM： 画地SIMAﾃﾞｰﾀ
	多角対照図		多角網図 上質紙　最大Ａ１	紙＋ 電子	ＳＸＦ (sfc) ＋ＳＩＭ	各１	SIM： 画地SIMAﾃﾞｰﾀ 実測値は朱書き
	多角計算書		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	座標一覧表
	観測手簿		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	
2	水準測量						
	水準計算書		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	
	観測手簿		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	
3	現地測量						
	数値地形データファイル	１／２５０	上質紙 最大Ａ１	紙＋ 電子	ＰＤＦ+ ＳＸＦ (sfc) ＋ＳＩＭ	各１	SIM： 画地SIMAﾃﾞｰﾀ 計画線・中心線 朱書き
4	路線・河川測量						
	座標計算書 （中心線）		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	座標一覧表
	観測手簿		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	
	縦断面図	横1/500 縦1/100	上質紙 最大Ａ１	紙＋ 電子	ＳＸＦ (sfc) ＋ＳＩＭ	各１	SIM： 画地SIMAﾃﾞｰﾀ
	横断面図	縦1/100	上質紙 最大Ａ１	紙＋ 電子	ＳＸＦ (sfc) ＋ＳＩＭ	各１	SIM： 画地SIMAﾃﾞｰﾀ
5	資料調査						
	土地調査表		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	
	公図写し （公図拡大）		上質紙 最大Ａ１	紙		1	計画線朱書き
6	用地・一筆地測量						
	座標計算書		上質紙　Ａ４	紙＋ 電子	ＰＤＦ	各１	座標一覧表 (境界点･幅杭点)
	面積計算書 面積計算書一覧	１／２５０	上質紙　最大Ａ３	紙＋ 電子	ＰＤＦ	各１	各筆ごと
	現況平面図 用地平面図	１／２５０	上質紙 最大Ａ１	紙＋ 電子	ＰＤＦ+ ＳＸＦ (sfc)	紙２ 電子１	SIM： 画地SIMAﾃﾞｰﾀ 計画線・中心線 朱書き

	用地実測図	１／２５０	上質紙 最大Ａ１	紙＋ 電子	ＰＤＦ+ ＳＸＦ (sfc)	紙２ 電子１	同上
	道路区域線 設定図		最大Ａ１	電子	ＳＸＦ (sfc) ＋ＳＩＭ	１	SIM： 画地SIMAﾃﾞｰﾀ
	境界調整図			電子	ＳＸＦ (sfc)	１	SIM： 画地SIMAﾃﾞｰﾀ
7	点の記明細図		Ａ４	電子	ＰＤＦ	１	
8	立会予定者一覧表		Ａ４	電子	ＰＤＦ	１	
9	土地境界立会**確認**書		上質紙	紙		１	
10	立会記録簿		Ａ４	電子	ＰＤＦ＋ ｵﾘｼﾞﾅﾙﾌｧｲﾙ	１	
11	境界**確認**立会記録写真		Ａ４	電子	ＰＤＦ	１	ｶﾗｰ､ｻｰﾋﾞｽｻｲｽﾞ
12	用地測量標記録写真		Ａ４	電子	ＰＤＦ	１	ｶﾗｰ､ｻｰﾋﾞｽｻｲｽﾞ
13	精度管理表		Ａ４	電子	ＰＤＦ	１	

用地測量業務関連図書一覧表

	名　　称	規格寸法	納品別	拡張子	**提出**部数	備　　考
1	**業務計画書**	Ａ４	紙		１	着手時に**提出** 作業計画がある場合は、**業務計画書**に記載する。
2	測量機器検定証明書					着手時に**提出**
3	道路使用許可書の写し					監督員の**指示**により**提出**
4	業務記録簿					
5	打合せ記録簿					
6	委託業務記録写真					
7	貸与品					

（注）デジタル写真は、「**第１１編　記録写真作成方法編**」を準拠する。

第２章　図書作成基準

２－２－１　総則

全ての成果図において、座標データの作成方法は以下のとおりとする。

座標データとは、基準点、境界点、幅杭点、中心点など用地実測図・境界調整図に記載している測点の点名及び座標値（調整段階の仮点・未立会のポイントも含む。）であり、以下により作成する。

（１）座標値のまるめは、小数点以下３桁表示（４桁目四捨五入）

（２）点名のつけ方は以下を標準とする。

基準点・・・・基－○○
多角点・・・・Ｔ－○○
境界点・・・・Ｋ－○○
幅杭点・・・・Ｃ－○○
主要点等・・・ＩＡ○○、ＩＰ○○、ＢＣ○○、
ＥＣ○○、№○○

注）ローマ字は半角大文字とする

２－２－２　資料調査

１　公図については、法務局等において収集・複写した図面を**提出**する。

２　登記簿調査の結果を整理して、以下に示す項目を土地調査表に記入し、町字ごと地番順にまとめる。

（１）土地の所在地番
（２）地目及び地積
（３）土地登記名義人の住所、氏名または名称、連絡先電話番号、登記年月日及び登記原因
（４）共有地については、共有者の持分
（５）土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、権利登記名義人の住所及び氏名または名称、権利の種類及び内容
（６）仮登記がある場合は、その内容
（７）その他必要と認められる事項

２－２－３　立会予定者一覧表

立会依頼状を発送するために、土地調査表に基づいて作成するものである。

記載内容は、立会土地の地番、立会予定者の氏名・住所、立会予定日時等を記入する。その他、監督員の**指示**を受け作成すること。

２－２－４　境界調整図

１　境界**確認**を行うための基礎資料として、境界杭、現況構造物の位置座標を図面に展開し、各筆の位置関係の比較（地積測量図）及び求積結果並びに調整後の境界位置を図示したものである。

２　記載内容は、多角点及び既設境界杭、現況境界にある構造物等の位置及び種類、土地所有者等とする。

２－２－５　土地境界立会確認書

１　現地において立会が完了したら立会**確認**書に、その場で署名捺印を依頼する。代理人の場合、あるいは一部未**確認**箇所があるようなときは、名義人との関係、電話番号等を付記する。署名は必ず自筆とする。

２　記載内容等は、立会土地の地番・境界点番号・所有者氏名、立会人の氏名・住所、立会日、**確認**印、本人**確認**の方法、摘要（電話番号・委任状の有無等）とし、境界点を明示した図面を添付する。

２－２－６　立会記録簿

境界**確認**時の記録をまとめ、立会記録簿を作成する作業である。

立会記録簿には以下の事項を記載すること。

（１）立会当該筆の町名・地番

（２）土地所有者氏名

（３）境界立会者氏名

（４）境界立会年月日

（５）立会時の記録：参考資料・使用資料、立会点ごとの設定内容、立会者の意見

（６）立会結果：当該筆の図面、立会点、所有者名（隣接も含む)、境界杭、方位、なお、必要に応じて監督員の**指示**を受け作成することとする。

２－２－７　面積計算

境界測量に基づき、各筆等の事業地及び残地の面積を算出し、面積計算書を作成する作業をいう。

成果の作成基準

（１）面積の算定方法は、直角座標法により行い、辺長の数値はｍｍ未満切り捨てとし、座標値の和差はｍｍ未満四捨五入で計算し、乗積の数値は末尾の桁まで計算する。

（２）曲線は、曲線総延長（ＣＬ)、半径（Ｒ)、中心点座標（ＸＹ)、内角（ＩＡ）を表示し、面積は欠円計算により求積する。また、ピッチ間の標間直線距離は（　　）書きで記入する。

（３）隅切りは、折点とし、座標化して計算する。(欠円計算は適用し

ない）

（４）民々境界不調箇所は、Ｋ番号を（　　）書きする。

（５）裏筆の境界点で、直線上の民々境界点で直線方向は認めているが、民々境界点の立会い不調点がある場合（　　）書きＫ番号以外の境界点を経由し求積を行う。

（６）立会い完了点に設置した測量標の種別を調書図面に表示する。

（７）面積計算書一覧表の作成は、面積計算書を町字別にまとめ一覧表にしたもので、用地平面図、用地実測図に記載する。

２－２－８　数値地形図データファイル作成

１　現地測量により検測した数値地形図データを基に数値地形図データファイルを作成する。なお、境界線・間口寸法・現況構造・計画中心線・凡例・タイトル等、項目ごとにレイヤーを分けて作成する。成果図の作成は次の基準によること。

２　図面様式

原則として、道路関係は北、西を上にし、河川関係は下流を左にして作成する。

３　表題、見取り図

表題は、縦１３０㎜、横２５０㎜とし、見取り図は、測量箇所が確認できる縮尺とする（１/１００００程度）。

４　数値地形図データファイル

以下の項目について記載すること。

（１）現況（家屋等に陰影は入れない）

（２）公共建物及び主要施設の名称

（３）鉄道、主要道路、河川その他必要と認める地物の名称

（４）行政区画名、町名、及びその境界

（５）主要地番及び隣接地番、地目、方位

２－２－９　用地実測図作成

数値地形図データファイル等を基に用地実測図を作成する作業である。

なお、境界線・間口寸法・現況構造・計画中心線・凡例・タイトル等、項目ごとにレイヤーを分けて作成する。

用地実測図には以下の項目について記載すること。

（１）数値地形図データファイルに記入したもの

（２）境界線（筆界線）、計画中心線、幅線

（３）立会い完了筆界線は実線、立会い不調筆界線は破線表示

（４）民々境界立会い不調点は、Ｋ番号を（　　）書き

（５）縦横線のＸ、Ｙ座標値

（６）多角点、中心点、幅点の番号及び記号

（７）多角杭、中心杭、幅杭、境界杭（筆界杭)、主要点杭等の測量標図式及び番号
（８）主要点杭の引照点図（方位標）
（９）中心線の曲線等のデータ（ＩＡ、Ｒ、ＴＬ、ＣＬ、ＳＬ）
(10) 中心線のＩＰ、ＢＣ、ＥＣ等の追加距離
(11) 仮ＢＭ（Ｔ・Ｐ）の数値及び位置（起終点、中間点）
(12) 図面の起終点及び幅員の変化点に計画幅員寸法
(13) 多角点、中心点、幅点の座標及び幅線の間口寸法
(14) 事業地部分の周囲距離
(15) 面積計算書一覧表
(16) 事業地関係等が判断しにくい箇所は、縮尺をかえて拡大する。
(17) 周囲距離（残地を含むすべての筆の周囲距離）
(18) 座標記号、番号（一連番号とする）及び座標一覧表
(19) 計画線と交差する枝道については幅杭間の距離
(20) 計画線と交差する枝道の路線名
(21) その他明記すべき必要事項

２－２－１０　現況・用地平面図作成

１　数値地形図データファイル等を基に現況・用地平面図を作成する作業である。なお、境界線・間口寸法・現況構造・計画中心線・凡例・タイトル等、項目ごとにレイヤーを分けて作成する。

２　現況平面図には以下の項目について記載すること。
（１）数値地形図データファイルに記入したもの（ただし座標値は記入しない)
（２）境界線（筆界線)、計画中心線、幅線
（３）立会い完了筆界線は実線、立会い不調筆界線は破線表示
（４）民々境界立会い不調点は、Ｋ番号を（　　）書き
（５）縦横線のＸ、Ｙ座標値
（６）多角点、中心点、幅点の番号及び記号
（７）多角杭、中心杭、幅杭、境界杭（筆界杭)、主要点杭等の測量標図式及び番号
（８）主要点杭の引照点図（方位標）
（９）中心線の曲線等のデータ（ＩＡ、Ｒ、ＴＬ、ＣＬ、ＳＬ）
(10) 中心線のＩＰ、ＢＣ、ＥＣ等の追加距離
(11) 仮ＢＭ（Ｔ・Ｐ）の数値及び位置（起終点、中間点）
(12) 図面の起終点及び幅員の変化点に計画幅員寸法
(13) 多角点、中心点、幅点の座標及び幅線の間口寸法

３　用地平面図には以下の項目について記載すること。
（１）現況平面図に記入したもの

（２）事業地部分の周囲距離
（３）面積計算書一覧表
（４）事業地関係等が判断しにくい箇所は、縮尺をかえて拡大する。

２－２－１１　記録写真作成

委託業務の適正な履行を**確認**するため、記録写真を作成するもので、「**第１１編記録写真作成方法編**」による。

２－２－１２　電子記憶媒体

委託成果の電子納品については、以下のとおりとする。

（１）様式類
基本的に拡張子はＰＤＦとする。

（２）図面類（成果図、境界調整図、多角網図）
基本的に拡張子はＳＸＦ（ｓｆｃ）とし、ＳＩＭＡデータと共に納品する。
また、数値地形図データファイル、現況・用地平面図及び用地実測図については、ＰＤＦデータも納品する。

（３）保存媒体
媒体は、ＣＤ－ＲまたはＤＶＤ－Ｒを使用する。
マスター、汎用それぞれ１部ずつ**提出**する。
ラベルには、委託年度、委託業務名、作成年月、発注者、受託人を明記する。

（４）受託人は、上記について、不都合が生じた場合は監督員の**指示**によらなければならない。

電子成果作成例

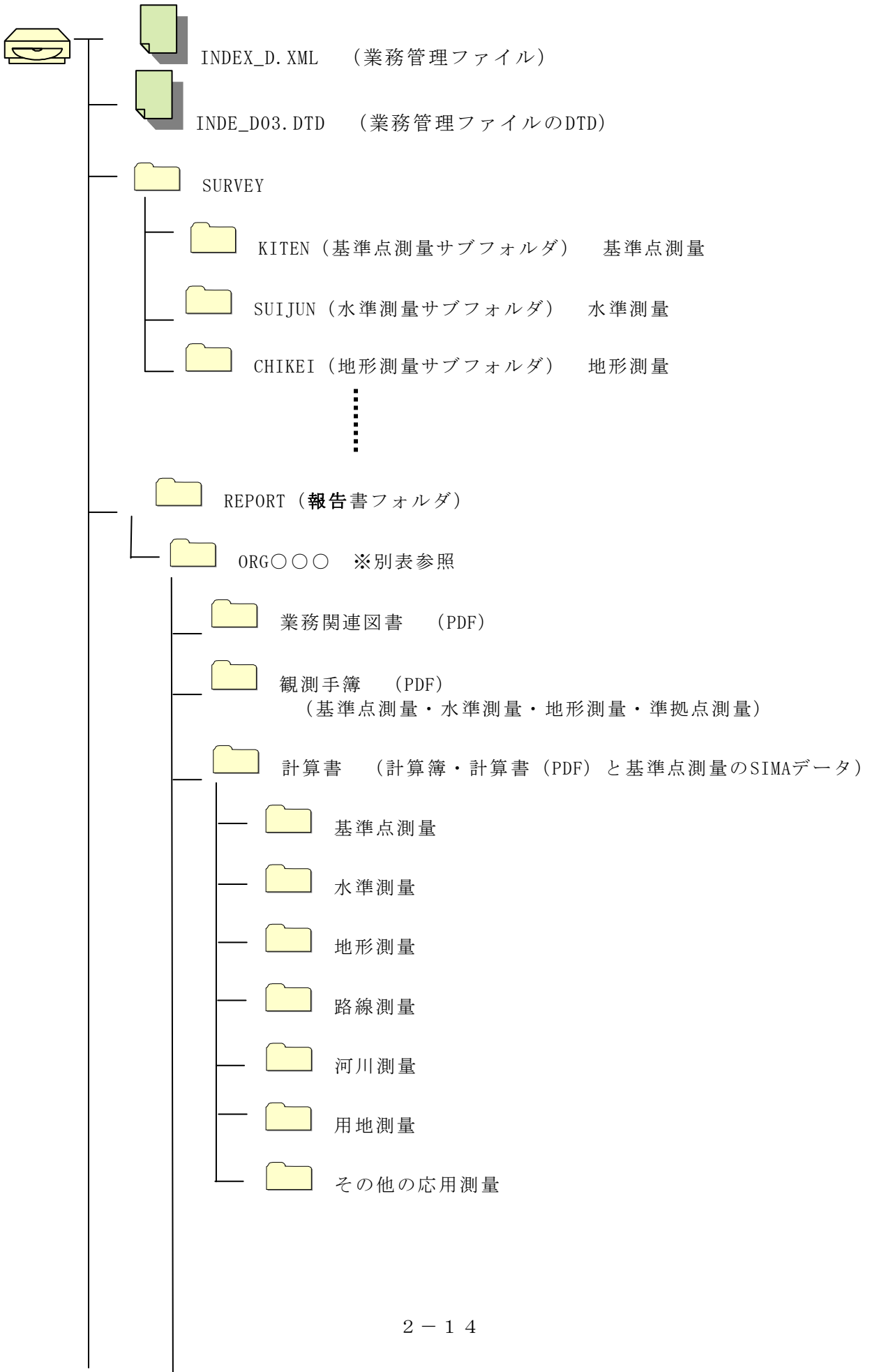
INDEX_D.XML　（業務管理ファイル）
INDE_D03.DTD　（業務管理ファイルのDTD）
SURVEY
KITEN（基準点測量サブフォルダ）　基準点測量
SUIJUN（水準測量サブフォルダ）　水準測量
CHIKEI（地形測量サブフォルダ）　地形測量
REPORT（報告書フォルダ）
ORG○○○　※別表参照
業務関連図書　（PDF）
観測手簿　（PDF）
（基準点測量・水準測量・地形測量・準拠点測量）
計算書　（計算簿・計算書（PDF）と基準点測量のSIMAデータ）
基準点測量
水準測量
地形測量
路線測量
河川測量
用地測量
その他の応用測量

施工管理（PDF）
基準点測量・水準点測量・地形測量・路線測量
河川測量・用地測量・その他の応用測量　精度管理表

DRAWING（図面フォルダ）　　図面は全てこのフォルダに入れる

ORG○○○　※別表参照

調整図（PDF）

設定図　SXF（ｓｆｃ）とTIFF
ＤＯＯＨＯＯ－００△－０１００　～

用地実測図等　（PDFとSXF（sfc）
多角網図、縦断面図、横断面図、面積計算書、
現況平面図、用地平面図、用地実測図

PHOTO（写真フォルダ）　　写真は全てこのフォルダに入れる

BORING（地質データフォルダ）

※別表

ORG541	用地測量
ORG542	寄附道路測量

・CDは以下のように作成してください

第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）

２－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート）

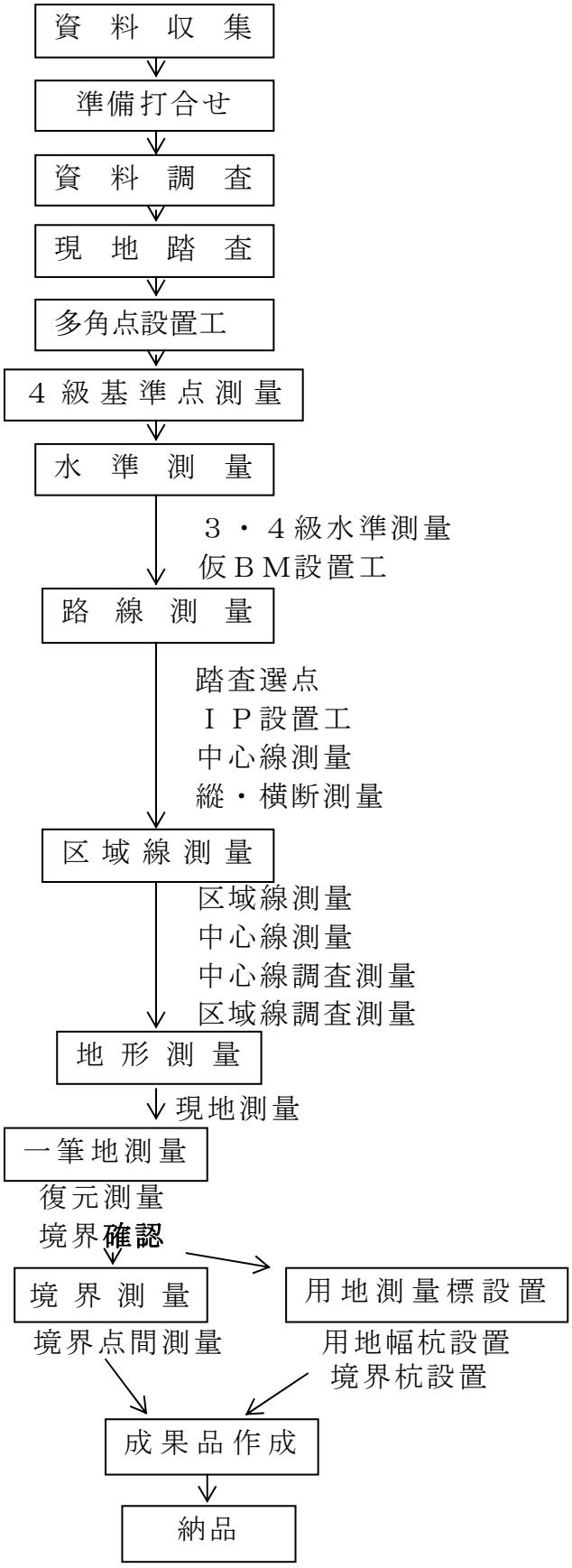

第３編　道路区域線（河川・水路境界）確認測量編

第３編　道路区域線（河川・水路境界）確認測量編

第１章　総則

３－１－１　適用範囲 …… ３－１
３－１－２　業務委託 …… ３－１
３－１－３　資料作成委託 …… ３－１
３－１－４　資料調査 …… ３－１
３－１－５　基準点測量 …… ３－１
３－１－６　現地測量 …… ３－１
３－１－７　区域線測量 …… ３－１
３－１－８　準拠点測量 …… ３－１
３－１－９　補点測量 …… ３－１
３－１－１０　調整計算 …… ３－１
３－１－１１　座標展開図作成 …… ３－２
３－１－１２　求積図作成 …… ３－２
３－１－１３　公図拡大 …… ３－２
３－１－１４　区域線設定図 …… ３－２
３－１－１５　成果品作成…… ３－２
３－１－１６　業務関連図書 …… ３－２
３－１－１７　支給品 …… ３－２

第２章　図書作成基準

３－２－１　総則 …… ３－４
３－２－２　基準点測量 …… ３－４
３－２－３　現地測量 …… ３－５
３－２－４　区域線測量 …… ３－５
３－２－５　準拠点測量図 …… ３－７
３－２－６　資料調査 …… ３－７
３－２－７　座標展開図 …… ３－７
３－２－８　求積図 …… ３－７
３－２－９　公図拡大 …… ３－８
３－２－１０　境界杭探索 …… ３－８
３－２－１１　業務報告書 …… ３－８
３－２－１２　支給品出納簿 …… ３－８
３－２－１３　業務記録写真作成 …… ３－８

第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）

３－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート） …… ３－１０

第３編　道路区域線（河川・水路境界）確認測量編

第１章　総則

３－１－１　適用範囲

道路及び水路の境界または管理区域を示す区域線を確認するには、区域線確認作業を委託するものと、確認作業を行うための資料作成を委託するものに分けられる。

測量業務のうち「道路区域線（河川・水路境界）確認測量」の作業については、設計図書によるもののほか、この「道路区域線（河川・水路境界）確認測量編」によるものとする。

３－１－２　業務委託

業務委託は、Ａ・Ｂ・Ｃ地域で行うものとする。

３－１－３　資料作成委託

資料作成委託は、主にＤ地域で行うものとする。

３－１－４　資料調査

資料調査は、「１－２－３９　資料調査」を適用する。

３－１－５　基準点測量

基準点測量は、「１－２－１　基準点測量」を適用する。

３－１－６　現地測量

現地測量は、「１－２－４　現地測量」を適用する。

３－１－７　区域線測量

区域線測量は、「第１編共通編第２章第６節区域線測量」を適用する。

３－１－８　準拠点測量

準拠点測量は、「１－２－３８　準拠点測量」を適用する。

３－１－９　補点測量

補点測量は、区域線測量の基礎となる境界杭及び現況構造物等を座標化する作業をいう。

３－１－１０　調整計算

調整計算とは、区域線を求めるため補点測量によって求められた座標値を使用して、仮境界点、線中、求積及び座標変換等の諸計算を行うことをいう。

３－１－１１　座標展開図作成

座標展開図は、区域線測量（Ｃ地域）により設定された中心線（多角路線）により、区域標（街区交点及び曲折点等）の座標を道路幅員の半幅員にて平行移動によって求め、これを図面に展開する。

３－１－１２　求積図作成

求積図作成は、数値地形図データを基に、電子座標読取機を使用して座標求積を行う。

３－１－１３　公図拡大

公図拡大は、公図の各筆界点を電子座標読取機にて読取り、平面図と同縮尺に拡大プロットする作業をいう。

３－１－１４　区域線設定図

区域線設定図は、区域線測量の作業経過等を記した図面で新規作成と補正（本市貸与図面の追加記入及び一部補正）に区分される。

３－１－１５　成果品作成

道路区域線（河川・水路境界）確認測量が完了したときは、成果品一覧表に示す成果品を作成する。

３－１－１６　業務関連図書

成果品以外に、業務関連図書一覧表に示す資料を作成する。

３－１－１７　支給品

区域線及び中心線設置に使用する木杭、丸八鋲及び座金は本市より支給する。

規格については次のとおりとする。

品　　名	品　　質
木杭（30㎜×30㎜×４５0㎜）	檜
丸八鋲（φ9-135、φ9-65）	S45C(JIS G4051)
丸八座金（直径20㎜、厚さ1．6㎜）	SS400(JIS G3101)

道路区域線（河川・水路境界）確認測量成果品一覧表

	名　　称	縮　尺	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備　　考
1	基準点測量						
	多角網図	1/1000	最大Ａ１	電　子	SXF(sfc)＋SIM	1	
	多角次数網図		最大Ａ１	電　子			
	多角対照図		最大Ａ１	電　子			実測値は朱書き
	多角計算書 観測手簿		Ａ４	電　子	PDF	1	準拠点測量、補点測量を含む
2	現地測量						
	数値地形図 データファイル	1/250 1/500	最大Ａ１	電　子	SXF(sfc) +SIM	1	
3	区域線測量（境界調整図を含む）						
	区域線設定	1/500	最大Ａ１	電　子	SXF(sfc) +SIM	1	Ａ・Ｂ地域
	区域線復元	1/500					Ａ・Ｂ地域
	中心線設定	1/600					Ｃ地域
	中心線復元	1/600					Ｃ地域
	中心線再現	1/600					Ｃ地域
	区域線調査設定 区域線調査復元	1/250 1/250	最大Ａ１	電　子			Ｄ地域
4	準拠点測量図	1/1000	最大Ａ１	電　子			数値地形図データファイル記載あり
5	補点測量						
6	資料調査						
	土地調査書		Ａ４	電　子	DOCまたはXLS	1	要約書は紙で**提出**
	公図写し			紙		1	
	座標展開図	1/1000	最大Ａ１	電　子	SXF(sfc) +SIM	1	

	名　　称	縮　尺	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備　　考
8	求　積　図	1/250	最大Ａ１	電　子	SXF(sfc) +SIM	1	または1/500
9	公　図　拡　大	1/250					
10	境界杭探索写真 (境界杭引照図)			電　子	PDF	1	
11	業 務 報 告 書		Ａ４				
12	基準点測量 精度管理表						

（注）画地SIMAデータは、成果フォルダに収めるものとする。

道路区域線（河川・水路境界）確認測量業務関連図書一覧表

	名　　称	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備　　考
1	**業務計画書**	Ａ４	紙		1	着手時に**提出**
2	測量機器検定証明書					着手時に**提出**
3	道路使用許可書の写し					監督員の**指示**により**提出**
4	業務記録簿					
5	打合せ記録簿					
6	支給品出納簿					
7	委託業務記録写真					

（注）デジタル写真は、「**第１１編　記録写真作成方法編**」を準拠する。

第２章　図書作成基準

３－２－１　総則

全ての成果図において、左上余白に委託業務名、委託業務場所を記入すること。

成果図に記載する文字・線種等については、レイヤー名一覧（区域線）のとおりとすること。

３－２－２　基準点測量

基準点測量の成果を図示したものであり、以下の成果品を作成する。

（１）多角網図

拡張子は、ＳＸＦ（sfc）とし、縮尺は１/１，０００を原則と

する。

図面は、多角点による網図を作成する。

（２）多角対照図

多角網図を基に、実測距離、実測角を朱色で記入し作成する。

（３）多角次数網図

多角計算を行う順序を色別に記入し作成する。

３－２－３　現地測量

数値地形図データファイルを作成するものである。

３－２－４　区域線測量

１　区域線（中心線）設定図において、左上余白に街区番号、受託人名及び発注者名を記入する。

２　区域線設定図（新規）

本市より貸与された確定図に次の項目を記載する。

（１）成果数値は黒色で記入する。

（２）仮成果図については、ボールペン書きで、標間検測図及び断面測定図を作成する。（１回目赤色、２回目青色、３回目緑色とする）

仮区域線の設定根拠を記入する。

（３）成果図は、標間検測、断面測定及び引照を記載した図面（最大Ａ１判）とし、引照についてはオフセット図を記入する。

（４）既存の境界杭の種類、構造物の測定位置及び区域標の色別を記入する。また、新しく設置する区域標の種類を入れる。

（５）実測数値は、街区外に記入する。

（６）標間検測数値の比較は、確定図に対しての「±」を用いて表示し、境界間及び街区間（ＴＯＴＡＬ）について行う。

（７）曲折点がある場合は、街区点間及び街区の厚みを確定図と実測の比較を行う。（仮成果図、成果図共記入する）

（８）視準線測角値は、一対回データと中数値を記入する。

（９）断面測定については、視準線より街区側の境界ごとに詳細な断面を記入する。ただし、Ａ・Ｂ地域は隅切部分の位置で反対側の断面も記入する。

(10) 視準線測角及び標間検測の資料にて閉合比を記入する。

(11) 曲線部における成果については、既存境界杭、区域標及び多角点の座標値と曲線中心交点より、各境界間の比較図及び曲線データを追記する。

(12) 区域線設定図の縮尺は１/５００を原則とする。ただし、１/１，０００以下の確定図については１/５００に拡大して作成する。記載数値等が見づらい場合は、なぞって清書するか確定数値の下段に

記入する。

３　中心線設定図（新規）

本市より貸与した資料を基に作成したプロット図に確定数値を記入するとともに次の項目を記載する。

（１）成果数値は黒で記入する。

（２）仮成果図については、標間検測図及び断面測定図を作成する。（１回目赤色、２回目青色、３回目緑色とする）

仮区域線の設定根拠を記入する。

（３）既存の境界杭、中心鋲等の種類及び構造物の測定位置を明確にする。

（４）実測数値は、街区内に記入する。

（５）中心線の基点（▲）を記入する。

（６）標間検測数値の比較は、確定図に対して「±」を用いて表示し、境界間及び街区間（ＴＯＴＡＬ）を行う。

（７）曲折点がある場合は、中心線から区域標を仮設定し、周辺の標間検測も合わせて行う。

（８）中心線測角は、一対回データと中数値を記入する。

（保全鋲を使用した場合は成果図に「保全鋲」と記入する）

（９）断面測定は、中心線より、両側へ１街区あたり５断面以上詳細な断面図を作成する。

(10) 曲線部における成果については、既存境界杭、区域標及び多角点の座標値と曲線中心交点より、各境界間の比較図及び曲線データを作成する。

(11) 中心線設定図の縮尺は１／６００を原則とする。ただし、確定図の縮尺が1/1000以下の場合については、本市より貸与する公図の縮尺によることができる。

４　区域線調査設定図

現地測量で得られた数値地形図データファイルに、次の項目を記載する。

（１）基準点測量の多角点番号、座標値、種類を記入する。

（２）準拠点番号、座標値、種類を記入する。

（３）区域標番号、座標値、種類を記入する。

（４）標間距離、断面を記入する。

（５）街区または筆の求積結果を記入する。

（６）曲線データ（Ｒ，ＩＡ，ＴＬ，ＣＬ，ＳＬ）は、その曲線部分の隣接位置に記載する。

（７）街角剪除は、区域線測量により監督員から指示されたデータを記載する。

（８）道路横断面図は、別図に基づき、道路現況の成果を記載し、縮尺

は任意とする。

（９）区域標間距離は道路上ではなく、区域線近くの民地側に計算距離を記載する。

(10) 記載数値、文字、横断面図は北あるいは西を上向きにして、全て測量区域内に収める。

（道路横断面図・図式例）

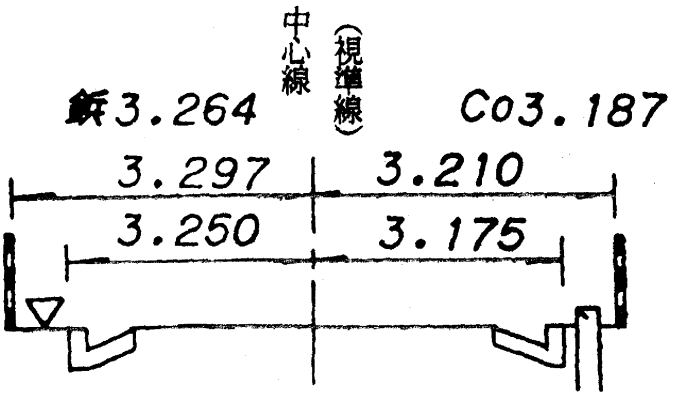

３－２－５　準拠点測量図

準拠点測量から得られた成果の座標値を図示したものである。

（１）図面の規格は最大Ａ１判とし､縮尺は１／１，０００を原則とする。

（２）記載内容は多角点及び準拠点の番号、座標値、種類を記入する。

３－２－６　資料調査

作成内容については、「**２－２－２　資料調査**」を適用する。

３－２－７　座標展開図

道路中心線からの半幅員移動計算により求められた区域標の座標値を図示したものである。

（１）図面の規格は最大Ａ１判とし､縮尺は１／１，０００を原則とする。

（２）記載内容は多角点及び区域標の番号、座標値、街角剪除並びに街区面積を記入する。

（３）区域標番号は、監督員の**指示**による。

３－２－８　求積図

区域線調査において、設置した区域標、筆界杭及び現況筆界等を使用して各筆、街区を電子座標読取機にて求積した図面である。

（１）図面は数値地形図データを使用する。

（２）実測面積、登記面積、比較値を記入する。

３－２－９　公図拡大

資料調査により得た公図を拡大したものである。

図面の規格は最大Ａ１判とし、縮尺１/２５０を原則とする。

３－２－１０　境界杭探索

引照図（Ｃ地域のみ）については、引照点付近のオフセット図と合わせて記入する。

３－２－１１　業務報告書

仮区域線（仮中心線）の設定根拠並びに監督員との協議事項及び指示事項を記入する。

３－２－１２　支給品出納簿

支給品出納簿には、受領年月日、受高数量、使用日、使用箇所、使用数量、残量、返却数、返却年月日を記入する。

３－２－１３　業務記録写真作成

委託業務の適正な履行を確認するため、記録写真を作成するもので、「**第１１編共通編第１章委託業務記録写真作成方法**」を適用する。

電子成果作成例

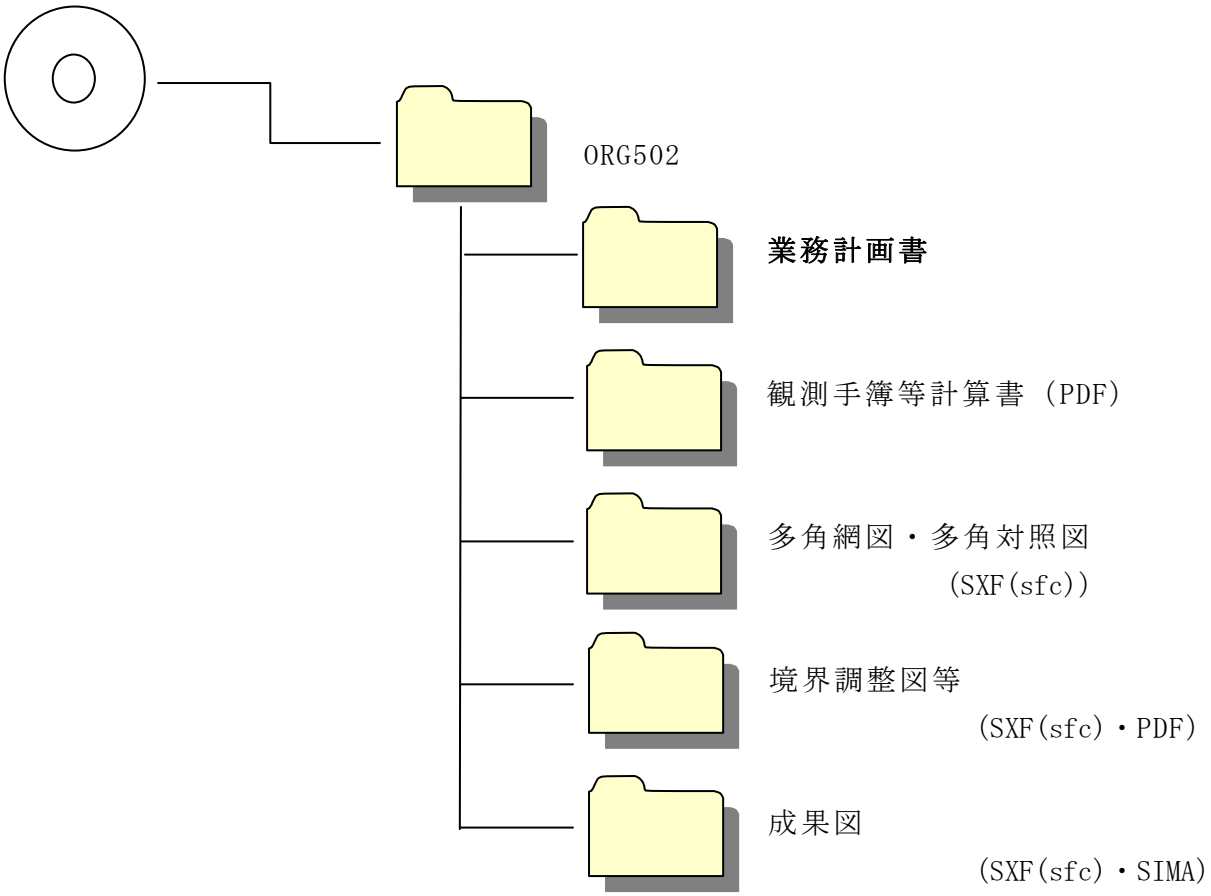
ORG502
業務計画書
観測手簿等計算書（PDF）
多角網図・多角対照図
(SXF(sfc))
境界調整図等
(SXF(sfc)・PDF)
成果図
(SXF(sfc)・SIMA)

第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）

３－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート）

道路区域線（河川・水路境界）
確認測量

（資料作成委託）

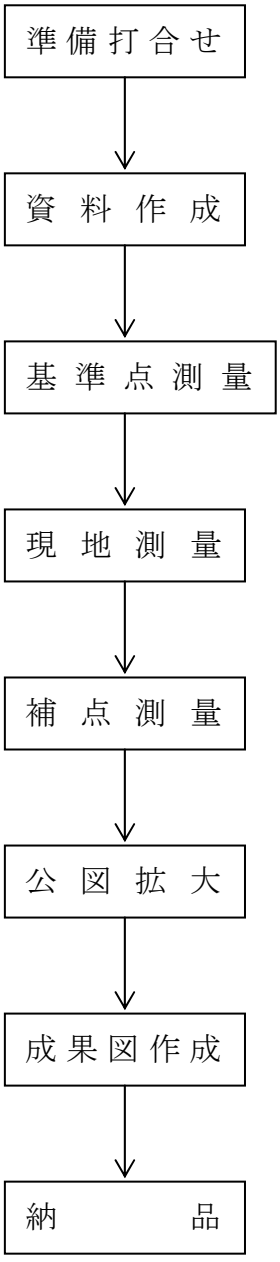

道路区域線（河川・水路境界）
確認測量

（業務委託）

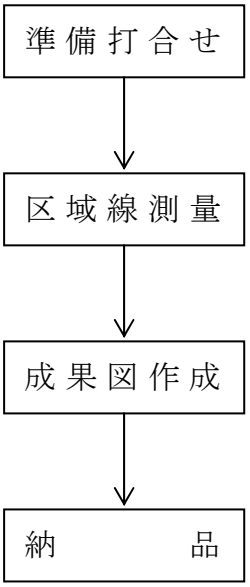

第４編　道路区域線（河川・水路境界）測量業務（単価契約）編

第４編　道路区域線（河川・水路境界）測量業務（単価契約）編

第１章　総則

４－１－１　適用範囲 …… ４－１
４－１－２　業務種別の分類 …… ４－１
４－１－３　作業内容 …… ４－１
４－１－４　区域線標示区分 …… ４－２
４－１－５　作業範囲 …… ４－２
４－１－６　現況調査 …… ４－２
４－１－７　座標設定（区域線及び中心線） …… ４－２
４－１－８　座標復元（区域線及び中心線） …… ４－３
４－１－９　境界調査 …… ４－３
４－１－１０　視準・中心線補鋲 …… ４－３
４－１－１１　平面図作成（座標平板） …… ４－３
４－１－１２　成果図作成 …… ４－４
４－１－１３　境界確認（半日・１日） …… ４－４
４－１－１４　境界杭設置 …… ４－４
４－１－１５　境界杭探索 …… ４－４
４－１－１６　成果品作成…… ４－４
４－１－１７　業務関連図書 …… ４－４
４－１－１８　支給品 …… ４－４

第２章　図書作成基準

４－２－１　総則 …… ４－６
４－２－２　区域線設定図 …… ４－７
４－２－３　中心線設定図 …… ４－８
４－２－４　境界調査図 …… ４－９
４－２－５　資料調査 …… ４－９
４－２－６　公図拡大 …… ４－９
４－２－７　現地測量 …… ４－９
４－２－８　座標復元 …… ４－９
４－２－９　視準・中心線補鋲 …… ４－９
４－２－１０　境界杭探索 …… ４－９
４－２－１１　業務報告書 …… ４－９
４－２－１２　支給品出納簿 …… ４－１０
４－２－１３　業務記録写真作成 …… ４－１０

第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）

４－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート） …… ４－１１

第４編
道路区域線（河川・水路境界）測量業務（単価契約）編

第１章　総則

４－１－１　適用範囲

道路区域線（河川・水路境界）測量（単価契約）（以下、単価契約という。）は、本市が管理する道路・河川及び水路を地域別、難易度別の一件当たりの単価を定め実施するものである。

測量業務のうち、単価契約の作業については、**設計図書**によるもののほか、この「**第４編道路区域線（河川・水路境界）測量業務（単価契約）編**」による。

４－１－２　業務種別の分類

業務種別は、地域別、難易度別、作業方法及び方向別の組み合わせにより構成され、分類表は別添のとおりとする。

１　地域区分

地域の区分は、「**１－２－２３　地域の分類**」を適用する。

２　難易度区分

難易度の区分は、住宅密集度により区分するものとする。

３　作業方法区分

作業方法の区分は、次のとおりとする。

座標設定・・・座標計算により、区域線及び中心線を定めることをいう。（全地域対象）

座標復元・・・単価契約（座標設定）または道路台帳測量等の設定図に基づいて座標値より中心線または区域標（視準線）の復元を行うことをいう。

４－１－３　作業内容

１　Ａ地域・Ｂ地域

区域線座標設定

２　Ｃ地域（数値地形図データファイル無し）

（１）境界（区域）調査Ｃ　　（０．３ha未満）
（２）境界（区域）調査Ｃ　　（０．３ha以上０．６ha未満）
（３）境界（区域）調査Ｃ　　（０．６ha以上０．９ha未満）
（４）境界（区域）調査Ｃ　　（０．９ha以上１．２ha未満）
（５）境界（区域）調査Ｃ　　（１．２ha以上１．５ha以下）

３　Ｃ・Ｄ地域(数値地形図データファイル有り)

（１）境界（区域）調査Ｄ　　（０．３ha未満）
（２）境界（区域）調査Ｄ　　（０．３ha以上０．６ha未満）

（３）境界（区域）調査Ｄ　　（０．６ha以上０．９ha未満）
（４）境界（区域）調査Ｄ　　（０．９ha以上１．２ha未満）
（５）境界（区域）調査Ｄ　　（１．２ha以上１．５ha以下）

４　共通作業

（１）資料調査　　（０．３ha未満）
（２）資料調査　　（０．３ha以上０．６ha未満）
（３）資料調査　　（０．６ha以上０．９ha未満）
（４）資料調査　　（０．９ha以上１．２ha未満）
（５）資料調査　　（１．２ha以上１．５ha以下）
（６）平面図作成
（７）成果図作成
（８）座標復元（図面あり）
（９）座標復元（図面なし）
(10) 視準･中心線補鋲
(11) 境界**確認**（半日）
(12) 境界**確認**（１日）
(13) 境界杭設置
(14) 境界杭探索

４－１－４　区域線標示区分

区域線標示区分は、「**１－２－２５　区域線標示区分**」を適用する。

４－１－５　作業範囲

区域線は､道路区域線**確認**申請地の属する街区を含む全部の道路について、また中心線は、原則として道路区域線**確認**申請地の属する全直線または全曲線区間について設定すること。

各地域別の作業範囲は、「**１－２－２６　作業範囲**」を適用する。

４－１－６　現況調査

現況調査は、「**１－２－２７　資料調整と現地調査**」を適用する。

また、必要に応じて「**１－２－２８　境界杭の探索**」を適用する。

４－１－７　座標設定（区域線及び中心線）

座標設定とは、設定路線に曲線または変化点が非常に多くある箇所も含めて、既設区域標（中心点）並びに構造物、各境界杭等を座標化（多角測量、境界座標測量）し、座標計算により区域線（中心線）を求める作業をいい、合わせて各筆または各街区の面積も算出するものである。

４－１－８　座標復元（区域線及び中心線）

座標復元は、座標測量図等に記載されている区域標を多角測量並びに残存する区域標を境界座標測量により求め、従前の位置関係を調整し滅失した区域標等を復元する作業をいう。

４－１－９　境界調査

区域線を**確認**するために、次の１～５号までの作業を実施し、「**１－２－３６　区域線（調査）設定**」を適用して行う。

１　資料調査（別途計上）

資料調査は、「**１－２－３９　資料調査**」を適用する。

２　公図拡大

公図拡大は、資料調査で得られた公図を電子座標読取機で座標化し、現地測量の縮尺に拡大する。

３　多角測量

多角測量は、既知点若しくは任意に設置した点を多角網として測量作業を行い、位置座標を定める作業をいう。

４　現地測量

現地測量とは、ＴＳ等（２級以上）を用いて多角点等に基づき、地上の地形、地物及び境界等を座標化し、数値地形図データファイルを作成する作業をいう。

５　境界座標測量

境界座標測量とは、区域線明示において仮設定された、区域標（街区交点等）及び現況構造物、民地境界杭など計算の基礎となる位置を現地において多角点からの測距測角を行い座標値を求める作業をいう。

６　境界調整図作成

境界調査の作業結果を境界調整図として整理し、監督員の点検調整を受けるものとする。

４－１－１０　視準・中心線補鋲

監督員の**指示**する図面（既設点）を基に視準・中心線を設置する作業をいう。

原則、交差点内にはさみ打ち（止め打ち）・街区交点・スミ切点・中間点に補鋲を設置する。

４－１－１１　平面図作成（座標平板）

ＴＳ等（２級以上）を用いて、数値地形図データファイルを作成する作業をいう。

４－１－１２　成果図作成

監督員の**指示**する点を基に座標測量図を含む成果図を作成する作業をいう。

４－１－１３　境界確認（半日・1日）

現地において利害関係人を含む地権者と立会いを行う際に適用する。

４－１－１４　境界杭設置

境界**確認**により確定した境界点に本市の支給するコンクリート杭を設置する作業をいう。

４－１－１５　境界杭探索

全地域において設定に必要だと認められた場合、監督員の**指示**する街区交点・筆界点の整理杭を探索する際に適用する。

４－１－１６　成果品作成

道路区域線（河川・水路境界）測量業務（単価契約）が完了したときは、成果品一覧表に示す成果品を作成する。

４－１－１７　業務関連図書

成果品以外に、業務関連図書一覧表に示す資料を作成する。

４－１－１８　支給品

支給品については、「**３－１－１７　支給品**」を適用する。

道路区域線（河川・水路境界）測量業務（単価契約）成果品一覧表

	名　　称	縮　尺	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備　　考
1	区域線設定図						
	座標設定	1/500	最大Ａ１	電　子	SXF (sfc) +SIM	1	標準設定図　座標測量図
2	中心線設定図	1/600	最大Ａ１	電　子		1	標準設定図　座標測量図
3	座標復元			電　子	PDF	1	標準設定図　座標測量図
	（座標測量図）、（標準設定図）は貸与品に記入 座標測量図については、観測手簿・計算書を含む（復元は、比較図も**提出**）						
4	境界杭探索記録写真			電　子	PDF	1	
5	業務**報告**書		Ａ３	電　子	PDF	1	
6	境界調査図						
	(1)多角測量						
	観測手簿		Ａ４	電　子	PDF	1	紙ベースも可
	多角計算書		Ａ４	電　子	PDF	1	
	多角網図	1/1000	最大Ａ１	電　子	SXF (sfc) +SIM	1	
	多角対照図		最大Ａ１	電　子		1	
	(2)現地測量 数値地形図データファイル		境界調整図に記載 最大Ａ１	電　子	SXF (sfc) +SIM	1	
	(3)境界座標測 量 境界座標測量図		境界調整図に記載 最大Ａ１	電　子	SXF (sfc) +SIM	1	
	(4)資料調査						
	土地調査書			電　子	Docまたは XLS	1	要約書は紙で**提出**
	公図写し			紙		1	
	(5)求積図	1/250	境界調整図	電　子	SXF (sfc) +SIM	1	
	(6)公図拡大	1/250	ポリ#300 最大Ａ１	電　子		1	打合せに使用したもの
	(7)現地管理 ファイル		1連の作業を記録した管理ファイル			1	例）　btw

（注）１．各種成果図については境界明示システムに登録するためのデータ

としてＴＩＦＦ画像（白黒二値２００ｄｐｉ）も作成すること。
尚、数ページにわたる場合は、マルチページ画像とする。
２．画地SIMAデータは成果図フォルダに収めるものとする。

道路区域線（河川・水路境界）測量業務（単価契約）業務関連図書一覧表

	名　　称	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備　　考
1	測量機器検定証明書	Ａ４	紙		1	着手時に**提出**
2	支給品出納簿					
3	委託業務記録写真					

（注）デジタル写真は、「**第１１編　記録写真作成方法編**」を準拠する。

第２章　図書作成基準

４－２－１　総則

全ての成果図において、左上余白に委託業務名、整理番号、工種記号、委託業務場所、受付番号を記入すること。その他、図書作成は、下記のとおりとする。

１　業務**報告**書

拡張子は、ＰＤＦとする。

２　観測手簿等計算書

拡張子は、ＰＤＦとする。紙ベースも可とする。

３　図面類（成果図・境界調整図・多角網図等）

基本的に拡張子は、ＳＸＦ（sfc）とし、ＳＩＭＡデータと共に納品する。

境界明示システムに登録するためのデータはＴＩＦＦ画像（白黒二値２００ｄｐｉ）で作成する。

最大Ａ１とする。Ａ１またはＡ２の場合は図面図枠外左上に、Ａ３の場合は左上にファイル名を明記すること。

復元工種の場合は、貸与資料をスキャニングした画像(ＴＩＦＦ)をベースに作成するものとする。

ファイル名については、境界明示システム取扱説明書ファイル命名規則に従うものとし下記のとおりとする。

道路区域線測量業務委託（単価契約）成果図
A(区番号)(年度)　－０００－(整理番号)
A　○○　H○○　－０００－　００＃＃
例）千種区の整理番号H19-30の場合
A01H19-000-0030

注意：成果図が数枚にわたる場合のＳＸＦ(sfc)の取扱いは、１ファイルでレイアウトが固定されるためファイル名の最後に枝番を付与するものとする。

４　関連図書

紙ベースとする。

５　納品

納品媒体は、ＣＤ－ＲまたはＤＶＤ－Ｒとする。

紙ベースのものは、そのまま、まとめて納品とする。

４－２－２　区域線設定図

境界調整図の拡張子は、ＳＸＦ（sfc）あるいはＰＤＦとする。

本市より貸与された確定図を電子化し、次の項目を記載する。

各種文字類・記号・画像等は、レイヤー名一覧（区域線）のとおりとする。

１　成果数値は、街区外側に記載する。

２　境界調整図については、監督員との**協議**に基づき、標間検測図及び断面測定図をその都度作成する。（打合せ回数を表題部に記載すること。）

仮区域線の設定根拠を記入する。

３　成果図は、標間検測、断面測定及び引照を記載した図面（Ａ１判～Ａ３判）とし、引照についてはオフセット図を記入する。

４　既存の境界杭の種類、構造物の測定位置及び区域標の色別を記入する。また、新しく設置する区域標の種類を入れる。

５　標間検測数値の比較は、確定図に対しての「±」を用いて表示し、境界間及び街区間（ＴＯＴＡＬ）について行う。

６　曲折点がある場合は、街区点間及び街区の厚みを確定図と実測の比較を行う。（境界調整図、成果図に記入する）

７　視準線測角値は、座標より求めた値を記入する。

８　断面測定については、視準線より街区側の境界毎に詳細な断面を記入する。Ａ・Ｂ地域は隅切部分の位置で反対側の断面も記入する。（広幅員の場合は、省略可）

９　閉合比を記入する。

10　区域線設定図の縮尺は、１/５００を原則とする。ただし、１/１，０００以下の確定図については１/５００に拡大して作成する。記載数値等が見づらい場合は、なぞって清書するか確定数値の下段に記入する。

11　区域線設定図は、標準設定図及び座標測量図を作成する。

12　座標測量図は、本市より貸与された資料を電子化し、次の項目を記載する。

１）多角点の番号、種類、座標値
２）区域標の番号、種類、座標値
３）既存境界杭の種類、座標値
４）構造物の種類、座標値
５）曲線データ
６）標間距離、断面

４－２－３　中心線設定図

中心線設定図

本市より貸与された資料を電子化し、次の項目を記載する。

１　成果数値を記入する。
２　境界調整図は監督員との**協議**に基づき、標間検測図及び断面測定図をその都度作成する。（打合せ回数を表題部に記載すること。）
３　既存の境界杭、中心鋲等の種類及び構造物の測定位置を明確にする。
４　実測数値は、街区外に記入する。
５　中心線の基点（▲）を記入する。
６　標間検測数値の比較は、確定図に対して「±」を用いて表示し、境界間及び街区間を行う。
７　曲折点がある場合は、中心線から区域標を仮設定し、周辺の標間検測も合わせて行う。
８　中心線測角は、座標より求めた値を記入する。
（保全鋲を使用した場合は、成果図に「保全鋲」と記入する。）
９　断面測定は、中心線より、両側へ１街区あたり５断面以上詳細な断面図を作成する。
10　中心線設定図の縮尺は、１/６００を原則とする。ただし、確定図の縮尺が１/６００以下の場合については、本市より貸与する公図の縮尺によることができる。
11　中心線設定図は、標準設定図及び座標測量図（Ａ１判～Ａ２判）を作成する。
12　座標測量図は、次の項目を記載する。
１）多角点の番号、種類、座標値
２）区域標の番号、種類、座標値
３）既存境界杭の種類、座標値
４）構造物の種類、座標値
５）各筆または街区の求積結果
６）曲線データ
７）標間距離、断面

４－２－４　境界調査図

現地測量により作成された図面に、次の項目を記載する。

1　多角点の番号、種類、座標値
2　区域標及び視準線等の番号、種類、座標値
3　既存境界杭の種類、座標値
4　構造物の種類、座標値
5　標間距離、断面
6　各筆または街区の求積結果
7　地名、地物名等

４－２－５　資料調査

資料調査は、「**２－２－２　資料調査**」を適用して行う。

４－２－６　公図拡大

資料調査により得た公図を拡大したものである。

図面の規格は、ポリエステルフィルム＃３００とし、打合せで使用したものとする。

４－２－７　現地測量

地形測量は、数値地形図データファイルを作成するものである。

４－２－８　座標復元

本市より貸与した資料に朱書で数値を記入する。

４－２－９　視準・中心線補鋲

貸与した図面に既設点を▲新設点を△として記入する。

撮影写真は、全景及び３地点とし、着手前後の写真を図面に添付して**提出**する。

４－２－１０　境界杭探索

境界杭探索については、「**第１１編記録写真作成方法編第２章杭探索記録写真作成方法**」を適用する。

引照図（Ｃ地域のみ）については、引照点付近のオフセット図と合わせて記入する。

４－２－１１　業務報告書

仮区域線（仮中心線）の設定根拠並びに監督員との**協議**事項及び**指示**事項を記入する。

４－２－１２　支給品出納簿

支給品出納簿は、「**３－２－１２　支給品出納簿**」を適用して行う。

４－２－１３　業務記録写真作成

委託業務の適正な履行を**確認**するため、記録写真を作成するもので、「**第１１編録写真作成方法編第１章委託業務記録写真作成方法**」を適用する。

電子成果作成例

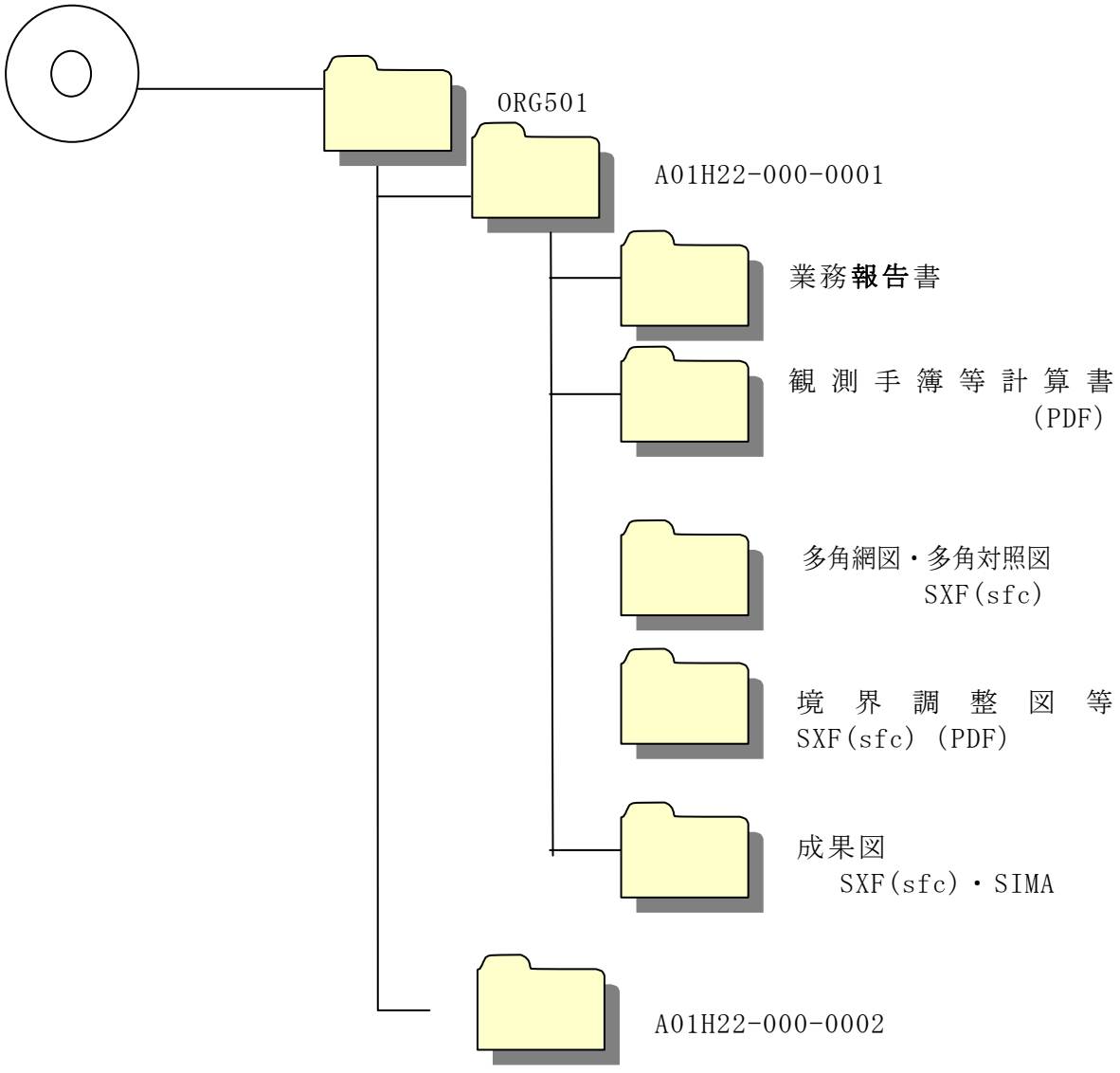

第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）

４－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート）

単　価　契　約

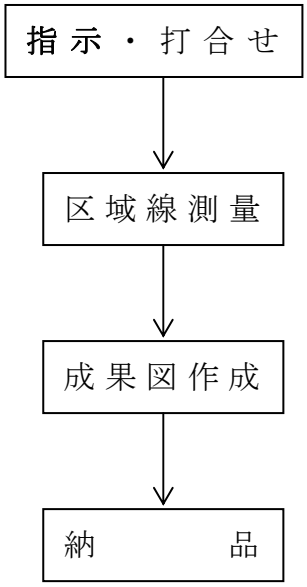

第５編　道路区域標保全業務（単価契約）編

第５編　道路区域標保全業務（単価契約）編

第１章　総則

５－１－１　適用範囲 …… ５－１
５－１－２　引照作業（引照）…… ５－１
５－１－３　復元作業（復元Ⅰ・Ⅱ） …… ５－２
５－１－４　残存確認作業（残存確認Ⅰ・Ⅱ）…… ５－３
５－１－５　用地測量多角点等の保全 …… ５－４
５－１－６　作業確認 …… ５－４
５－１－７　成果品作成…… ５－４
５－１－８　業務関連図書 …… ５－４
５－１－９　支給品 …… ５－４

第２章　図書作成基準

５－２－１　総則 …… ５－５
５－２－２　引照点設置箇所図 …… ５－５
５－２－３　引照点位置図 …… ５－５
５－２－４　引照測量図 …… ５－６
５－２－５　成果品作成 …… ５－６
５－２－６　業務記録写真作成 …… ５－６

第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）

５－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート） …… ５－８

第５編　道路区域標保全業務（単価契約）編

第１章　総則

５－１－１　適用範囲

道路区域標保全業務（単価契約）とは、緑政土木局所管工事に伴い、支障となる道路区域標（以下「区域標」という）の引照、復元を行う作業をいい、「名古屋市緑政土木局測量標等保全要綱」に基づいて行うものである。

測量業務のうち道路区域標保全業務（単価契約）の作業については、**設計図書**によるもののほか、この「**第５編道路区域標保全業務（単価契約）編**」により行うものとする。

５－１－２　引照作業（引照）

１　受託人は、引照作業前に工事監督員と立会いを行い、引照すべき区域標の**確認**と、当該工事に支障とならない箇所を打ち合わせ、引照点を設置する。

引照点は、永久構造物または鋲等を設置することを原則とし、これによりがたい場合は監督員と**協議**しなければならない。

刻印を設置する場合は、原則として下図の様に３０㎜程度の大きさの十文字とし、溝の深さは最も深い個所において３㎜程度とし、幅は１㎜以下とする。

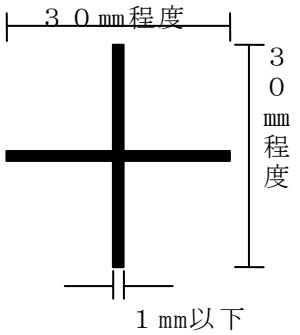

２　引照点の設置

（１）引照点の選定は、工事等による影響を受けない永久構造物又は鋲等の設置による。

（２）引照点は、１直線２方向の４点以上を原則とする。

（３）１直線を設ける方法は、引照点にＴＳ等を設置し、本点の見通し線上の対側に引照点を設けることを原則とし、併せてＴＳ等を設置した引照点から対側までの距離を測定する。

（４）２方向の引照点は、１直線に対しできる限り９０度に近づけるものとする。

３　区域標にＴＳ等を設置し、距離測定及び引照点の内角を測定する。

４　前項において、交通量が多く、区域標にＴＳ等を設置することが困難な場合は、監督員の**承諾**を得た上で座標法による観測を行うことができるものとする。

５　直線方向の引照点が設置できない場合は、下記の方法で方位点を取り付ける。

（１）引照点は、必ず４点作り、そのうちの１点から方位点に取り付ける。

（２）方位点は、ビルの角などの永久構造物に取り付ける。

（３）方位点の写真を撮影する。

６　民地内への引照は、極力避ける。もし実施する場合は所有者の了解を必ず得ること。

７　現地に区域標が設置されていない場合（引照点で表示されている場合）は、区域標を復元後、引照点を設置する。

８　引照点設置済みの区域標及び引照点については、状況に合わせて朱ペイント塗布する。（民地付近は、なるべく小さくする）

５－１－３　復元作業（復元Ⅰ・Ⅱ）

１　復元Ⅰ

（１）復元作業に先立ち、受託人は工事監督員と復元すべき区域標の引照点を立会い、**確認**しなければならない。

（２）引照測量図に基づき、観測をすべて行い、区域標を設置する。

（３）設置する区域標の種類は、引照時と同じものとする。しかし、現場の状況によりこれが困難な場合は、監督員の**指示**により変更することができる。

（４）復元時の誤差の調整は、直線の方向を優先とし、それぞれの距離が均等になるようにする。

（５）引照時に方位点が取り付いている場合は、角度の観測を行う。また方位点の撮影も行う。

（６）引照点が滅失している場合は、次の方法で復元を行う。

１）引照点が全部滅失している場合は、「復元不可能」とし、復元を行わない。

２）引照点が３点使用可能または直線方向の２点が使用可能な場合は、原則として復元を行う。

３）上記以外で引照点の一部が破損した場合、監督員と**協議**の上、引照成果の内角と距離により本点と引照点に座標値を設け、本点を復元する。

（７）受託人は、引照点設置距離と復元比較距離の誤差が大きい場合は再測を行わなければならない。その結果、引照点設置者の原因と考えられる場合は、監督員に**報告**をしなければならない。

（８）復元した区域標が現地に設置できない場合（マンホール上など）は、４点のはさみ交点で表示する。（下図参照）

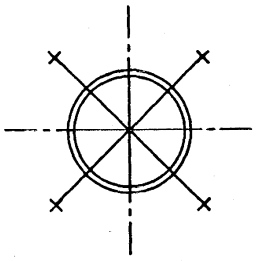

（９）復元した区域標はなるべく小さく青ペイントを塗布する。また、既存の鋲については塗布しない。

２　復元Ⅱ

「１　復元Ⅰ」の方法によるが、引照点の内角の測定及び引照点の写真の撮影は行わないものとする。

５－１－４　残存確認作業（残存確認Ⅰ・Ⅱ）

１　残存**確認**Ⅰ

（１）適用する範囲は、掘削底の上方45度から内側にある区域標及び復旧目地より１ｍ以内の既設舗装盤上に残存している点に対し行うものである。

反対に、明らかに移動していたことが**確認**できた場合は、「**５－１－３　復元作業（復元Ⅰ・Ⅱ）**」を適用する。

（２）残存**確認**作業に先立ち、受託人は、工事監督員と**確認**すべき区域標の引照点を立会い**確認**しなければならない。

（３）区域標引照点は、引照測量図に基づき、観測をすべて行い、区域標を**確認**する

（４）引照時に方位点が取り付いている場合は、角度の観測を行う。また、方位点の撮影も行う。

（５）引照点が滅失している場合は、下記の観測を行う。

１）引照点が３点使用可能または直線方向の２点が使用可能な場合は、原則として残存**確認**作業を行う。

２）直線方向の２点のみ使用可能な場合は、距離測定のほか直線の変位量を測定し、３㎜以内に残存点があることを**確認**する。

変位量が４㎜を超える場合は、復元作業とする。

（６）受託人は、引照点設置距離と復元比較距離の誤差が大きい場合には再測を行う。その結果、引照点の設置者の原因と考えられる場合は、監督員に**報告**しなければならない。

（７）残存**確認**した区域標はペイントを塗布しない。

２　残存**確認**Ⅱ

「１　残存**確認**Ⅰ」の方法によるが、引照点の内角の測定及び引照点の写真の撮

影は行わないものとする。

５－１－５　用地測量多角点等の保全

用地測量多角点等については、下記の方法で保全を行う。

（１）引照作業は、「**５－１－２　引照作業（引照）**」を適用する。

（２）復元作業は、引照時の標識の種別にかかわらず十字鋲No.２等を使用するものとする。

５－１－６　作業確認

受託人は、監督員が必要と認めるときは、作業の進捗状況を**報告**しなければならない。

５－１－７　成果品作成

道路区域標保全業務（単価契約）が完了したときは、成果品一覧表に示す成果品を作成する。

５－１－８　業務関連図書

成果品以外に、業務関連図書一覧表に示す資料を作成する。

５－１－９　支給品

この業務委託で使用する丸八鋲及び座金については、本市より支給する。規格については、次のとおりとする。

品　　名	品　　質
丸八鋲（φ９－１３５、φ９－６５）	S45C(JIS　G4051)
丸八座金（直径20㎜、厚さ1.6㎜）	SS400(JIS G3101)

道路区域標保全業務（単価契約）成果品一覧表

	名　　称	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備　考
1	位置図	Ａ４	電子＋紙	ＰＤＦ	引照測量 電子：１ 紙　：２ 復元測量 残存確認測量 電子：１ 紙　：１	
2	引照点設置箇所図					
3	引照点位置図			ＰＤＦ，SXF（sfc）		
4	３号様式の２					
5	記録写真一式（使用機器、本点、引照点）		電子	ＰＤＦ		
6	観測手簿 計算簿					

（注）１．引照点位置図、３号様式の２、記録写真の本点・引照点、観測手簿・計算簿は測量標等ごとにまとめるものとする。
２．本点及び引照点において写真の撮影を行う場合は、Ａ４判のホワイトボードを使用するものとする。

道路区域標保全業務（単価契約）業務関連図書一覧表

	名　　称	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備　　考
1	測量機器検定証明書	Ａ４	紙		1	着手時に提出
2	支給品出納簿					
3	委託業務記録写真					

（注）デジタル写真は、「**第１１編　記録写真作成方法編**」を準拠する。

第２章　図書作成基準

５－２－１　総則

別に定めるレイヤー名一覧（保全）のとおり文字・画像・記号等を所定の図面に記載する。

５－２－２　引照点設置箇所図

道路台帳平面図等を使用し、区域標の位置を赤色の三角で表示し、番号等を付すものとする。

５－２－３　引照点位置図

１　引照点位置図は区域標１点につき１枚作成する。
２　引照点位置図は、オフセット等でＣＡＤで作成し、縮尺は原則として1/250とする。
３　図面の上を北にし、方位を記入する。
４　引照点位置図に使用する記号は原則として、引照点設置個所図と同じアルファベット大文字、引照点についてはアルファベット小文字に１から４までの番号

を付すものとする。

５　対象となる区域標の近くに他の区域標がある場合は、その位置を記載する。

６　引照点の近くに他の区域標の引照点がある場合は、既存の引照点も含めてその位置を記載する。

７　引照点位置図の現況図は、他の区域標に使用してもよい。

５－２－４　引照測量図

１　様式は第９－２図式を使用する。

２　縮尺については、任意とする。

３　現地の区域標と引照点の状況によっては、図面の上が北方向にならなくてもよい。

４　距離の他、引照点の内角を記載する。

５　様式の直線欄は、距離測定において直線に設けた引照点間の距離を測定し記載するが、直線方向２点のみ使用可能な場合の残存**確認**測量の場合は、更に一直線の変位量を測定し記載する。

６　引照測量、残存**確認**測量、復元測量の結果の数値は黒文字とし、引照測量との差は赤文字の括弧書きとする。

５－２－５　成果品作成

成果品は、一件ごとに、青色のフラットファイルに下記の成果を綴って**提出**する。

（１）位置図

位置図は、行政区別管内図を使用し、保全場所を赤色で明記する。

（２）受託人は、作成したデータをＣＤ－ＲまたはＤＶＤ－Ｒに記録し、監督員に**提出**しなければならない。

５－２－６　業務記録写真作成

委託業務の適正な履行を**確認**するため、記録写真を作成するもので、「**第１１編第１章委託業務記録写真作成方法**」を適用する。

ただし、本点及び引照点の写真の場合は、Ａ４判のホワイトボードを使用する。

電子成果作成例

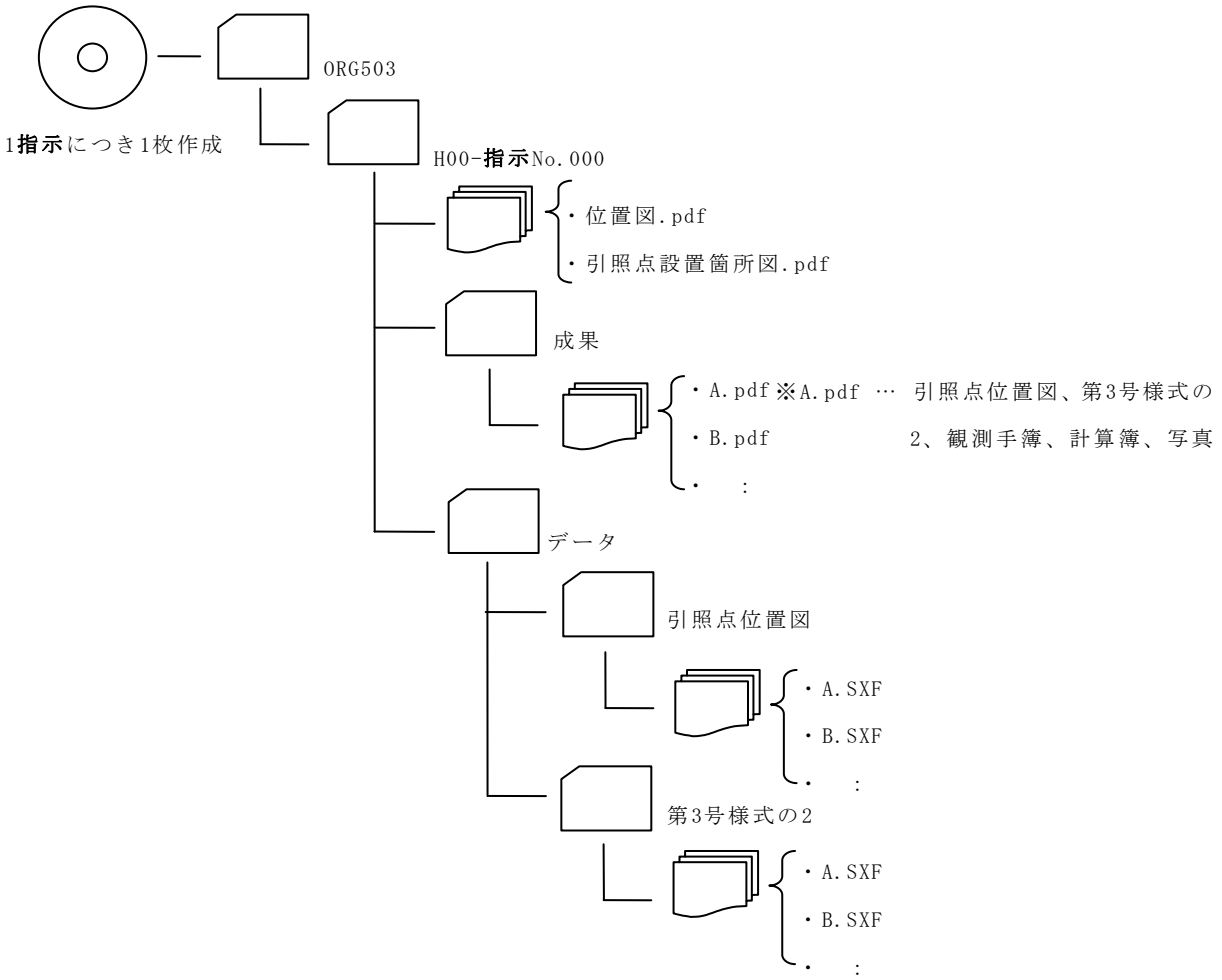

・復元または残存**確認**時も同様のフォルダ構成とする。
・引照成果が平成24年度以前のA3版の場合、成果フォルダに復元測量図（pdf)、データフォルダに復元測量図（SXF）及び写真（JPEG）を格納する。

・CDは以下のように作成してください。

第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）

５－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート）

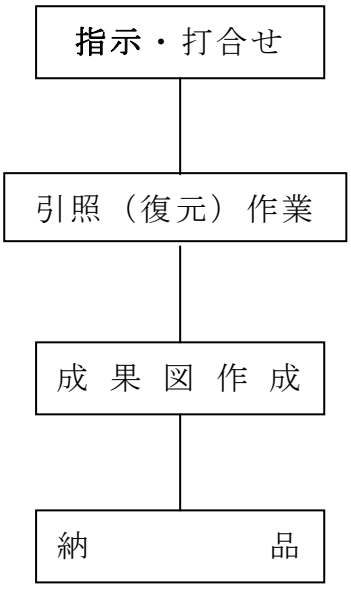

第６編　測量標等保全業務編

第６編　測量標等保全業務編

第１章　総則

６－１－１　適用範囲 …… ６－１
６－１－２　効用の確認（引照作業）…… ６－１
６－１－３　効用の確認（復元作業）…… ６－２
６－１－４　効用の確認（残存確認作業）…… ６－３
６－１－５　復旧測量 …… ６－５
６－１－６　座標復元 …… ６－６
６－１－７　用地測量多角点等の保全…… ６－７
６－１－８　作業確認 …… ６－７
６－１－９　成果品作成…… ６－７
６－１－１０　支給品 …… ６－７

第２章　図書作成基準

６－２－１　総則 …… ６－１０
６－２－２　引照点設置箇所図 …… ６－１０
６－２－３　引照点位置図 …… ６－１０
６－２－４　引照測量図 …… ６－１０
６－２－５　成果品作成 …… ６－１１

第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）

６－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート） …… ６－１１

第６編　測量標等保全業務編

第１章　総則

６－１－１　適用範囲

測量標等保全業務は、緑政土木局が行う測量標等を保全する作業をいい、「名古屋市緑政土木局測量標等保全要綱」に基づいて行うものである。

測量業務のうち、「測量標等保全業務」の作業については、**設計図書**によるもののほか、この「測量標等保全業務編」により行うものとする。

６－１－２　効用の確認（引照作業）

１　作業方法

（１）受託人は、引照作業前に監督員と立会いを行い、引照すべき測量標等の**確認**と、当該工事に支障とならない箇所を打ち合わせ、引照点を設置する。引照点は、永久構造物または鋲等を設置することを原則とし、引照作業が不可能な場合は、監督員と**協議**して作業方法を決定しなければならない。

（２）民地内への引照は、極力避ける。もし実施する場合は所有者の了解を必ず得ること。

（３）引照点設置済みの測量標等及び引照点については、状況に合わせて朱ペイントを塗布する。（民地付近は、なるべく小さくする）

ただし、測量標の場合は、本点の横に小さく朱ペイントを塗布する。

（４）他の測量標等の引照点を利用する場合は、本点に対する番号及び重複点番号を（　）で記載する。

２　引照測量①

（１）対象とする測量標等

多角点・方位標・道路台帳基準点・地籍図根三角点・地籍図根多角点・細部図根点・街区基準点節点・区域標

（２）引照点の設置

ア　引照点の選定は、工事等による影響を受けない永久構造物又は鋲等の設置による。

イ　引照点は、１直線２方向の４点以上を原則とする。

ウ　１直線を設ける方法は、引照点にＴＳ等を設置し、本点の見通し線上の対側に引照点を設けることを原則とし、併せてＴＳ等を設置した引照点から対側までの距離を測定する。

エ　２方向の引照点は、１直線に対しできる限り９０度に近づけるものとする。

（３）直線方向の引照点が設置できない場合は、下記の方法で方位点を設ける。

ア　引照点は、必ず４点作り、そのうちの１点から方位点に角度を取り付ける。

イ　方位点は、ビルの角などの永久構造物を使用する。

ウ　方位点の写真を撮影する。

（４）区域標が､現地に設置されていなく引照点で表示されている場合は、区域標を復元後、引照点を設置する。

（５）測量標等にTS等を設置し、距離測定及び引照点の内角を測定する。

（６）前項において、交通量が多く、区域標にＴＳ等を設置することが困難な場合は、監督員の**承諾**を得た上で座標法による観測を行うことができるものとする。

（７）本点及び引照点について、周囲の舗装等の状況が**確認**できるように写真を撮影する。

３　引照作業②

（１）対象とする測量標等

街区三角点･街区多角点･都市部官民境界基本多角点･図根多角点。

（２）「**６－１－２　効用の確認（引照作業）第２項**」を適用する。

（３）引照点４点のうち３点を使用し、本点との高低差測定をＴＳ等による間接水準測量又はレベル等による直接水準測量の方法により行う。

４　引照作業③

（１）対象とする測量標等

水準点

（２）本点を挟むように路線を設け、引照点を３点以上設置し、２級水準測量の方法により、本点と引照点の高低差測定を行う。

（３）本点及び引照点について、周囲の舗装等の状況が**確認**できるように写真を撮影する。

５　引照作業④

（１）対象とする測量標等

多角水準点

（２）「**６－１－２　効用の確認（引照作業）第２項**」を適用する。

（３）「**６－１－２　効用の確認（引照作業）第４項**」を適用する。

６－１－３　効用の確認（復元作業）

１　作業方法

（１）復元作業に先立ち、受託人は工事監督員と復元すべき測量標等の引照点を立会い、**確認**しなければならない。

（２）引照測量図に基づき、観測をすべて行い、測量標等を設置する。

（３）設置する測量標等の種類は、引照時と同じものとする。しかし、現場の状況によりこれが困難な場合は、監督員の**指示**により変更することができる。

（４）復元時の誤差の調整は、直線の方向を優先とし、それぞれの距離が均等になるようにする。

（５）引照時に方位点を設けている場合は、角度の観測を行う。また方位点の写真を撮影する。

（６）引照点が３点使用可能または直線方向の２点が使用可能な場合は、原則として復元を行う。
（７）上記以外で引照点の一部が破損した場合、区域標に限り残存する引照点の状況により、監督員と**協議**の上、引照測量図の内角と距離により本点と引照点に座標値を設け、本点を復元する。
（８）受託人は、引照距離と復元距離の誤差が大きい場合は再測を行わなければならない。その結果、制限を超える場合は、監督員に**報告**をしなければならない。
（９）復元した区域標が現地に設置できない場合（マンホール上など）は、４点のはさみ交点で表示する。（下図参照）

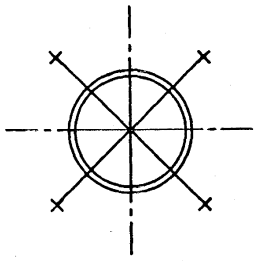

(10) 復元した区域標はなるべく小さく青ペイントを塗布する。また、測量標の場合は、付近の舗装等に小さく青ペイントを塗布する。
(11) 復元した本点及び引照点について、周囲の舗装等の状況が**確認**できるように写真を撮影する。

２　復元作業①
（１）対象とする測量標等
地籍図根三角点・地籍図根多角点・細部図根点・街区基準点節点・区域標
（２）引照測量図に基づき、復元を行い、引照点４点の距離及び内角をそれぞれ観測し引照距離と比較する。

３　復元作業②
（１）対象とする測量標等
街区三角点・街区多角点・都市部官民境界基本多角点・図根多角点
（２）「**６－１－３　効用の確認（復元作業）第２項**」を適用する。
（３）引照測量図に基づき復元した本点と引照点３点との高低差測定をＴＳ等による間接水準測量又はレベル等による直接水準測量の方法により行う。

６－１－４　効用の確認（残存確認作業）

１　作業方法
（１）多角点、多角水準点、方位標、道路台帳基準点について、工事による影響を及ぼしていないことを**確認**するものである。

本点が移動した場合は、別途、測量成果を取り付ける。

（２）上記以外の測量標等について、掘削底の上方４５度から内側にある測量標等及び復旧目地より１ｍ以内の既設舗装盤上に残存している点に対し行うものである。

なお、明らかに移動していたことが**確認**できた場合は、監督員と**協議**の上「**６－１－３　効用の確認（復元作業）**」を適用する。

（３）残存**確認**作業に先立ち、受託人は、監督員と**確認**すべき測量標等の引照点を立会いの上、**確認**しなければならない。

（４）引照測量図に基づき、観測をすべて行い、測量標等を**確認**する。

（５）受託人は、引照距離と残存**確認**距離の誤差が大きい場合には再測を行う。

その結果、制限をこえる場合は、監督員に**報告**しなければならない。

（６）残存**確認**した測量標等はペイントを塗布しない。

（７）本点及び引照点について、周囲の舗装等の状況が**確認**できるように写真を撮影する。

２　残存**確認**作業①

（１）対象とする測量標等

多角点・方位標・道路台帳基準点・地籍図根三角点・地籍図根多角点・細部図根点・街区基準点節点・区域標。

（２）引照時に方位点が取り付いている場合は、角度の観測を行う。また、方位点の写真の撮影も行う。

（３）引照点が３点使用可能または直線方向の２点が使用可能な場合は、原則として残存**確認**作業を行う。ただし、直線方向の２点のみ使用可能な場合は、距離測定のほか引照点を結んだ直線に対する本点の変位量を測定し、３㎜以内に本点があることを**確認**する。

変位量が４㎜を超える場合は、復元作業とする。

（４）区域標に限り、上記以外の状況で引照点が破損した場合は、監督員と**協議**の上、引照測量図に基づき残存する本点と引照点に座標値を設け残存**確認**する。

３　残存**確認**作業②

（１）対象とする測量標等

街区三角点・街区多角点・都市部官民境界基本多角点・図根多角点。

（２）「**６－１－４　効用の確認（残存確認作業）第２項**」を適用する。

（３）本点と引照点３点との高低差測定をＴＳ等による間接水準測量又はレベル等による直接水準測量の方法により行い、引照測量図と比較する。

４　残存**確認**作業③

（１）対象とする測量標等

水準点

（２）引照測量図に基づき、２級水準測量の方法により、本点と引照点の高低差測定を行う。

５　残存**確認**作業④

（１）対象とする測量標等

多角水準点

（２）「**６－１－４　効用の確認（残存確認作業）第２項**」を適用する。

（３）「**６－１－４　効用の確認（残存確認作業）第４項**」を適用する。

６－１－５　復旧測量

１　復旧測量の移転及び再設は、名古屋市公共測量作業規程の「復旧測量」の内容による。

２　復旧測量の移転は、下記の方法による。

（１）対象とする測量標

水準点

ア　１級水準測量の内容による。

イ　工事の内容及び周囲の状況により直接法または固定点法により行うものとする。

ウ　直接法の場合は、工事区域外に新たに標識を埋設し、旧点と新点間について往復観測を行う。

エ　固定点法の場合は、旧点と新点間に３点以上の固定点を工事区域外に設け、旧点と固定点間について往復観測を行う。工事完了にあわせて新点を工事区域内に埋設し、固定点と新点間について往復観測を行う。

（２）対象とする測量標

多角点

ア　多角点の移転は、１級基準点測量の内容による。

イ　GNSS観測による偏心法により行うものとする。

ウ　新点の標識及び方位標の取付けのための補助点（十字鋲№２程度）を設置する。

エ　旧点と新点及び補助点の同時観測を行い新点と補助点を基に監督員が**承諾**する永久構造物を使用して方位標を３点設けるものとする。

（３）対象とする測量標

多角水準点

ア　「**６－１－５　復旧測量第２項の（１）**」を適用する。

イ　「**６－１－５　復旧測量第２項の（２）**」を適用する。

（４）対象とする測量標

道路台帳基準点・地籍図根三角点

ア　移転は、２級基準点測量の内容による。

イ　ＴＳ等またはGNSS観測による偏心法により行うものとする。
ウ　新点の標識及び方位標の取付けのための補助点（十字鋲№.２程度）を設置する。
エ　旧点と新点及び補助点の同時観測を行い新点と補助点を基に監督員が**承諾**する永久構造物を使用して方位標を３点設けるものとする。

（５）対象とする測量標
街区三角点
ア　「**６－１－５　復旧測量第２項の（４）**」を適用する。
イ　ＴＳ等による場合は、新点の標高を求めるものとする。

（６）対象とする測量標
地籍図根多角点
ア　移転は、３級基準点測量の内容による。
イ　ＴＳ等またはGNSS観測による偏心法により行うものとする。

（７）対象とする測量標
街区多角点・都市部官民境界基本多角点・図根多角点
ア　「**６－１－５　復旧測量第２項の（６）**」を適用する。
イ　ＴＳ等による場合は、新点の標高を求めるものとする。

（８）対象とする測量標
細部図根点・街区基準点節点
ア　移転は、４級基準点測量の内容による。
イ　ＴＳ等又はGNSS観測による偏心法により行うものとする。

６－１－６　座標復元

１　作業方法

（１）工事完了後に地籍図根点、街区基準点、図根多角点等を復元する。
（２）使用機器は、２級ＴＳ等とし水平角観測は、読定単位は１０″、対回数２、距離測定は２セットとする。
（３）近傍に残存する地籍図根点、街区基準点、図根多角点等を座標成果または設置時の観測成果に基づき点検測量を行い、点検測量比較図を作成し監督員に**報告**し**承諾**を得る。
（４）地籍図根点、街区基準点等の場合は、復元点を復元するのに適した位置に仮点を設け多角路線を設置し結合する。
（５）結果が良好な場合は、復元点の座標成果を使用し現地に復元する。
（６）図根多角点等の場合は、貸与する実測成果に基づき距離と角度により復元を行う。
（７）結果が不良な場合は、監督員と**協議**する。
（８）現地の復元点に標識を設置した後、近傍の残存点と復元点の距離観測及び角観測を行い復元測量比較図を作成する。

２　座標復元（１）

対象とする測量標

地籍図根三角点・地籍図根多角点・細部図根点・街区多角点節点

３　座標復元（２）

（１）対象とする測量標

街区三角点・街区多角点

（２）近傍にある水準点１点を使用し、簡易水準測量の方法により標高を求める。

４　座標復元（３）

（１）対象とする測量標

都市部官民境界基本多角点・図根多角点

（２）近傍にある水準点１点を使用し、簡易水準測量の方法により標高を求める。

６－１－７　用地測量多角点等の保全

用地測量多角点等については、下記の方法で保全を行う。

（１）引照作業は、「**６－１－２　効用の確認（引照作業）第２項**」を適用する。

（２）復元作業は、引照時の標識の種別にかかわらず十字鋲№２等を使用するものとする。

６－１－８　作業確認

受託人は、監督員が必要と認めるときは、作業の進捗状況を**報告**しなければならない。

６－１－９　成果品作成

測量標等保全業務が完了したときは、成果品一覧表に示す成果品を作成する。

６－１－１０　支給品

この業務で使用する丸八鋲及び丸八座金等については、本市より支給する。規格については、次のとおりとする。

品　　名	品　　質
丸八鋲（φ９－１３５、φ９－６５）	S45C(JIS　G4051)
丸八座金（直径20㎜、厚さ1.6㎜）	SS400(JIS G3101)
真鍮鋲（φ５０）	Ｃ3771ＢＤ－Ｆ
鉄蓋（φ２５０）	FCD600－3

測量標等保全業務成果品一覧表

１　効用の確認

	名　　称	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備　　考
1	位置図	Ａ４	電子＋紙	ＰＤＦ	電子：２ 紙　：２	
2	引照点設置箇所図					
3	引照点位置図			ＰＤＦ ＳＸＦ (sfc)		
4	３号様式の１ ３号様式の２					
5	記録写真一式 （使用機器、 本点、引照点）		電子	ＰＤＦ		
6	観測手簿 計算簿					
7	機械器具検定証明書					

（注）１．引照点位置図、３号様式の１・の２、記録写真の本点・引照点観測手簿・計算簿は測量標等ごとにまとめるものとする。
２．本点及び引照点において写真の撮影を行う場合は、Ａ４判のホワイトボードを使用するものとする。

２　復旧測量

	名　　称	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備　　考
1	公共測量成果一式	Ａ４	電子＋紙	ＰＤＦ ＳＸＦ (sfc)	電子：２ 紙　：２	
2	測量成果検定証明書			ＰＤＦ		
3	記録写真一式					
4	公共測量**提出**用成果一式			ＰＤＦ ＳＸＦ (sfc)	一式	
5	機械器具検定証明書			ＰＤＦ	電子：２ 紙　：２	
6	製品仕様書（詳細版）					

（注）１．着手時は、測量法（第３６条等）に基づく**提出**書類及び愛知県知事宛**提出**書類一式の電子成果

２．完了時は、測量法（第４０条第１項等）に基づく**提出**書類及び愛知県知事宛**提出**書類一式

３　座標復元

	名　　称	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備　　考
1	観測手簿・計算簿	Ａ４	電子＋紙	ＰＤＦ	電子：２ 紙　：２	
2	点検測量比較図			ＳＸＦ (sfc)		
3	多角計算書			ＰＤＦ		
4	復元測量比較図			ＳＸＦ (sfc)		
5	記録写真一式			ＰＤＦ		
6	機械器具検定証明書					
7	点の記			ＳＸＦ (sfc)		**指示**のあった場合

（注）丸八鋲、丸八座金等の支給を受けた場合は、支給品 出納簿を作成する。

第２章　図書作成基準

６－２－１　総則

別に定めるレイヤー名一覧のとおり文字・画像・記号等を所定の図面に記載する。

６－２－２　引照点設置箇所図

道路台帳平面図等を使用し、測量標等の位置を赤色の三角で表示し、番号等を付すものとする。

６－２－３　引照点位置図

１　引照点位置図は測量標等１点につき１枚作成する。

２　引照点位置図は、オフセット等でＣＡＤで作成し、縮尺は原則として１/２５０とする。

３　図面の上を北にし、方位を記入する。

４　引照点位置図に使用する記号は原則として、区域標については引照点設置個所図と同じアルファベット大文字、引照点についてはアルファベット小文字に１から４までの番号を付すものとする。

測量標については、測量標番号を記載し、引照点については、アルファベットの大文字をＡから付す。

５　対象となる測量標等の近くに他の測量標等がある場合は、その位置を記載する。

６　引照点の近くに他の測量標等の引照点がある場合は、既存の引照点も含めてその位置を記載する。

７　引照点位置図の現況図は、他の測量標等に使用してもよい。

６－２－４　引照測量図

１　**水準点、多角水準点の場合は、**第９－１図式を使用する。

２　多角水準点、多角点、方位標、道路台帳基準点、街区基準点、その他基準点、都市部官民境界基本多角点、地籍図根点、図根多角点、区域標等の場合は第９－２図式を使用する。

３　縮尺については、任意とする。

４　現地の測量標と引照点の状況により図面の上が北方向にならなくてもよい。

５　第９－１図式は、測量標と引照点の標高差及び点間距離を記載する。

６　第９－２図式は、距離の他引照点の内角を記載し街区多角点、都市部官民境界基本多角点、図根多角点の場合は、高低差測定結果を併せて記載する。

７　第９－２図式の直線欄は、距離測定において直線に設けた引照点間の距離を測定し記載するが、直線方向２点のみ使用可能な場合の残存**確認**測量の場合は、引照点を結んだ直線に対する本点の変位量を測定し

記載する。

８　引照測量、残存確認測量、復元測量の結果の数値は黒文字とし、引照測量との差は赤文字の括弧書きとする。

６－２－５　成果品作成

成果品は、一件の工事ごとに青色のフラットファイルに資料を綴って提出するが一件の工事において効用の確認、復旧測量、座標復元の工種がある場合は、それぞれ成果を分けて作成する。

第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）

６－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート）

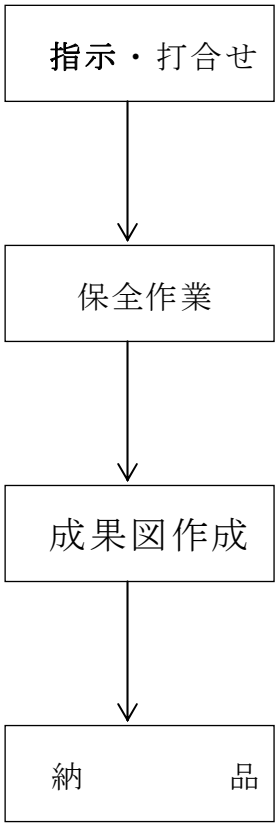

第７編　道路台帳測量編

第７編　道路台帳測量編

第１章　総則

７－１－１　適用範囲 …… ７－１
７－１－２　４級基準点測量 …… ７－１
７－１－３　３級水準測量 …… ７－２
７－１－４　現地測量 …… ７－２
７－１－５　資料調査 …… ７－３
７－１－６　公図拡大 …… ７－３
７－１－７　区域線測量…… ７－３
７－１－８　準拠点測量…… ７－５
７－１－９　道路台帳現況調査…… ７－５
７－１－１０　支給品…… ７－９
７－１－１１　作業管理…… ７－９
７－１－１２　成果品作成…… ７－１０
７－１－１３　業務関連図書…… ７－１０
７－１－１４　その他…… ７－１０

第２章　図書作成基準

７－２－１　路線対照図 …… ７－１３
７－２－２　交差部標高図（Ｔ・Ｐ値） …… ７－１３
７－２－３　多角・中心線網図 …… ７－１３
７－２－４　道路台帳平面図 …… ７－１４
７－２－５　道路台帳座標測量図 …… ７－１７
７－２－６　区域線設定図 …… ７－１８
７－２－７　資料調査 …… ７－１９
７－２－８　成果品の製本等 …… ７－１９
７－２－９　業務関連図書の製本等 …… ７－２０
７－２－１０　その他 …… ７－２０
７－２－１１　電子記憶媒体 …… ７－２０

第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）

７－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート） …… ７－２４

第７編　道路台帳測量編

第１章　総則

７－１－１　適用範囲

道路台帳測量の業務は、**設計図書**によるもののほか、この「**第７編道路台帳測量編**」により行うものとする。

これは、道路台帳整備に伴う図面（縮尺1/500 、メッシュ図郭）作成のための測量委託を行うものである。

業務委託における使用工種と定めは、次のとおりとする。

７－１－２　４級基準点測量

１　４級基準点測量は、「**１－２－１　基準点測量**」を適用する。

２　選点

（１）測量区域の隣接する箇所については、受託人間において連絡、調整を行い多角点は同一点を使用する。

（２）多角点の選点箇所は、全ての区域で車両等の通行に支障がなく後続の作業に適した位置とする。

（３）２分割以上の測量ブロック（例．千種－１８－１、千種－１８－２）の場合の測点番号は、千種－１８－１の受託人が１番から設定しなければならない。

千種－１８－２の受託人は、前記の最終番号を**確認**・調整し、その後の番号で設定しなければならない。この場合受託人は、監督員と**協議**しなければならない。

例　№.１～№.１１０　まで設定した場合、隣接者は№.２０１　～　とする。

３　観測

（１）観測手簿の処理はすべて四捨五入とする。

（２）測量時期が隣接区域の測量と競合する場合は、道路を含む区域の受託人が観測する。

（３）測量区域内及び必要に応じて測量区域の周辺の測量標（多角点、多角水準点、街区三角点、街区多角点）を与点として観測する。

４　計算

（１）受託人は、計算方法について、できる限り厳密水平網平均計算によらなければならない。また、計算前に計画平均図、計画観測図を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

（２）受託人は、やむを得ず簡易水平網平均計算を行う場合には、平均次数を２次までとしなければならない。

計算前に次数網図計画図を、監督員に**提出**し**承諾**を得なければならない。

（３）既知点間の内分計算は、必ず方向角指定により行う。

（４）座標決定した既知点間の距離とこれを内分する点の点間距離の和は、必ず等しくする。
（５）交点計算の場合の精度管理は、節点（トラバー）間ごとに実測距離と計算距離で行う。
（６）測量区域の隣接する箇所については、受託人間において連絡、調整を密に行い、多角点は同一点を使用するが、作業の都合により自社の番号を使用して観測、計算を行った場合、訂正が必要な箇所は、インクあるいはボールペンを使用し見え消しで行う。その他の座標計算書の訂正箇所も同様とする。
（７）計算はすべてフル桁で計算し、電算打出しの時点で端数処理をする。

５　現地表示

基準点は、十字鋲（No.４）を設置する。

７－１－３　３級水準測量

１　３級水準測量は、「**１－２－２　水準測量**」を適用する。

２　観測

（１）既知点および取付路線は、監督員の**指示**による。
（２）観測点は、交差点中心部および縦断勾配変化点とし、「水準路線網図」を監督員に**提出**し**承諾**を得るものとする。
（３）縦断勾配変化点には、十字鋲（No.２）を設置する。
（４）広幅員等の計算中心点の観測は、付近の多角点からの現況中心線への取付により行う。

３　計算

（１）観測結果に基づき計算簿を作成し、勾配８％以上の区間については勾配計算も行う。
（２）閉合差の配分は、測点数に応じて行うこと。

７－１－４　現地測量

１　現地測量は、「**１－２－４　現地測量**」のＴＳ等による細部測量を適用する。

新規に道路台帳平面図を作成する場合または既製の道路台帳平面図を使用し、新規認定等による道路の道路台帳平面図を作成する場合の作業をいう。

（１）測量範囲は、道路及び道路の区域から民地側の５ｍまでとする。
（２）縮尺は、１/５００とする。
（３）メッシュ座標値、経緯度値は、監督員の**指示**による。
（４）地形、地物等の状況により、基準点にＴＳ等を整置して細部測量を行うことが困難な場合は、１次点のＴＳ点を設置することができ

る。

２　現地測量（道路台帳平面図修正）

既製の道路台帳平面図を使用し、道路工事等による道路の形状の変化のあった箇所の道路台帳平面図を作成する場合の作業をいう。

（１）縮尺は、１/５００とする。

（２）設計書・設計図に記載された道路の敷地内の実測を行い、貸与するマイラー原図の修正を行う。

７－１－５　資料調査

資料調査は、「**１－２－３９　資料調査**」を適用する。

７－１－６　公図拡大

公図拡大は、「**３－１－１３　公図拡大**」を適用する。

７－１－７　区域線測量

１　区域線測量は、「**第１編共通編第２章第６節区域線測量**」を適用する。

２　視準点を設ける場合、現地では視準線交点の鋲のみ設置することとし視準線上の鋲は設置しない。

ただし、街区（折点）間に筆界がない場合、最少でも５断面の調査に基づき視準線の補点鋲を設置しておく。なお、曲線部分についても同様とする。

３　既製の設定図がある路線の仮区域線設定図は、その設定図を使用して**提出**する。

４　仮区域線設定図には、既設の丸八鋲、十字刻み、十字鋲等についてはマーキングの色を記載する。更に十字鋲については、号数も記載する。標間検測と横断については、２枚に分けて別々に**提出**してもよい。

５　曲線部分のＳＰ点の幅杭は、設置しない。

６　街区交点、曲折点から当該路線の中心線へ直角となる点、横断面図を必要とする点を挟んで鋲を設置する。

７　区域標の設置について

（１）地域による設置鋲等は、次のとおりとする。（ＢＣ，ＥＣ，ＳＰ，ＩＰ は共通）

ア　Ａ，Ｂ地域（設定、復元）

（ア）　区域線（街区交点、曲折点）

・・・・・・丸八鋲（座金なし）

・・・・・・木杭（丸八刻印付）

（イ）　区域線（視準線交点）・・・・・十字鋲（No.１，座金なし）

イ　Ｃ地域（設定、復元、再現、（特定）設定、（特定）復元、（特定）再現）

（ア）　杭探索から直角方向への半幅員

……十字鋲（No.１，座金なし）

（イ）　中心線（交点、曲折点）

……十字鋲（No.４，座金なし）

（ウ）　中心線（交点、曲折点の挟み）

……十字鋲（No.１，座金なし）

（エ）　中心線（街区交点、曲折点）

……十字鋲（No.０１　,十字有,座金なし）

ウ　Ｄ地域（(調査）設定、（調査）復元）

区域線（街区交点、曲折点）

……十字鋲（No.０１,十字有,座金なし）

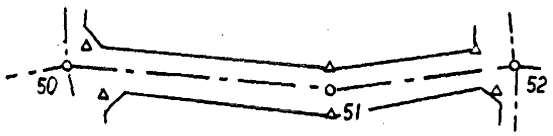

（２）原則として、区域標は上記の鋲、または十字刻みを現地に設置することとするが、現地の状況に応じて次のとおり統一する。

ア　区域標設置に当たり既設丸八鋲、十字刻み、十字鋲等については、変更のない限り打ち替えは行わない。

ただし、十字鋲（№１）については、新設扱いとして打ち替える。

イ　隅切のある街区交点については、木杭、丸八鋲、または十字刻みのいずれかにより設置する。

ウ　隅切のない街区交点、または折点については次の通りとする。

（ア）設置位置に杭があり、この杭の表面にのる場合は、設定記録書にデータを記載する。(整理杭等には刻みの現地表示はせず計算点として処理する。)

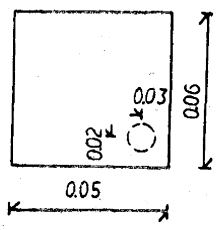

（イ）設置位置が整理杭等からはずれる場合は、設定された折点等の位置に十字鋲（№０１）を設置する。

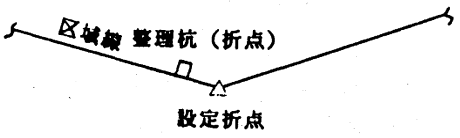

（ウ）設置位置に杭がない場合は、木杭、丸八鋲、または刻みのいずれかにより設置するが、個人所有の構造物等に設置する必要がある場合は、土地所有者に**確認**のうえ刻みを設置し、設置不能の場合は、引照点を設置してそのデータを設定記録書に記載する。

８　区域標のマーキングについて

（１）新設の区域標には、ペンキを塗布しない。

（２）区域標保全に伴いペンキの塗布してあるものは、そのままにしておく。

９　杭探索

（１）杭探索の記録写真の表題は「杭探索記録写真帳」とし、委託業務名、委託業務場所、作成年月日、作成業者名を記載する。

（２）Ｂ地域においては、杭探索により各筆間口を測距するが、探索した杭が地表面に出ていないときに写真撮影を行う。

なお、裏筆からの杭を使用し、これが区域線設定の根拠となった場合は、地表面に出ている、出ていないにかかわらず写真撮影を行う。

１０　道路敷地に接する水路敷地の区域線の取扱い

（１）水路敷地とは、国有・市有水路（私有水路敷地は含まない）をいう。

（２）水路敷地が暗渠になっている場合は、道路区域に含める。

（３）水路が開渠であっても水路幅が７４ｃｍ未満の場合は、道路区域に含む。

（４）道路区域に含まない水路敷地が存在し、緑政土木局所管水路の場合、区域線のＣ地域であれば、水路敷地と民地の境界を座標化する。

７－１－８　準拠点測量

準拠点測量は、「**１－２－３８　準拠点測量**」を適用する。

７－１－９　道路台帳現況調査

１　道路構造物、道路の付属物、道路占用等の調査を行うとともに道路横断面の実測を行う。

２　道路構造物等の調査

（１）舗装種別は、監督員の**指示**による。ただし、現地調査の結果、舗装種別が明らかに異なっている場合は、この限りではない。

（２）電柱で共架（中部電力㈱、ＮＴＴ）している場合は、中部電力㈱の電柱とする。

３　道路横断面図

（１）道路横断面図は、交差点、曲折点、路線認定の起終点位置、路線種別の変化する箇所、車道幅員が０．５ｍ以上変化する箇所について現地で実測する。

ただし、メッシュ図郭内に該当箇所がない場合、メッシュ図郭内で１路線につき１箇所は実測する。

（２）複数のメッシュ図郭にまたがる道路横断面図については、道路の中心線を含むメッシュ図郭に記載する。ただし、横断線と幅員については全てのメッシュ図郭に記載する。

（３）実測結果は、野帳を使用する。野帳は監督員が分かるように整理して**提出**する。

また、野帳に替えて、本市の道路台帳平面図を使用しても良い。

（４）路肩コンクリート舗装幅は、０．０５ｍ刻みの値で記入する。ただし、舗装幅が０．７５ｍの場合は、道路横断面図に舗装幅を記載しない。

例

実測０．７２ｍ→０．７０ｍ　　実測０．７３ｍ→０．７５ｍ

実測０．６８ｍ→０．７０ｍ　　実測０．７７ｍ→０．７５ｍ

（５）道路横断面の実測位置については、次のとおりとする。

ア

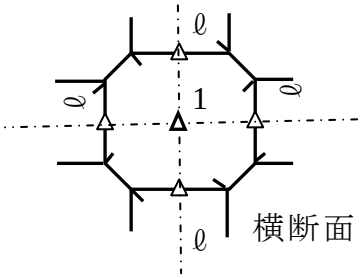

交差点に近い横断面点で実測する。

イ

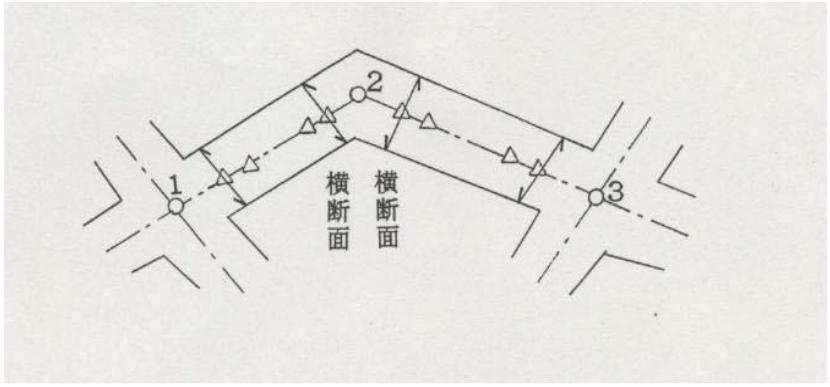

道路台帳現況調査において実測された道路横断面の距離が一定となっている場合、どちらか一方の横断面図を道路台帳平面図に記載すればよい。

（６）踏切道の中心線と最縁端軌道の中心線の交点Ａから外方道路の中心線との交角を記入する。なお、直角に交差する場合以外は、最鋭角を記載する。

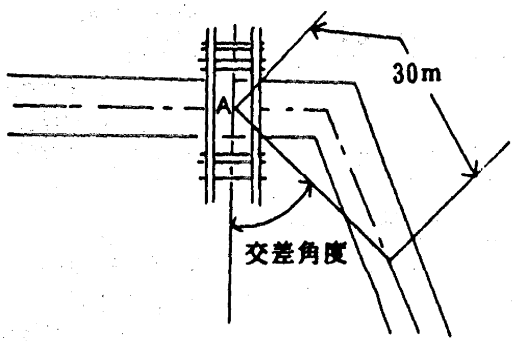

ア　路線の起終点が袋小路等により、３０ｍ未満の場合は、上記にかかわらず路線の起終点との交差角度を記載する。

イ　直角に交差する場合は、『９０°』を記載する。

ウ　交差角度が起点側、終点側で異なる場合は、狭い角度を記載する。

（７）幅員

道路の幅員のとり方は、次の図－１～６に示すとおりとする。

図－１　歩道を有しない道路

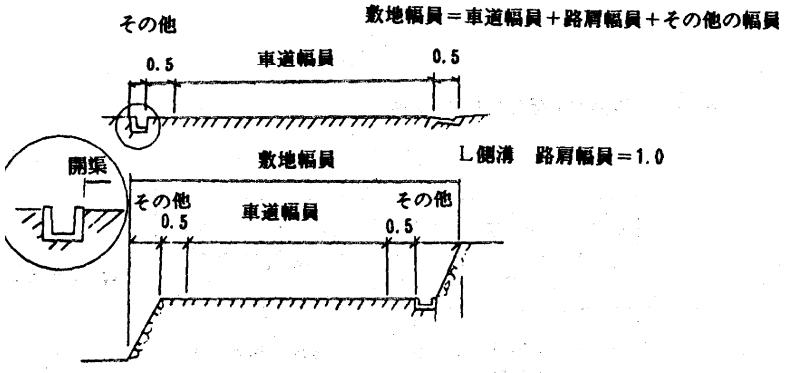

図－２　歩道及び分離帯を有する道路

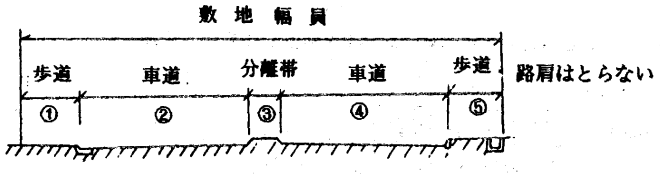

車道幅員＝②＋④　　分離帯幅員＝③　歩道幅員＝①＋⑤

図－３　橋梁部分

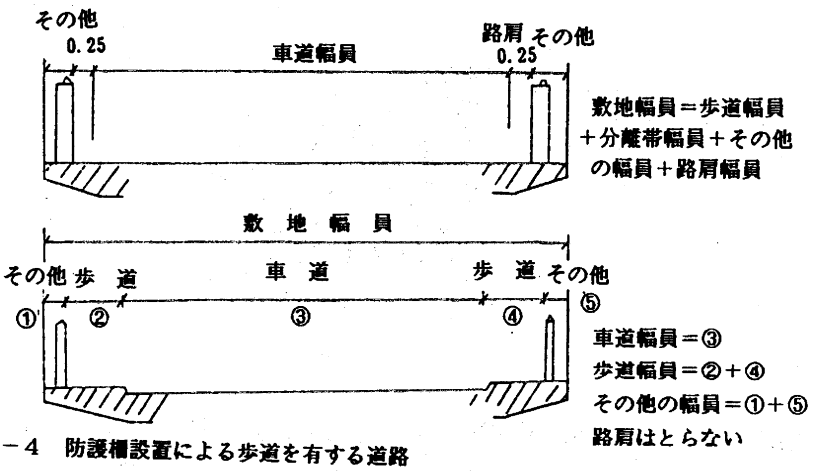

図－４　防護柵設置による歩道を有する道路

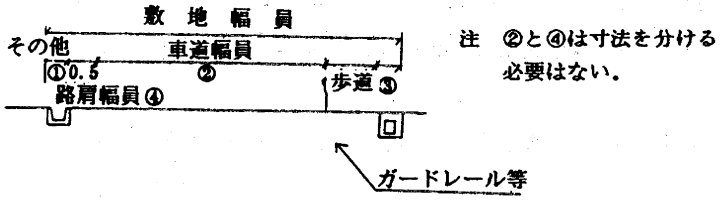

図－５　歩道及び分離帯を有する道路

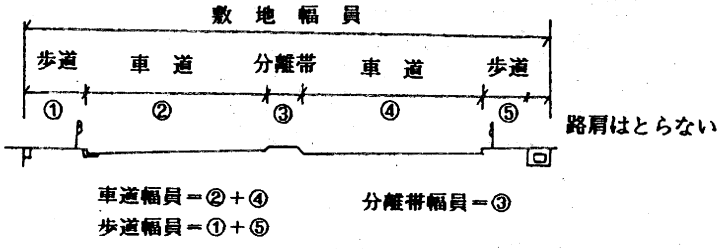

注　歩道部分に防護柵がある場合、寸法を分ける必要はない。

図－６　歩道を有しない道路（防護柵設置がされている場合）

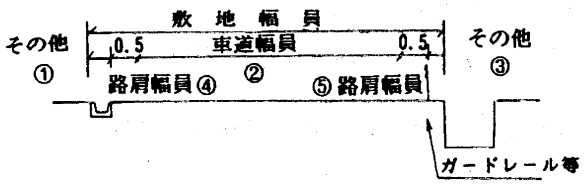

注　②④⑤は寸法を分ける必要はない。

７－１－１０　支給品

区域線及び中心線設置に使用する木杭、丸八鋲は、本市より支給する。
木杭、丸八鋲の規格は、「**３－１－１７　支給品**」を参照とする。

７－１－１１　作業管理

１　**業務計画書**等

（１）**業務計画書**‥‥受託人は、「**業務計画書**」を作成し、速やかに監督員に**提出**し**承諾**を得なければならない。

（２）電子計算機用プログラム検定証明書‥‥受託人は、使用する電子計算機用プログラム検定証明書、計算受託書（計算を受託する場合のみ）の写しを添付した「電子計算機用プログラム検定証明書」を監督員に**提出**しなければならない。

２　作業の**確認**

週始めに「週間予定表」、前週の「測量業務記録簿」の写しと「業務工程管理表」を**提出**する。

「測量業務記録簿」の測量作業箇所は、路線番号、測点番号、ブロック番号で記載する。

３　現場管理

（１）受託人は、作業にあたり、発注者が発行した「身分証明書」及び貸与した「腕章」、「広報なごや」の写し、「測量のお知らせ」等は常に携帯し、土地所有者への対応に不備のないようにしなければならない。

（２）作業中の安全については、「**第１編共通編第４章測量作業の安全管理**」を守り、腕章をつけた交通誘導警備員を配置する。また、必要に応じて「簡易工事標示板Ａ」を設置する。

（３）監督員は、保安設備、交通誘導警備員の配置に不備がある場合には、受託人に作業中止を命ずるものとする。

受託人は、万一、作業中に事故が発生した場合は、その大小にかかわらず速やかに監督員に**報告**しなければならない。（労働基準監督署の管轄は、会社の所在地です。）

（４）受託人は、測量区域の所轄警察署へ「道路使用許可申請書」を**提出**し許可を得なければならない。（「道路使用許可証」の写しを「**業務計画書**」に綴じる。）

なお、毎週監督員と打ち合わせた後、週間予定表、予定箇所図を所轄警察署へ**提出**しなければならない。

（５）歩道のある道路での測量作業は、車道上でなく歩道上で行うこと。

（６）業務代理人が現場に常駐できないときは、必ず監督員に連絡しなければならない。

（７）ヘルメット、保安チョッキの着用を徹底すること。

（８）降雨、積雪等天候悪化の際は、作業を中止すること。

７－１－１２　成果品作成

道路台帳測量業務が完了したときは、成果品一覧表に示す成果品を作成する。

７－１－１３　業務関連図書

道路台帳測量業務が完了したときは、業務関連図書一覧表に示す関連図書を作成する。

７－１－１４　その他

１　隣接する測量区域における作業の分担は、次のとおりとする。

（１）隣接区域の測量が同時進行の場合

ア　街区交点１、２の設定および区域標の設置

イ　Ａ路線の断面

ウ　準拠点測量（街区交点１，２）

地域／作業	Ａ・Ｂ	Ｃ	Ｄ
ア	乙　社	甲社	乙社
イ	甲　社	甲社	甲社
ウ	乙　社	甲社 (計算)	乙社

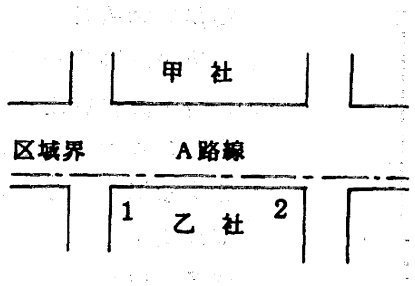

（２）隣接区域の測量時期が異なる場合

すべての作業を当該業者が行う。ただし、両者の結果が異なるときは、後で測量を行なった乙社のデータを優先し、甲社のデータを訂正する。

２　成果表示数値

工　　種	表　　示	処　　理
水準測量 （勾配）	２位表示 （％以下切捨て）	３位四捨五入
道路幅員	２位表示	３位切り捨て
街角剪除	２位表示	３位四捨五入
区域標間距離	２位表示	３位切り捨て
道路台帳座標測量	３位表示	４位四捨五入
面積関係	３位表示	４位切り捨て

道路台帳測量成果品一覧表

	名　　称	縮　尺	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備　考
1	基準点測量						
	観測手簿		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	
	座標計算書		Ａ３	紙＋電子	ＰＤＦ	各1	
	多角・中心線網図	1/1000	600×700	ポリ※＋紙＋電子	ＳＸＦ（sfc）	各1	
	基準点測量次数網図		Ａ３			1	
	多角対照図	1/1000	600×700	紙＋電子	ＳＸＦ（sfc）	紙　：２ 電子：１	
2	水準測量						
	観測手簿・計算簿		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	
	交差部標高図	1/2500	600×700	ポリ※＋紙＋電子	ＳＸＦ（sfc）	各１	
3	現地測量						
	数値地形図データファイル	1/250	最大Ａ１	電子	ＳＸＦ（sfc）	各１	区域線測量
		1/500	600×700				道路台帳平面図
	道路台帳平面図	1/500	600×700	ポリ※＋紙＋電子	ＳＸＦ（sfc）	各１	
4	区域線測量（境界調整図を含む）						
	区域線設定	1/500	最大Ａ１	電子	ＳＸＦ（sfc）	1	Ａ・Ｂ地域
	区域線復元	1/500					
	中心線設定	1/600					Ｃ地域
	中心線復元	1/600					
	中心線再現	1/600					
	区域線調査設定 区域線調査復元	1/250					Ｄ地域
	杭探索記録写真		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	
5	準拠点測量						
	観測手簿		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	
	座標計算書		Ａ３	紙＋電子	ＰＤＦ	各1	
	道路台帳座測量図	1/1000	600×700	紙＋電子	ＳＸＦ（sfc）	各１	最大600×880
	面積比較図	1/1000	600×700	紙＋電子	ＳＸＦ（sfc）	紙　：２ 電子：１	道路台帳座標測量図を利用する
6	資料調査						
	土地調査書		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	要約書は紙で**提出**
	公図写し			紙		1	
	公図拡大図	1／250	最大Ａ１	電子	ＳＸＦ（sfc）	1	
7	道路台帳現況調査						

	野帳			紙		1	
	現況平面現地調査図	1／500		紙		1	道路台帳平面図写し
8	道路台帳平面図製本		380×515	紙		1	
	路線対照図	1／2500	600×700	ポリ※＋紙＋電子	ＳＸＦ（sfc）	各１	
9	施工管理						
	基準点精度管理表		Ａ４	紙＋電子	ＰＤＦ	各１	
	基準点点検比較表		Ａ４	紙＋電子	ＰＤＦ		
	基準点点検比較図		Ａ４	紙＋電子	ＰＤＦ		
	基準点点検手簿		Ａ４	紙＋電子	ＰＤＦ		
	現地測量精度管理表		Ａ４	紙＋電子	ＰＤＦ		
	メッシュ図郭点検表		Ａ４	紙＋電子	ＰＤＦ		
	現地測量点検比較図	1／500	Ａ４	紙＋電子	ＰＤＦ		

※　ポリとは、ポリエステルフィルム＃３００のことをいう。

道路台帳測量業務関連図書一覧表

	名　　称	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備考
1	**業務計画書**	Ａ４	紙＋電子	ＰＤＦ	各１	紙は着手時に**提出**
2	測量機器検定証明書					紙は着手時に**提出**
3	電子計算機用プログラム検定証明書					紙は着手時に**提出**
4	道路使用許可書の写し					紙は現地作業前に**提出**
5	測量業務記録簿					
6	打合せ記録簿					
7	支給品出納簿					
8	委託業務記録写真		電子	ＪＰＥＧ	1	
9	道路台帳平面図製本（保全用）		紙		1	路線対照図 道路台帳平面図
10	身分証明書返納書	Ａ４	紙		1	

（注）デジタル写真は、「**第１１編　記録写真作成方法編**」を準拠する。

第２章　図書作成基準

７－２－１　路線対照図

１　「名古屋市道路認定図」に基づき、当該測量区域内の道路認定図と路線対照表をポリエステルフィルム#３００（６００×７００ｍｍ）に縮尺１/２，５００で作成する。

２　図面にメッシュ図郭線、メッシュ番号、図面番号および町名を記載し、対照番号、路線名、認定幅員を一覧表にする。

３　測量区域は朱色で記入する。

７－２－２　交差部標高図（Ｔ・Ｐ値）

１　交差部標高図は、水準測量の成果を図示したものである。

２　図面には、多角点、計算中心点、ＢＣ点、ＥＣ点、勾配変化点を記載する。

３　中央分離帯等で段差がある場合には、車道面の標高値とする。

４　標高値はメートル単位として小数点以下２桁表示（３桁目四捨五入）とする。

５　図面の余白に表題を「交差部標高一覧表」としてその下段に使用水準点番号及び標高を記載する。

一覧表には、基準点番号、中心点番号及び標高を記載する。

６　各測点間の勾配が８％以上の場合は、その箇所に○％と記載する。この時、矢印の頭部は高い方を表すものとする。なお、勾配計算は、１％未満切り捨てとする。

また、表題を勾配算出表として路線番号、区間、標高、距離及び勾配を記載する。

７－２－３　多角・中心線網図

１　多角・中心線網図は、基準点測量の成果を図示したものである。

２　図面は多角点および計算中心点による網図を作成する。

３　網図に計算距離、方向角と矢印を記載し、多角・中心線網図として作成する。

４　曲線部分の図示は次のとおりとする。

（１）現場でＩＰ点が設置できる場合

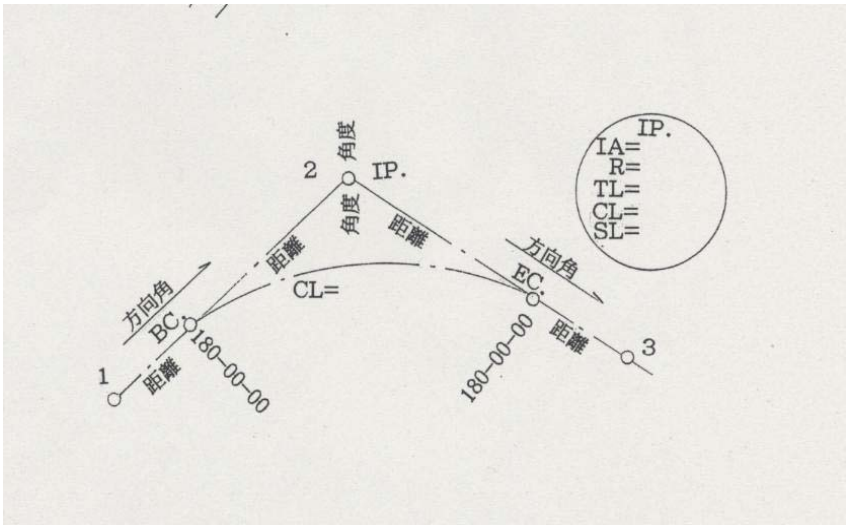

（２）現場でＩＰ点の設置が不可能で、多角中心線を接線方向として使用してＩＰ点を求めた場合

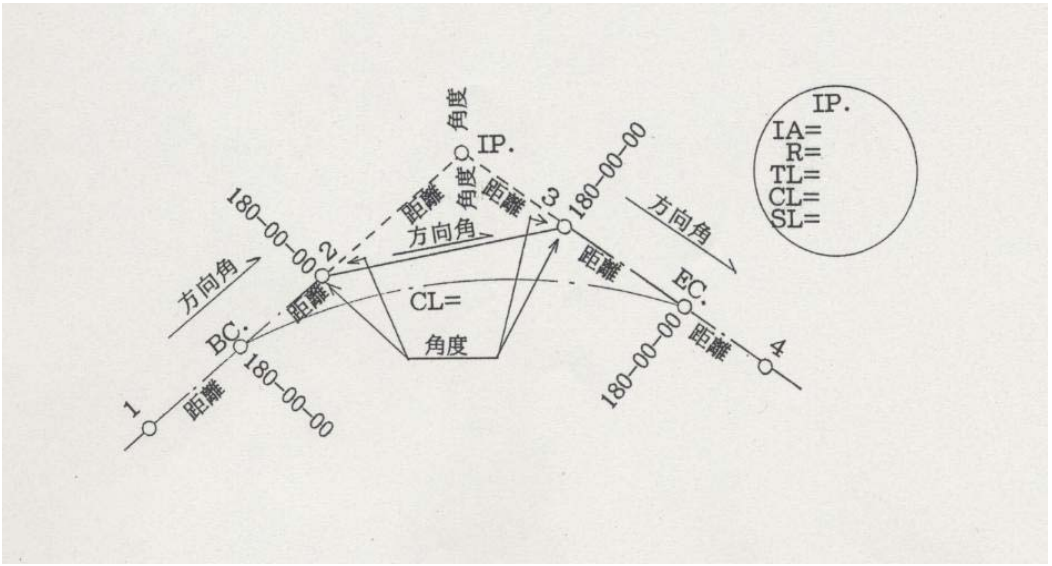

５　詳細図を設ける場合、多角線、多角中心線、計算中心線の行き先の多角点（計算点）番号を記載する。

６　原則として距離と方向角は線を挟むように描き、方向角は値の下に矢印がくるように描く。

７　多角中心線網図を使用して、観測角、観測距離（各補正後）を朱書きし「多角対照図」として作成する。

７－２－４　道路台帳平面図

１　道路台帳平面図は、現地測量により作成された図面に、下記の事項を記載したものである。

（１）道路区域線

（２）道路中心線

ア　中心線の起点は、測量区域の北あるいは西とし、その起点から２０ｍごとにピッチ線、および１００ｍごとに丸印を記入する。また、１００ｍ単位ごとの追加距離も記入する。ピッチの起終点は路線認定の起終点と一致させる必要はない。

イ　２０ｍピッチ及び１００ｍごとの丸印と中心線交点、曲折点との端数距離を記入する。

ウ　中心線が段違いの場合のピッチ距離は、ズレが幅員の１/２以下であれば継続し、１/２を超えれば下図の１の点でピッチ終了とし、再び下図の2から始める。

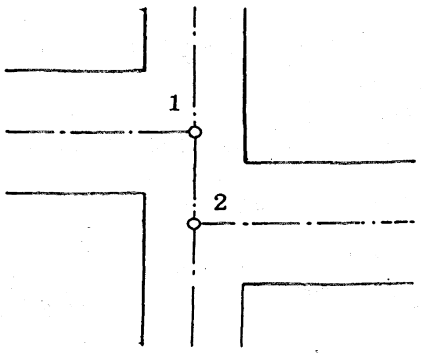

エ　下図Ａ，Ｂの場合は同図のような中心線とし、Ｃのような複雑な場合は、監督員と**協議**する。

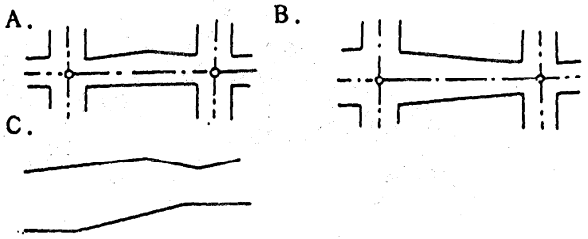

オ　中心線の中割及び交点の計算を次のように行い、多角・中心線網図に記載する。

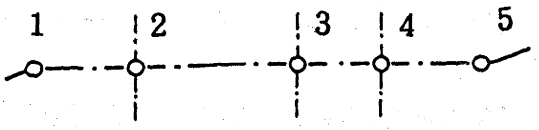

（ア）１～５の各間距離を決定する。

（イ）１～２、２～３、３～４、４～５を各々座標により距離を求める。

（ウ）イで計算された各々の距離のトータルを1～５ の距離に合うように区間距離の長い方へ補正する。計算により㎜以下の距離が出た場合、拡大図により０．０００１を記入する。

（３）曲線データ

ア　曲線データ（Ｒ，ＩＡ，ＴＬ，ＣＬ，ＳＬ）をその曲線部分の隣接位置に記載する。

イ　記載する曲線データは次の通りとする。

（ア）Ａ，Ｂ地域‥中心線の曲線データ、区域線の曲線データ（各ブロック単位）

（イ）Ｃ地域　　‥中心線の曲線データ

（４）街角剪除

区域線測量により監督員から**指示**されたデータを小数点以下２桁表示（３桁目四捨五入）で記載する。

（５）道路横断面図

ア　道路現況調査に基づき、横断面の成果を記載する。数値は、小数点以下２桁表示（３桁目切り捨て）とする。

イ　縮尺は任意とする。

ウ　現場打ち側溝が布設されている場合の横断面表示については次のとおりとする。

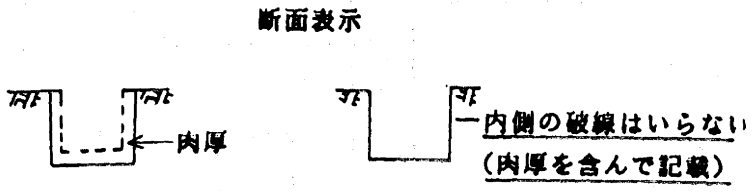

エ　道路横断面の変化がある場合は下図のとおり表示する。
（西・北向きを基準）

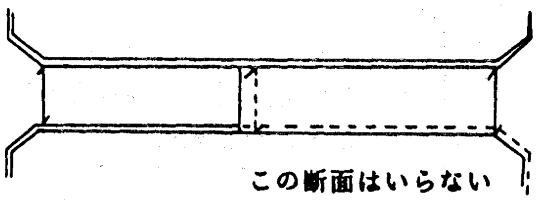

途中から側溝に蓋掛けされていた場合、西側の蓋なし側の横断面を記載する。

オ　市郡界に係る道路横断面（市郡界は隣接市町村のデータ、地籍図

を参考にする）は下図のとおり表示する。

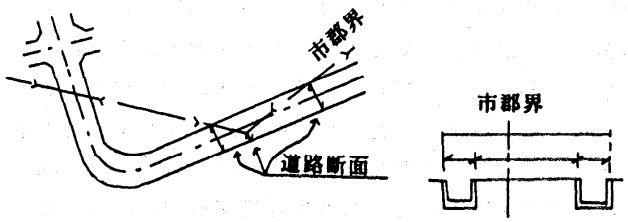

（６）視覚障害者誘導ブロックを下図のように記載する。

＜点字ブロック記載例＞

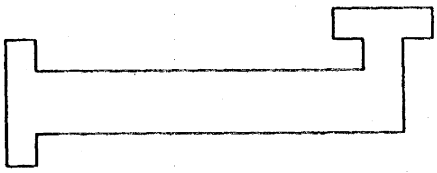

＊現場の形をそのまま記載する
（縮尺は任意とする）

２　区域標間距離は道路上ではなく、区域線近くの民地側に計算距離を小数点以下２桁表示（３桁目切り捨て）で記載する。

３　記載数値、文字、横断面図は、北あるいは西を上向きにしてすべて測量区域内に収める。

７－２－５　道路台帳座標測量図

道路台帳座標測量図作成とは、道路台帳座標測量図・道路台帳座標展開図を作成するものである。

準拠点測量の成果と、道路中心線からの半幅員の計算により求められた区域標の座標値を図示したものである。

（１）図面の規格寸法は、（６００×７００ｍｍ)を原則とするが、これによりがたい場合は、監督員と**協議**して、（６００×８８０ｍｍ)までとすることができる。

（２）道路台帳座標測量図は、Ａ．Ｂ．Ｄ地域、道路台帳座標展開図は、Ｃ地域について作成する。

（３）区域標の番号は次のように付す。

例.

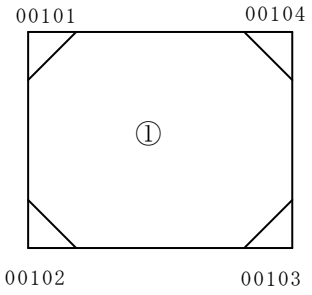

（４）曲線データは区域線の曲線データをブロック毎に記載する。（西東、北南の順）

（５）数値は小数点以下３桁表示（４桁目四捨五入）とする。ただし、面積については４桁目切り捨てとする。

（６）道路敷地に接する水路敷地の区域線の取扱いについて、次のとおりとする。

ア　水路敷地とは国有、市有水路（私有水路敷地は含まない）をいう。

イ　水路敷地が暗渠になっている場合は道路区域に含める。

ウ　水路が開渠であっても水路幅が７４㎝未満の場合は道路区域に含む。

エ　道路区域に含まない水路敷地（緑政土木局所管水路）でＣ地域であれば、水路敷地と民地の境界を座標化し道路台帳座標測量図に記載する。

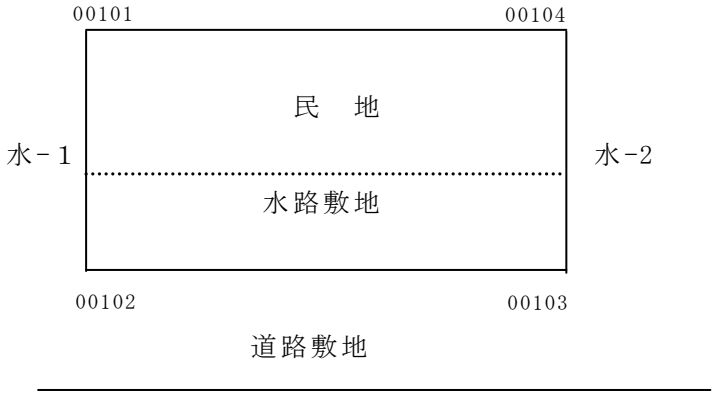

（７）道路台帳座標測量図、道路台帳座標展開図を使用して、確定図、土地法典等の面積をブロック単位で実測面積と比較し朱書きする。これを「面積比較図」として作成する。

７－２－６　区域線設定図

１　区域線設定図は、「**第３編道路区域線（河川・水路境界）確認測量編第２章「図書作成基準」**に準拠する。

２　各設定図の表題については以下のとおりとする。

（１）Ａ，Ｂ地域‥‥区域線設定図

（２）Ｃ地域‥‥‥‥中心線設定図

（３）Ｄ地域‥‥‥‥区域線調査図

３　Ｂ地域については、監督員が**指示**した規格寸法で作成する。

４　探索杭のうち、整理杭については、黒色にて塗り潰しておく。

５　各筆の実測により得られたトータル距離と確定図との比較を記載。

６　実測数値記載については、各地域とも斜体で行う。

７　Ｂ地域において、発注者が用地実測図を貸与するものについては、そのデータを使用して設定図を作成する。

８　Ｃ地域において、整理杭探索により根拠とする杭から道路幅員の１/２で設置した中心点または構造物を根拠として道路幅員の１/２で設置した中心点の位置は「▲」（黒色で塗り潰す）で表示する。

９　区域線設定図の詳細

各設定図に調製年月日を記載する。

（１）Ａ，Ｂ地域

ア　設定図に記載する街区は、当該街区のみでよい。

イ　各区域標は、全て引照点を設置する。

（２）Ｄ地域

ア　区域線**確認**申請により確定‥‥当該民地のｽﾍﾟｰｽに記入「S00.00.00 確定」

イ　区域線**確認**依頼により確定‥‥当該道路のｽﾍﾟｰｽに記入　「S00.00.00確定」

ウ　未確定‥‥破線表示

※破線と現況線が重複した場合、破線を優先する。

エ　平面図の民地側の５ｍ以上は、名古屋市都市計画基本図（購入）を参考にして記入する。

（３）Ｃ地域

ア　角度について

境界調整図は、座標より求めた角度を記入する。

イ　工種について

「○○中心線（千種△－△)」と記入する。(千種△－△）は、単契及び記録書の番号とする。

隣接業者がいる場合で、境の道路を含まない場合は、「○○中心線（台帳千種△－１)」と記入する。(台帳千種△－１）は、台帳ブロック番号とする。

７－２－７　資料調査

資料調査は、**「２－２－２　資料調査」**を適用する。

７－２－８　成果品の製本等

１　「路線対照図」、「交差部標高図」、「道路台帳座標測量図・道路台帳座標展開図」、「多角・中心線網図」、「道路台帳平面図」の順に図面の上と左をそろえ、表紙の大きさに合わせて図面の下方を折る。

次に図面の右側を折り、折った図面の上に図面名、図面番号を書き製本する。

２　製本の裏表紙に「多角対照図」、「面積比較図」、「多角点座標一覧表

（小数点以下６桁)」を袋綴じする。

７－２－９　業務関連図書の製本等

各業務関連図書の綴じ込みは、「**業務計画書**」、「測量機器検定証明書」、「電子計算機用プログラム検定証明書」、「業務記録簿」、「委託業務記録写真」、「支給品出納簿」の順で目次、見出しを付ける。

７－２－１０　その他

１　「道路台帳設定資料配置図」について

（１）基図は白地図とし、ブロック番号、町名を記入し、大きさはＡ４またはＡ３サイズとする。記載事項は以下のとおりとする。

ア　記録書（申請、依頼、事務所内）

イ　設定図（単契、地域明示、道路台帳、用地測量、未認定道路等)

ウ　用地測量図（丈量図）

エ　測量図、実測図等

オ　区画整理組合箇所図

（２）配置図は、基図を使用し、前号ア～オを以下のようにまとめる。

ア　前号アを記載し、「記録書配置図」とする。

イ　前号イを記載し、「設定図配置図」とする。

ウ　前号ウ、前号エを記載し、「その他資料配置図」とする。

エ　前号オを記載し、「区画整理組合箇所図」とする。

オ　以上４枚を**業務計画書**、設定図に入れる。また、設定図には土地宝典のコピーも入れる。

２　「測量記録簿」の記載について

（１）測量作業箇所は、路線番号、測点番号、ブロック番号で記載する。

（２）測量内容は、「基準点測量」、「道路現況調査」等を記載し、「成果図作成」については、各々成果品名で記入する。

３　委託業務記録写真

「委託業務記録写真帳（表紙)」、「工種別撮影基準表」、「工種別撮影表」「写真撮影箇所図」、記録写真の順とする。

７－２－１１　電子記憶媒体

道路台帳整備に伴う測量委託に関わる納品については、以下のとおりとする。

（１）業務**報告**書

拡張子は、ＰＤＦとする。

（２）観測手簿

拡張子は、ＰＤＦとする。

（３）計算書

基準点測量、水準測量、面積計算書の拡張子は、ＰＤＦとする。

基準点測量の座標データは、ＳＩＭＡデータを含む。

（４）施工管理

拡張子は、ＰＤＦとする。

（５）図面類

ア　境界調整図

拡張子は、ＰＤＦ、ＴＩＦＦ、ＪＰＥＧ、等どの様な形式でもよい。

イ　設定図

拡張子は、ＴＩＦＦとする。ファイル名については、半角で下記のとおりとする。

D（区番号）（年度）－（委託番号）－（ブロック番号）

D　○○　H　○○　－　００△　　－　＃＃＃＃

複数枚の場合はブロック番号の後に－１、－２、…と追記する。

成果とともに街区のブロック番号図も入れる

ウ　道路台帳平面図等

（ア）拡張子は、ＰＤＦとＳＸＦ（ｓｆｃ）とする。

（イ）レイヤー、色分けについては別紙参照。

（ウ）文字サイズ・線の太さについては、紙出力の際に仕様書と同じサイズ・太さになるようにする。

（エ）路線対照図については、作成した業者から隣接ブロックの業者がデータをもらって測量範囲を入れる。

（６）納品

納品媒体は、ＣＤ－ＲまたはＤＶＤ－Ｒとする。

電子成果作成例

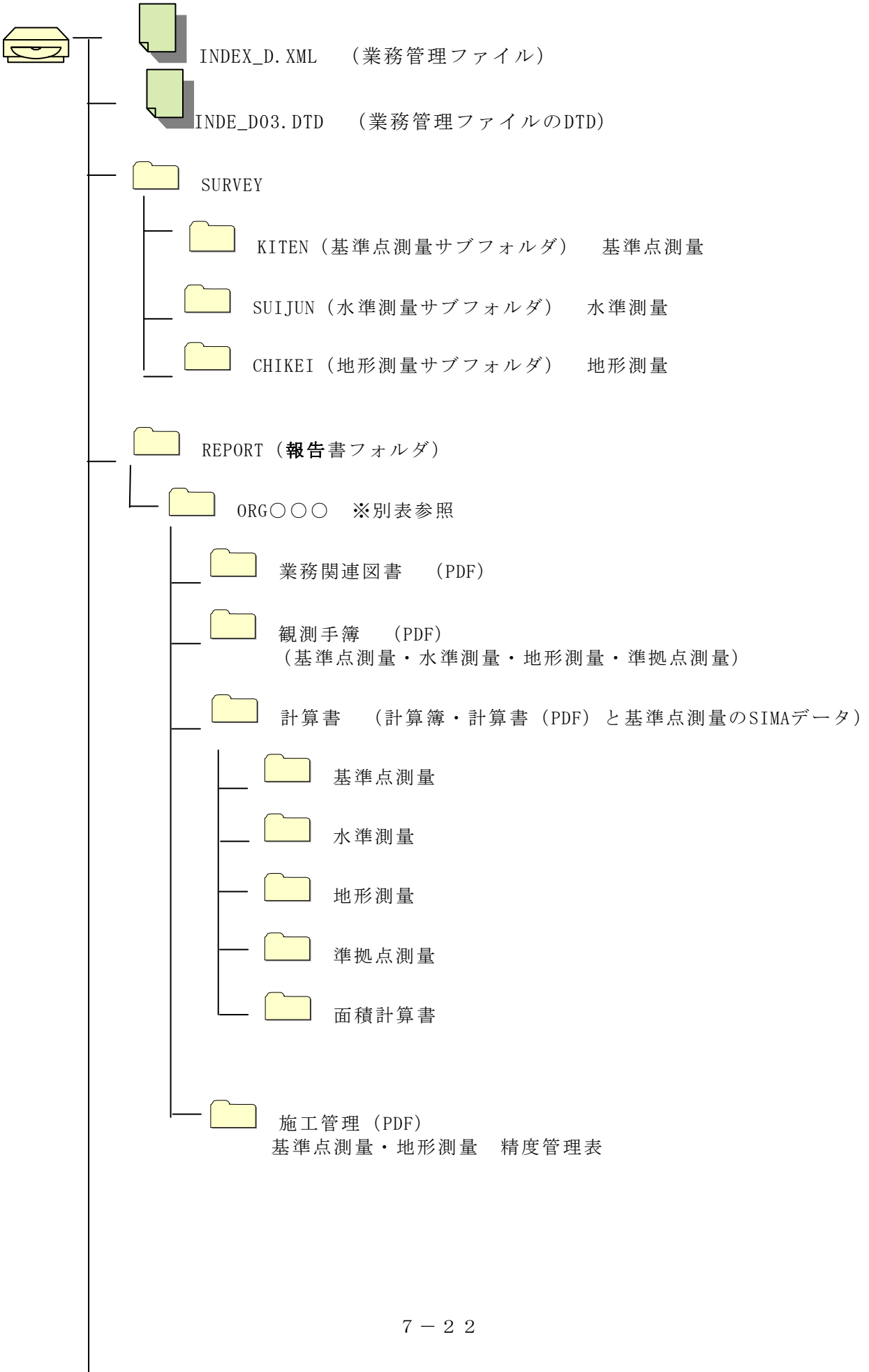
INDEX_D.XML　（業務管理ファイル）
INDE_D03.DTD　（業務管理ファイルのDTD）
SURVEY
KITEN（基準点測量サブフォルダ）　基準点測量
SUIJUN（水準測量サブフォルダ）　水準測量
CHIKEI（地形測量サブフォルダ）　地形測量
REPORT（報告書フォルダ）
ORG○○○　※別表参照
業務関連図書　（PDF）
観測手簿　（PDF）
（基準点測量・水準測量・地形測量・準拠点測量）
計算書　（計算簿・計算書（PDF）と基準点測量のSIMAデータ）
基準点測量
水準測量
地形測量
準拠点測量
面積計算書
施工管理（PDF）
基準点測量・地形測量　精度管理表

DRAWING（図面フォルダ）　　図面は全てこのフォルダに入れる

ORG○○○　※別表参照

仮設定図（PDF）

設定図　SXF（ｓｆｃ）とTIFF
ＤＯＯＨＯＯ－００△－０１００　～

道路台帳平面図等　（PDFとSXF（ｓｆｃ）
路線対照図、多角中心線網図、座標測量図、台帳平面図

PHOTO（写真フォルダ）　　写真は全てこのフォルダに入れる

BORING（地質データフォルダ）

※別表

ORG521	公共測量
ORG522	道路台帳
ORG523	公園台帳
ORG524	河川台帳
ORG525	未認定道路

・CDは以下のように作成してください

第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）

７－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート）

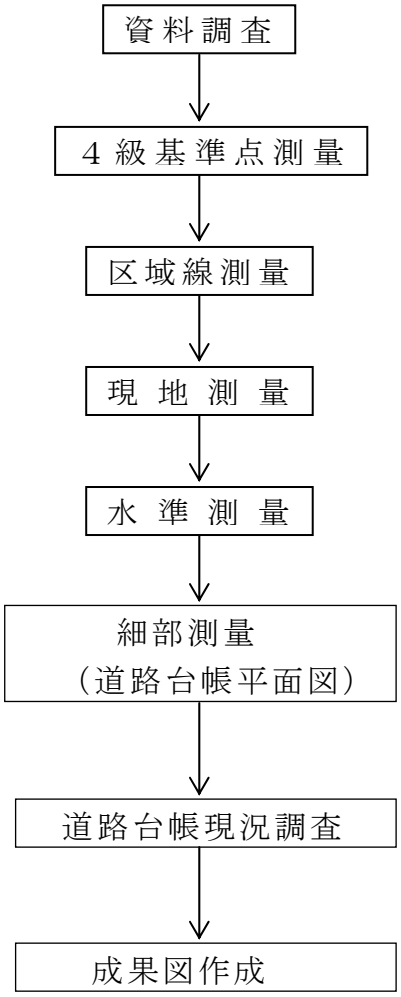

第８編　未認定道路測量編

第８編　未認定道路測量編

第１章　総則

８－１－１　適用範囲 …… ８－１
８－１－２　４級基準点測量 …… ８－１
８－１－３　現地測量 …… ８－１
８－１－４　資料調査 …… ８－１
８－１－５　区域線測量 …… ８－１
８－１－６　準拠点測量 …… ８－１
８－１－７　道路台帳現況調査 …… ８－１
８－１－８　成果品作成 …… ８－１
８－１－９　業務関連図書 …… ８－１

第２章　図書作成基準

８－２－１　成果図作成 …… ８－３
８－２－２　区域線設定図 …… ８－４
８－２－３　業務記録写真作成 …… ８－４
８－２－４　電子記憶媒体 …… ８－４

第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）

８－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート） …… ８－４

第８編　未認定道路測量編

第１章　総則

８－１－１　適用範囲

未認定道路測量の業務は、**設計図書**によるもののほか、この「**第８編未認定道路測量編**」により行う。

これは、未認定道路整備に伴う道路台帳平面図を作成するための測量委託を行うものである。

業務委託における使用工種と定めは、次のとおりとする。

８－１－２　４級基準点測量

４級基準点測量は、「**１－２－１　基準点測量**」を適用する。

８－１－３　現地測量

現地測量は、「**１－２－４　現地測量**」を適用する。

８－１－４　資料調査

資料調査は、「**１－２－３９　資料調査**」を適用する。

８－１－５　区域線測量

区域線測量は、「**第１編共通編第２章第６節区域線測量**」を適用する。

８－１－６　準拠点測量

準拠点測量は、「**１－２－３８　準拠点測量**」を適用する。

８－１－７　道路台帳現況調査

道路台帳現況調査は、「**７－１－９　道路台帳現況調査**」を適用する。

８－１－８　成果品作成

未認定道路測量作業が完了したときは、成果品一覧表に示す成果品を作成する。

８－１－９　業務関連図書

成果品以外に、業務関連図書一覧表に示す資料を作成する。

未認定道路測量成果品一覧表

	名　　称	縮尺	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備　考
1	基準点測量						
	観測手簿		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	
	座標計算書		Ａ３	紙＋電子	ＰＤＦ	各1	
	多角・中心線網図	1/1000	600×700	ポリ※＋紙＋電子	ＳＸＦ（sfc）	各1	
	基準点測量次数網図		Ａ３			1	
	多角対照図	1/1000	600×700	紙＋電子	ＳＸＦ（sfc）	紙２ 電子１	
2	現地測量						
	数値地形図 データファイル	1/250	最大Ａ１	電子	ＳＸＦ（sfc）	各１	区域線測量
		1/500	600×700				道路台帳平面図
	道路台帳平面図	1/500	600×700	※ポリ＋紙＋電子	ＳＸＦ（sfc）	各１	
3	区域線測量（境界調整図を含む）						
	区域線設定	1/500	最大Ａ１	電子	ＳＸＦ（sfc）	1	Ａ・Ｂ地域
	区域線復元	1/500					
	中心線設定	1/600					Ｃ地域
	中心線復元	1/600					
	中心線再現	1/600					
	区域線調査設定 区域線調査復元	1/250					Ｄ地域
	杭探索記録写真		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	
4	準拠点測量						
	観測手簿		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	
	座標計算書		Ａ３	紙＋電子	ＰＤＦ	各1	
	道路台帳座測量図	1/1000	600×700	紙＋電子	ＳＸＦ（sfc）		最大 600×880
5	資料調査						
	土地調査書		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	要約書は紙で提出
	公図写し			紙		1	
	公図拡大図	1／250	最大Ａ１	電子	ＳＸＦ（sfc）	1	

6	道路台帳現況調査						
	野帳			紙		1	
	現況平面現地調査図	1／500		紙		1	道路台帳平面図写し
7	施工管理						
	基準点精度管理表		Ａ４	紙＋電子	ＰＤＦ	各１	
	基準点点検比較表						
	基準点点検比較図						
	基準点点検手簿						
	現地測量精度管理表						
	現地測量点検比較図	1／500					

※　ポリとは、ポリエステルフィルム＃３００のことをいう。

道路台帳測量業務関連図書一覧表

	名　　称	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備　　考
1	**業務計画書**	Ａ４	紙＋電子	ＰＤＦ	各１	紙は着手時に**提出**
2	測量機器検定証明書					紙は着手時に**提出**
3	電子計算機用プログラム検定証明書					紙は着手時に**提出**
4	道路使用許可書の写し					紙は現地作業前に**提出**
5	測量業務記録簿					
6	打合せ記録簿					
7	支給品出納簿					
8	委託業務記録写真		電子	ＪＰＥＧ	1	
9	身分証明書返納書	Ａ４	紙		1	

（注）デジタル写真は、「**第１１編　記録写真作成方法編**」に準拠する。

第２章　図書作成基準

８－２－１　成果図作成

未認定道路測量委託の成果図については、「**第７編道路台帳測量編第２章図書作成基準**」を準用して、下記成果の図面補正を行う。

（１）多角・中心線網図

（２）道路台帳平面図及び路線対照図

（３）道路台帳座標測量図・道路台帳座標展開図

８－２－２　区域線設定図

区域線設定図については、「**第３編道路区域線（河川・水路境界）確認測量編第２章図書作成基準**」を適用する。

８－２－３　業務記録写真作成

業務記録写真作成は、委託業務の適正な履行を確認するために、記録写真を作成するもので、「**第１１編記録写真作成方法編第１章委託業務記録写真作成方法**」を適用する。

８－２－４　電子記憶媒体

電子記憶媒体は、「**７－２－１１　電子記憶媒体**」を適用する。

第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）

８－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート）

未認定道路測量作業手順については、「**第７編道路台帳測量編第３章測量業務の作業手順（フローチャート）**」を適用する。

第９編　公園台帳測量編

第９編　公園台帳測量編

第１章　総則

９－１－１　適用範囲 …… ９－１
９－１－２　４級基準点測量 …… ９－１
９－１－３　道路台帳平面図補正（公園台帳測量） …… ９－１
９－１－４　現地測量 …… ９－１
９－１－５　公園水準測量 …… ９－２
９－１－６　公園台帳平面成果図作成 …… ９－２
９－１－７　準拠点測量 …… ９－２
９－１－８　成果品作成 …… ９－２
９－１－９　業務関連図書 …… ９－３

第２章　図書作成基準

９－２－１　図書作成基準 …… ９－５
９－２－２　現地測量 …… ９－５
９－２－３　その他 …… ９－６
９－２－４　留意事項 …… ９－６
９－２－５　電子記憶媒体 …… ９－７

第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）

９－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート） …… ９－７

第９編　公園台帳測量編

第１章　　総則

９－１－１　適用範囲

１　公園台帳測量編は、公園台帳平面図・調書作成に適用する。

２　公園台帳平面図作成には、道路台帳平面図（平成１３年度以降作成の図書に限る）の使用を原則とする。

９－１－２　４級基準点測量

１　道路台帳測量成果図が平成１３年度以前に作成されている区域で、公園台帳測量を行う場合は、多角点を任意に設置し、任意の座標値を設ける。

２　道路台帳測量成果図が平成１３年度以降に作成されている区域で、公園台帳測量を行う場合は､既存の道路台帳の多角点の位置座標の**確認**をするため、発注者が貸与する「多角対照図」により角度、距離の**確認**を行い、その結果について受託人は、監督員の点検、**指示**を受けなければならない。

３　この作業により**確認**または設置した多角点を現地測量、公園区域線（境界）測量に使用するものとする。

４　測量作業の内容及び方法は、「**１－２－１　基準点測量**」を使用する。

９－１－３　道路台帳平面図補正（公園台帳測量）

１　名古屋市が貸与する道路台帳平面図のデータを使用し、経年変化による図面の補正のための測量を行う。

２　測量作業の内容は、「**７－１－４　現地測量第２項**」を適用する。

９－１－４　現地測量

１　４級基準点測量で設置された多角点に基づいて、公園及びその周囲の地形及び地物等を測定し、公園平面図及び公園見取り図を作成するものである。

２　現地測量の作業範囲及び作業の管理

（１）道路台帳平面図を使用しない場合の作業範囲

公園区域の外周から外側約５ｍの範囲を原則とし、公園が道水路と接する部分については、相対する道水路界より民地側約５ｍとする。ただし、公園と接する道水路の幅員が１２ｍを越える場合は、道水路の中央までとする。

（２）道路台帳平面図を使用する場合の作業範囲

前号の作業範囲から、道路台帳平面図使用部分を除いた範囲とする。

（３）作業の管理

第１０－１号様式により公園ごとに脱落、誤記の有無を点検する。

３　現地測量の作業方法及び図化

現地測量は、「**１－２－４　現地測量**」を適用して行うものとし、公園平面

図を作成する。

４　公園内施設調査

現地測量作業を補うために、現地において主要施設の構造、材質及び地下埋設物の調査を行い、建築物及び公園施設調書を作成する。

なお、地下埋設物は、所管土木事務所において「工事竣工図書」等により地下埋設物件、埋設位置の調査を行う。

９－１－５　公園水準測量

１　公園内の傾斜変化点、主要構造物、周囲道水路及び主要施設（集水桝天端、集水桝底等）の高さを現地観測し、現況平面図上に、等高線及び主要地点の高さを表示するために行うものとする。

測量作業は、「**１－２－２　水準測量**」を適用する。

２　作業方法

測量作業は、公園に設置した仮ＢＭを基点にして、次により行う。

（１）仮ＢＭは、公園規模に応じて１～３点設置すること。

ア　名古屋市測量標（水準点：T・P 点）取付は不要。

イ　仮ＢＭの設置箇所は、公園内及び公園周囲の永久構造物とする。（門柱のある、公園出入り口付近）

ウ　仮ＢＭを複数設置した場合は、１点目の仮ＢＭの標高を１０ｍとして他の仮ＢＭの標高は３級水準測量により求めるものとする。

（２）観測データは、計算整理を行い、現況平面図上の対照する点にその高さを表示すること。高さはｍ単位でｍｍまで表示すること。

（３）高低差のある箇所は、各点の高低差を比例按分して等高線を書き入れること。

ア　等高線は、０．５ｍ間隔で表示すること。

一部施設が高い箇所（例　つき山）

イ　公園内の平坦な場所（例　グランド）は、１５～２０ｍメッシュで測定する。

９－１－６　公園台帳平面成果図作成

現地測量成果に区域線測量・公園水準測量・公園内施設調書に関する成果を加えて、公園台帳平面図を作成する。

９－１－７　準拠点測量

本市が管理する道水路の境界明示後の現地立会によって**確認**された道水路区域標等（街区交点、同曲折点及び水路区域界点等）は、「**１－２－３８　準拠点測量**」を適用して測量作業を行い、位置座標を求める。

９－１－８　成果品作成

１　本委託業務の測量作業が完了したときは、別表－１「**公園台帳測量成果品一覧表**」に示す資料を作成する。

２　新規公園の場合は、新たにファイルを作成し、修正測量の場合は、既存のファイルに差し込む。

９－１－９　業務関連図書

本委託業務の測量作業が完了したときは、成果品以外に別表－２「**公園台帳測量業務関連図書一覧表**」に示す資料を作成する。

別表―１　公園台帳測量成果品一覧表

	名　　称	縮尺	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備　考
1	基準点測量						
	観測手簿		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	
	座標計算書					1	
	多角点網図				ＳＸＦ（sfc）	1	
	多角対照図					1	
2	準拠点測量						
	観測手簿		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	
	座標計算書					1	
3	公園水準測量						
	観測手簿		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	
	水準計算書					1	
4	現地測量						
	数値地形図データファイル			電子	ＳＸＦ（sfc）	1	
	公園台帳平面図	1/250 または 1/500		ポリ※＋紙＋電子		ポリ１ 紙　３ 電子１	境界線は朱書き
	公園見取図		Ｂ４	ポリ※＋紙＋電子		ポリ１ 紙　３ 電子１	
5	精度管理表			紙＋電子	ＰＤＦ		
6	その他						
	公園風景写真			電子	ＪＰＥＧ		
	仮ＢＭ写真			電子	ＪＰＥＧ		
	建築物及び公園施設調書		Ｂ４	紙＋電子	ＰＤＦ	紙　２ 電子１	
	地下埋設物写し			紙＋電子	ＰＤＦ	紙　１ 電子１	

※　ポリとは、ポリエステルフィルム＃３００のことをいう。

別表―２　公園台帳測量業務関連図書一覧表

	名　　称	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備　　考
1	**業務計画書**					
2	機械器具検定証明書					
3	道路使用許可書の写し		紙＋電子	ＰＤＦ	紙　１ 電子１	
4	業務記録簿	Ａ４				
5	業務打合せ記録簿					
6	支給品出納簿					
7	委託業務記録写真		電子	ＪＰＥＧ	１	

（注）デジタル写真は、「**第１１編　記録写真作成方法編**」を準拠する。

第２章　図書作成基準

９－２－１　図書作成基準

公園台帳測量委託に伴う成果図等の作成は、下記により作成するものとする。

９－２－２　現地測量

１　公園台帳平面図

（１）作成方法

公園台帳平面図ポリエステルフィルム（＃３００）は、地形及び地物の所在を点検のうえ作成する。

（２）次の事項を記入する。

ア　現況（地形、地物）
イ　公園名及び調製年月
ウ　受託人名、発注者名
エ　境界標及び多角点の番号、記号
オ　主要公園施設及び公共建物の名称
カ　鉄道、主要道路、河川、その他必要と認める地物の名称
キ　行政区、町、大字、丁目、字界及びその名称
ク　方位、縮尺、スケール及び凡例
ケ　仮ＢＭの位置・数値

コ　文字表示する場合は、高さ２．０ｍｍの直立体で記入。
サ　実測数字は、高さ２．０ｍｍ斜体で記入。
シ　確定数字は、高さ１．５ｍｍの直立体で記入。
ス　境界線を朱書きすること。
セ　その他監督員の**指示**する事項　（別添参照）

２　公園見取図

「公園台帳平面図」の成果を基にして、Ｂ４判に収まる最大縮尺（１/１００単位）に調整し、公園見取図を作成する。

（１）原図作成

縮尺調整(縮小)図面は、不要な文字等は消去して必要なデータ等を記載して作成する。

（２）Ｂ４判の図面３枚作成を１組とする。

９－２－３　その他

１　建築物及び公園施設調書

支給するデータ用紙に記入し、**提出**する。

２　記録写真作成

委託業務の適正な履行を**確認**するため、業務記録写真を作成するものとし、作成方法は、「**第１１編記録写真作成方法編**」によるものとする。

９－２－４　留意事項

図面の表示には、下記の点に注意すること。

（１）公園の各種施設の表記について

ア　施設の名称については、原則として文字表示しない。
イ　樹木についても樹種名の記載はしない。
ウ　特殊施設については別途**協議**すること。

（２）方位について

ア　図面の方位（磁方位）は、上方１８０度の範囲で設定する。
イ　南北に長い公園については、図面の左を北として図化する。

（３）縮尺は、１/２５０、ただし面積５００ｍ^{2}以下は、１/１００、大面積の公園等は、１/５００。

（４）舗装面は、すべてに舗装の表示を行うのではなく、舗装範囲の分かる程度（四隅とその中間位）にすること。

（５）U・L形側溝の形状寸法及びフエンス等の高さを記入すること。

（６）側溝蓋（グレーチング・蓋付U字溝）等の表示する量が多い場合には部分表示とし、詳細については別途**協議**すること。

（７）公園の出入り口付近の高さも測定する。

（８）長尺公園の場合は、１枚の図面の中で２段書きとしてよい。

９－２－５　電子記憶媒体

電子成果作成は、「**７－２－１１　電子記憶媒体**」を適用する。

第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）

９－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート）

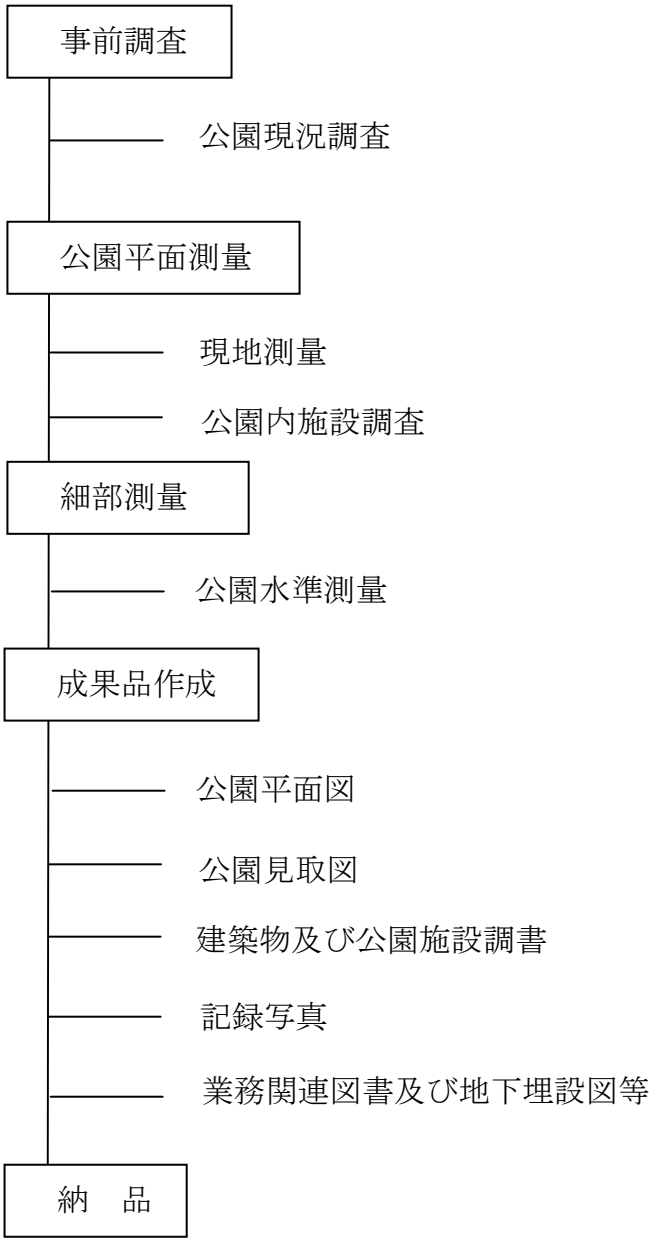

第１０編　河川台帳整備測量編

第１０編　河川台帳整備測量編

第１章　総則

１０－１－１　適用範囲 …… １０－１
１０－１－２　４級基準点測量 …… １０－１
１０－１－３　３級水準測量 …… １０－１
１０－１－４　現地測量 …… １０－１
１０－１－５　準拠点測量 …… １０－１
１０－１－６　資料調査 …… １０－１
１０－１－７　区域線測量 …… １０－１
１０－１－８　境界確認 …… １０－１
１０－１－９　多角網図 …… １０－２
１０－１－１０　河川台帳座標測量図 …… １０－２
１０－１－１１　河川測量 …… １０－２
１０－１－１２　河川現況台帳平面図 …… １０－２
１０－１－１３　河川施設台帳 …… １０－２
１０－１－１４　起終点杭設置 …… １０－３
１０－１－１５　記録写真…… １０－３
１０－１－１６　成果品作成…… １０－４
１０－１－１７　業務関連図書…… １０－４

第２章　図書作成基準

１０－２－１　各種ポリエステルフィルム…… １０－６
１０－２－２　河川現況台帳平面図…… １０－６
１０－２－３　河川施設台帳…… １０－７
１０－２－４　電子記憶媒体…… １０－１２

第３章　測量業務の作業手順（フローチャート）

１０－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート）　…… １０－１２

第１０編　河川台帳整備測量編

第１章　総則

１０－１－１　適用範囲

１　河川台帳整備管理要綱(昭和５２年４月２１日)に基づき河川台帳を作成する。

２　河川測量は、河川の洪水等災害発生を防止するための調査及び河川の流水の正常な機能等を保全するため総合的な管理に必要な資料を得るための測量をいい、規程に準拠して測量作業を行う。

１０－１－２　４級基準点測量

４級基準点測量は、「**１－２－１　基準点測量**」を適用する。

道路台帳等で設置された多角点あるいは、任意で設置した多角点を多角網として測量作業を行う。

１０－１－３　３級水準測量

３級水準測量は、「**１－２－２　水準測量**」を適用する。

名古屋市水準点を与点として使用する。

高さの成果値はＴ・Ｐ値で表す。

１０－１－４　現地測量

現地測量は、「**１－２－４　現地測量**」のＴＳ等による細部測量を適用する。

１０－１－５　準拠点測量

準拠点測量は、「**１－２－３８　準拠点測量**」を適用する。

１０－１－６　資料調査

資料調査は、「**１－２－３９　資料調査**」を適用する。

１０－１－７　区域線測量

区域線測量は、「**第１編共通編第２章第６節区域線測量**」を適用し、河川及び道路・水路等を構成する土地の範囲を決定するために行う。

１０－１－８　境界確認

境界**確認**は、「**２－１－１１　一筆地測量**」に基づき、河川敷地と接する土地の境界を土地所有者または管理者と立会・**確認**をする作業をいう。

１０－１－９　多角網図

基準点測量成果の角度・距離を示し、余白部分に座標一覧表を図示する。

１０－１－１０　河川台帳座標測量図

境界**確認**等で**確認**された点を基準点より観測し面積等を算定したのち、図面を作成し、余白部分に座標一覧表を図示する。

１０－１－１１　河川測量

１　河川定期縦断測量

河川定期縦断測量は、３級水準測量により行う。

下流側を No.０として左右両岸の堤防等の距離、標高を順次求め、縦断図を作成する。

縦断図の作成は、下流側を左側として逐次上流に向かって描写する。

測点間隔は、２０ｍとする。

２　河川定期横断測量

河川定期横断測量は、計画中心線に対して直角線上に河川の地形、変化点、距離、標高を求め、横断図を作成する。

１０－１－１２　河川現況台帳平面図

１　平面図は現地測量成果を基に、河川区域＋両側５ｍの範囲とする。

製本成果図は河川区域を朱色で記入する。

２　河川現況台帳製本

多角網図、河川台帳座標測量図、河川縦断図、河川横断図、公図等の図面をまとめ製本する。

黒表紙の文字は、金文字とする。

１０－１－１３　河川施設台帳

１　河川施設平面図

（１）河川現況台帳平面図のデータを使用し、名称は、河川施設平面図として、管理施設の位置を記入する。

（２）記入する管理施設

ア　河川管理施設

堤防、堰、床止、護岸、落差工、樋門、建築物、余水吐、尺八、防護柵、足掛金具、その他

イ　占用許可工作物

橋、通路橋、樋門、樋管、ガス管、上下水道管、送電管、排水機場、その他とする。

（３）物件が、不法物件かどうかが不明な場合は、占用許可工作物として調査す

る。

（４）河川に平行する道路で、両岸あるいは左右岸のどれかに設置してあるガードレール物件は本件調査事項に含まれない。

（５）図面に記入する施設を表す番号は、次のように一連番号を付ける。

護岸以外の河川施設については・・・　　A_1、A_2、・・・

護岸については・・・・・・・・・・　　B_1、B_2、・・・

占用工作物については・・・・・・・　　C_1、C_2、・・・

２　河川管理施設構造図

（１）発注者が貸与する資料に基づき、管理施設の構造図を作成する。

（２）上記の資料の無いものまたは不足している管理施設については現地調査を行い、構造図を作成する。

（３）施設構造図は縮尺１/１０から１/５０の範囲で１枚の図面に１か所ないし２か所の施設に係る平面図及び断面図が大幅な余白なく記載できるように配置する。

３　河川施設台帳製本

（１）河川施設平面図と河川管理施設構造図のポリエステルフィルムをビニール袋に１枚ずつ入れ製本する。

（２）黒表紙の文字は、金文字とする。

１０－１－１４　起終点杭設置

１　起終点杭について

（１）起終点杭の設置については、関係機関の立会**確認**を行い、左岸、右岸に設置する。

（２）起終点杭の材料は、花崗岩（中目石）とし強度耐久力を有し良質なもので形状、寸法は別図－１、別図－２による。

（３）水準値と座標値を与える。

（４）石杭上部４０ｃｍについては全面グラインダー表面仕上げを行い、文字は深さ６ｍｍ程度で彫り込み、これに黒エナメルを塗布する。

（５）字体は、監督員の**指示**による。

２　点の記作成

（１）引照距離はｍｍ単位とし、方位標方向角を設ける。

（２）別図－３を参照し、作成する。

３　点の記製本

黒表紙に文字は、金文字で製本する。

１０－１－１５　記録写真

１　当該河川の起点、中間点付近、終点位置とし、上下流の概景撮影をすること。

２　使用する機械器具をすべて撮影する。

３　設置する材料の規格が明瞭に読取りできる状況写真を撮影する。

１０－１－１６　成果品作成

河川台帳整備測量が完了したときは、**河川台帳整備測量成果品一覧表**に示す成果品を作成する。

１０－１－１７　業務関連図書

成果品以外に**河川台帳整備測量業務関連図書一覧表**に示す資料を作成する。

河川台帳整備測量成果品一覧表

	名　　称	縮　尺	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備　　考
1	基準点測量						
	観測手簿		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	
	座標計算書		Ａ３	電子	ＰＤＦ	1	座標一覧表を含む
	多角網図	1/1000	600×700	ポリ※＋紙＋電子	ＳＸＦ（sfc）	各１	
	多角対照図	1/1000	600×700	紙＋電子	ＳＸＦ（sfc）	各１	実測値は朱書き
2	水準測量						
	観測手簿		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	
	計算書		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	与点の点の記写し添付
3	現地測量						
	数値地形図データファイル			電子	ＳＸＦ（sfc）	1	
	河川現況台帳平面図 縦断面図	1/500 横 1/500 縦 1/100	880×1000	ポリ※＋紙＋電子	ＳＸＦ（sfc）	各１	
	河川施設平面図	1/500	Ａ２	ポリ※＋＋電子	ＳＸＦ（sfc）	各１	
	河川管理施設構造図	1/10～1/50	Ａ２	ポリ※＋＋電子	ＳＸＦ（sfc）	各１	
4	準拠点測量						
	観測手簿		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	
	座標計算書		Ａ３	電子	ＰＤＦ	1	座標一覧表を含む
	面積計算書		Ａ３	電子	ＰＤＦ	1	
	河川台帳座標測量図	1/1000	600×700	ポリ※＋紙＋電子	ＳＸＦ（sfc）	各１	
5	中心線測量						
	線形図	1/1000	600×700	紙＋電子	ＳＸＦ（sfc）	各１	
	中心線計算書		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	座標一覧表を含む
6	河川定期縦断測量						
	観測手簿		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	

	計算書		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	
7	河川定期横断測量						
	観測手簿		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	
	計算書		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	
	河川横断面図	1/100	880×1000	ポリ※＋紙＋電子	ＳＸＦ（sfc）	各１	
8	点の記						
	起終点杭点の記明細書		Ａ４	紙＋電子	ＰＤＦ	各１	
	観測手簿		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	
	座標計算書		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	
9	区域線測量(境界調整図を含む)						
	区域線設定図		最大Ａ１	電子	ＳＸＦ（sfc）	1	
	境界調整図		最大Ａ１	電子	ＳＸＦ（sfc）	1	
10	資料調査						
	土地調査書		Ａ４	電子	ＰＤＦ	1	要約書は紙で**提出**
	公図写し			紙		1	
	公図拡大	1/250	最大Ａ１	ポリ※＋+電子	ＳＸＦ（sfc）	1	
11	施工管理						
	精度管理表		Ａ４	紙＋電子	ＰＤＦ	各１	
	点検測量観測手簿		Ａ４	紙＋電子	ＰＤＦ	各１	
	点検比較図		Ａ４	紙＋電子	ＰＤＦ	各１	

※　ポリとは、ポリエステルフィルム＃３００のことをいう。

河川台帳整備測量業務関連図書一覧表

	名　　称	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備　　考
1	**業務計画書**	Ａ４	紙＋電子	ＰＤＦ	各１	紙は着手時に**提出**
2	測量機器検定証明書					紙は着手時に**提出**
3	電子計算機用プログラム検定証明書					紙は着手時に**提出**
4	道路使用許可書の写し					紙は現地作業前に**提出**
5	測量業務記録簿					
6	打合せ記録簿					
7	支給品出納簿					
8	委託業務記録写真		電子	ＪＰＥＧ	1	

（注）デジタル写真は、**第１１編「記録写真作成方法編」**に準拠する。

第２章　図書作成基準

「**１０－１－１６　成果品**」による各区分の編集、製本は下記のとおりとする。

１０－２－１　各種ポリエステルフィルム

（１）多角網図
（２）河川現況台帳座標測量図
（３）河川現況台帳平面図・縦断面図
（４）河川横断面図
（５）公図（写）

上記ポリエステルフィルムは一括して一つの筒に入れて**提出**すること。

１０－２－２　河川現況台帳平面図

（１）多角網図
（２）河川現況台帳座標測量図
（３）河川現況台帳平面図・縦断面図
（４）河川横断面図
（５）多角対照図－別途図面袋に入れて添付
（６）　公図（写）

上記図面をまとめ製本する。

１０－２－３　河川施設台帳

（１）河川施設平面図

（２）河川管理施設構造図

上記図面のポリエステルフィルムをビニールに１枚ずつ入れ製本する。

河川施設平面図は下記のように表示する。

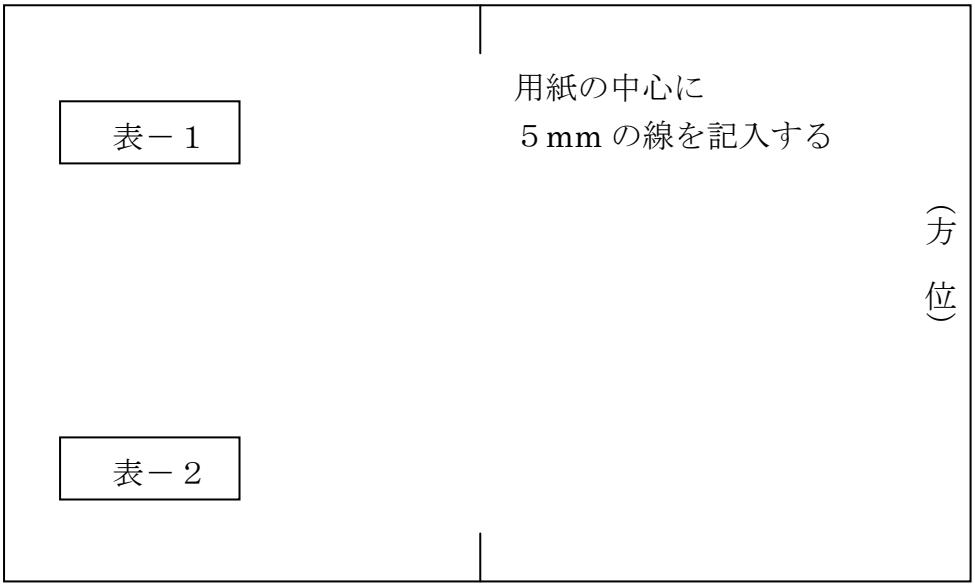

表－１

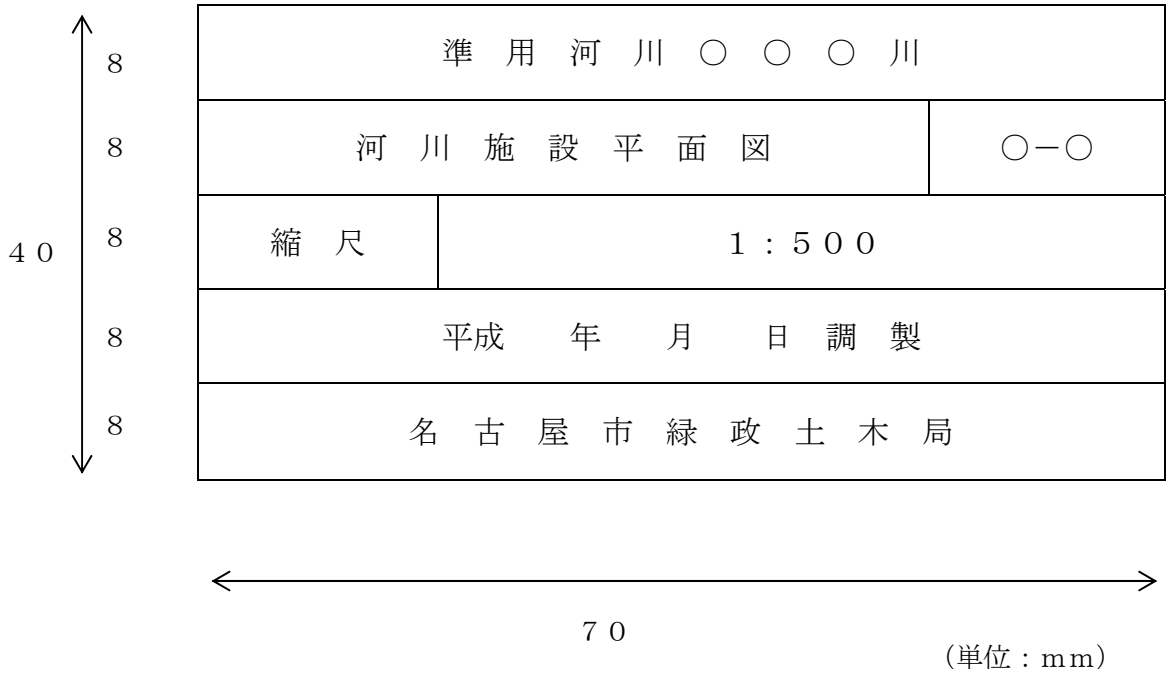

（単位：ｍｍ）

表－２

７０

４０

凡　　例	
A	護岸以外の河川管理施設
B	護　岸
C	占用工作物

（単位：ｍｍ）

河川施設台帳表紙

河 川 施 設 台 帳

○準用河川○○○川

平成○○年○○月
名古屋市緑政土木局

河川現況台帳平面図表紙

河川現況台帳平面図

○準用河川○○○川

平成○○年○○月
名古屋市緑政土木局

丸文字は、準用河川一連番号

背表紙には、○準用河川○○○川　河川施設台帳　と記入

背表紙には、○準用河川○○○川　河川現況台帳平面図　と記入

※　○の中に河川番号記入

河川管理施設構造図には下記のように表示する。

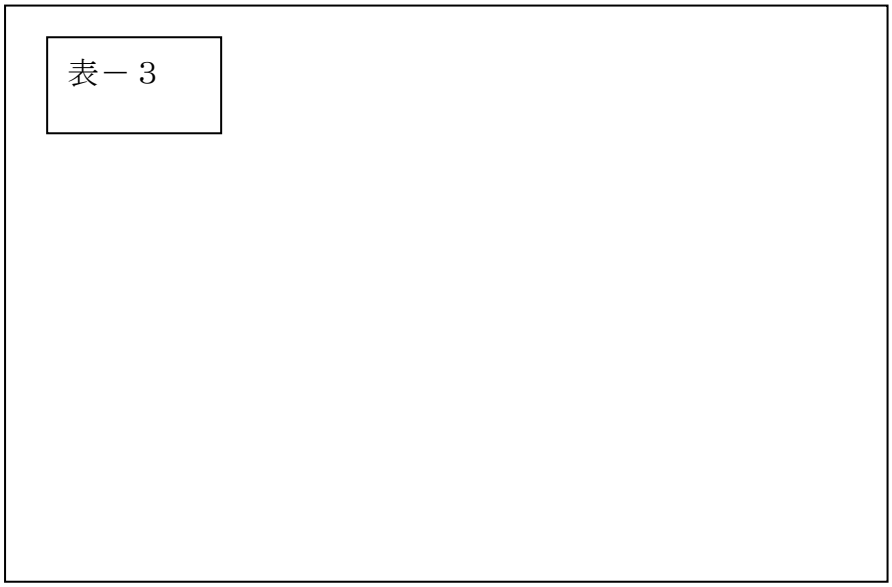

表－３

準　用　河　川　○　○　○　川	
河 川 管 理 施 設 構 造 図	○－○
平成　　年　　月　　日　調製	
名　古　屋　市　緑　政　土　木　局	

７０

（単位：ｍｍ）

図－１

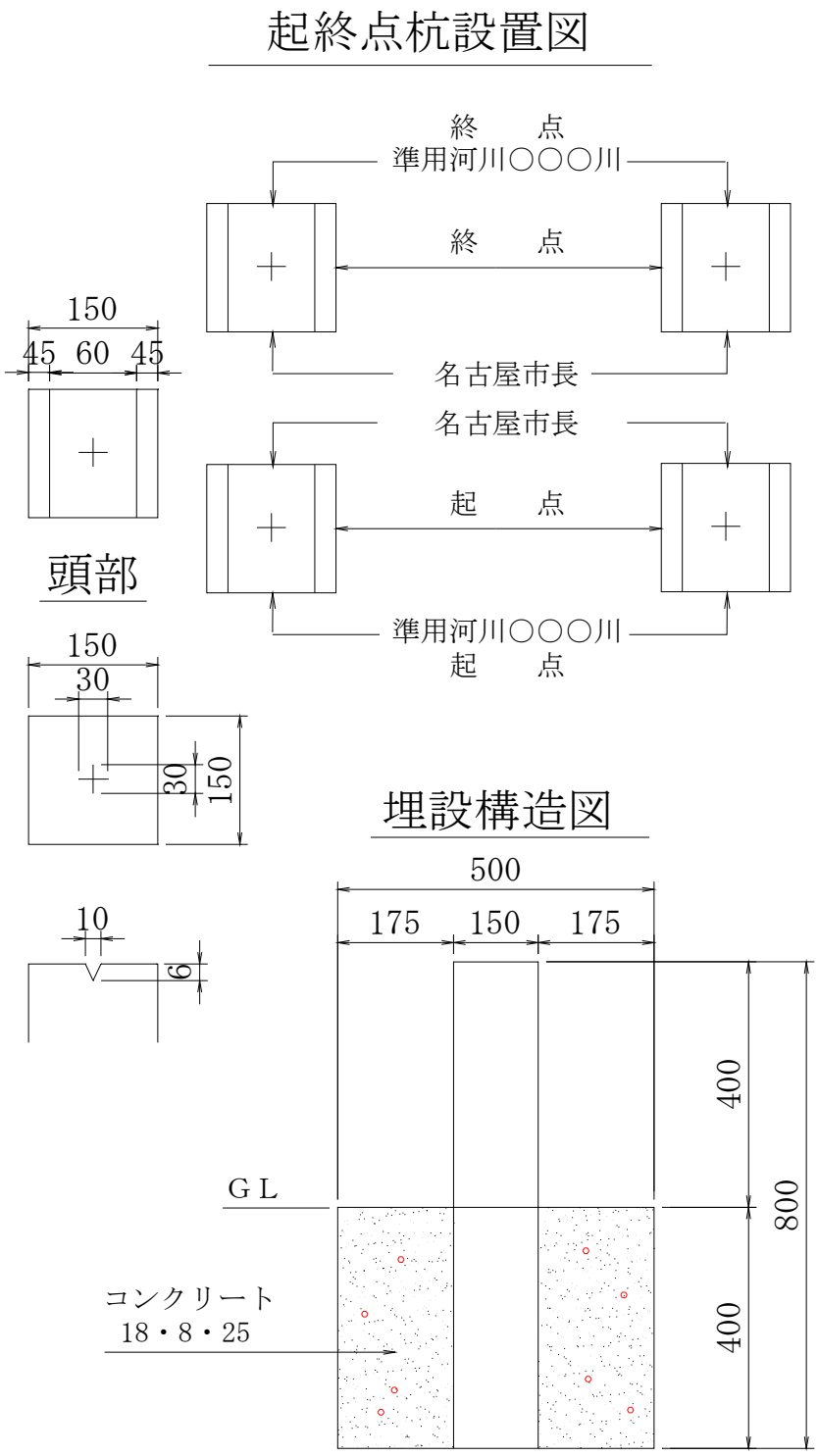
起終点杭設置図
終　　点
準用河川○○○川
終　　点
名古屋市長
名古屋市長
起　　点
準用河川○○○川
起　　点
150
45　60　45
頭部
150
30
30
150
埋設構造図
500
175　150　175
10
6
400
800
GL
400
コンクリート
18・8・25

図－２

図－３

成果図の枚数番号	1	成果点の記号番号	右岸　終点杭
点附近の所在地	守山区大字小幡字北山２７６１－１０８１番地先		
点の所有者	名古屋市		
点の現況地目	水路・道路・宅地・田・畑・山林・(原野)・墓地・雑種地		
点を設けた年月日	平成１３年　２月　３日	縦　政　土　木　局	河　川　計　画　課 測　量　課
観測年月日	平成１３年　３月１２日	観　測　者	岩　本　利　希
埋設年月日	平成１３年　２月　３日	受託人氏名 現場代理人	株式会社　○○測量 ○○　○○
埋設の方式	地上		
標識の種類	(右杭)・真ちゅう鋲（起終点） コンクリート杭・真ちゅう鋲・十字鋲水色カラー付字入（距離標） コンクリート杭・真ちゅう鋲・十字鋲字入（区域標・境界杭・区域点） 丸太杭・角木杭・プラスチック十字杭・プラスチック矢印杭・プラスチック一字杭 座金付鋲（赤・黄・青・白・水）・カラー付鋲（赤・黄・青・白・水） 金属十字鋲・小さい鋲・刻み・丸八鋲		
起終点・距離標	座標値　X　－87522.641 Y　－16628.333	高さ	TP＝34.939
起終点・距離標	B　35－12－39.1112	縮尺係数	0.999903
区域標	L　136－59－02.4175	方位標方向角	209－29－49

近景写真

遠景写真

要図1

航空写真図

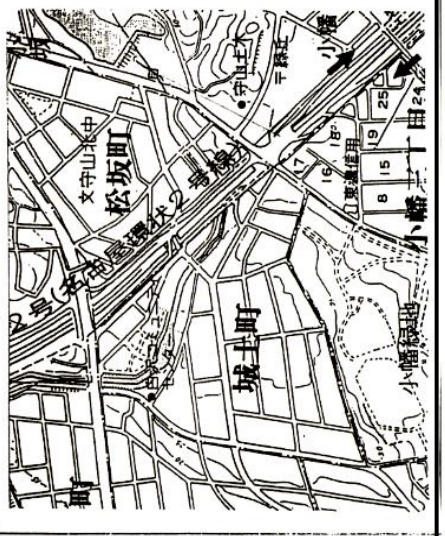

要図2

見取図

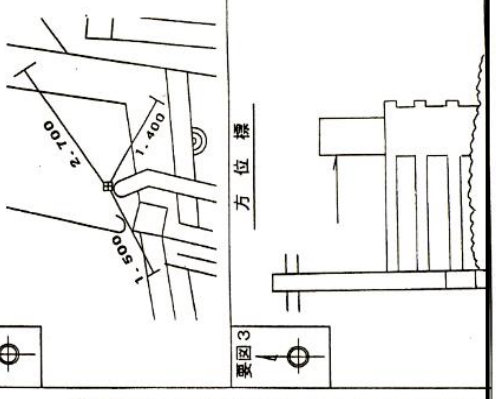

要図3

方位標

１０－２－４　電子記憶媒体

電子記憶媒体は、「**７－２－１１　電子記憶媒体**」を適用する。

第３章　　測量業務の作業手順（フローチャート）

１０－３－１　測量業務の作業手順（フローチャート）

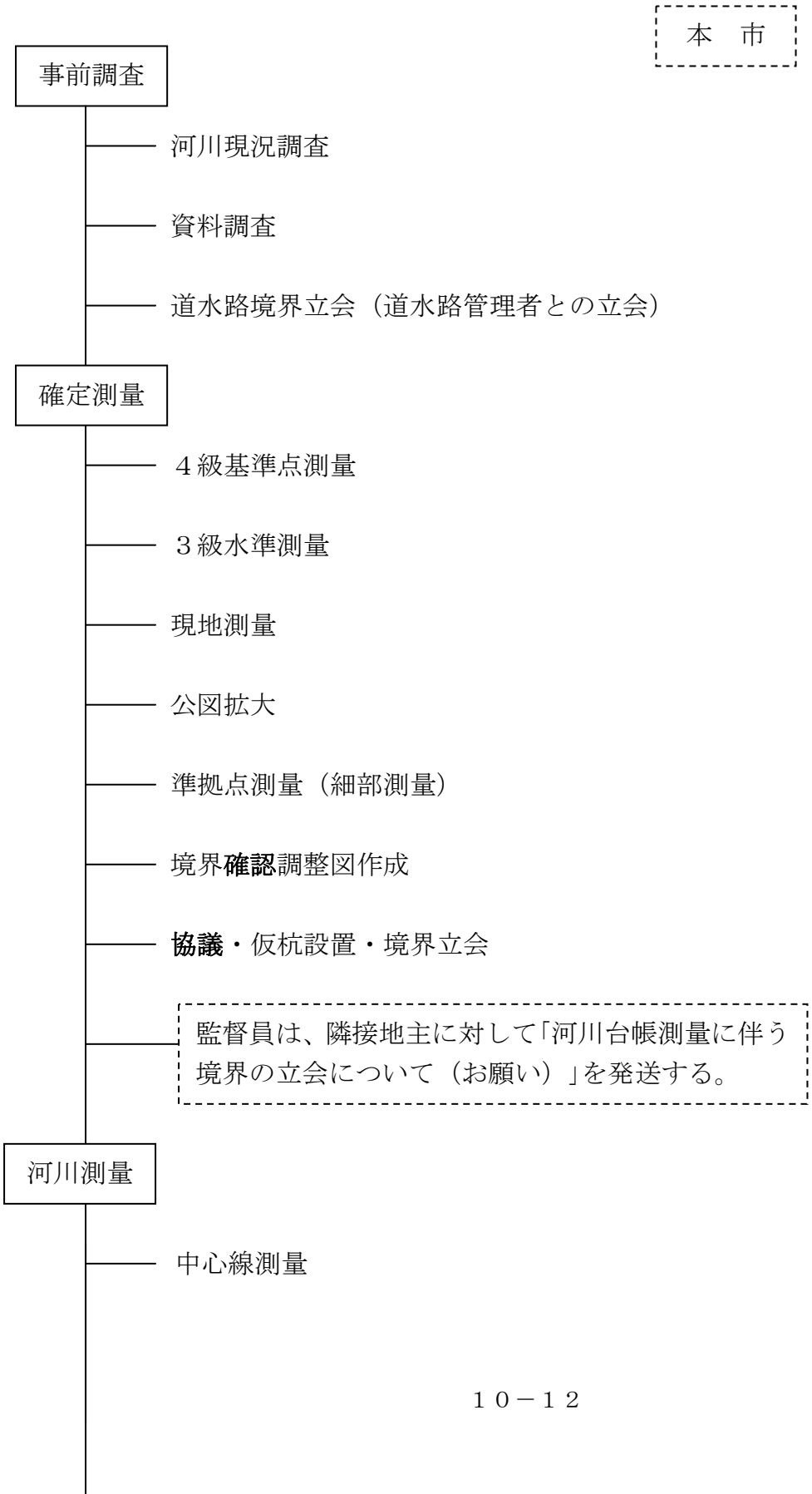

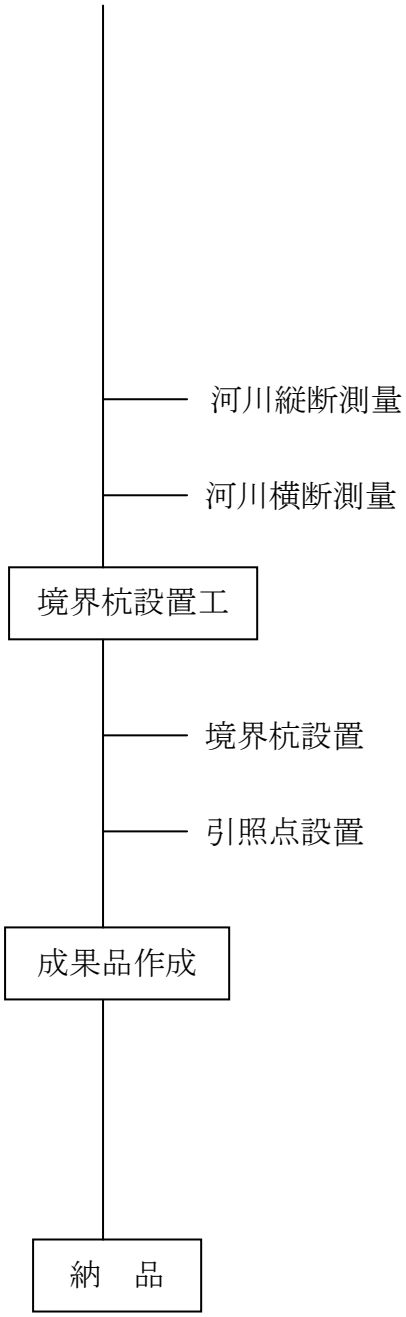
河川縦断測量
河川横断測量
境界杭設置工
境界杭設置
引照点設置
成果品作成
納　品

第 11 編　記録写真作成方法編

第１１編　記録写真作成方法編

第１章　委託業務記録写真作成方法

１１－１－１　一般事項 …… １１－１
１１－１－２　撮影方法 …… １１－１
１１－１－３　写真の編集 …… １１－２
１１－１－４　写真帳の提出等 …… １１－２

第２章　杭探索記録写真作成方法

１１－２－１　一般事項 …… １１－１１
１１－２－２　撮影の方法 …… １１－１１
１１－２－３　写真の編集 …… １１－１１

第３章　境界確認立会及び用地測量標記録写真作成方法

１１－３－１　境界確認立会記録 …… １１－１２
１１－３－２　用地測量標記録 …… １１－１２

第４章　公園及び仮ベンチマーク写真の作成方法

１１－４－１　撮影方法 …… １１－１２
１１－４－２　写真の編集 …… １１－１３

第５章　道路区域標保全業務（単価契約）記録写真作成方法

１１－５－１　一般事項 …… １１－１３
１１－５－２　撮影の方法 …… １１－１３
１１－５－３　写真の編集 …… １１－１３

第１１編　記録写真作成方法編

第1章　委託業務記録写真作成方法

１１－１－１　一般事項

１　趣旨

この委託業務記録写真作成方法（以下「写真作成方法」という。）は、委託業務の適正な履行を**確認**するために記録する写真の撮影内容、方法及び編集等について必要な事項を定めたものである。

２　適用

この写真作成方法は、緑政土木局が発注する委託業務（測量委託、単価契約）に適用する。

３　目的

この撮影は、委託業務の業務管理の履行証拠として行うものであり、測量機器等、材料及び業務の各工種に撮るものである。

４　写真の構成

委託業務記録写真
- 測量機器等・・・　ＴＳ等、水準標尺、ＧＰＳ測量機、レベル、鋼巻尺等
- 材　　料・・・　コンクリート杭、樹脂杭、鋲、木杭等
- 作業状況・・・・　各工種に作業状況
- 保安設備・・・　各外業作業の保安設備の状況

５　撮影内容及び頻度

写真の撮影内容及び頻度は、工種別撮影基準表による。

６　撮影箇所

撮影箇所は**業務計画書**による。ただし、単価契約は監督員の**指示**による。

１１－１－２　撮影方法

１　撮影の基本

（１）撮影は被写体の位置**確認**を明確にするため、背景等を考慮して撮影地点、方向を選ばなければならない。

（２）写真には位置等を記入した表示板を置き、表示板の内容がわかるように撮影するものとする。

表示板の寸法及び様式は下図を標準とする。

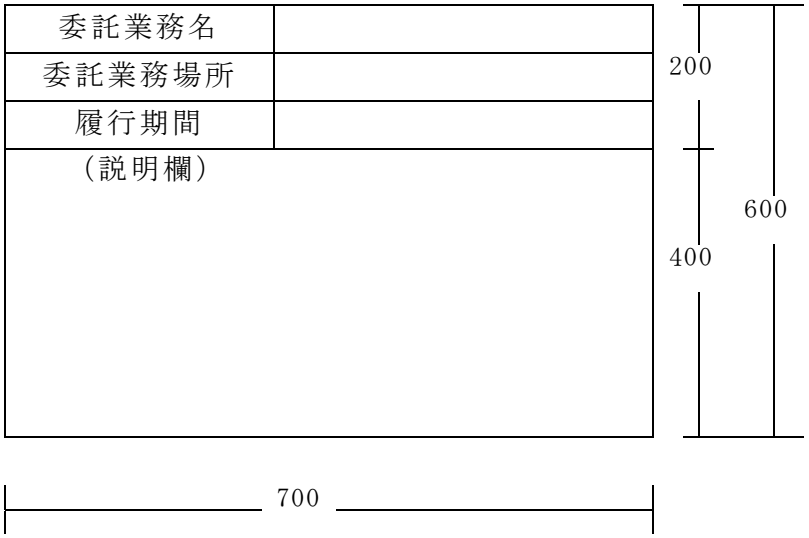

（単位：ｍｍ）

説明欄には、撮影の位置を明確にするため路線名及び測点番号を記入すること。

２　形状寸法の**確認**等

（１）使用材料を被写体とする場合は、写真で寸法が判明できるようにテープ等を添えて撮影する。

（２）名古屋市測量標及び用地測量標等については、作業状況の内容が確実に証明できるよう撮影しなければならない。

１１－１－３　写真の編集

１　写真の種類

写真は、デジタルカメラにより撮影し、カラー写真とすること。大きさはサービスサイズを標準とする。

２　写真帳の作成

（１）写真帳は、構成区分を参考にし、業務の進行順序及び工種別に従い分かり易く系統的に組み立てなければならない。

（２）写真帳の表紙及び台紙の大きさは、Ａ４版サイズとする。

（３）写真帳の第一頁には、写真撮影箇所を凡例で記入し、「写真撮影箇所図」として添付する。

（４）写真帳の第二頁には、工種別撮影表を添付する。

１１－１－４　写真帳の提出等

１　原本は、電子媒体を標準とする。

２　業務写真の原本は、当該委託の完了後３年間を良好な状態で保存する。

３　電子媒体は、ＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒを原則とし、これ以外の電

子媒体の場合については、監督員の**承諾**を得るものとする。

4　受託人は、記録画像ファイル型式及び電子媒体による写真の有効画素数は、国土交通省　デジタル写真管理情報基準（案）を原則とし、これ以外による場合には監督員の**承諾**を得なければならない。

5　電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。（プリンターはフルカラー３００ｄｐｉ以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで3年程度、顕著な劣化が生じないものとする。）

受託人は、上記において、不都合が生じた場合は、監督員と**協議**しなければならない。

工種別撮影基準表（測量委託）

撮影工種	撮影頻度	備　　考
測量機器等一式	1回	器械は正面、側面とする
測量に使用する材料一式 （支給品、発生品を含む）	1回	長さ、太さ等 写真で**確認**できる幅の広いテープを使用
区域線測量に関する作業	2kmに 1回毎	Ａ、Ｂ、Ｄ地域
	1kmに 1回毎	Ｃ地域
１～３級基準点測量に関する作業	5点に 1回毎	測距、測角
４級基準点測量に関する作業	25点に 1回毎	多角点設置、測距、測角
水準測量に関する作業	2kmに 1回毎	
現地測量に関する作業	5haに 1回毎	
準拠点測量に関する作業	50点に 1回毎	
補点測量に関する作業	50点に 1回毎	
道路台帳現況調査に関する作業	2kmに 1回毎	
１～４級基準点点検測量	1回	
名古屋市測量標(道路台帳基準点) 設置工	全点	
現地測量点検測量	1回	
中心線測量	1kmに 1回毎	
縦断測量	1kmに 1回毎	
横断測量	1kmに 1回毎	
河川定期縦断測量	1kmに 1回毎	
河川定期横断測量	1kmに 1回毎	
境界測量に関する作業	50点に 1回毎	
境界**確認**に関する作業	立会者毎	立会状況写真
用地測量標設置	全点	多角点杭・境界杭・用地幅杭
多角点杭設置に関する作業	25点に 1回毎	
用地境界仮杭設置に関する作業	5点に 1回毎	
境界杭設置に関する作業	5点に 1回毎	
コンクリート杭設置に関する作業	25点に一回毎	
成果図作成に関する作業	１回	
区域標保全に関する作業	50点に 1回毎	
保安設備設置の状況	各工種につき 1回毎	交通誘導警備員も含む

工種別撮影基準表（道路区域線測量業務委託・単価契約）

撮影工種	撮影頻度	備　　考
測量機器等一式	１回	機器は正面、側面とする
測量に使用する材料一式 （支給材、業者持等）	１回	長さ、太さ等 写真で**確認**できる幅の広いテープを使用
Ａ、Ｂ、Ｃ地域毎に	１セット	
・現況調査状況 ・境界杭探索状況 ・標間距離測定状況 ・断面測定状況 ・多角測量（測距・測角） ・境界座標測量（測距・測角） ・区域標・視準線設置状況及び測角 ・中心線設置状況及び測角	各１枚	
Ｄ地域	１セット	
・現況調査状況 ・多角測量（測距・測角） ・現地測量（測距・測角） ・境界座標測量（測距・測角） ・標間距離測定状況 ・断面測定状況 ・区域標・視準線設置状況及び測角	各１枚	
成果図作成に関する作業	１回	
保安設備設置の状況	各工種につき 1回毎	交通誘導警備員も含む

工種別撮影基準表（道路区域標保全業務（単価契約））

撮影工種	撮影頻度	備　　考
測量機器等一式	1回	器械は正面、側面とする
測量に使用する材料一式 （支給材、業者持等）	1回	長さ、太さ等 写真で**確認**できる幅の広いテープを使用
区域標引照作業	１委託 1セット	
・引照すべき点の**確認**作業状況 ・引照点設置状況 ・測距状況 ・直線視準状況 ・方位標観測状況	各１枚	
区域標復元作業	１委託 1セット	
・復元すべき点の**確認**作業状況 ・測距状況 ・直線視準状況 ・区域標設置状況 ・方位標観測状況	各１枚	
区域標残存**確認**作業	１委託 1セット	
・残存**確認**すべき点の**確認**作業状況 ・測距状況 ・直線視準状況 ・方位標観測状況	各１枚	
成果図作成に関する作業	１回	
保安設備設置の状況	１回	交通誘導警備員も含む

工種別撮影基準表（公園測量）

撮影工種（内容）	撮影頻度	備　　考
測量機器等一式	１回以上	器械は正面・側面とする。 据え付け状態で撮影（正面及び側面）
使用材一式	１回以上	規格寸法、巾広テープ添え撮影
４級基準点測量	３公園で１回以上	測距、測角で１回
道水路区域線測量	３公園で１回以上	
現地測量	３公園で１回以上	
公園水準測量	３公園で１回以上	
公園現況調査	３公園で１回以上	調査状況
公園区域**確認**	公園毎１回以上	隣接地の立ち会い状況を各筆土地所有者毎に撮影
境界**確認**	筆毎１回以上	
多角点杭設置	全点	遠景及び近景（点の記明細図にも添付）
多角点杭設置に関する作業	公園毎１回以上	杭は埋設前、中、後で各１回
境界杭設置	全点	遠景及び近景（点の記明細図にも添付）
境界杭設置に関する作業	公園毎１回以上	杭は埋没前、中、後で各１回
保安設備状況	各工種１回	交通誘導警備員も含む
仮ＢＭ写真	公園毎１回以上	遠景及び近景で１回
点検測量	１回以上	現地測量・１～４級基準点測量
成果図作成状況	１回以上	

工種別撮影表（記入例）

撮影工種	撮影頻度	設計作業数量	撮　影
測量に使用する機器等一式	1回		一式
測量に使用する材料一式	1回		一式
区域線設定（Ａ地域）	2kmに 1回毎	1.53km（ 1か所）	1か所
区域線復元（Ａ地域）	2kmに 1回毎	1.31km（ 1か所）	2か所
区域線設定（Ｂ地域）	2kmに 1回毎	0.83km（ 1か所）	1か所
区域線復元（Ｂ地域）	2kmに 1回毎	0.37km（ 1か所）	1か所
中心線設定（Ｃ地域）	1kmに 1回毎	0.51km（ 1か所）	1か所
中心線再現（Ｃ地域）	1kmに 1回毎	0.87km（ 1か所）	1か所
区域線(調査・面的) 設定（Ｄ地域）	2kmに 1回毎	0.21km（ 1か所）	1か所
１～３級基準点測量	25点に 1回毎	4点（ 1か所）	1か所
４級基準点測量	25点に 1回毎	47点（ 2か所）	2か所
１～４級水準測量	2kmに 1回毎	3.48km（ 2か所）	2か所
現地測量	5haに 1回毎	2.61ha（ 1か所）	1か所
現地測量［道路台帳］	2kmに 1回毎	3.53km（ 2か所）	2か所
準拠点測量	50点に 1回毎	45点（ 1か所）	2か所
補点測量	50点に 1回毎	45点（ 1か所）	2か所
道路台帳現況調査(Ａ、Ｂ地域)	2kmに 1回毎	0.65km（ 1か所）	1か所
道路台帳現況調査（Ｃ地域）	2kmに 1回毎	2.78km（ 2か所）	2か所
道路台帳現況調査（Ｄ地域）	2kmに 1回毎	1.72km（ 1か所）	2か所
道路台帳基準点設置工	全点	2点（ 2か所）	2か所
１～３級基準点測量	1回		1回
４級基準点測量	1回		1回
現地測量点検測量	1回		1回
成果図作成に関する作業	1回		一式
保安設備設置の状況	各工種につき1回毎		一式

（表紙）

委託業務記録写真帳

委託業務名

委託業務場所

委託代金額

履行期間　　平成　　年　　月　　日　　から

平成　　年　　月　　日　　まで

発注者監督員 所属職氏名	印
受託人氏名	印
業務代理人氏名	印

写真撮影及び編集者氏名	印	ネガ保管 整理番号

（台紙）

写　　真

境界点

Ｋ－１

鋲

写　　真

境界点

Ｋ－２

プレート標

写　　真

境界点

Ｋ－３

コンクリート杭

第２章　杭探索記録写真作成方法

１１－２－１　一般事項

１　趣旨

この杭探索記録写真作成方法（以下「写真作成方法」という。）は、区域線測量業務の適正な履行を**確認**するために記録する写真の撮影内容、方法及び編集等について必要な事項を定めたものである。

２　適用

この写真作成方法は、緑政土木局が発注する測量委託のうち区域線測量を含むもの並びに道路区域線（河川・水路境界）測量業務委託（単価契約）に適用する。

３　目的

この撮影は、区域線測量における区域線または中心線の設定根拠となる杭（整理杭）を保全するために行うものである。

４　撮影箇所及び内容

写真の撮影箇所及び内容は次のとおりとする。

Ａ地域……**提出**を要しない。

Ｂ地域……杭を大写しした写真（探索したもののみ）

Ｃ地域……杭を大写しした写真（境界杭の発見できたもの）
　　復旧後の写真

Ｄ地域……**提出**を要しない。

１１－２－２　撮影の方法

１　撮影の基本

（１）撮影は、杭を明確に**確認**できるように行うものとする。

（２）写真には探索位置等を記入した表示板を置き、同時に撮影するものとする。

表示板の寸法及び様式については、「**１１－１－２　撮影方法**」に記載の表示板を標準とする。

説明欄には、撮影の位置を明確にするため街区番号または路線番号を記入すること。

２　形状寸法の**確認**等

（１）写真で杭の種類、寸法及び深さが判明できるようにテープ等を添えて撮影する。

（２）復旧については、復旧後の状態が確実に判明できるように撮影しなければならない。

１１－２－３　写真の編集

編集は、「**１１－１－３　写真の編集**」を適用する。

第３章　境界確認立会及び用地測量標記録写真作成方法

１１－３－１　境界確認立会記録

１　撮影内容

関係土地所有者との現地立会状況を、立会者が写真により**確認**できるように撮影すること。

この撮影は、立会業務の管理上の証拠として行うものである。

２　撮影方法

撮影は、被写体の位置を明確にするため、関係土地の背景等を考慮して撮影する。

３　写真の編集

編集は、「**１１－１－３　写真の編集**」を適用し、余白に土地の地番及び立会者氏名を記入する。

１１－３－２　用地測量標記録

１　撮影内容

現地立会により**確認**した境界標の設置状態を撮影する。

２　撮影方法

撮影は、測量標を明確に**確認**できるように行うものとし、写真には撮影位置等を記入した表示板を置き、同時に撮影する。

表示板の寸法及び様式は、「**１１－１－２　撮影方法**」を適用する。

説明欄には、撮影の位置を明確にするために測量標番号を記入する。

３　写真の編集

編集は、「**１１－１－３　写真の編集**」を適用する。

第４章　公園及び仮ベンチマーク写真の作成方法

１１－４－１　撮影方法

１　公園風景写真

（１）公園と隣地間の状況を順次一回り撮影した後に、公園内の状況を撮影するものとする。

（２）撮影は、“パノラマ的”となるように、高所を選んだり、広角レンズ（２４ｍｍレンズ）を使用するなど、公園が広範囲に撮影されるように工夫するものとする。

（３）公園見取図（Ｂ４版）をコピーしたものに、写真撮影方向等必要事項を記載するものとする。

２　仮ベンチマーク写真

（１）仮ＢＭ写真は、遠景及び近景を公園毎に撮影するものとする。（写真は、ピンポール等を立てて撮影のこと）

（２）撮影は被写体の位置を明確に**確認**できるように、背景等を考

慮して撮影地点及び方向を選定し行う。

（３）写真には、位置等を記入して撮影する。

１１－４－２　写真の編集

編集は、「**１１－１－３　写真の編集**」を適用する。

第５章　道路区域標保全業務（単価契約）記録写真作成方法

１１－５－１　一般事項

１　趣旨

この道路区域標保全業務（単価契約）記録写真作成方法は、道路区域標保全業務（単価契約）の適正な履行を**確認**するために、記録する写真の撮影内容、方法及び編集等について必要な事項を定めたものである。

２　適用

この写真作成方法は、緑政土木局が発注する測量委託のうち道路区域標保全業務（単価契約）に適用する。

３　目的

この撮影は、委託業務の業務管理の履行証拠として行うものであり、引照対象区域標及び復元対象区域標の状況を撮るものである。

１１－５－２　撮影の方法

１　写真は、当該区域標及び引照点と周囲の舗装状況が**確認**できるように撮影する。

２　写真の撮影には、Ａ４判のホワイトボードを使用する。

３　日付等は、含まない写真とする。

１１－５－３　写真の編集

写真の編集は、「**１１－１－３　写真の編集**」を適用する。

工 種 別 撮 影 基 準 表 （道路区域標保全業務（単価契約））

撮影工種	撮影頻度	備　　考
測量機器等一式	１回	器械は正面、側面とする
測量に使用する材料一式 （支給材、業者持等）	１回	長さ、太さ等写真で**確認**できる幅の広いテープを使用
区域標引照作業	１委託 １セット	
・引照すべき点の**確認**作業状況 ・引照点設置状況 ・測距状況 ・直線視準状況 ・方位標観測状況	各１枚	
区域標復元作業	１委託 １セット	
・復元すべき点の**確認**作業状況 ・測距状況 ・直線視準状況 ・区域標設置状況 ・方位標観測状況	各１枚	
区域標残存**確認**作業	1委託1セット	
・残存**確認**すべき点の**確認**作業状況 ・測距状況 ・直線視準状況 ・方位標観測状況	各1枚	
成果図作成に関する作業	１回	
保安設備設置の状況	１回	交通誘導警備員も含む

第 12 編　委託業務様式編

第１２編　委託業務様式編

第１章　総価契約

（第２号様式）　業務着手届　……　１２－２
（第３号様式）甲　業務日程表　……　１２－３
（第３号様式）乙　日程表　……　１２－４
（第４号様式）甲　業務変更日程表……　１２－５
（第４号様式）乙　変更日程表　……　１２－６
（第７号様式）の１　業務代理人等届……　１２－７
（第７号様式）の２　業務代理人等変更届……　１２－８
（第９号様式）　業務関係者に関する措置請求書……　１２－９
（第１０号様式）甲　業務下請負届（再委託申請書）……　１２－１０
（第１１号様式）の２　支給品出納簿……　１２－１３
（第１３号様式）　事故発生報告書……　１２－１４
（第１６号様式）　履行期間延長願……　１２－１５
（第１７号様式）　業務完了届　……　１２－１６
（第１９号様式）　業務完了確認通知書　……　１２－１７
（第２０号様式）　検査結果通知書　……　１２－１８
（第２５号様式）　業務計画書　……　１２－１９
（第２６号様式）　変更業務計画書　……　１２－２０
（第２７号様式）の１　委託業務成果品一覧表　……　１２－２１
（第２７号様式）の２　委託業務関連図書一覧表　……　１２－２２
（第２８号様式）　指示・承諾・協議・請求・通知・回答書　……　１２－２３
（第２９号様式）　協議・提出・報告・請求・通知・申し出・質問書…　１２－２４
（第３０号様式）　業務打合せ記録簿　……　１２－２５
（第３１号様式）甲　業務記録簿　……　１２－２６
（第３１号様式）乙　業務記録簿　……　１２－２７
（第３２号様式）の１　身分証明書交付申請書　……　１２－２８
（第３３号様式）　身分証明書　……　１２－２９
（第３４号様式）の１　身分証明書返納書　……　１２－３０

第１２編　委託業務様式編

第２章　単価契約

（第３５号様式）　道路区域線　河川・水路境界測量業務着手指示書…　１２－３１
（第３６号様式）　道路区域線　河川・水路境界測量業務完了届　……　１２－３２
（第３７号様式）　道路区域標保全業務着手指示書　……　１２－３３
（第３８号様式）　道路区域標保全業務完了届　……　１２－３４
（第４０号様式）　道路区域線　河川・水路境界測量業務委託（　－　）単価契約整理簿　……　１２－３５
（第４１号様式）　道路区域標保全測量業務委託（　－　）単価契約整理簿　……　１２－３６
（第４２号様式）　業務再委託届　……　１２－３７
（第４３号様式）甲　業務完了届　……　１２－３８
（第４３号様式）乙　単価契約出来高内訳　……　１２－３９

（第２号様式）

		分類区分	第１	第２	第３	第４
		簿冊				

業　務　着　手　届

平成　　年　　月　　日

名古屋市長

受託人　（住所）

（氏名）

次のとおり業務に着手しましたので届け出します。

委　託　業　務　名	
委　託　業　務　場　所	
委　託　代　金　額	
着　手　年　月　日	平成　　年　　月　　日
完　了　予　定　年　月　日	平成　　年　　月　　日

上記のとおり受託人から届け出がありました。

平成　　年　　月　　日

担当監督員（所　属）

（職氏名）

（日本工業規格Ａ４）

（第３号様式）甲

		分類区分	第１	第２	第３	第４
		簿冊				

業　務　日　程　表

平成　　年　　月　　日

名古屋市長

受託人　（住所）

（氏名）

次のとおり業務日程表を提出します。

委託業務名	
委託業務場所	
日程	別紙日程表のとおり
特記事項	

上記のとおり受託人から業務日程表の提出がありました。

平成　　年　　月　　日

担当監督員（所　属）

（職氏名）

（日本工業規格Ａ４）

（第３号様式）乙

日　　程　　表

着手　　平成　　年　　月　　日
完成　　平成　　年　　月　　日

工種・種別	細目	数量	単位	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	備考

（第４号様式）甲

		分類区分	第１	第２	第３	第４
		簿冊				

業 務 変 更 日 程 表

平成　　年　　月　　日

名 古 屋 市 長

受託人 （住所）

（氏名）

次のとおり業務変更日程表を提出します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
日　　程	別紙変更日程表のとおり
特　記　事　項	

上記のとおり受託人から業務変更日程表の提出がありました。

平成　　年　　月　　日

担当監督員（所　属）

（職氏名）

（日本工業規格Ａ４）

（第４号様式）乙

変　更　日　程　表

着手　平成　年　月　日
完成　平成　年　月　日

工種・種別	細目	数量	単位	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	備　考

（第７号様式）の１

		分類区分	第１	第２	第３	第４
		簿冊				

業 務 代 理 人 等 届

平成　　年　　月　　日

名 古 屋 市 長

受託人　（住所）

（氏名）

業務代理人
次のとおり　　技術者をおきましたので届け出します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
業 務 代 理 人 技 術 者 氏 名	
業 務 代 理 人 の 権 限	
業 務 代 理 人 の 地 位	
技 術 者 最 終 学 歴	
技 術 者 資 格 取 得 年	
職　　歴 （該当業務に類する 業 務 に 限 る ）	

（日本工業規格Ａ４）

（第７号様式）の２

		分類区分	第１	第２	第３	第４
		簿冊				

業務代理人等変更届

平成　　年　　月　　日

名古屋市長

受託人　（住所）

（氏名）

業務代理人
次のとおり　　技術者を変更しましたので届け出します。

委託業務名	
委託業務場所	
業務代理人 技術者氏名	
業務代理人の権限	
業務代理人の地位	
技術者最終学歴	
技術者資格取得年	
旧　業務代理人 旧　　技術者　氏名	
職　　歴 （該当業務に類する 業務に限る）	

（日本工業規格Ａ４）

（第９号様式）

業務関係者に関する措置請求書

平成　　年　　月　　日

受　託　人

名古屋市長

業務委託契約約款第１３条（設計）・第１３条（測量調査等）の規定に基づき、下記業務関係者に対し必要な措置をとることを請求します。

委託業務名		
委託業務場所		
関係者	業務種別	
	氏名	
措置請求理由		

（日本工業規格Ａ４）

（第１０号様式）甲

		分類区分	第１	第２	第３	第４
		簿冊				

業務下請負届（再委託申請書）

平成　　年　　月　　日

名 古 屋 市 長

受託人　（住所）

（氏名）

情報取扱注意項目に基づき、下記のとおり、届け出及び申請します。

記

委託業務名

職種別	下請負人名	住　　所	代表者氏名	電　話	許可番号	下請予定金額

機密情報を取り扱う事業者への再委託に係る情報保護措置

１．　再委託に係る業務が、名古屋市からの業務である事を再委託先に了知させます。

２．　再委託先の事業者にも情報取扱注意項目を遵守させ、当社と同等の情報保護対策を講じさせます。

３．　再委託した業務のうち機密情報を取り扱う業務を、再委託先の事業者から更に委託はさせません。

４．　再委託先の事業者が与えた損害等については当社が一切の責任を負います。

※添付書類　再委託に関する契約書等（案）

（日本工業規格Ａ４）

（第１０号様式）甲

記入例

		分類区分	第１	第２	第３	第４
		簿冊				

業務下請負届（再委託申請書）

平成　　年　　月　　日

名古屋市長

受託人　（住所）

（氏名）

情報取扱注意項目に基づき、下記のとおり、届け出及び申請します。

記

委託業務名

職種別	下請負人名	住　　所	代表者氏名	電　話	許可番号	下請予定金額
		機密情報を取り扱う事業者				
○○	○○○	○○○○	○○	○○	○○	○○○
		機密情報を取り扱わない事業者				
○○	○○	○○○○	○○	○○	○○	○○○

機密情報を取り扱う事業者への再委託に係る情報保護措置

１．　再委託に係る業務が、名古屋市からの業務である事を再委託先に了知させます。

２．　再委託先の事業者にも情報取扱注意項目を遵守させ、当社と同等の情報保護対策を講じさせます。

３．　再委託した業務のうち機密情報を取り扱う業務を、再委託先の事業者から更に委託はさせません。

４．　再委託先の事業者が与えた損害等については当社が一切の責任を負います。

※添付書類　再委託に関する契約書等（案）

（日本工業規格Ａ４）

（第１０号様式）乙

職種別	下請負人名	住　　所	代表者氏名	電　話	許可番号	下請予定金額

（日本工業規格Ａ４）

（第１１号様式）の２

支　給　品　出　納　簿

品　　名		委　託　業　務　名	
		委　託　業　務　場　所	
品　　質		業　務　代　理　人	

月	日	出　納　の　理　由	受高数量	使用数量	残　量	適　　用

（日本工業規格Ａ４）

（第１３号様式）

		分類区分	第１	第２	第３	第４
		簿冊				

事　故　発　生　報　告　書

平成　　年　　月　　日

名古屋市長

受託人　（住所）

（氏名）

次のとおり事故が発生しましたので報告します。

記

委　託　業　務　名	
事　故　発　生　場　所	
事　故　発　生　日　時	
事　故　の　内　容	
事故発生後の応急措置	
今　後　の　対　策	

（日本工業規格Ａ４）　　備考：現場写真添付のこと。

（第１６号様式）

		分類区分	第１	第２	第３	第４
		簿冊				

履 行 期 間 延 長 願

平成　　年　　月　　日

名 古 屋 市 長

受託人 （住所）

（氏名）

次のとおり履行期間延長をしたいので、業務委託契約約款第２１条（設計）・第２０条（測量調査等）の規定に基づき願い出します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
履 行 期 間	平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで
希 望 延 長 日 数	日間　平成　　年　　月　　日から 平成　　年　　月　　日まで
延 長 理 由	

（日本工業規格Ａ４）

（第１７号様式）

		分類区分	第１	第２	第３	第４
		簿冊				

業 務 完 了 届

平成　　年　　月　　日

名 古 屋 市 長

受託人 （住所）

（氏名）

次のとおり業務が完了しましたので届け出します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
委 託 代 金 額	
履 行 期 間	平成　　年　　月　　日 から 平成　　年　　月　　日 まで
完 了 年 月 日	平成　　年　　月　　日
特 記 事 項	

上記のとおり業務が完了したので報告します。

平成　　年　　月　　日

担当監督員（所　属）

（職氏名）

（日本工業規格Ａ４）

（第１９号様式）

業務完了確認通知書

平成　　年　　月　　日

名古屋市長

次のとおり業務の完了を確認しましたので通知します。

委託業務名	
委託業務場所	
委託代金額	
履行期間	平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで
完了年月日	平成　　年　　月　　日
検査年月日	平成　　年　　月　　日
引渡年月日	平成　　年　　月　　日
特記事項	

（日本工業規格Ａ４）

（第２０号様式）

検 査 結 果 通 知 書

平成　　年　　月　　日

名 古 屋 市 長

下記業務は平成　　年　　月　　日の完了検査の結果不合格であるので通知します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
履 行 期 間	平成　　年　　月　　日 から 平成　　年　　月　　日 まで
理 由	
履 行 要 求 年 月 日	平成　　年　　月　　日まで

（日本工業規格Ａ４）

（第２５号様式）

		分類区分	第１	第２	第３	第４
		簿冊				

委託業務名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

業　務　計　画　書

受託人 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

目　　次

（１）業務概要 …… Ｐ―

（２）実施方針 …… Ｐ―

（３）実施日程表 …… Ｐ―

（４）業務組織計画 …… Ｐ―

（５）打合せ計画 …… Ｐ―

（６）使用する図書及び基準 …… Ｐ―

（７）その他 …… Ｐ―

（日本工業規格Ａ４）

（第２６号様式）

		分類区分	第１	第２	第３	第４
		簿冊				

委託業務名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

変 更 業 務 計 画 書

受託人 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

目　　次

（１）業務概要 …… Ｐ―

（２）実施方針 …… Ｐ―

（３）実施日程表 …… Ｐ―

（４）業務組織計画 …… Ｐ―

（５）打合せ計画 …… Ｐ―

（６）使用する図書及び基準 …… Ｐ―

（７）その他 …… Ｐ―

（日本工業規格Ａ４）

（第２７号様式）の１

		分類区分	第１	第２	第３	第４
		簿冊				

委託業務名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委託業務成果品一覧表

受託人 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

目　　次

（１）…… Ｐ―

（２）…… Ｐ―

（３）…… Ｐ―

（４）…… Ｐ―

（５）…… Ｐ―

（６）…… Ｐ―

（７）…… Ｐ―

（日本工業規格Ａ４）

（第２７号様式）の２

		分類区分	第１	第２	第３	第４
		簿冊				

委託業務名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委託業務関連図書一覧表

受託人 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

目　　次

（１）…… Ｐ―

（２）…… Ｐ―

（３）…… Ｐ―

（４）…… Ｐ―

（５）…… Ｐ―

（６）…… Ｐ―

（７）…… Ｐ―

（日本工業規格Ａ４）

（第２８号様式）

		分類区分	第１	第２	第３	第４
		簿冊				

指示・承諾・協議・請求・通知・回答書

平成　　年　　月　　日

受　託　人

名 古 屋 市 長

下記のように指示・承諾・協議・請求・通知・回答します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	

指示・承諾・協議・請求・通知・回答内容

業務代理人又は管理技術者

上記は承諾・受理する。

（日本工業規格Ａ４）　　注　不要な文字は＝で消すこと。

（第２９号様式）

		分類区分	第１	第２	第３	第４
		簿冊				

協議・提出・報告・請求・
通知・申し出・質問書

平成　　年　　月　　日

名古屋市長

受託人　（住所）

（氏名）

下記のように協議・提出・報告・請求・通知・申し出・質問します。

委託業務名	
委託業務場所	

協議・提出・報告・請求・通知・申し出・質問内容

（日本工業規格Ａ４）　　注　不要な文字は＝で消すこと。

（第３０号様式）

		分類区分	第１	第２	第３	第４
		簿冊				

業　務　打　合　せ　記　録　簿				No.
委託業務名				
委託業務場所				
受　託　人				
出席者	発注者側		日　時	平成　年　月　日 午前・後　時～
	受託人側		場　所	

打　合　せ　内　容	
	業務代理人又は管理技術者

（日本工業規格Ａ４）

（第３１号様式）甲

		分類区分	第１	第２	第３	第４
		簿冊				

業　務　記　録　簿

業 務 委 託 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委託業務場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

履 行 期 間　平成　　年　　月　　日 から 平成　　年　　月　　日 まで

受　託　人 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（日本工業規格Ａ４）

（第３１号様式）乙

業　務　記　録　簿			業務代理人又は 管　理　技　術　者　印		主任技 術者印	
月　　日	天　候	業　務　箇　所	業　　務　　内　　容		記　　事	

（日本工業規格Ａ４）

（第３２号様式）の１

		分類区分	第１	第２	第３	第４
		簿冊				

身分証明書交付申請書

平成　　年　　月　　日

名 古 屋 市 長

受託人　（住所）

（氏名）

測量法第１５条の規定に基づく身分証明書を下記のとおり申請します。

記

委 託 業 務 名

委託業務場所

委託業務期間　　平成　　年　　月　　日　　から　　平成　　年　　月　　日まで

受 領 代 表 者

氏　　名	生年月日	測量士・舗 登録番号	現　　住　　所	備　　考

（日本工業規格Ａ４）

（第33号様式）

（表）

身分証明書

第　　号

氏　　名
生　年　月　日
所　属　機　関　名
所属機関所在地

写真

左記の者は、測量法第15条第1項の規定により国土地測量計理院の長の命令／画機関の委任に基づいて土地に立ち入ることができる者であることを証する。

平成　年　月　日発行

発行機関　　印

（裏）

測量法（昭和24年法律第188号）抜粋

第15条　国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。

2　前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りではない。

3　第1項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第39条　第14条から第26条までの規定は、公共測量に準用する。

有効期間	自　年　月　日 至　年　月　日	自　年　月　日 至　年　月　日	自　年　月　日 至　年　月　日
作業地域			
作業の名称			
発行機関の印			

（日本工業規格Ｂ８）

備考　不要の文字は、発行機関で消すこと。

（第３４号様式）の１

		分類区分	第１	第２	第３	第４
		簿冊				

身分証明書返納書

平成　　年　　月　　日

名 古 屋 市 長

受託人　（住所）

（氏名）

測量法第１５条の規定に基づく身分証明書を下記のとおり返納します。

記

委 託 業 務 名

委託業務場所

委託業務期間　　平成　　年　　月　　日　　から　　平成　　年　　月　　日まで

身 分 証 明 書 番 号	氏　　名	備　　考

（日本工業規格Ａ４）

（第３５号様式）

		分類区分	第1	第2	第3	第4
		簿冊				

［道路区域線
河川・水路境界］測量業務着手指示書

平成　　年　　月　　日

様

名 古 屋 市 長

下記の測量業務の施行を指示します。

指　　示　　内　　訳

委託業務名	

指示番号 受付番号	種　別 区番号	業　務　箇　所 （確 認 申 請 地）	着　手 年 月 日	仮成果提出 指 定 日	完　了 指 定 日	備　考

担当監督員 （職・氏名）	

（日本工業規格Ａ４）

（第３６号様式）

		分類区分	第 1	第 2	第 3	第 4
		簿冊				

［道路区域線
河川・水路境界］測量業務完了届

平成　　年　　月　　日

名 古 屋 市 長

受 託 人（住　所）
（氏　名）

次のとおり測量業務が完了しましたので、届け出します。

指示番号 受付番号	種　別 区番号	業　務　箇　所 （確 認 申 請 地）	着　手 年 月 日	仮 成 果 提 出 日	完 了 日	備 考

上記の業務の検査（合格・不合格）しました。
平成　　年　　月　　日
検査員（職・氏名）

上記の業務の検査結果（合格・不合格）を通知します。
受託人

名古屋市長

（日本工業規格Ａ４）

（第３７号様式）

		分類区分	第1	第2	第3	第4
		簿冊				

道路区域標保全業務着手指示書

平成　　年　　月　　日

様

名 古 屋 市 長

下記の測量業務の施行を指示します。

指　　示　　内　　訳

委託業務名	

指示番号 受付番号	工 種 名	業　務　箇　所	数量	着　手 年 月 日	完　了 指 定 日	備　考

担当監督員 （職・氏名）	

（日本工業規格Ａ４）

（第３８号様式）

		分類区分	第1	第2	第3	第4
		簿冊				

道路区域標保全業務完了届

平成　　年　　月　　日

名 古 屋 市 長

受 託 人（住　所）
（氏　名）

次のとおり測量業務が完了したので、届け出します。

指示番号 受付番号	工 種 名	業 務 箇 所	数量	着手 年 月 日	完 了 日	備　考

上記の業務の検査（合格・不合格）しました。
平成　　年　　月　　日

検査員（職・氏名）

上記の業務の検査結果（合格・不合格）を通知します。
受託人

名古屋市長

（日本工業規格Ａ４）

（第40号様式）

道路区域線
河川・水路境界　**測量業務委託（　－　）単価契約**　**整理簿**

業　者　名:
支払い限度額:
所　属　名:　緑政土木局測量課　**境界測量係**

指示番号 / 受付番号	種別 / 区番号	業務箇所	指示 年	指示 月	指示 日	仮成果提出 年	仮成果提出 月	仮成果提出 日	完了 年	完了 月	完了 日	検査 年	検査 月	検査 日	単価コード	金　額	金額累計	備　考

業　者　名:
支払い限度額:

(第４１号様式)　**道路区域標保全業務委託(　ー　)単価契約　整理簿**　所　属　名:　**緑政土木局測量課　境界測量係**

指示番号 受付番号	業務箇所	指示 年	月	日	完了 年	月	日	検査 年	月	日	単価コード	工種名	数量	単価	金　額	金額累計	備考

（第４２号様式）

		分類区分	第1	第2	第3	第４
		簿冊				

業 務 再 委 託 届

平成　　年　　月　　日

名 古 屋 市 長

受託人 （住所）

（氏名）

次のとおり委託させたいので　お届けします。

委 託 業 務 名		
委 託 業 務 場 所		
再委託人	住　　所	
	氏　　名	
再委託人の代理人 住 所 氏 名		
再委託させる範囲		
再委託させる理由		

上記のとおり供覧します。

平成　　年　　月　　日

監 督 員（所 属）

（職氏名）

（第４３号様式）甲

		分類区分	第１	第２	第３	第４
		簿冊				

業　務　完　了　届

平成　　年　　月　　日

名古屋市長

受託人　（住所）
（氏名）

次のとおり業務が完了しましたので届け出します。

委　託　業　務　名	
委　託　業　務　場　所	
委　託　代　金　額	（　請求済額　）
出　来　高　金　額	
出　来　高　内　訳	別記単価契約出来高内訳書のとおり
履　行　期　間	平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで
完　了　年　月　日	平成　　年　　月　　日

上記のとおり業務が完了したので報告します。

平成　　年　　月　　日

担当監督員（所　属）

（職氏名）

（日本工業規格Ａ４）

（第４３号様式）乙

単価契約出来高内訳

※ 単価契約コード	※ 工　　種	※ 細　　目	※ 単位	※　出来高 数　量	※ 契約単価（円）	※ 金　額（円）	備　　考

※印欄は、受託人において記載すること。

１２－３９

第 13 編　図式・様式一覧編

第１３編　図式・様式一覧編

（第１－１号様式）　業務計画書の提出について　……１３－４
（第１－２号様式）　測量機器検定証明書の提出について　……１３－５
（第１－３号様式）　電子計算機用プログラム検定証明書の提出について…１３－６
（第１－４－１号様式）　基準点測量精度管理表　その1　……１３－７
（第１－４－２号様式）　基準点測量精度管理表　その1－２　……１３－８
（第１－４－３号様式）　基準点測量精度管理表　その1－３　……１３－９
（第１－４－４号様式）　基準点測量精度管理表　その２　……１３－１０
（第１－５号様式）　水準測量勾配計算簿　……１３－１１
（第１－６号様式）　水準測量精度管理表　……１３－１２
（第１－７号様式）　簡易水準測量精度管理表　……１３－１３
（第１－８号様式）　細部測量・地形補備測量・地図編集・数値編集・現地補測
・補測編集・数値地形図データ作成精度管理表　……１３－１４
（第１－９号様式）　縦断測量精度管理表　……１３－１５
（第１－１０号様式）　縦断測量成果表　……１３－１６
（第１－１１号様式）　横断測量精度管理表　……１３－１７
（第１－１２号様式）　ＩＰ設置測量精度管理表　……１３－１８
（第１－１３号様式）　中心線測量精度管理表　……１３－１９
（第１－１４号様式）　用地幅杭設置測量精度管理　……１３－２０
（第１－１５号様式）　境界測量精度管理表　……１３－２１
（第１－１６号様式）　品質評価表　総括表　……１３－２２
（第１－１７号様式）　品質評価表　個別表　……１３－２３
（第１－１８号様式）　土地調査表　……１３－２４
（第１－１図式）　平面図凡例　……１３－２５
（第１－２図式）　レイヤー対応表　……１３－２６
（第１－３図式）　レイヤー名一覧（区域線）　……１３－２７
（第１－４図式）　レイヤー名一覧（保全）　……１３－２８
（第１－５図式）　線の規格、記載線の種類・太さ　……１３－２９
（第１－６図式）　出力サイズ表　……１３－３０
（第１－７図式）　舗装種別記号の大きさ、書体等　……１３－３１
（第１－８図式）　記載文字および数値の大きさ、書体等　……１３－３２
（第１－９図式）　公図写し　……１３－３３
（第１－１０図式）　縦断面図　……１３－３４
（第１－１１図式）　横断面図　……１３－３５
（第１－１２図式）　用地測量標多角点杭設置工　……１３－３６
（第１－１３図式）　用地測量標主要点杭設置工　……１３－３７
（第１－１４図式）　道路台帳主要点設置工　……１３－３８

（第１－１５図式）　用地測量標（境界杭・用地幅杭）設置工 ……１３－３９
（第１－１６図式）　名古屋市測量標（道路台帳基準点）設置工 ……１３－４０
（第１－１７図式）　名古屋市測量標（多角点）設置工（１） ……１３－４１
（第１－１８図式）　名古屋市測量標（多角点）設置工（２） ……１３－４２
（第１－１９図式）　名古屋市測量標（水準点）設置工（１） ……１３－４３
（第１－２０図式）　名古屋市測量標（水準点）設置工（２） ……１３－４４
（第１－２１図式）　名古屋市測量標（街区三角点）設置工 ……１３－４５
（第１－２２図式）　名古屋市測量標（街区多角点）設置工 ……１３－４６
（第２－１号様式）　立会予定者一覧表 ……１３－４７
（第２－２号様式）　土地境界立会確認書 ……１３－４８
（第２－３号様式）　立会記録簿 ……１３－４９
（第２－４号様式）　面積計算書 ……１３－５０
（第２－５号様式）　面積計算書一覧表 ……１３－５１
（第２－６号様式）　点の記明細図（ＩＰ、主要点） ……１３－５２
（第２－７号様式）　点の記明細図（仮ＢＭ） ……１３－５３
（第２－１図式）　基準点多角網図 ……１３－５４
（第２－２図式）　現況平面図 ……１３－５５
（第２－３図式）　用地平面図 ……１３－５６
（第２－４図式）　用地実測図 ……１３－５７
（第２－５図式）　用地測量特記凡例 ……１３－５８
（第３－１号様式）　業務報告書 ……１３－５９
（第３－１図式）　区域線設定図 ……１３－６０
（第３－２図式）　中心線設定図 ……１３－６１
（第３－３図式）　区域線調査設定図 ……１３－６２
（第３－４図式）　座標展開図 ……１３－６３
（第３－５図式）　準拠点測量図 ……１３－６４
（第３－６図式）　公図拡大図 ……１３－６５
（第４－１号様式）　業務報告書 ……１３－６６
（第４－１図式）　区域線設定図 ……１３－６７
（第４－２図式）　中心線設定図 ……１３－６８
（第４－３図式）　境界調査図 ……１３－６９
（第４－４図式）　公図拡大図 ……１３－７０
（第７－１図式）　基準点測量（点検測量比較図） ……１３－７１
（第７－２図式）　基準点測量（点検測量比較表） ……１３－７２
（第７－３図式）　路線対照図 ……１３－７３
（第７－４図式）　多角・中心線網図 ……１３－７４
（第７－５図式）　多角・中心線網図（多角対照図） ……１３－７５
（第７－６図式）　交差部標高図（Ｔ・Ｐ値） ……１３－７６
（第７－７図式）　道路台帳座標測量図 ……１３－７７

（第７－８図式）　道路台帳座標測量図（面積比較図）……１３－７８
（第７－９図式）　道路台帳平面図（図式・規格）
「基準点取付測量委託の場合」　……１３－７９
（第７－１０図式）　メッシュ図郭線点検表　……１３－８０
（第９－１号様式）　測量標（多角点・多角水準点）の記　……１３－８１
（第９－２号様式）　測量標（水準点）の記　……１３－８２
（第９－３号様式）　測量標（道路台帳基準点）の記　……１３－８３
（第９－１図式）　測量標の効用の確認（多角点・道路台帳基準点）　…１３－８４
（第９－２図式）　測量標の効用の確認（水準点）　……１３－８５
（第１０－１号様式）　現地測量［公園］（現地調査・原図作成）
精度管理表Ｎｏ１　……１３－８６
現地測量［公園］（現地調査・原図作成）
精度管理表Ｎｏ２　……１３－８７
現地測量［公園］（現地調査・原図作成）
精度管理表Ｎｏ３　……１３－８８
現地測量［公園］（現地調査・原図作成）
精度管理表Ｎｏ４　……１３－８９
（第１０－２号様式）　主要点施設調書　建築物及び公園施設調書　……１３－９０
（第１０－３号様式）　基本調書　……１３－９１
（第１０－４号様式）　許可調書（公園名）　……１３－９２
（第１０－１図式）　公園平面図　……１３－９３
（第１０－２図式）　公園平面図　……１３－９４
（第１０－３図式）　平面図凡例　……１３－９５
（第１０－４図式）　公園各種施設凡例……１３－９６

（第１－１号様式）

平成　　年　　月　　日

名 古 屋 市 長

受託人
住所
氏名

業務計画書の提出について

みだしのことについて、別紙のとおり業務計画を立案しましたので、名古屋市公共測量作業規程第１１条に基づき提出します。

（日本工業規格Ａ４）

（第１－２号様式）

平成　　年　　月　　日

名 古 屋 市 長

受託人
住所
氏名

測量機器検定証明書の提出について

みだしのことについて、別添のとおり名古屋市公共測量作業規程第１４条に基づき、検定証明書を提出します。

（日本工業規格Ａ４）

（第１－３号様式）

平成　　年　　月　　日

名 古 屋 市 長

受託人
住所
氏名

電子計算機用プログラム検定証明書の提出について

みだしのことについて、別添のとおり名古屋市公共測量作業規程第１４条に基づき、検定証明書を提出します。

（日本工業規格Ａ４）

（第１－４－１号様式）

基準点測量精度管理表　その１

作業名		地区名		計画機関名		作業機関名		作業班長	㊞
目的		期間		作業量		主任技術者	㊞		

路線番号	測点番号	路線長	内角数	辺数	点検計算				偏心	再測数	厳密網平均計算				摘要
					水平位置		標高				単位重量の標準偏差	許容範囲	高低角の標準偏差	許容範囲	
					閉合差	許容範囲	閉合差	許容範囲							
										再測率					

点検測量									
測点番号	距離			水平角			鉛直角		
	点検値	採用値	較差	点検値	採用値	較差	点検値	採用値	較差

主要機器名称及び番号		
永久標識の種別等		
種別	数量	埋設様式
特記事項		

用紙の大きさはＡ４判とする。

（第１－４－２号様式）

基準点測量精度管理表　その１－２

作業名		地区名		計画機関名		作業機関名		作業班長	㊞
目的		期間		作業量		主任技術者	㊞		

路線番号	測点番号	路線長	内角数	辺数	点検計算				偏心	再測数	厳密網平均計算					摘要
					水平位置		標高				新点位置の標準偏差（m）					
					閉合差	許容範囲	閉合差	許容範囲			点番号	水平	許容範囲	標高	許容範囲	

点検測量									
測点番号	距離			水平角			鉛直角		
	点検値	採用値	較差	点検値	採用値	較差	点検値	採用値	較差

主要機器名称及び番号		
永久標識の種別等		
種別	数量	埋設様式
特記事項		

用紙の大きさはＡ４判とする。

（第１－４－３号様式）

基準点測量精度管理表　その１－３

作業名		地区名		計画機関名		作業機関名		作業班長	㊞
目的		期間		作業量		主任技術者	㊞		

路線番号	測点番号	路線長	内角数	辺数	点検計算				偏心	再測数	厳密網平均計算					摘要
					水平位置		標高				新点位置の標準偏差（m）					
					閉合差	許容範囲	閉合差	許容範囲			点番号	水平	許容範囲	標高	許容範囲	

点検測量									
測点番号	距離			水平角			鉛直角		
	点検値	採用値	較差	点検値	採用値	較差	点検値	採用値	較差

簡易網平均計算						
各路線の偏差						
路線番号	方向角（″）	許容範囲（″）	座標差（cm）	許容範囲（cm）	高低差（cm）	許容範囲（cm）

用紙の大きさはＡ４判とする。

（第１－４－４号様式）

基準点測量精度管理表　その２

作業名		地区名		計画機関名		作業機関名		作業班長	㊞
目的		期間		作業量		主任技術者	㊞		

基線解析辺			仮定三次元網平均						三次元網平均計算	
測点名		辺長（斜距離）	ΔX又は方位角		ΔY又は斜距離		ΔZ又は楕円体比高		斜距離の偏差	
自：	至：		偏差	許容範囲	偏差	許容範囲	偏差	許容範囲	偏差	許容範囲

主要機器名称及び番号
永久標識の種別等
種別 ／ 数量 ／ 埋設様式
特記事項

新点位置の標準偏差				
新点名	水平位置		標高	
	標準偏差	許容範囲	標準偏差	許容範囲

点検測量					
測点名		セッション番号		較差（dN,dE,dU）	許容範囲
自：	至：	点検値（ΔX,ΔY,ΔZ）	採用値（ΔX,ΔY,ΔZ）		

用紙の大きさはＡ４判とする。

（第１－５号様式）

水　準　測　量　勾　配　計　算　簿

計　算　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

点　検　者＿　　＿＿＿＿＿＿

平成　　年　　月　　日

地　　点 （標尺点）	標　高　値	標　高　差	距　　離	勾　　配
	m	m	m	%

（第１－６号様式）

水準測量精度管理表

作業名		地区名		計画機関名		作業機関名		作業班長	㊞
目的		期間		作業量		主任技術者	㊞		

環番号	距離	閉合差	制限	観測者	距離	鎖部数	観測者毎標準偏差	正の回数	負の回数	零の回数	正の総和	負の総和	摘要	特記事項
			往復差から求めた全線の１㎞当たりの標準偏差							単位重量当たりの観測の標準偏差				

主要機器名称及び番号	観測路線図	再測率				
		点検測量				
永久標識種別等		区間	距離	点検値	採用値	較差

用紙の大きさはＡ４判とする。

（第１－７号様式）

簡易水準測量精度管理表

作業名又は地区名	作業量	作業機関名	主任技術者	社内検査者
	点		印	印

路線番号	距離	閉合差の許容範囲	閉合差	路線番号	距離	閉合差の許容範囲	閉合差
	km	mm	mm		km	mm	mm

使用機器		備考	

用紙の大きさはＡ４判とする。

注　閉合差の制限は、50 mm√Ｓ（既知点から既知点までの閉合差）、40 mm√Ｓ　（環閉合差）により算出する。
Ｓは観測距離（片道、km単位）とする。

（第１－８号様式）

細部測量・地形補備測量・地図編集・数値編集
現地補測・補測編集・数値地形図データ作成　精度管理表

作業名又は地区名	図名又は図面番号	縮　尺	作　業　量	作　業　期　間	作業機関名	主任技術者	社内検査者
				自　年　月　日 至　年　月　日		印	印

項目		脱落	誤記
境界等 (11**)	種類		
	形状		
道　路 (210*)	道路記号・道幅		
	形状		
道路施設	橋　(220*)		
	階段・ﾄﾝﾈﾙ (221*)		
	構造物　(222*)		
	側溝・並木 (223*)		
	道路標識等 (224*)		
	付属物 (22 5*, 6*)		
鉄　道 (23**)	記号及び軌道幅		
	形状		
鉄道施設	橋・ﾄﾝﾈﾙ (240*, 1*)		
	雪覆い等　(242*)		
建　物 (30**)	種類		
	形状		
建物付属物　(34**)			
建物記号 (35**)	種類		
	位置		
公共施設	種類		

項目		脱落	誤記
公共施設	形状　(41**)		
その他の小物体	記念碑等　(420*)		
	消火栓　(421*)		
	噴水・井戸 (422*)		
	ﾀﾝｸ・高塔　(423*)		
	灯台　(424*)		
	観測所　(425*)		
	輸送管　(426*)		
水　部	形状　(51**)		
水部構造物	桟橋　(520*)		
	護岸　(521*)		
	滝・水門　(522*)		
	水制　(523*)		
	流水方向　(524*)		
	距離標　(525*)		
法　面	人工斜面　(610*)		
	被覆　(611*)		
	法面保護　(612*)		
構　囲	さく　(613*)		
	へい　(614*)		

項目		脱落	誤記
諸　地 (621*)	区域界形状		
	記号の種類		
場地 622*, 3*	記号の種類		
	記号の位置		
植　生 (63**)	植生界等形状		
	植生記号の種類		
等高線 (71**)	形状		
	数値		
変形地 (72**)	種類		
	形状		
基準点 (73**)	位置・種類		
	数値		
注記	行政名		
	居住地名		
	交通施設		
	建物等		
	小物体		
	水部等		
	土地利用		
	地形等		

項目		脱落	誤記
※整飾等	図名又は図面番号		
	図郭及び方眼寸法		
	座標値等		
	概見図行政区画図		
	方位		
	図歴等		
	その他		
接　合			

注 1. 各工程作業ごとに、該当する項目を選んで図面単位に作成する。該当しない項目欄には斜線で抹消する。
2. 各項目の脱落、誤記等は点検紙に基づいて集計し、その個数を記載する。
3. ※印欄は、地形補備測量及び現地補測作業の場合記載しない。
4. (****)は、取得分類コードを示す。

用紙の大きさはＡ４判とする。

（第１－９号様式）

縦断測量精度管理表

作業名		地　区		計画機関		作業機関		点検者	印
路線名		期　間	自　　至	作業量		主任技術者	印	その他	

路線番号	距　離	閉合差	許容範囲	摘　要	路線番号	距　離	閉合差	許容範囲	摘　要	観測者
										主要機器の名称及び番号
										レベル
										標尺（箱尺）
										手簿、計算簿の誤りの有無
										再測率%

用紙の大きさはＡ４判とする。

縦断測量成果表

（第１－１０号様式）

測　点	単距離	追加距離	杭　高	地盤高	備　考
	m	m	m	m	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	

用紙の大きはＡ４判とする。

（第１－１１号様式）

横断測量精度管理表

作業名		地区		計画機関		作業機関		点検者	印
路線名		期間	自　　至	作業量		主任技術者	印	その他	

測点	水平位置（距離）								標高												摘要
	測定値		検測値		較差		許容範囲		測定値		検測値		較差		許容範囲						
	左側	右側	左側	右側	左側	右側	左側	右側	左側	右側	左側	右側	左側	右側	左側	右側					
																					手簿、計算簿の誤りの有無
																					使用与点の異常の有無

用紙の大きさはＡ４判とする。

（第１－１２号様式）

ＩＰ設置測量精度管理表

作業名		地　区		計画機関		作業機関		点検者	印
路線名		期　間	自　　至	作業量		主任技術者	印	その他	

測　点	水平位置（距離）				摘　要	測　点	水平位置（距離）				摘　要
	計算値	測定値	較　差	許容範囲			計算値	測定値	較　差	許容範囲	

用紙の大きさはＡ４判とする。

（第１－１３号様式）

中心線測量精度管理表

作業名		地　区		計画機関		作業機関		点検者	印
路線名		期　間	自　　至	作業量		主任技術者	印	その他	

測　点	水平位置（距離）				摘　要	測　点	水平位置（距離）				摘　要
	計算値	測定値	較　差	許容範囲			計算値	測定値	較　差	許容範囲	

用紙の大きさはＡ４判とする。

（第１－１４号様式）

用地幅杭設置測量精度管理表

作業名		地　区		計画機関		作業機関		点検者	印
路線名		期　間	自　　至	作業量		主任技術者	印	その他	

測　点	水平位置（距離）				摘　要	測　点	水平位置（距離）				摘　要
	計算値	測定値	較　差	許容範囲			計算値	測定値	較　差	許容範囲	

用紙の大きさはＡ４判とする。

（第１－１５号様式）

境界測量精度管理表

作業名		地　区		計画機関		作業機関		点検者	印
路線名		期　間	自　　至	作業量		主任技術者	印	その他	

測　点	水平位置（距離）				摘　要	測　点	水平位置（距離）				摘　要
	計算値	測定値	較　差	許容範囲			計算値	測定値	較　差	許容範囲	

用紙の大きさはＡ４判とする。

（第１－１６号様式）

品質評価表　総括表

製品名	タイトル（製品を表す名称）		
ライセンス	著作権がある場合は組織名称	作成時期	作成年月日
作成者	本製品を作成する組織名称	座標系	利用した座標系
領域又は地名	地理範囲（作成地域）	検査実施者	組織名称、役職名称、個人名称

番号	データ品質適用範囲	品質要求					品質評価結果（合否）
		完全性	論　理 一貫性	位　置 正確度	時　間 正確度	主　題 正確度	

【参考】

・空間データ製品仕様書作成マニュアル JPGIS 版 Ver.1.0　H17.3　国土地理院

・空間データ品質評価に関するガイドライン　品質評価手順書　Ver.1.0　H16.3 地理情報標準普及・利用推進委員会、国土地理院

・JMP2.0　仕様書　国土地理院

・品質の要求、評価及び報告のための規則　Ver.1.0　H19.3(一部改定)　国土地理院

用紙の大きさはＡ４判とする。

（第１－１７号様式）

品質評価表　個別表

データ品質適用範囲				
品質要素		品質要求	品質評価方法	品質評価結果
完全性	過剰			
	漏れ			
論　理 一貫性	書式一貫性			
	概念一貫性			
	定義域一貫性			
	位相一貫性			
位　置 正確度	絶対又は外部 正確度			
	相対又は内部 正確度			
	ｸﾞﾘｯﾄﾞﾃﾞｰﾀ位置 正確度			
時　間 正確度	時間測定正確度			
	時間一貫性			
	時間妥当性			
主　題 正確度	分類の正しさ			
	非定量的属性の 正しさ			
	定量的属性の正 確度			

1.データ品質適用範囲は、品質評価の対象とするデータの内容又は範囲を記述する。
（地物の名称等データの特性や空間的な範囲、時間範囲を指定する。）
2.品質要求は、製品仕様書に記述されている品質要件の概要を記述する。
3.品質評価方法は、製品仕様書に記述されている品質評価方法の概要を記述する。
4.品質評価結果は、品質評価方法に基づいた評価結果を記述する。

用紙の大きさはＡ４判とする。

土 地 調 査 表

（第１－１８号様式）

調 査 箇 所　名古屋市　　区　　町　　NO.

法務局調査	調査場所	○○法務局○○出張所	調査年月日	平成○年○月○日	閲覧者	氏　名　　印

地　番	地　目	台帳面積　m²	住　所	氏　名	連絡先電話番号	登記年月日 登記原因	共有者持分	備　考

（日本工業規格Ａ４）

（第１－１図式）

平面図凡例

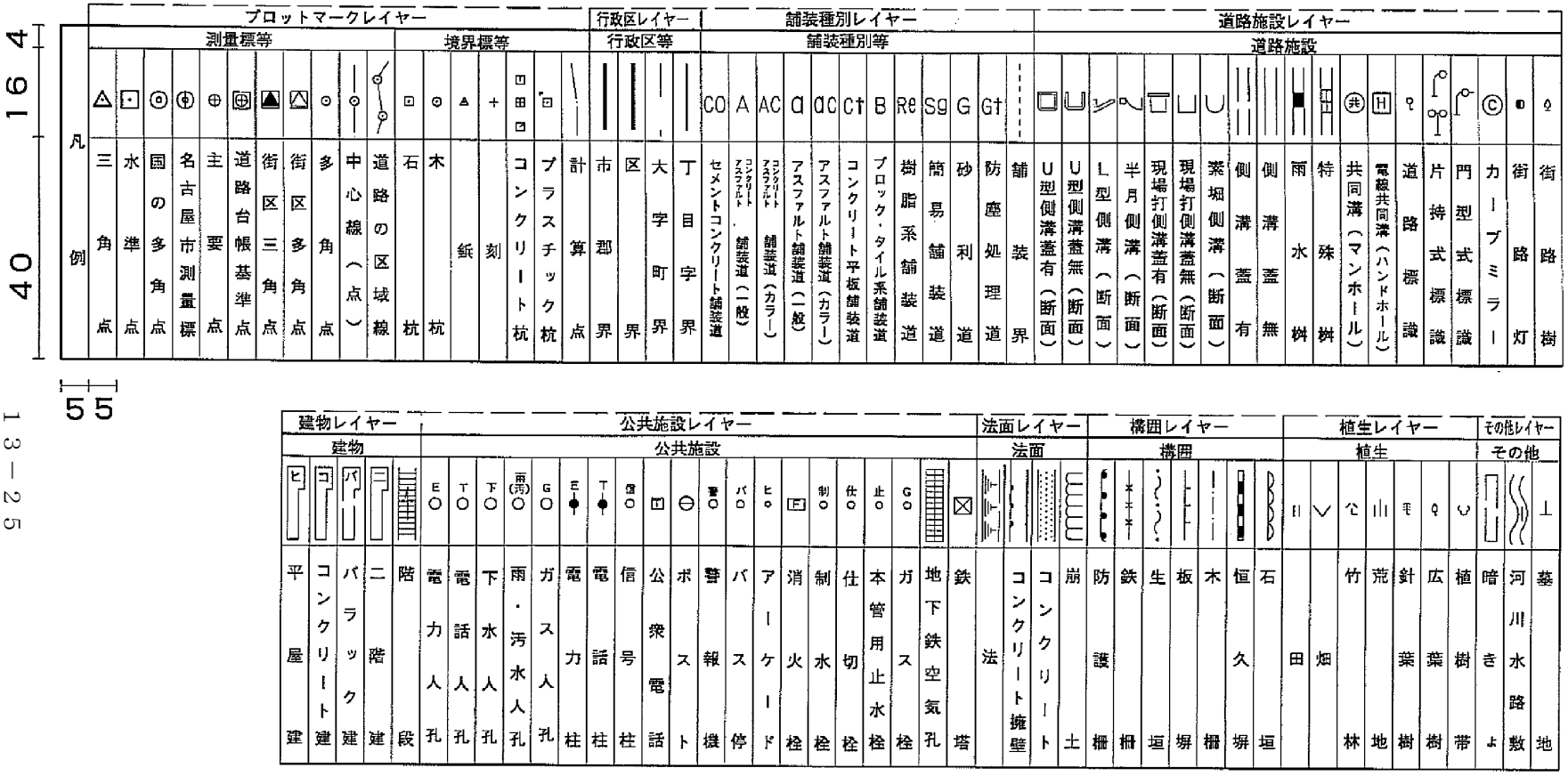
凡例
40 16 4
5 5
プロットマークレイヤー
測量標等
境界標等
行政区レイヤー
行政区等
舗装種別レイヤー
舗装種別等
道路施設レイヤー
道路施設
三角点
水準点
国の多角点
名古屋市測量標
主要点
道路台帳基準点
街区三角点
街区多角点
多角点
中心線（点）
道路の区域線
石杭
木杭
鋲
刻
コンクリート杭
プラスチック杭
計算点
市郡界
区界
大字町界
丁目字界
CO
A
AC
a
ac
ct
B
Re
Sg
G
Gt
舗装界
防塵処理道
簡易舗装道
樹脂系舗装道
ブロック・タイル系舗装道
U型側溝蓋有（断面）
U型側溝蓋無（断面）
L型側溝（断面）
半月側溝（断面）
現場打側溝蓋有（断面）
現場打側溝蓋無（断面）
素堀側溝（断面）
側溝蓋有
側溝蓋無
雨水桝
特殊桝
共同溝（マンホール）
電線共同溝（ハンドホール）
道路標識
片持式標識
門型式標識
カーブミラー
街路灯
街路樹
建物レイヤー
建物
公共施設レイヤー
公共施設
法面レイヤー
法面
構囲レイヤー
構囲
植生レイヤー
植生
その他レイヤー
その他
階段
二階建
バラック建
コンクリート建
平屋建
電力人孔
電話人孔
下水人孔
雨・汚水人孔
ガス人孔
電力柱
電話柱
信号柱
公衆電話
ポスト
警報機
バス停
アーケード
消火栓
制水栓
仕切栓
本管用止水栓
ガス栓
地下鉄空気孔
鉄塔
法
コンクリート擁壁
崩土
コンクリート
防護柵
鉄柵
生垣
板塀
木柵
石垣
恒久塀
田
畑
竹林
荒地
針葉樹
広葉樹
植樹帯
暗きょ
河川水路数
墓地

（第１－２図式）

レ イ ヤ ー 対 応 表

レイヤー名		カラー	
1	プロット	1	黒
2	舗装種別	7	シアン
3	行政区	1	黒
4	道路施設	1	黒
5	建物	11	橙
6	公共施設	3	緑
7	法面	14	青紫
8	構囲	10	茶
9	植生	1	黒
10	その他	1	黒
11	横断図	13	明青
12	拡大図	16	暗灰
13	メッシュ・図枠線	1	黒
14	凡例図	1	黒
15	多角線	1	黒
16	中心線	2	赤
17	区域線	4	青
18	路線番号	1	黒
19	市区町村名	1	黒
20	官公庁及び会社名	6	マジェンタ
21	測点名	1	黒
22	中心線・ピッチデータ	2	赤
23	幅員・断面データ	13	明青
24	標間・隅切りデータ	4	青
25	その他名称	1	黒
26	メッシュ等文字	1	黒
27			
28			
29			
30			

（第１－３図式）

レイヤー名一覧（区域線）

レイヤー名			レイヤーに含まれる内容	線色	線幅（mm）	文字高	文字フォント	線種
責任主体	図面	作業要素オブジェクト						
	タイトル		外枠	黄	0.7	－	全角ゴシック	実線
			凡例、見取図（注1）	黄		（3.5）		
			縮尺、縮尺係数	白	0.25	3.5		
			テープ			2.5		
			整理番号、工種、業務場所			5		
			タイトル			7		
	確定図（注2）/公図		確定図線/公図線	白	0.13		半角ゴシック	
			地番			1.8		
			確定数値					
			幅員、方位			2.5		
			町界、町名		0.25	3.5		
	中心線/視準線		中心線	赤	0.25	－		一点鎖線
			視準線			－		
			仮中心線	赤	0.25	－		破線
			▲マーク	赤	0.13	－		実線
			文字	白		3.5		
			境界標			1.8		
	標間距離		標間距離	白	0.13	2.5		
			寸法線					
			比較					
			TOTAL 距離					
	断面図		断面図	白	0.13	2.5		
			番号及び引出し線					
			断面線					
	引照図		枠	白	0.13	2.5		
			引照番号					
			現況図					
			引照線及び距離					
	数値地形図データ		現況地物	白	0.13	1.8		図式どおり
	多角点		多角点	黄	0.13	2.5		実線
			プロット点（現況点）	緑				
	面積		面積	白	0.25	2.5		
			区域線	赤	0.25			
			座標リスト	白	0.13			
	その他		上記以外	白	0.13	2.5		
			角度					
			拡大図，詳細図					
			説明用記号	赤				
	登記情報		所有者住所・氏名	青	0.25	2.5		
			登記面積					

注１：ラスターでもよい。注２：確定図はラスターに変換し挿入

・線の太さ等：原則１：２：４

・ＣＡＤ：クリップ（塗りつぶし）は認めない。線の集合体とすること

・ｔｉｆｆの取扱い：位置図など必要最小限に加工して画像を小さくすること（窓禁止）

・実測数値も直立体（斜体禁止）

・記入する文字はマスクしないこと。

（第１－４図式）

レイヤ名一覧（保全）

引照点位置図

レイヤ名			レイヤに含まれる内容	線色	線幅（mm）	文字高（mm）	文字フォント	線種
責任主体	図面オブジェクト	作業要素						
	タイトル		タイトル	白	0.13	10	全角明朝	実線
			方位、縮尺			7		
	平面図		排水構造物			―		
			準歩道・舗装止等			―		
	測点		プロット点			5	半角明朝	
			点名			2.5		

3号様式の1

レイヤ名			レイヤに含まれる内容	線色	線幅（mm）	文字高（mm）	文字フォント	線種
責任主体	図面オブジェクト	作業要素						
	タイトル		外枠	白	0.7	―	全角明朝	実線
			図面種別		0.13	5		
			タイトル			7		
			測量標種別			3.5		
			番号、種類、業務場所等			5		
	経路図		距離等		0.13	2.5	半角明朝	

3号様式の2

レイヤ名			レイヤに含まれる内容	線色	線幅（mm）	文字高（mm）	文字フォント	線種
責任主体	図面オブジェクト	作業要素						
	タイトル		外枠	白	0.7	―	全角明朝	実線
			図面種別		0.13	5		
			タイトル			7		
			測量標種別			2.5		
			番号、種類、業務場所等			5		
	経路図		距離等		0.13	2.5	半角明朝	

（第１－５図式）

線の規格

線　号	線の太さ	
１号	０．０５㎜	――――――――
２号	０．１０㎜	――――――――
３号	０．１５㎜	――――――――
４号	０．２０㎜	――――――――
６号	０．３０㎜	――――――――

記載線の種類・太さ

メッシュ図郭線	――――――――		2号(0.10)
多　角　線	――――――――		2号(0.10)
多角中心線	―・―・―・―・―・―・―・―	5.0 1.0 0.5	2号(0.10)
計算中心線	―・・―・・―・・―・・―・・―	1.0	2号(0.10)
道路区域線	――――――――		2号(0.10)
舗　装　界	―・・―・・―・・―・・―・・―	1.0	2号(0.10)
家　屋　等	――――――――		4号(0.20)
バ ラ ッ ク	―― ―・・―― ―― ―・・―― ――	2.0 1.0	2号(0.10)
市　郡　界	――・――・――・――・――	5.0 1.0 0.5	6号(0.30)
区　　界	――・・――・・――・・――・・―	5.0 1.0 0.5	6号(0.30)
大 字 町 界	― ― ― ― ― ― ―	5.0 1.0	4号(0.20)
丁 目 字 界	――・――・――・――・――	4.0 1.0	4号(0.20)

（第１－６図式）

出力サイズ表

種別		大きさ（mm）		線の太さ（号）
三角点	プロットマーク	△	3.0	4
水準点		□	3.0	4
国の多角点		◎	3.0 1.0	3
名古屋市測量標		⊛	3.0 1.0	3
主要点		⊕	2.0	2
道路台帳基準点		⊞	3.0 2.0	2
街区三角点		▲	3.0	2
街区多角点		▣	3.0	2
多角点・道路中心点		▫	1.5	2
ピッチ（100m毎）		▪	1.0	2
道路標識（木杭）		▫	1.5	2
道路標識（鉄）		▵	1.5	2
道路標識（鋲）		+	1.5	2
電柱（電柱、電話）	公共施設レイヤー	E	1.5（文字2.0）	2
警報機		★	1.5（文字2.0）	2
人孔		○	2.0	2
消火栓		⊡	3.0 2.0（文字2.0）	3
都市ガス本管証杭		◦	1.2	2
信号柱			1.5（文字2.0）	2
地下鉄空気孔				2
アーケード			1.0（文字1.5）	2
公衆電話		▥	2.0（文字2.0）	3
バス停		バ	1.5（文字2.0）	2
ポスト		⊖	2.5	3
鉄塔		⊠		2

種別		大きさ（mm）		線の太さ（号）
街路樹	道路施設レイヤー		2.0	2
雨水桝（既設の桝）		L型（300） U溝（400）	1.5	2
特殊桝（既設でない桝）			3.0	2
側溝普有				4
側溝普無				2
街路灯			1.5	
共同溝（マンホール）		㊎		
電話線同溝（ハンドホール）		H		
道路元標（木杭電柱のみ）				
片持式標識				
門型式標識				
カーブミラー		©		
塀	構囲レイヤー		3.0 1.0 3.0 0.5	
コンクリート擁壁			1.0 0.1	
コンクリート			4.0 2.0	
崩土			3.0 1.0	
防護柵			3.0 1.0	
鉄柵			4.0 1.0 1.0	
生垣			3.0 1.0	
板塀			3.0 1.0	
木柵			2.0 2.0 1.0	
恒久塀			3.0 1.0	
石垣				

種別		大きさ（mm）		線の太さ（号）
田	植生レイヤー	≡		2
畑		∨		2
竹林		⁂		2
荒地		ılı		2
植樹帯		∨		2
針葉樹（広葉樹）（色立樹）				2
暗きょ	その他レイヤー		1.0 1.0	2
河川水路敷				2
墓地		⊥		2
断面勾配（8%以上）		8%	15.0 4.0（文字2.0）	2

（第１－７図式）

舗装種別記号の大きさ、書体等

舗装種別		記号	大きさ（㎜）	書体	サイズ(mm)
7シアン	セメントコンクリート舗装道	CO	3/2　3/1.5	HGP教科書体	4.35 0.70 0.70
	アスファルトコンクリート舗装道（一般）	A	3/2.5		4.35 0.90 1.00
	アスファルトコンクリート舗装道（カラー）	AC	3/2　3/1.5		4.35 0.70 0.70
	アスファルト舗装道（一般）	a	3/2.5		5.00 0.80 0.80
	アスファルト舗装道（カラー）	ac	3/2　3/1.5		6.50 0.60 0.60
	コンクリート平板舗装道	ct	3/2　3/1.5		4.35 0.70 1.00 / 5.00 1.00 1.00
	ブロック・タイル系舗装道	B	3/2.5		4.35 0.80 1.00
	樹脂系舗装道	Re	3/2　3/1.5		4.35 0.70 1.00 / 6.00 0.50 1.00
	簡易舗装道（ソイル）	Sg	3/2　3/1.5		4.35 0.90 1.00 / 4.80 0.80 1.00
	砂利道	G	3/2.5		4.35 0.90 1.00
	防塵処理道	Gt	3/2　3/1.5		4.35 0.70 1.00 / 5.00 1.00 1.00

（第１－８図式）記載文字および数値の大きさ、書体等

色	種別	大きさ(mm)	書体	サイズ(mm)
黒	当該メッシュ番号	5．5	ゴシック体	8．0　1．0　1．0
黒	隣接メッシュ番号	3．5	ゴシック体	5．0　1．0　1．0
黒	路線番号	5．0	ゴシック体	5．0　1．0　1．5
黒	他市郡町名	4．0	ゴシック体	4．5　1．0　1．5
黒	区町名	4．0	ゴシック体	4．5　1．0　1．5
黒	大字名	4．0	ゴシック体	4．5　1．0　1．5
黒	丁目字名	4．0	ゴシック体	4．5　1．0　1．5
マジェンタ	官公庁名及び主たる会社名	2．5	明朝体	3．0　1．0　1．0
赤	道路中心線ピッチ及び幅員の数字	1．5	斜体ゴシック体	1．5　1．0　1．0
黒	主要点多角点NO（数字）	1．5	斜体ゴシック体	2．0　0．8　1．0
明青	断面図記載数字	1．0~1．5	斜体ゴシック体	1．8　0．9　0．8
橙	建物	2．0	ゴシック体	2．5　1．0　1．0
緑	注記文字	1．5	ゴシック体	2．0　1．0　1．0
青	標間距離	1．5	斜体ゴシック体	2．0　1．0　1．0
青	隅切り距離	1．0~1．5	斜体ゴシック体	2．0　0．8　1．0

＊記載する文字は必ず全角文字で入力する。
＊外字は文字ではなく線の集合体とする。
＊文字及びプロットマークの層は上位にする。

（第１－９図式）

公図写し

委　　託　　業　　務　　名
委　　託　　業　　務　　場　　所

縮尺　１：　○○

調査年月日
　　年○○月○○日
○○法務局調査

調査者氏名
受　託　人
○○○○（氏名）

（注）計画幅線を朱線（　　）で記入する。

（第１－１０図式）

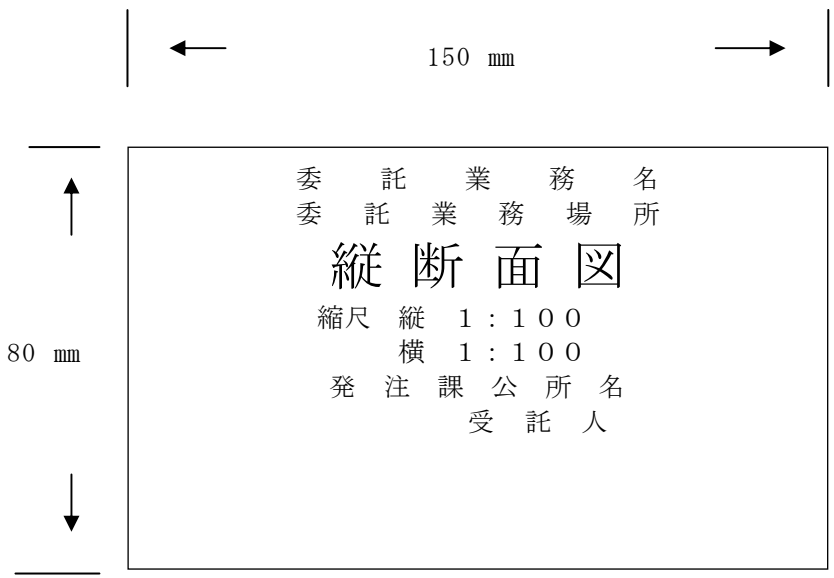

水準値：ＴＰ値

（第１－１１図式）

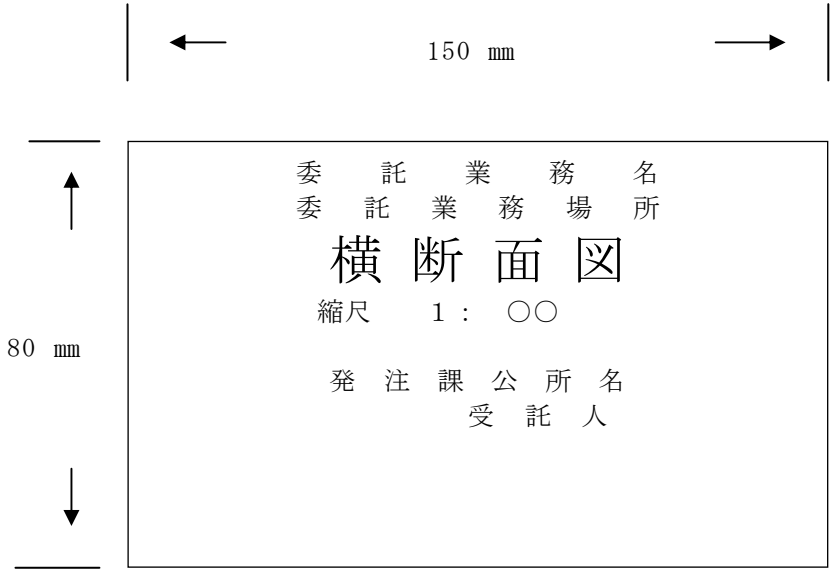

水準値：ＴＰ値

（第１－１２図式）

大分類	中分類	小分類	適用年度
1400 雑工	多角点杭設置工		

用地測量標多角点杭設置工

断面図

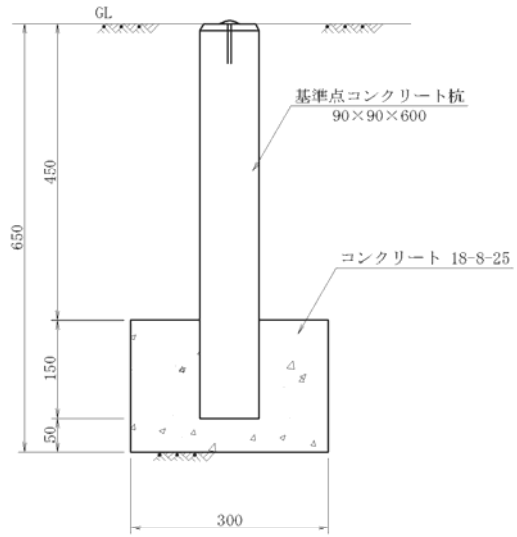

平面図

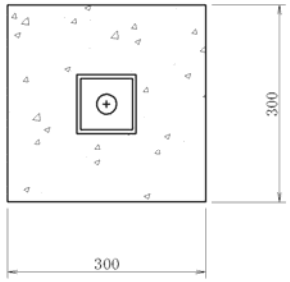

金属鋲（黄銅製）

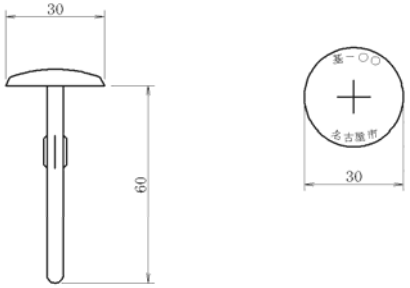

用地測量標多角点杭設置工材料表

名称	材料表		10本当り	摘要
	コンクリート 18-8-25 (m^3)	型枠 (m^2)	コンクリート杭 90×90×600 (本)	
多角点杭設置工	0.168	2.400	10	

名古屋市緑政土木局　作成年月　H19.4

（第１－１３図式）

大　分　類	中　分　類	小　分　類	適用年度
1400 雑　工	主要点杭設置工		

用地測量標主要点杭設置工

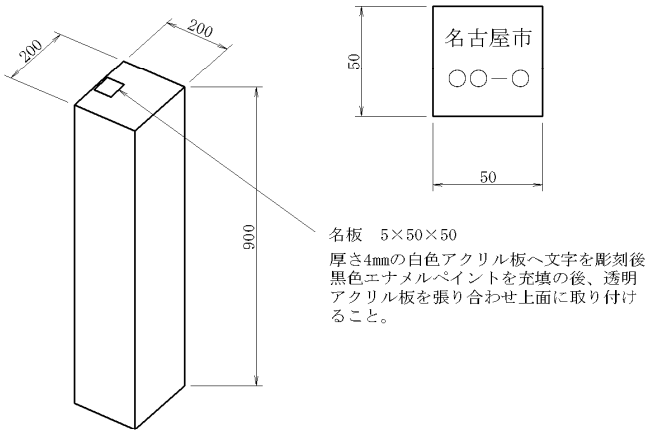

平　面　図

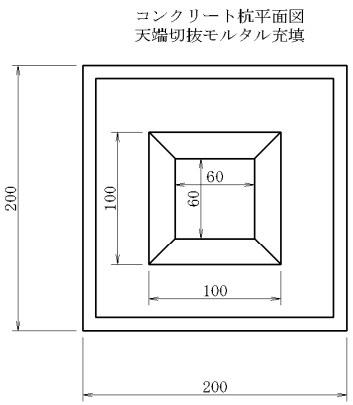

断　面　図

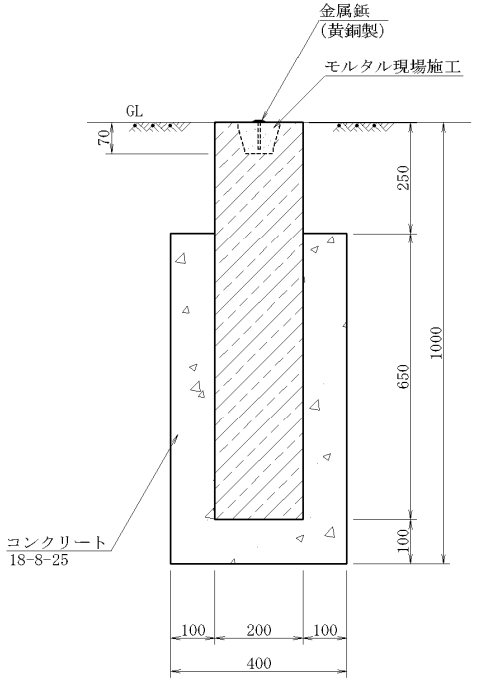

用地測量標主要点杭設置工材料表

名　称	材　料　表　10本当り			摘　要
	コンクリート 18-8-25 (m^3)	型　枠 (m^2)	コンクリート杭 200×200×900 (本)	
主要点杭設置工	0.940	12.000	10	

名古屋市緑政土木局　作成年月　H19.4

（第１－１４図式）

大　分　類	中　分　類	小　分　類	適用年度
1400 雑　工	道路台帳 主要点設置工		

道路台帳主要点設置工

断　面　図

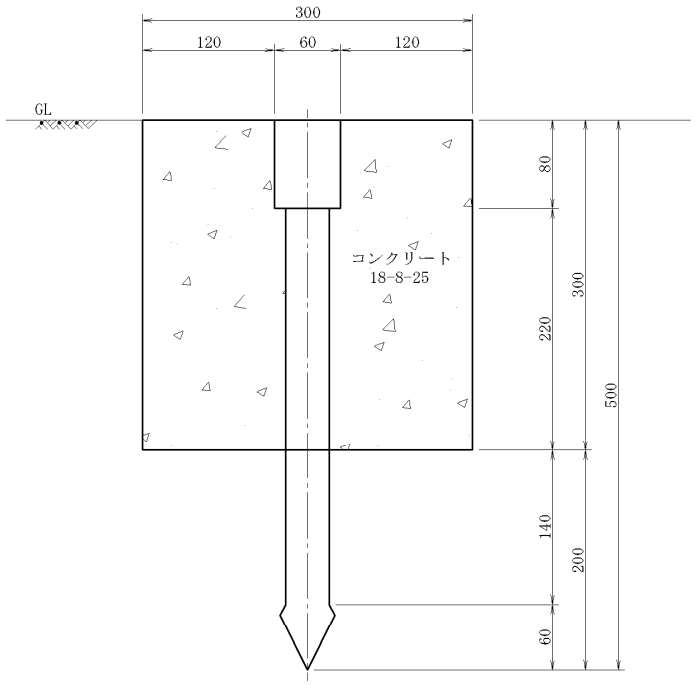

平　面　図

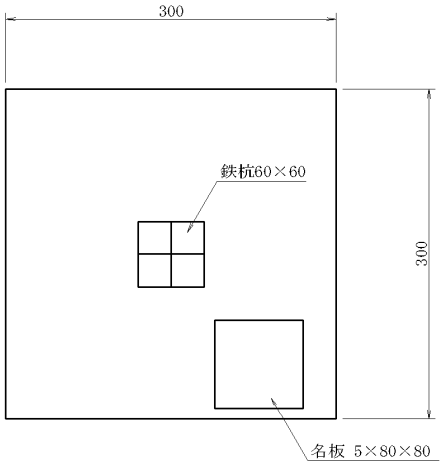

名 板 （記入例）

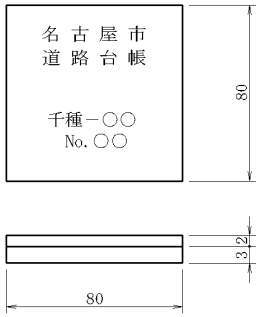

厚さ3㎜の白色アクリル板に文字を彫刻後
黒エナメルペイントを充填の後、厚2㎜の
透明アクリル板を張り合わせる。

道路台帳主要点設置工材料表

名　称	材　料　表		10点当り	摘　要
	コンクリート 18-8-25 (m^3)	型　枠 (m^2)	鉄　杭 (本)	
道路台帳 主要点設置工	0.270	3.600	10	

名古屋市緑政土木局　作成年月　H19.4

（第１－１５図式）

大　分　類	中　分　類	小　分　類	適用年度
1400 雑　工	境界杭設置工 用地幅杭設置工		

用地測量標　　用地測量標
(境界杭)設置工・(用地幅杭)設置工

平　面　図

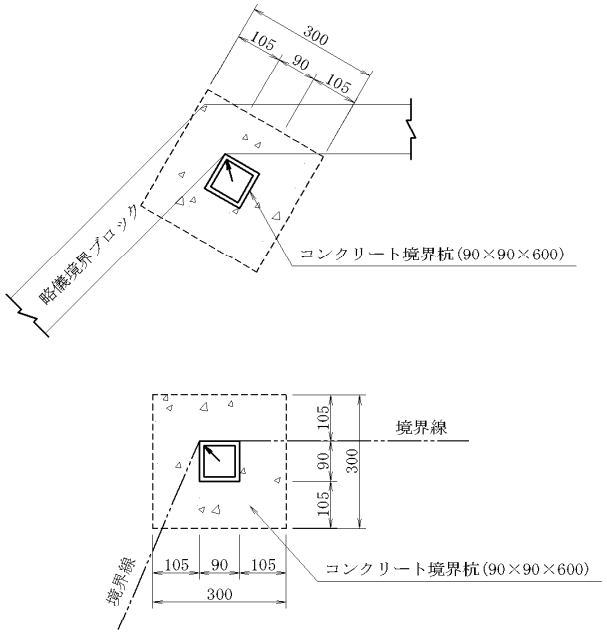

断　面　図

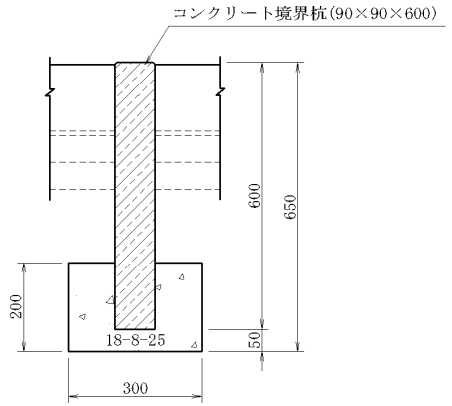

境　界　杭　設　置　例

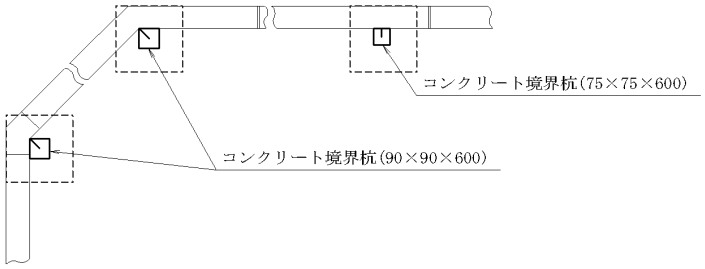

境界杭設置工・用地幅杭設置工材料表

名　称	材　料　表　10本当り			摘　要
	コンクリート 18-8-25(m^3)	型　枠 (m^2)	コンクリート 境　界　杭	
境界杭設置工	0.168	2.40	10.0	90×90×600
境界杭設置工	0.172	2.40	10.0	75×75×600

名古屋市緑政土木局　作成年月　H19.4

（第１－１６図式）

大　分　類	中　分　類	小　分　類	適用年度
1400 雑　工	測量標設置工		

名古屋市測量標（道路台帳基準点）設置工

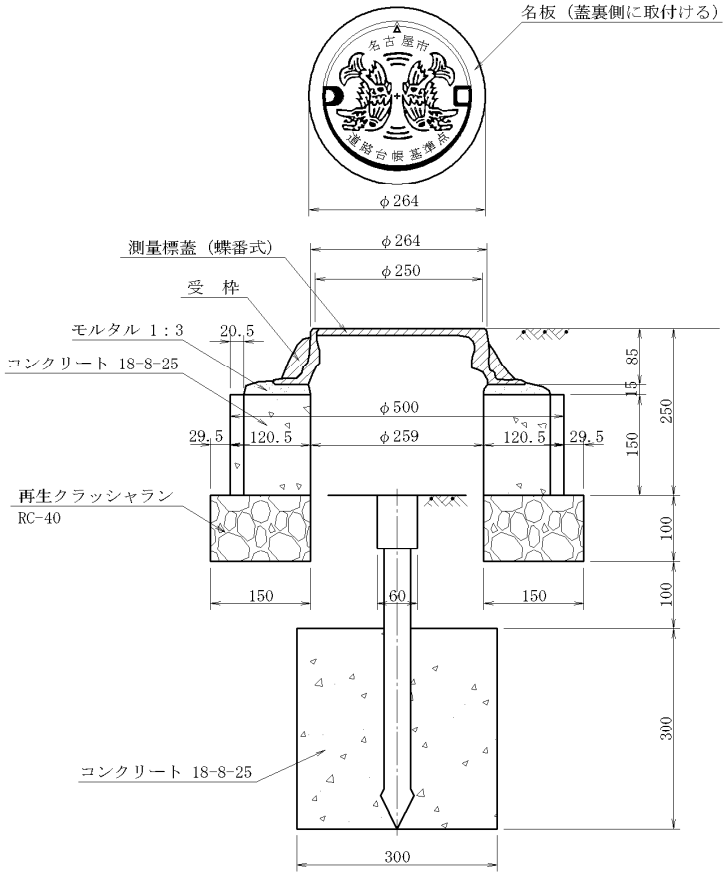

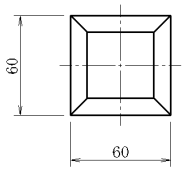

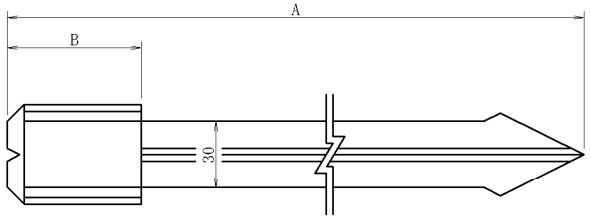

鉄杭寸法表

名　称	寸法表　単位(mm)		摘　要
	A	B	
Ｌ－５００	500	80	2.0kg/本

蓋取付用名板

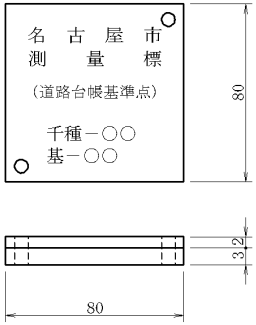

厚さ3mmの白色アクリル板に文字を彫刻後
黒エナメルペイントを充填の後、厚さ2mm
の透明アクリル板を張り合わせる。

測量標(道路台帳基準点)設置工材料表

名　称	材　料　表　10点当り							摘　要
	コンクリート 18-8-25 (m^3)	再生クラッシャラン RC-40 (m^3)	モルタル 1：3 (m^3)	鉄　蓋 (個)	鉄　杭 (本)	名　板 (枚)	チェーン (本)	
測量標設置工 (道路台帳基準点)	0.48	0.19	0.017	10	10	10	10	

名古屋市緑政土木局　作成年月　H.19.4

（第１－１７図式）

大　分　類	中　分　類	小　分　類	適用年度
1400 雑　工	測量標設置工		

名古屋市測量標（多角点）設置工

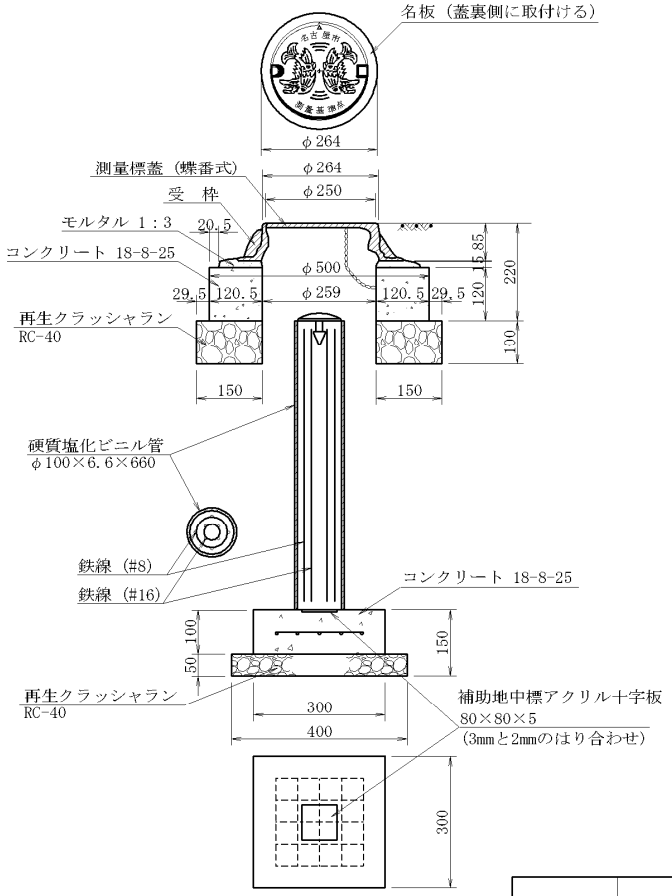

金属鋲（真鍮製）

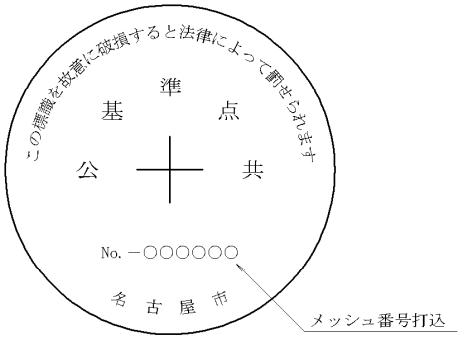

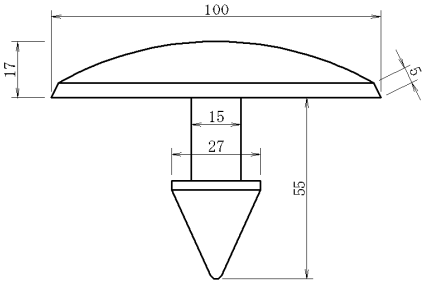

蓋取付用名板

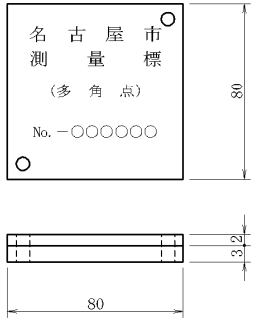

厚さ3mmの白色アクリル板に文字を彫刻後黒エナメルペイントを充填の後、厚さ2mmの透明アクリル板を張り合わせる。

測量標（多角点）設置工材料表

名　称	材料表 10点当り									摘　要
	コンクリート 18-8-25 (m^3)	再生クラッシャラン RC-40 (m^3)	硬質塩化ビニル管 φ100 (m)	鉄線 #8 (m)	鉄線 #16 (m)	鉄　蓋 (個)	金属鋲 (個)	名　板 (枚)	チェーン (本)	
測量標設置工（多角点）	0.22	0.27	6.60	83	28	10	10	10	10	

名古屋市緑政土木局　作成年月　H19.4

大　分　類	中　分　類	小　分　類	適用年度
1400 雑　工	測量標設置工		

名古屋市測量標（多角点）設置工

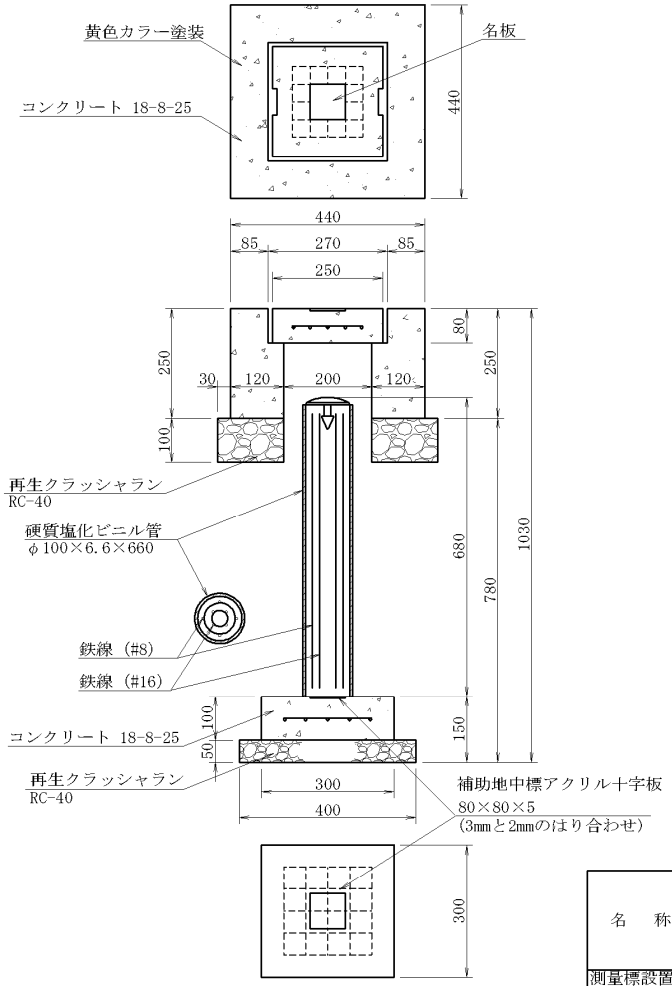

金属鋲（真鍮製）

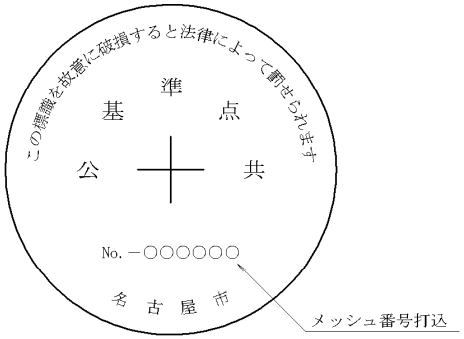

蓋取付用名板

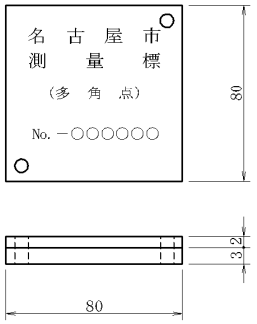

厚さ3㎜の白色アクリル板に文字を彫刻後
黒エナメルペイントを充填の後、厚さ2㎜
の透明アクリル板を張り合わせる。

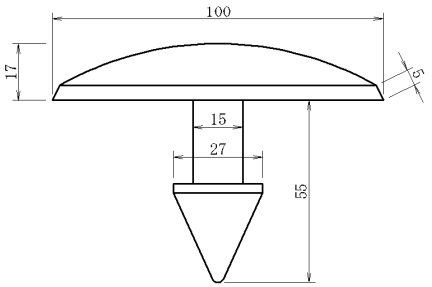

測量標（多角点）設置工材料表

名　称	材料表 10点当り								摘　要
	コンクリート 18-8-25 (m^3)	再生クラッシャラン RC-40 (m^3)	硬質塩化ビニル管 φ100 (m)	鉄線 #8 (m)	鉄線 #16 (m)	Co蓋 (個)	金属鋲 (個)	名　板 (枚)	
測量標設置工（多角点）	0.51	0.35	6.60	83	28	10	10	10	

名古屋市緑政土木局　作成年月　H19.4

（第１－１９図式）

大　分　類	中　分　類	小　分　類	適用年度
1400 雑　工	測量標設置工		

名古屋市測量標（水準点）設置工

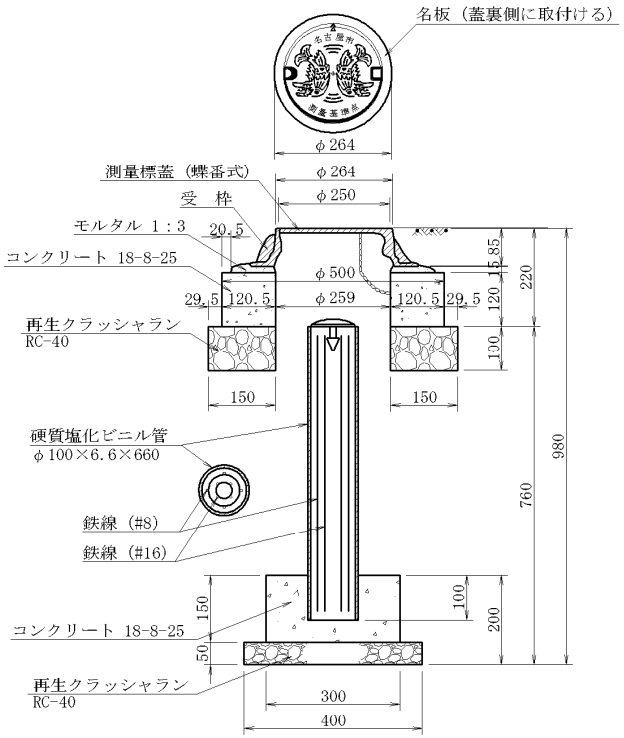

金属鋲（真鍮製）

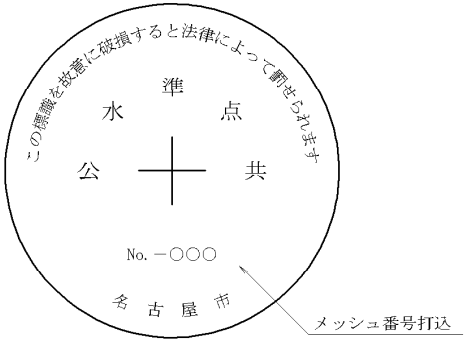

蓋取付用名板

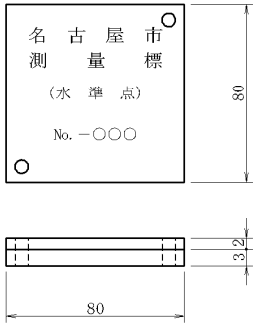

厚さ3㎜の白色アクリル板に文字を彫刻後
黒エナメルペイントを充填の後、厚さ2㎜
の透明アクリル板を張り合わせる。

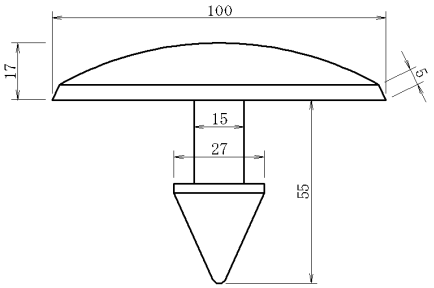

測量標（水準点）設置工材料表

名　称	材　料　表　10点当り									摘　要
	コンクリート 18-8-25 (m³)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 (m³)	硬質塩化ビニル管 φ100 (m)	鉄線 #8 (m)	鉄線 #16 (m)	鉄　蓋 (個)	金属鋲 (個)	名　板 (枚)	チェーン (本)	
測量標設置工（水準点）	0.34	0.27	6.60	53	23	10	10	10	10	

名古屋市緑政土木局　作成年月　H19.4

大　分　類	中　分　類	小　分　類	適用年度
1400 雑　工	測量標設置工		

名古屋市測量標（水準点）設置工

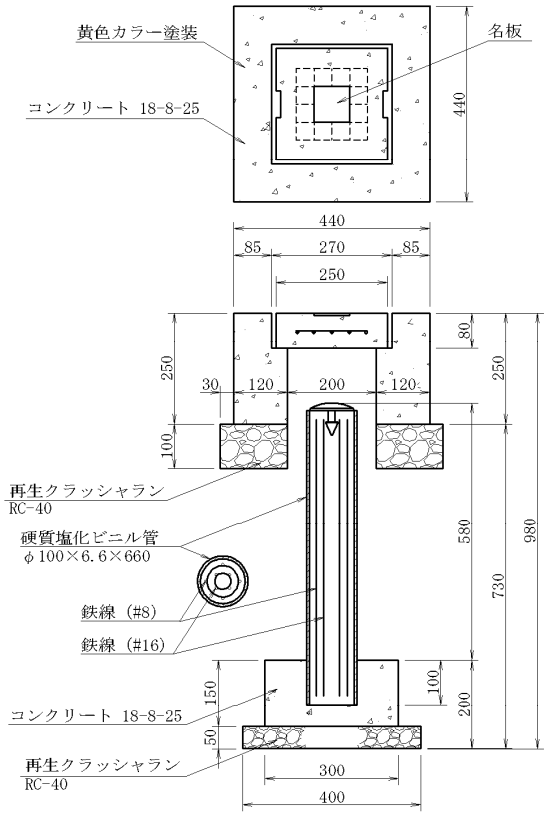

金属鋲（真鍮製）

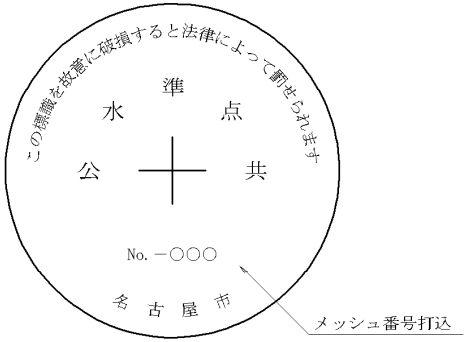

蓋取付用名板

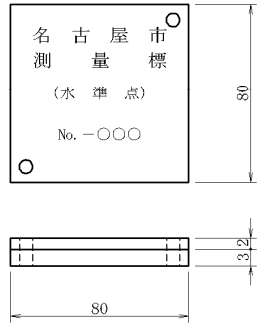

厚さ3mmの白色アクリル板に文字を彫刻後
黒エナメルペイントを充填の後、厚さ2mm
の透明アクリル板を張り合わせる。

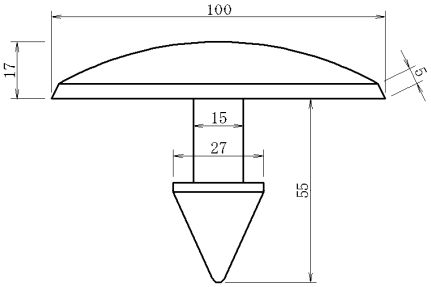

測量標(水準点)設置工材料表

名　称	材料表 10点当り								摘　要
	コンクリート 18-8-25 (m^3)	再生クラッシャラン RC-40 (m^3)	硬質塩化ビニル管 φ100 (m)	鉄線 #8 (m)	鉄線 #16 (m)	Co蓋 (個)	金属鋲 (個)	名　板 (枚)	
測量標設置工（水準点）	0.54	0.38	6.60	53	23	10	10	10	

名古屋市緑政土木局　作成年月　H19.4

（第１－２１図式）

大　分　類	中　分　類	小　分　類	適用年度
1400 雑　工	測量標設置工		

名古屋市測量標（街区三角点）設置工

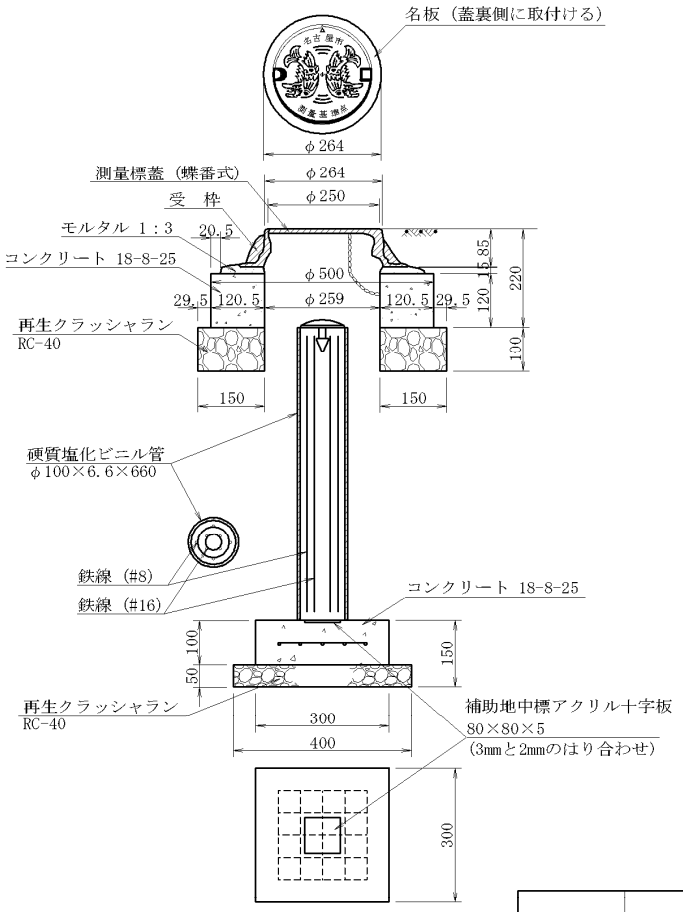

金属鋲（真鍮製）

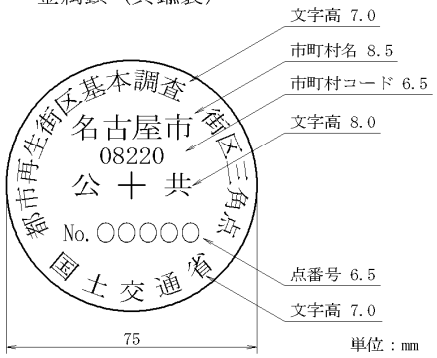

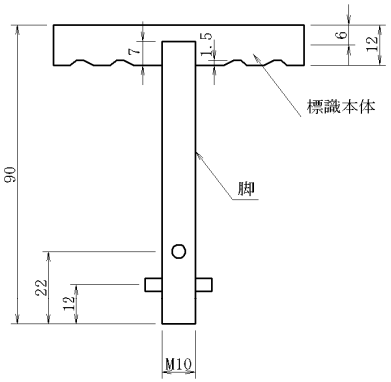

蓋取付用名板

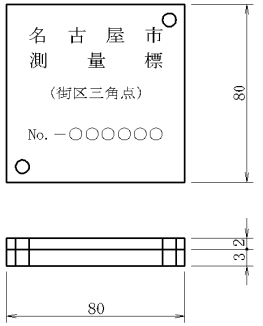

厚さ3㎜の白色アクリル板に文字を彫刻後
黒エナメルペイントを充填の後、厚さ2㎜
の透明アクリル板を張り合わせる。

測量標（街区三角点）設置工材料表

名　称	材料表 10点当り									摘　要
	コンクリート 18-8-25 (m^3)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 (m^3)	硬質塩化ビニル管 φ100 (m)	鉄線 #8 (m)	鉄線 #16 (m)	鉄　蓋 (個)	金属鋲 (個)	名　板 (枚)	チェーン (本)	
測量標設置工（街区三角点）	0.22	0.27	6.60	83	28	10	10	10	10	

名古屋市緑政土木局　作成年月　H19.4

（第１－２２図式）

大　分　類	中　分　類	小　分　類	適用年度
1400 雑　工	測量標設置工		

名古屋市測量標（街区多角点）設置工

埋設図①（コンクリート構造物）

平 面 図

断 面 図

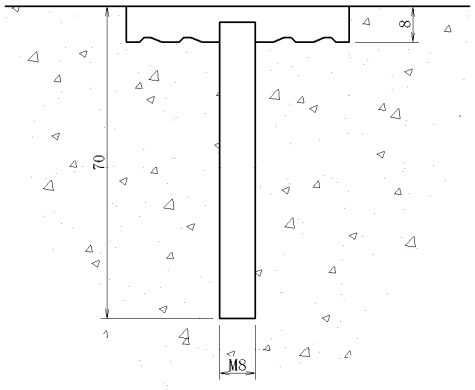

コンクリート

埋設図②（アスファルト道路：歩道等）

平 面 図

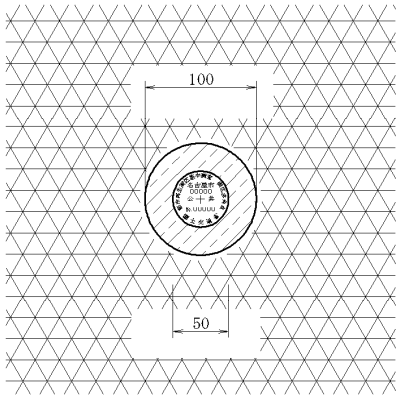

断 面 図

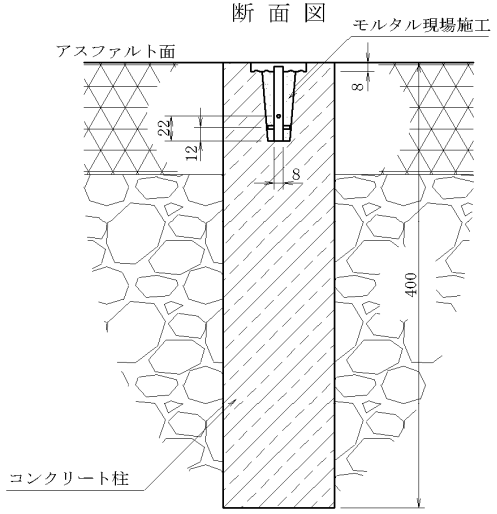

名古屋市緑政土木局　作成年月　H19.4

（第２－１号様式）

立会予定者一覧表

委託業務名 委託業務場所	
場　所	
測量立会日	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
予算科目	
担当者職氏名	局　　部　　課　　技術職員

通番	地　番	立会予定者		報償金概算所要額	立会予定日時	摘　要
		氏　名	住　所	旅費概算所要額		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
		報償金合計				
		旅費合計				

（第２－２号様式）

土地境界立会確認書

平成　　年　　月　　日

事 業 名：平成○○年度　都計

場　　所：名古屋市○○区○○から○○地内

発注機関：名古屋市○○○局○○○○部○○○○課

所　　在：名古屋市○○区

地　　番：

上記の土地について、下記のとおり土地所有者（又は管理人）立会のもとに境界を確認したものに相違ない。

記

Ｎｏ.	所有者	氏　　名	電話番号	立会年月日	印又は署名
			（　　） －	平成　　年 月　　日	
立会境界点	立会人	氏　　名			
		住　　所	本 人 確 認 方 法		
			□ (1)身分証明書　□ (2)運転免許証 □ (3)各種被保険者証　□ (4)住基カード □ (5)委任状　□ (6)立会通知書持参 □ (7)自宅訪問　□ (8)面識あり □ (9)他の立会人の申述 □ (10)その他（　　）		
		所 有 者 と の 関 係			
摘 要 欄					

注１　「所有者(管理人)の住所・氏名」欄には、管理人又は代理人が立ち会った場合には、その者の住所・氏名及び所有者との関係を記載すること。

（日本工業規格Ａ３）

確認した境界点の見取図

注：余白には、地図の種類、方位及び縮尺を記載すること。

（第２－３号様式）

立　会　記　録　簿	
町名・地番	
土地所有者氏名	
境界立会者氏名	
境界立会年月日	参考資料・使用資料及び立会意見

立　会　結　果

（日本工業規格Ａ３）

（第２―４号様式）

都計　　線面積計算書	検算者氏名　印	検算者氏名　印	測量担当者氏名　印

区	町 大字	丁目 字	地番	地目	台帳面積	道路 河川 公園 予定面積	台帳残地面積 実測残地面積
					㎡	㎡	㎡ ㎡

所有者氏名	所有者住所	備考
	登記住所	
	現住所	
境界立会人	住　所	所有者との関係

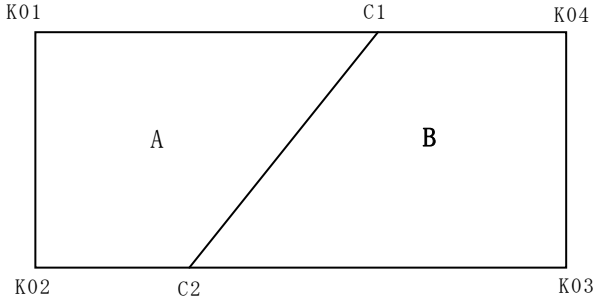

地番	A			
測点	Xn	Yn	(Xn+1－Xn－1)Yn	距離
		倍面積		
		面積		
		地積	㎡	

地番	B			
測点	Xn	Yn	(Xn+1－Xn－1)Yn	距離
		倍面積		
		面積		
		地積	㎡	

（注）方位は北又は西を上にする。
（注）縮尺　１／250
（注）判読が困難な場合は、拡大図を書く。
（注）設置した測量標を記入する。

（日本工業規格Ａ４）

（第２－５号様式）

mm

10mm

15mm

7mm

都計○○○線　面積計算書一覧表

区	町 大字	丁目 字	地番	地目	台帳面積 m^2	道路 河川 公園 予定面積　m^2		３分割面積（A） m^2		土地所有者 住所	土地所有者 氏名	備考
10mm	20mm	20mm	20mm	10mm	30mm	35mm		35mm		mm	mm	30mm

（日本工業規格Ａ４）

（注）備考欄

1　全筆事業地の場合は全筆と記入

2　共有者がある場合は共有外○名と記入

3　3分割の場合は3分割と記入

（第２－６号様式）

点 の 記 明 細 図

<table>
<tr><td colspan="3">ＩＰ、主要点　点の記</td></tr>
<tr><td colspan="2">件　名</td><td></td><td>写　　真</td></tr>
<tr><td colspan="2">名　称</td><td></td><td rowspan="10"></td></tr>
<tr><td colspan="2">杭　高</td><td>H＝</td></tr>
<tr><td rowspan="2">座標</td><td colspan="2">X＝</td></tr>
<tr><td colspan="2">Y＝</td></tr>
<tr><td rowspan="2">選点</td><td colspan="2">平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">氏　　名　　印</td></tr>
<tr><td rowspan="2">観測</td><td colspan="2">平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">氏　　名　　印</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">方 位 標</td><td></td><td>杭の種類</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">詳　細　図</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
</table>

（日本工業規格Ａ４）

（第２―７号様式）

点 の 記 明 細 図

<table>
<tr><td colspan="4">仮ＢＭ　点の記</td></tr>
<tr><td colspan="2">件　名</td><td></td><td>写　　真</td></tr>
<tr><td colspan="2">名　称</td><td>仮ＢＭ</td><td rowspan="10"></td></tr>
<tr><td colspan="2">杭　高</td><td>Ｈ＝</td></tr>
<tr><td rowspan="2">座標</td><td colspan="2">Ｘ＝</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｙ＝</td></tr>
<tr><td rowspan="2">選点</td><td colspan="2">平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">氏　　名　　印</td></tr>
<tr><td rowspan="2">観測</td><td colspan="2">平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">氏　　名　　印</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">方 位 標</td><td></td><td>杭の種類</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">詳　細　図</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
</table>

（日本工業規格Ａ４）

（第２－１図式）

基準点多角網図

委　　託　　業　　務　　名
委　　託　　業　　務　　場　　所

縮尺　１：　○○

（第２－２図式）

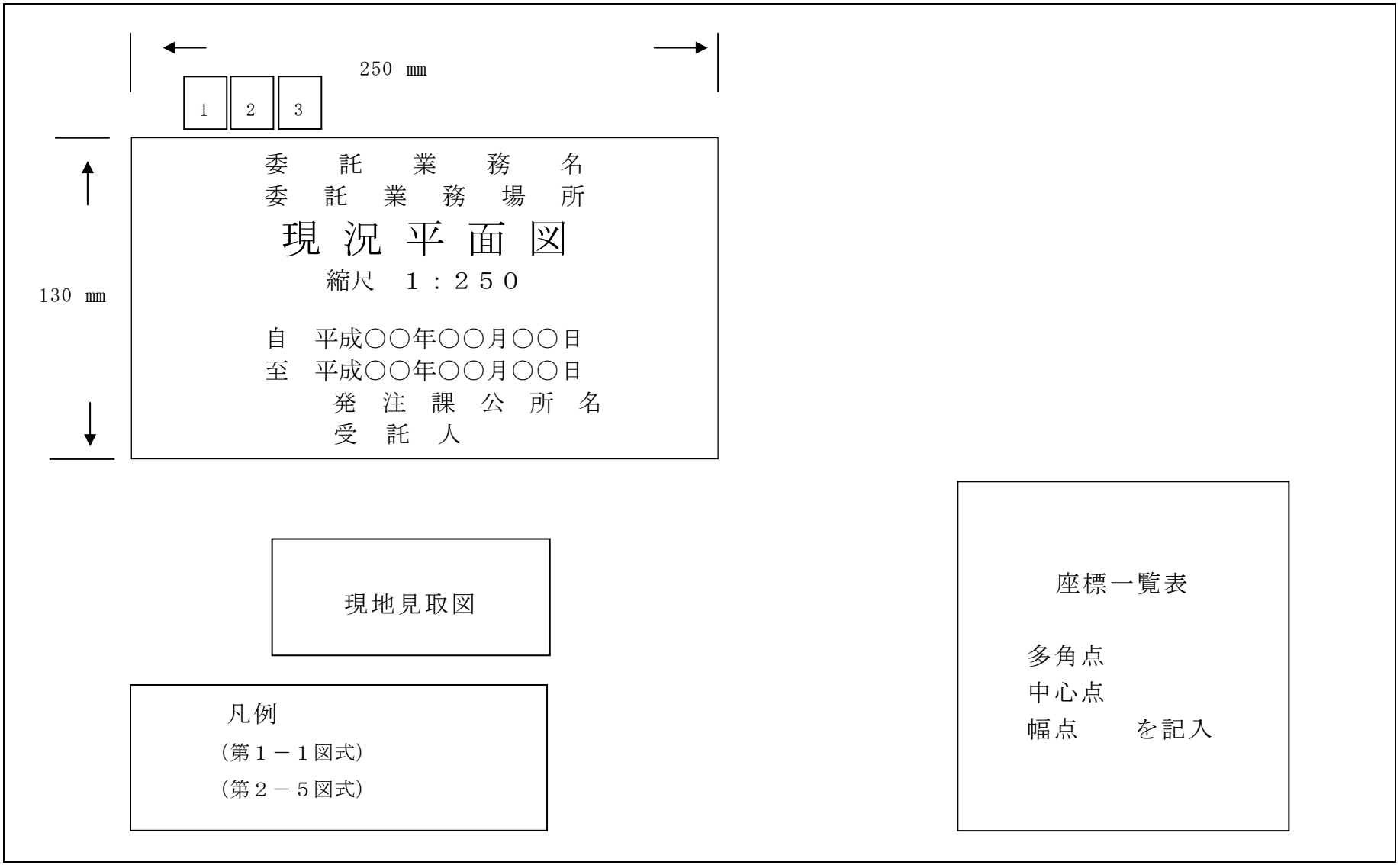
250 ㎜
1
2
3
130 ㎜
委　託　業　務　名
委　託　業　務　場　所
現 況 平 面 図
縮尺　１：２５０
自　平成○○年○○月○○日
至　平成○○年○○月○○日
発　注　課　公　所　名
受　託　人
現地見取図
凡例
（第１－１図式）
（第２－５図式）
座標一覧表
多角点
中心点
幅点　　を記入

（第２－３図式）

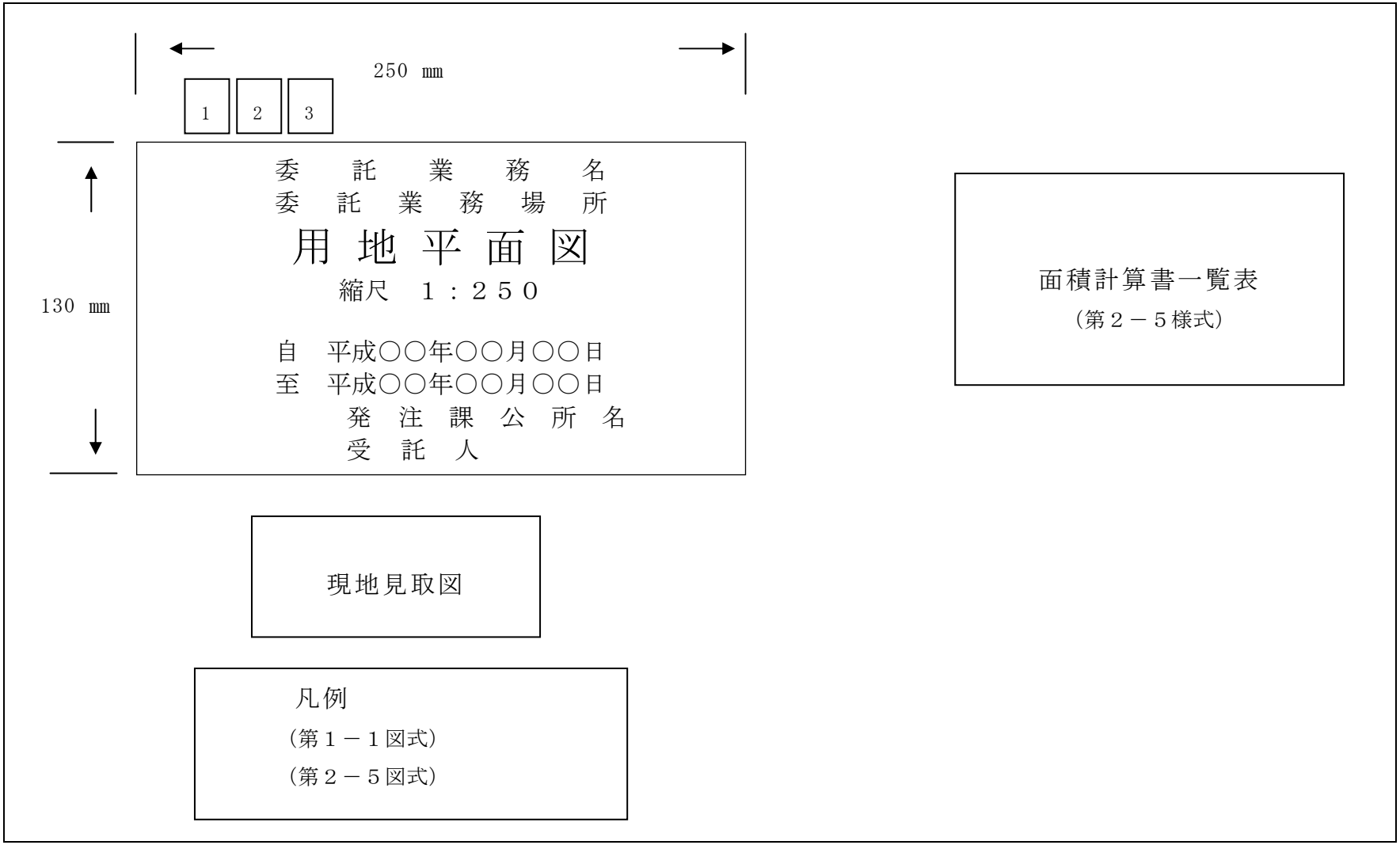
250 ㎜
1
2
3
130 ㎜
委　託　業　務　名
委　託　業　務　場　所
用 地 平 面 図
縮尺　１：２５０
自　平成○○年○○月○○日
至　平成○○年○○月○○日
発　注　課　公　所　名
受　託　人
面積計算書一覧表
（第２－５様式）
現地見取図
凡例
（第１－１図式）
（第２－５図式）

（第２－４図式）

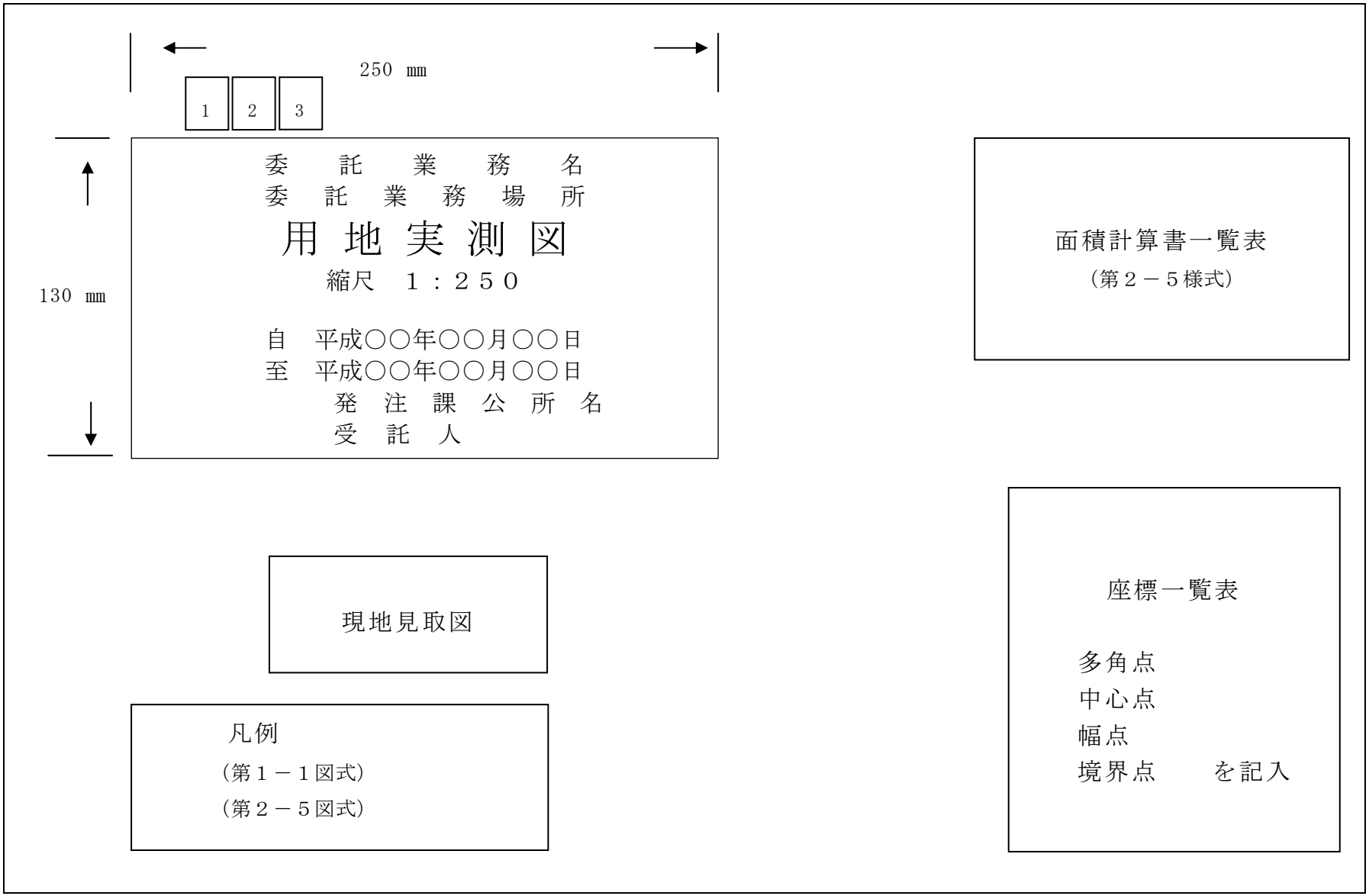
250 ㎜
1
2
3
130 ㎜
委　託　業　務　名
委　託　業　務　場　所
用 地 実 測 図
縮尺　１：２５０
自　平成○○年○○月○○日
至　平成○○年○○月○○日
発　注　課　公　所　名
受　託　人
面積計算書一覧表
（第２－５様式）
現地見取図
凡例
（第１－１図式）
（第２－５図式）
座標一覧表
多角点
中心点
幅点
境界点　　を記入

（第２－５図式）

用地測量特記凡例

特記凡例		
	計画中心線	朱
	計画幅員線	朱
	立会い済境界線	
	未立会い済境界線	
	計算点	

（第３－１号様式）

業　務　報　告　書

点　検　者	作　成　者

作業経過・結果及び協議内容	
街区番号又は 路線番号 （　月　日）	
街区番号又は 路線番号 （　月　日）	
街区番号又は 路線番号 （　月　日）	

（日本工業規格Ａ４）

（第３－１図式）

区域線設定図

委　託　業　務　名
委　託　業　務　場　所

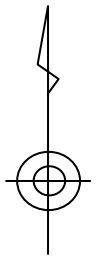

発注者

受託人

凡　例

Ｓ＝１：
１．現地実測時気温
２．温度補正計算式
３．尺定数
４．テーブルＮｏ．

（日本工業規格Ａ３）

（第３－２図式）

中心線設定図

委　　託　　業　　務　　名
委　　託　　業　　務　　場　　所

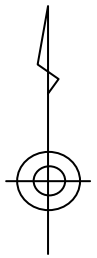

発注者

受託人

凡　例

Ｓ＝１：
１．現地実測時気温
２．温度補正計算式
３．尺定数
４．テーブルＮｏ．

（日本工業規格Ａ２）

（第３－３図式）

区域線調査設定図

委　　託　　業　　務　　名
委　　託　　業　　務　　場　　所

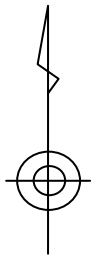

発注者

受託人

平　面　図　凡　例

Ｓ＝１：
１．現地実測時気温
２．温度補正計算式
３．尺定数
４．テーブルＮｏ．
５．縮尺係数

（日本工業規格Ａ２）

（第３－４図式）

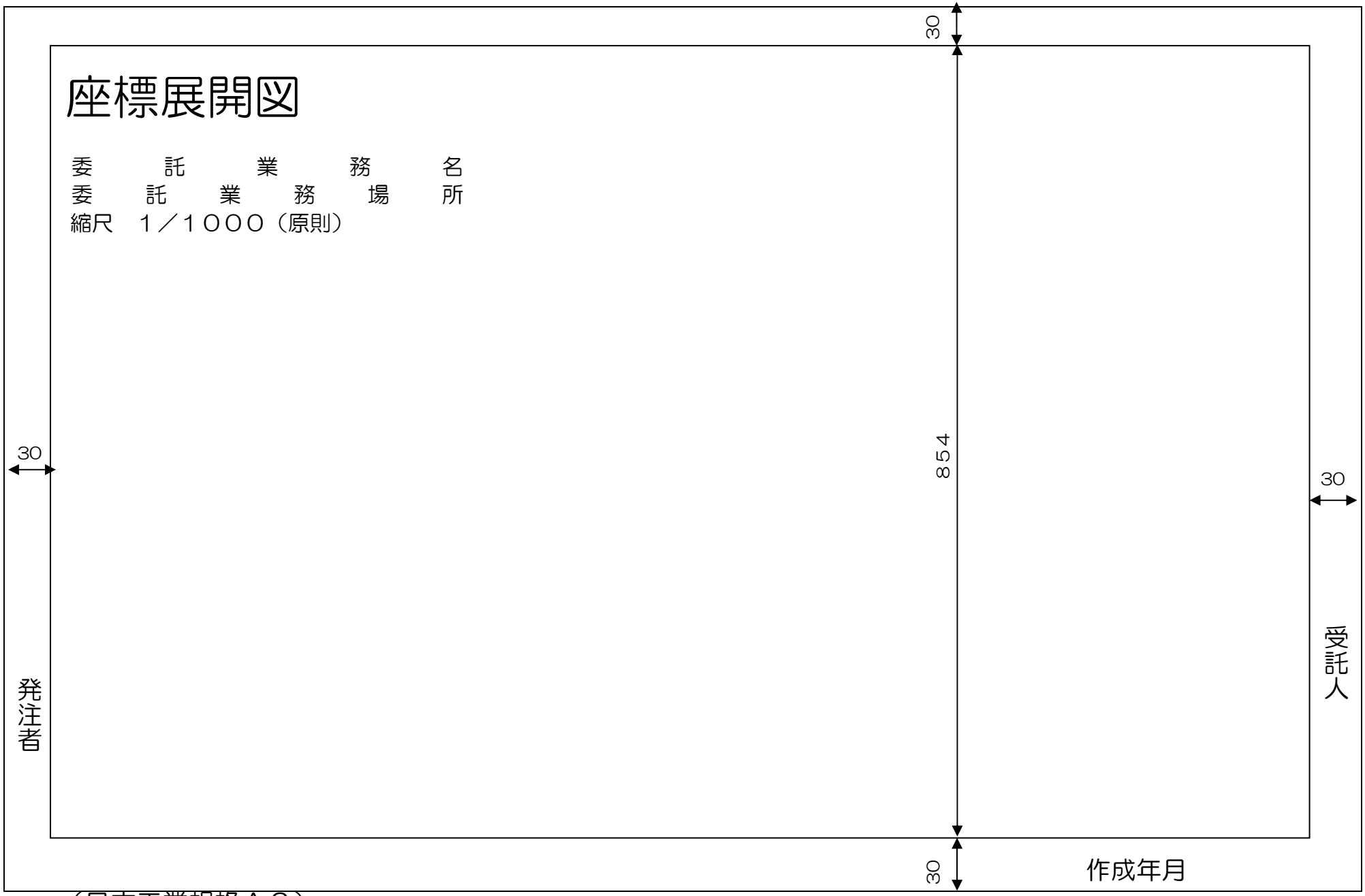

（日本工業規格Ａ２）

（第３－５図式）

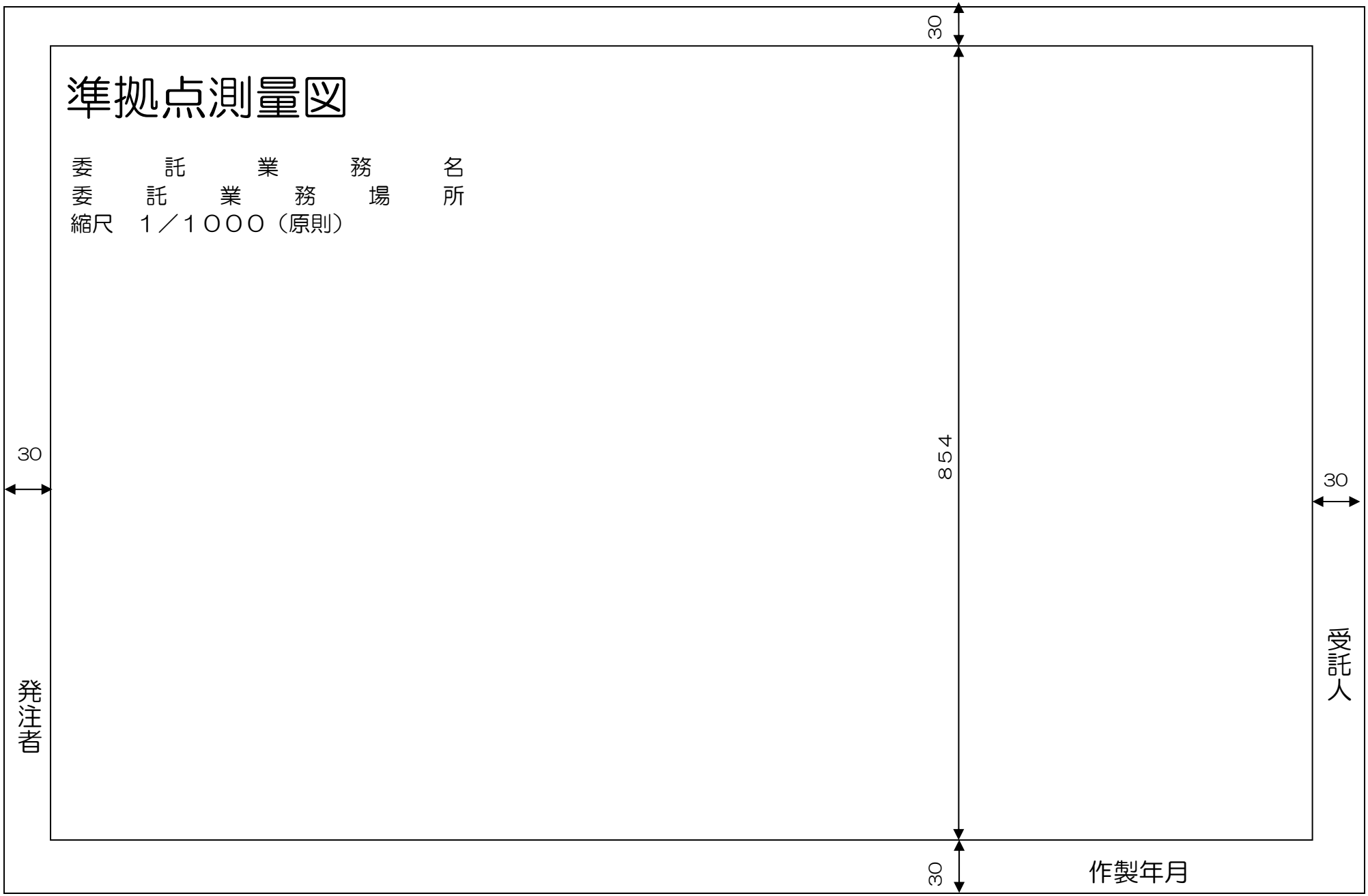

（第３－６図式）

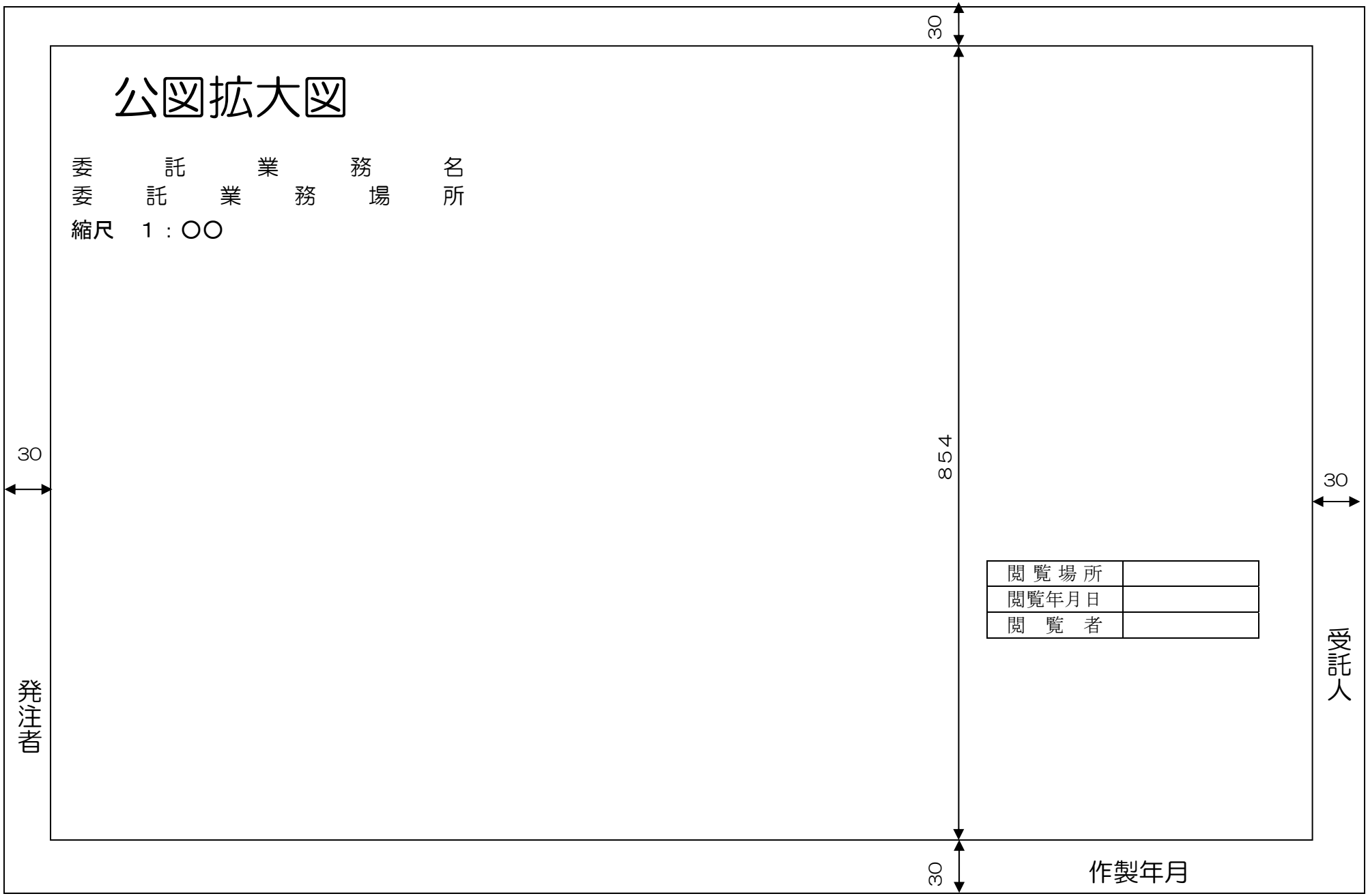
30
公図拡大図
委　託　業　務　名
委　託　業　務　場　所
縮尺　１：〇〇
854
30
30
30
発注者
受託人
閲覧場所
閲覧年月日
閲　覧　者
作製年月

（第４－１号様式）

業　務　報　告　書

整理番号	

監　督　員	担　当　員	点　検　者	作　成　者

路　線　名	線	幅員	
業務箇所		種別	

指示書年月日	着手年月日	仮成果提出年月日	完了（成果品）年月日	備　　考

作業経過・結果及び協議内容

月　日	

（日本工業規格Ａ４）

（第４－１図式）

区域線設定図

委　託　業　務　名

整理番号
区・番号　　工種名　　委託業務場所　　申請番号
依頼番号

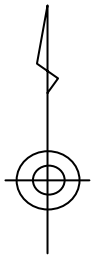

受託人

発注者

凡　例

S＝1：
1．現地実測時気温
2．温度補正計算式
3．尺定数
4．テーブルＮｏ．
5．縮尺係数

（日本工業規格Ａ３）

（第４－２図式）

中心線設定図

委　託　業　務　名

整理番号
区・番号

工種名

委託業務場所

申請番号
依頼番号

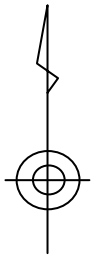

見取り図

凡　例

S＝1：
1．現地実測時気温
2．温度補正計算式
3．尺定数
4．テーブルＮｏ．
5．縮尺係数

発注者

受託人

（日本工業規格Ａ２）

（第４－３図式）

境界調査図

委　託　業　務　名

整理番号
区・番号

工種名

委託業務場所

申請番号
依頼番号

見取り図

平　面　図　凡　例

S＝１：
１．現地実測時気温
２．温度補正計算式
３．尺定数
４．テーブルＮｏ．
５．縮尺係数

発注者

受託人

１３－６９

（日本工業規格Ａ２）

（第４－４図式）

公図拡大図

委　託　業　務　名

整理番号
区・番号　　工種名　　委託業務場所　　申請番号
依頼番号

縮尺　１：〇〇〇

見取り図

閲覧場所	
閲覧年月日	
閲　覧　者	

発注者

受託人

（日本工業規格Ａ２）

（日本工業規格Ａ３）

（第７－１図式）

基準点測量（点検測量比較図）

道路台帳整備（〇〇〇）に伴う測量委託〇〇（〇〇―〇〇―〇）
〇〇区〇〇町外〇か町地内

（日本工業規格Ａ４）

（第７－２図式）

基準点測量（点検測量比較表）

道路台帳整備（〇〇〇）に伴う測量委託〇〇（〇〇―〇〇―〇）
〇〇区〇〇町外〇か町地内

測角

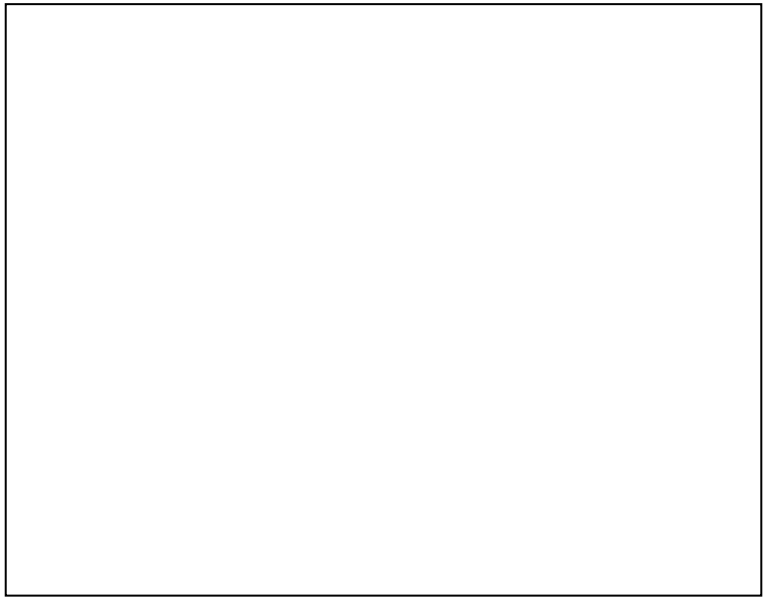

測距

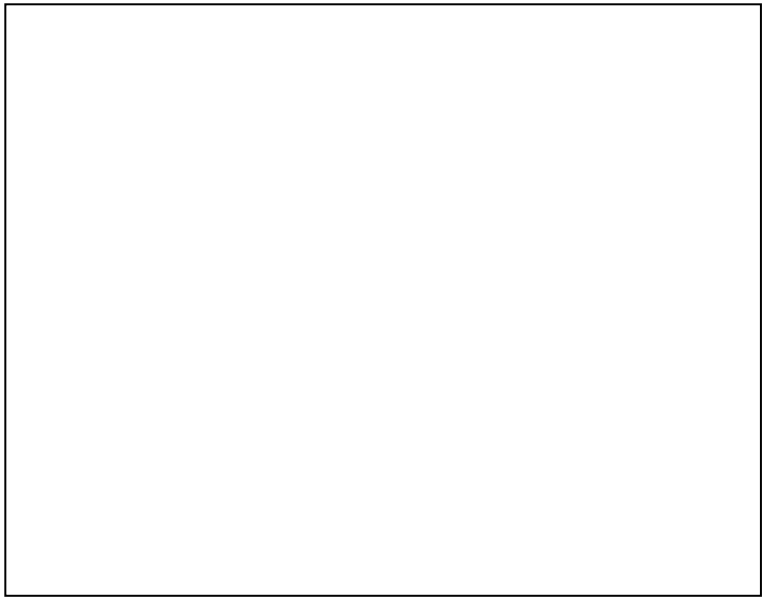

（日本工業規格Ａ４）

（第７－３図式）

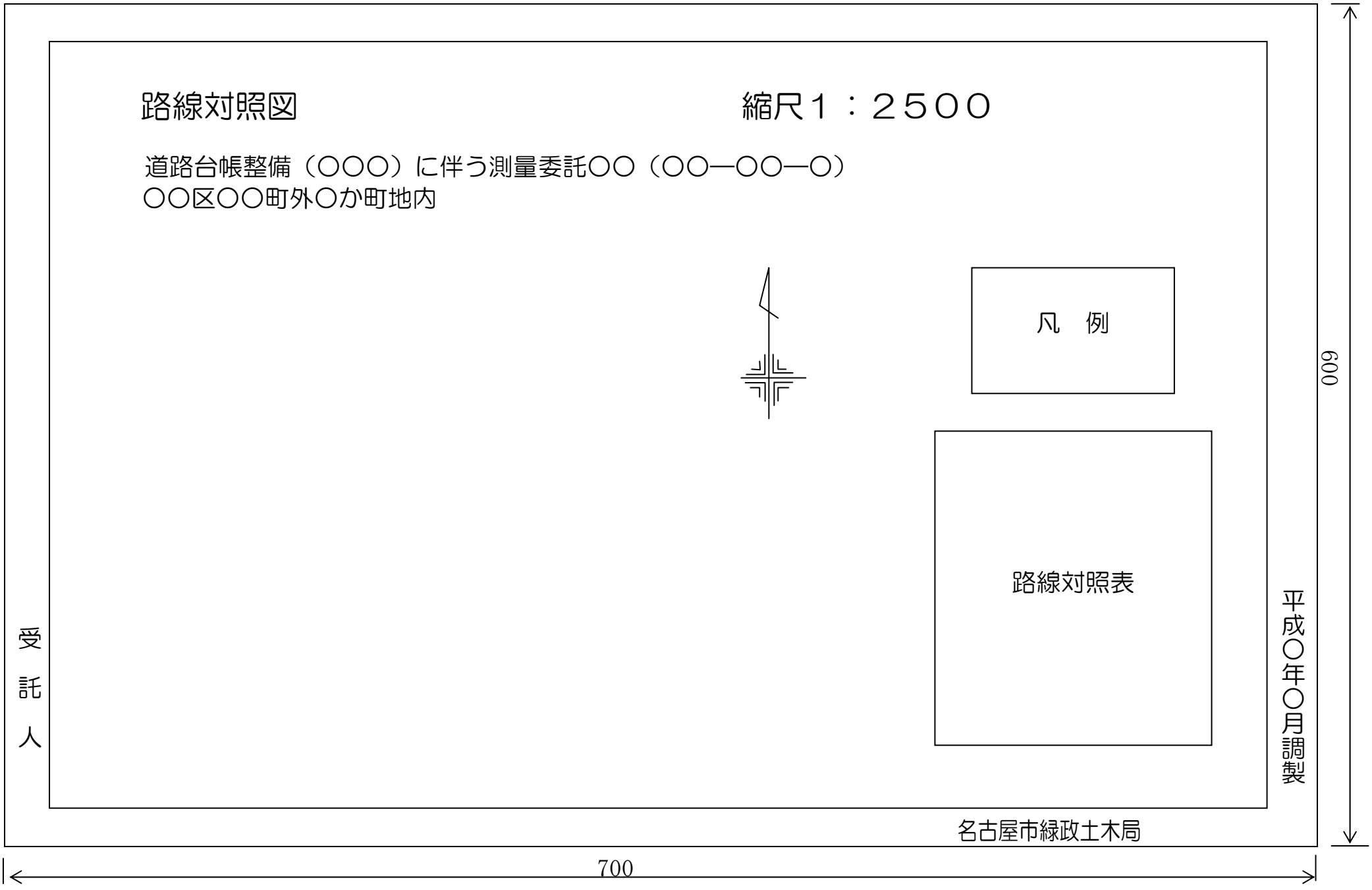
路線対照図
縮尺１：２５００
道路台帳整備（〇〇〇）に伴う測量委託〇〇（〇〇―〇〇―〇）
〇〇区〇〇町外〇か町地内
凡　例
路線対照表
受託人
平成〇年〇月調製
名古屋市緑政土木局
600
700

（第７－４図式）

多角・中心線網図
縮尺１：１０００
道路台帳整備（〇〇〇）に伴う測量委託〇〇（〇〇―〇〇―〇）
〇〇区〇〇町外〇か町地内
凡　例
受託人
平成〇年〇月調製
名古屋市緑政土木局
600
700

１３－７４

（第７－５図式）

多角・中心線網図
［多角対照図］
縮尺１：１０００
道路台帳整備（〇〇〇）に伴う測量委託〇〇（〇〇―〇〇―〇）
〇〇区〇〇町外〇か町地内
凡　例
受託人
平成〇年〇月調製
名古屋市緑政土木局
600
700

１３－７５

（第７－６図式）

交差部標高図（Ｔ・Ｐ値）　　縮尺１：２５００

道路台帳整備（〇〇〇）に伴う測量委託〇〇（〇〇―〇〇―〇）
〇〇区〇〇町外〇か町地内

交差部標高一覧表

勾配算出表

受託人

平成〇年〇月調製

名古屋市緑政土木局

13－76

600

700

（第７－７図式）

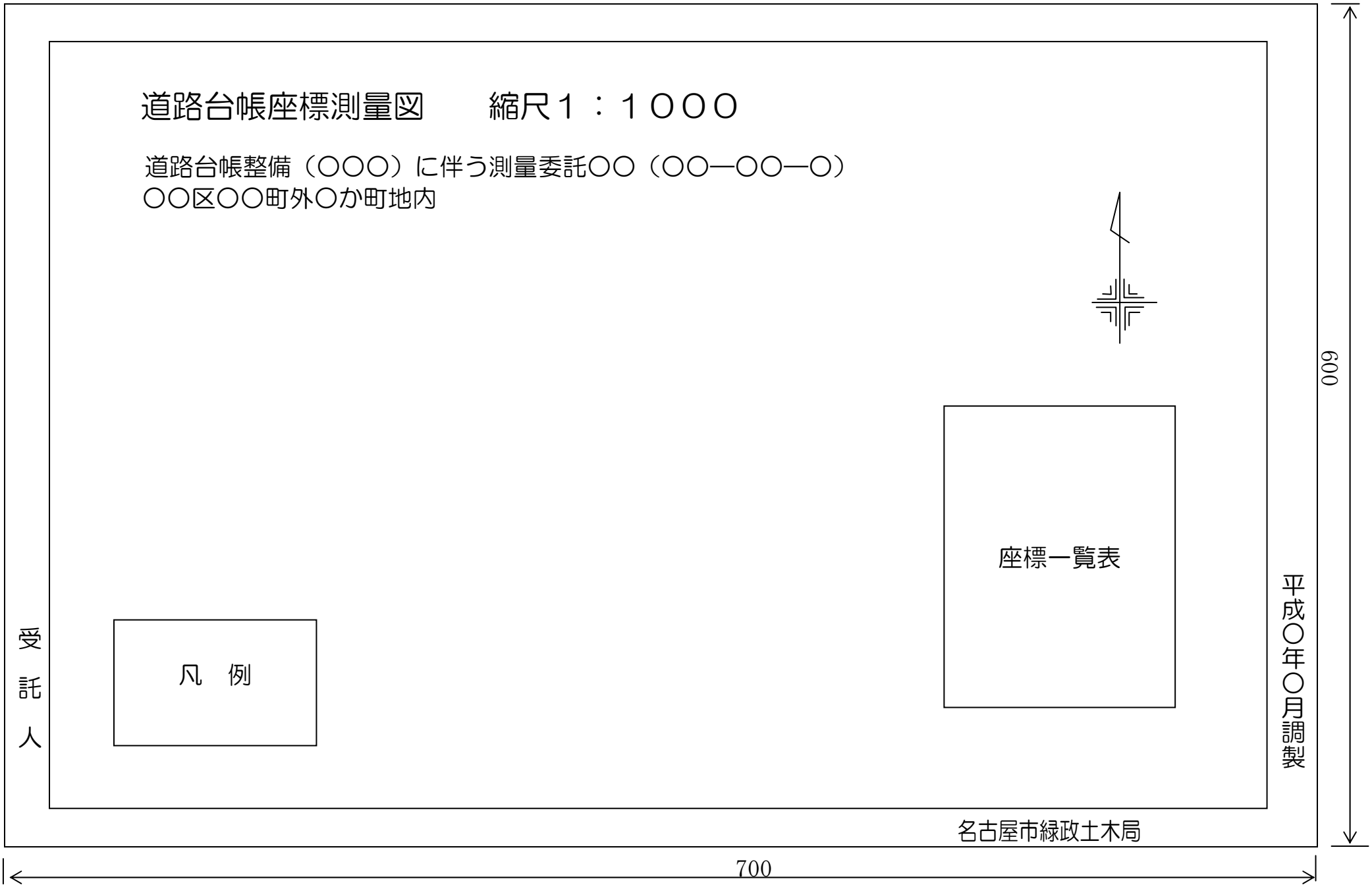
道路台帳座標測量図　　縮尺１：１０００
道路台帳整備（〇〇〇）に伴う測量委託〇〇（〇〇―〇〇―〇）
〇〇区〇〇町外〇か町地内
座標一覧表
凡　例
受託人
平成〇年〇月調製
名古屋市緑政土木局
600
700

（第７－８図式）

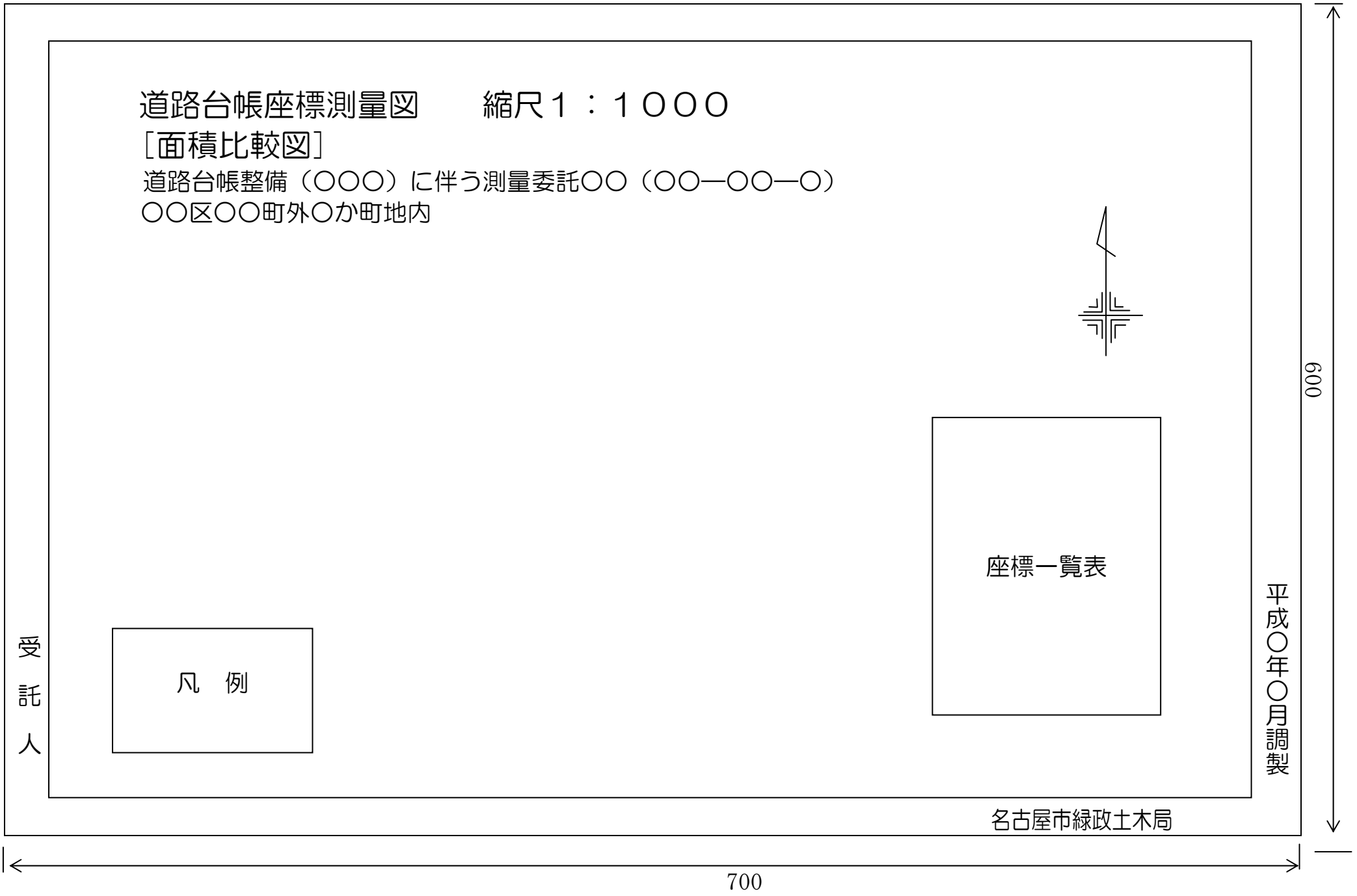
道路台帳座標測量図　　縮尺１：１０００
［面積比較図］
道路台帳整備（〇〇〇）に伴う測量委託〇〇（〇〇―〇〇―〇）
〇〇区〇〇町外〇か町地内
座標一覧表
凡　例
受託人
平成〇年〇月調製
名古屋市緑政土木局
600
700

（第７－９図式）

道路台帳平面図（図式・規格）「基準点取付測量委託の場合」

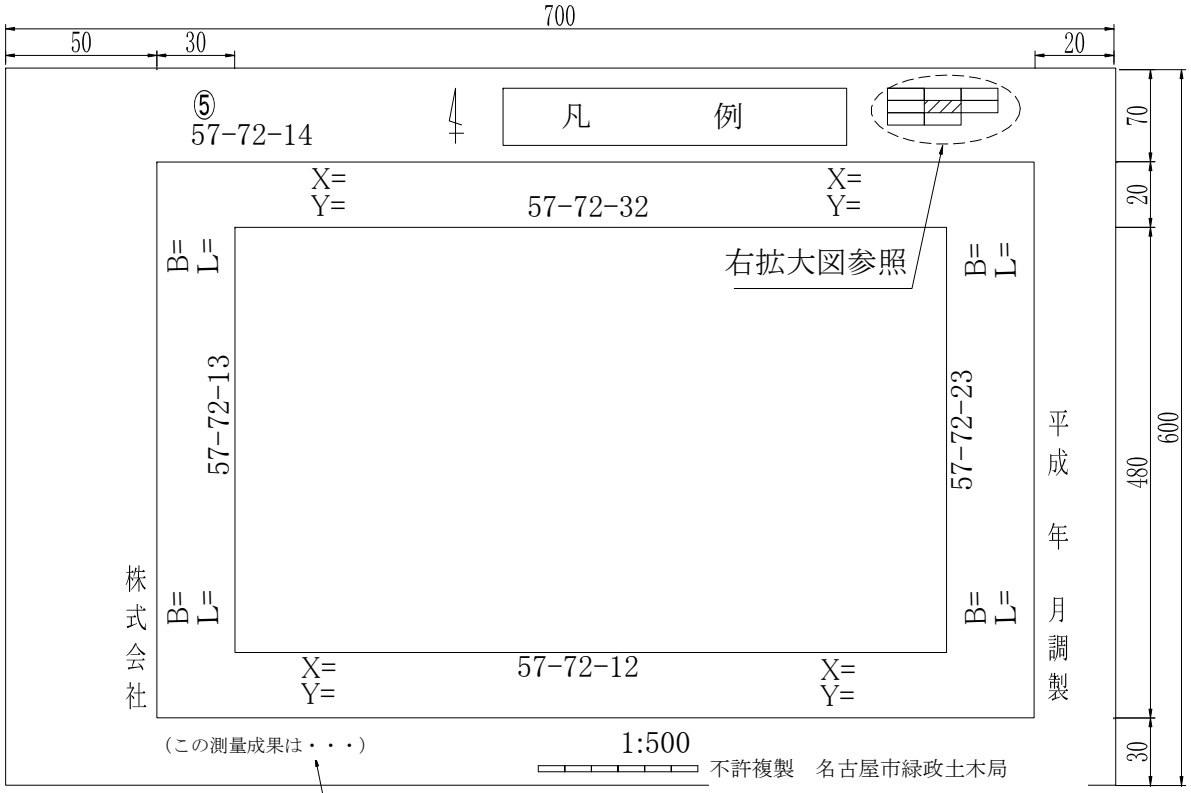

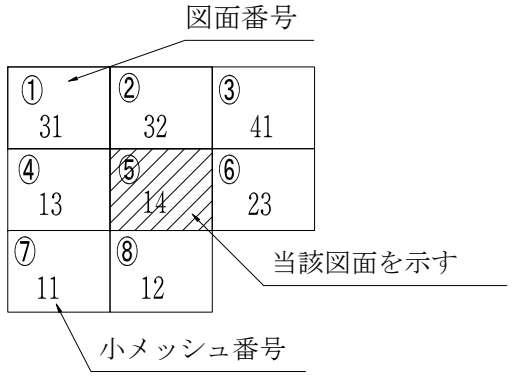

「この測量成果は、国土地理院の助言をうけて得たものである。「平面直角座標は、世界測地系による。」
（助言番号）平　　部公第　　号」

（第７－１０図式）

メッシュ図郭線点検表

道路台帳整備（基準点取付）に伴う測量委託〇〇（〇〇―〇〇―〇）

〇〇区〇〇町外〇か町地内

図面番号

メッシュ番号

メッシュ図点検表

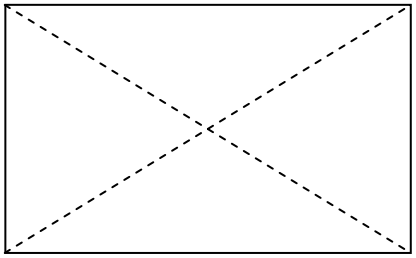

点検メッシュ座標値

（日本工業規格Ａ４）

測量標（多角点・多角水準点）の記

（第９－１号様式）

点　　名	NO		NO	
所 在 地				
選　　点		選 点 者		
		選点立会者		
埋　　設		埋 設 者		
観　　測		観 測 者		
方位標再設		再設の方法		
標識の種類		埋 設 法		
管 理 者		備　　考		

成　果　値	
緯　　度	
経　　度	
真北方向角	
Ｘ 座 標	
Ｙ 座 標	
縮尺係数	

位置図（見取図）１：２５００

位 置 詳 細 図

方位標 1		方位標 A		方位標 B	

（日本工業規格Ａ４）

測量標（水準点）の記

（第９－２号様式）

点　　名	NO			
所　　在				
選　　点	平成　　年　　月　　日	選　点　者		
		選点立会者		
埋　　設	平成　　年　　月　　日	埋　設　者		
標識の種類		埋　設　法		
管　理　者				
成　果　値	別表のとおり			

位置詳細図

位置詳細図（見取図）　１：２５００

（日本工業規格Ａ４）

測量標（道路台帳基準点）の記

（第９－３号様式）

測量ブロック番号				
道路台帳基準点番号				
選点	平成　年　月　日	選点者		
埋設	平成　年　月　日	埋設者		
観測	平成　年　月　日	観測者		
観測の種類	鉄　杭	埋標法	地下式	
管理者		備考	縮尺係数＝	

成果値	
座標値	X＝
	Y＝

位置詳細図

位置図（見取図）１：２５００

方位標 A		方位標 B		方位標 C	
	゜　，　〃		゜　，　〃		゜　，　〃

（日本工業規格Ａ４）

（第９－１図式）

（第３号様式の１）

測量標等の効用の確認　　引照測量・残存確認測量

	引照測量図		残存確認測量図

（水準点・多角水準点）

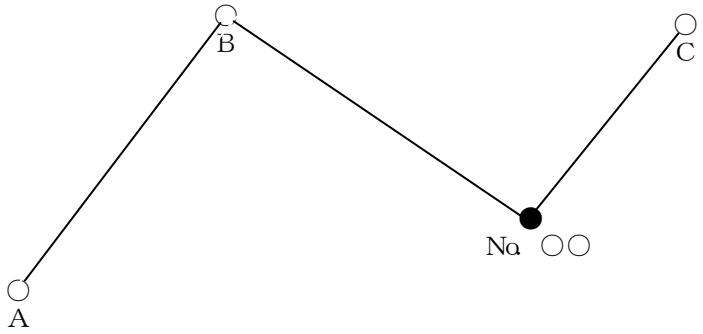

高　低　差　測　定

測　点	距　離	測　定　値		差
		引照測量	残存確認測量	制限±3㎜
引照点A				
引照点B				
本点　No				
引照点C				
合　計				

本点番号		
種類・構造		
通知書整理番号		
	引照測量	残存確認測量
工事場所		
観測年月日		
工事施行者		
工事施工者		
測量会社名		
ﾄﾗﾝｼｯﾄ番号		
レベル番号		
鋼巻尺番号		

（第９－２図式）

（第３号様式の２）

測量標等の効用の確認（記載例）

引照測量・残存確認測量 復元測量

	引照測量図		残存確認測量図
			復元測量図

（多角点、多角水準点、道路台帳基準点、街区三角点、街区多角点、街区基準点節点、
都市部官民境界基本多角点、地籍図根三角点、地籍図根多角点、細部図根点、図根多角点、区域標）

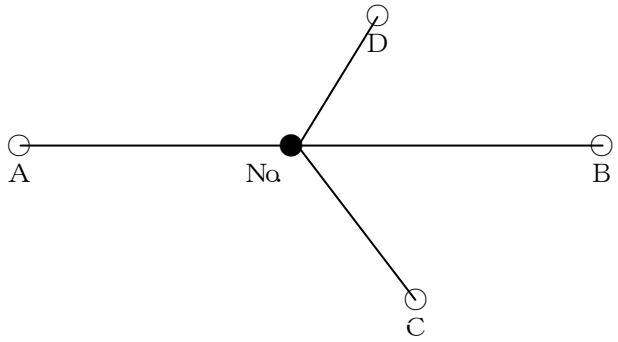

高　低　差　測　定

本点	引照点	引照測量	残存確認測量 復元測量	差
No.	引照点Ａ			
	引照点Ｂ			
	引照点Ｃ			
	引照点Ｄ			

（街区三角点、街区多角点、都市部官民境界基本多角点、図根多角点）

※高低差測定の引照点は距離の引照点と同一のものでもよく、３点以上について引照点と本点の高低差を観測する。

距　離　測　定

測　点		測定値		差
本　点	引照点	引照測量	残存確認測量 復元測量	制限±5㎜
No.	A			
	B			
	C			
	D			
直線　A～B				

本点番号		
種類・構造		
通知書整理番号		
	引照測量	残存確認測量 復元測量
工事場所		
観測年月日		
工事施行者		
工事施工者		
測量会社名		
ﾄﾗﾝｼｯﾄ番号		
レベル番号		
鋼巻尺番号		

（第１０－１号様式）

現地測量 ［公園］ （現地調査・原図作成）

精度管理表No.1

公園台帳測量委託（その ）				公園始め 公園			
作業機関名		作業機関		主任技術者		点検者	

項目 ＼ 公園名											
		脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記
設置・管理	記念碑										
	売店										
	公衆便所										
	倉庫										
占用許可施設	防火貯水槽										
	標識類										
	案内板										
	市広報板										
	町内掲示板										
	公衆電話所										
	電柱類										
	支線										
	測量標										
	郵便ポスト										
園路及び広場	舗装種別 ブロック（ＩＬＢ）										
	アスファルト										
	コンクリート										
	平板										
	石張										
	レンガ・タイル										
	砂利道										
	側溝 Ｌ形										
	Ｕ形										
	（グレーチング）										
	（コンクリート蓋）										
	桝 集水										
	汚水										
	縁石 ブロック										
	玉石										
	レンガ										
	雑割石										
	階段 コンクリート										
	石張										
	擬木										
	広場等 ミニスポーツ広場										
	スポレク広場										
	多目的広場										

現地測量 ［公園］ （現地調査・原図作成）

精度管理表No.2

公園台帳測量委託（その ）			公園始め 公園		
作業機関名	作業機関		主任技術者		点検者

項目			公園名									
			脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記
修景施設	植栽	独立樹										
		寄植										
		保存樹・記念樹										
		自然林										
		生垣										
	張芝											
	地被類											
	花壇											
	パーゴラ											
	噴水											
	流れ											
	彫像											
休養施設	あずまや											
	シェルター											
	テーブル											
	ベンチ											
	スツール											
遊戯施設	鉄製遊具	ぶらんこ										
		シーソー										
		すべり台										
		ジャングルジム										
		ラダー										
		グローブジャングル										
		チェーンネットクライム										
	CON製遊具	砂場										
		クライミングスライダー										
		プレイマウント										
		石の山										
		プレイウォール										
		ステップ類										
		小動物										
	円木											
	スプリング遊具											
	コンビネーション遊具											

現地測量 ［公園］ （現地調査・原図作成）

精度管理表No.3

公園台帳測量委託（その ）			公園始め 公園		
作業機関名	作業機関		主任技術者		点検者

項目 ＼ 公園名										
	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記
運動施設 鉄棒										
運動施設 スポーツウォール										
運動施設 器具庫										
運動施設 ジョギングコース										
運動施設 健康増進コーナー										
運動施設 野球場										
運動施設 テニスコート										
運動施設										
教養施設										
教養施設										
教養施設										
教養施設										
便益施設 水飲場										
便益施設 便所										
便益施設 時計台										
便益施設 駐車場										
便益施設										
便益施設										
管理施設 門柱										
管理施設 案内板										
管理施設 標識										
管理施設 公園灯										
管理施設 くずかご										
管理施設 架空線										
管理施設 地下ケーブル										
管理施設 柵類 鎖柵										
管理施設 柵類 車止										
管理施設 柵類 パイプ柵										
管理施設 柵類 フェンス										
管理施設 柵類 防護柵										
管理施設 擁壁 石積										
管理施設 擁壁 ブロック積										
管理施設 擁壁 コンクリート壁										
管理施設										
管理施設										
給排水施設 管渠										
給排水施設 給水管										
給排水施設 水道メーター										
給排水施設 止水栓										
給排水施設 散水栓										
給排水施設										
給排水施設										

現地測量 ［公園］ （現地調査・原図作成）

精度管理表No.4

公園台帳測量委託（その ）			公園始め 公園	
作業機関名	作業機関	主任技術者	点検者	

項目 ＼ 公園名											
			脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記
周辺道路施設	排水施設	U形側溝										
		L形側溝										
		桝										
	舗装	コンクリート										
		アスファルト										
		ブロック・タイル										
	防護柵	ガードレール										
		ガードパイプ										
	照明施設	街路灯										
	道路標識											
	街路樹											
	その他											
	信号											
	横断歩道											
	占用施設	電柱類										
		人孔類										
		埋設栓類										
隣接民地	塀・門扉類											
	建築物等											
境界標												
町名・字界線												

主要施設調書

建築物及び公園施設調書

（第１０－２号様式）

公園番号		

種別	名称	構造	個数	面積㎡	設置年月日	備考
修景施設	パーゴラ					
	シェルター					
	あずまや					
休養施設	ベンチ					
遊戯施設	テーブル					
	ブランコ					
	シーソー					
	すべり台					
	鉄棒					
	グローブジャングル					
	パイプ類					
	チェーンネット類					
	その他					
	砂場					
	クライミングスライダー					
	ブレイマウント					
	石の山					
	ブレイウオール					
	小動物					
	ステップ類					
	その他					
運動施設	コンビネーション遊具					
	SP遊具					
	その他					
	SP遊具					
	その他					
便益施設	水のみ場					
	便所					
	くずかご					
	水銀灯					
	その他の公園等					
管理施設	門柱					
	時計塔					
	その他時計					
その他						

建ペイ率及び運動施設面積の割合調書

		建ペイ率				運動施設面積の割合	備考
		一般施設	運・休・教施設	屋根付広場等	合計		
基準値（許容率）		2%	10%	10%	22%	50%	
基準値を明らかに下回っている場合	□記載	□1．8%以下	□9．0%以下	□9．0%以下	□19．8%以下	□45%以下	
基準値の上限に近い場合（90%以上）	建物面積又は施設面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
	建物面積又は敷地面積割合	%	%	%	%	%	

（第１０－３号様式）

基　本　調　書

種別		公園番号

ふりがな 都市公園の名称 （都市計画公園名）		所在地		設置年月日	

	告示年月日	告示番号	面積（ha）	告示事由	付図番号
告示の経緯					

	取得年月日	面積	土地所有者	公園管理者の有する権原	取得方法	備考
土地の経緯権原						

	設定年月日	計画番号	計画面積（ha）		法令	適用関係		
都市計画決定				その他法規			特記事項	有
								無

許可調書（公園名）

（第１０－４号様式）

公園番号	

許可の種類		番号	名称・種別	使用者住所	使用者名	土地 使用面積	建築面積	構造	（当初） 許可年月日
1	○ 設 置	1							
		2							
		3							
2	△ 管 理	1							
		2							

許可の種類		番号	名称・種別	使用者住所	使用者名	占用物件の 数量･面積	物件の面積	地下占用 構造	（当初） 許可年月日
3	□ 占 用	1							
		2							
		3							
		4							
		計							

土地所有者別調書

土地の所在	地番	地目	地積	氏名	異動原因	異動年月日

Page:

１３－92

（第１０－１図式）

１：○○○

○　○　公　園　平　面　図

○○－○○

平面図凡例

訂正年月日	

平成　年　月　日調製

受託人

名古屋市緑政土木局

（第１０－２図式）

S＝

○　○　公　園　平　面　図

○○－○○

境界点
座標一覧表

凡例

（第１０－３図式）

平 面 図 凡 例

	市　郡　界		張　　芝
	区　　界		集　水　桝
	町・大字界		汚　水　桝
	丁目・字界	H	ハンドホール
市基準点 NO.	名古屋市基準点		管　　渠
	立会い境界線（朱線）		給　水　管
	未確定境界線（朱破線）	(2C) (3C)	地下ケーブル
	計　算　式　点		架　空　線
	多角点-台帳鋲		車止（固定・鎖・可動）
	多角点-区域線明示鋲		パ　イ　プ　柵
	多角点-その他	H	フ　ェ　ン　ス
	基　準　点　杭	H	防　護　柵
	コンクリート杭	H	鉄　　柵
PL	鋲・金属プレート	H	木　　柵
	刻　　み		恒　久　塀
P P P P	プラスチック杭		板　　塀
	木　　杭	コ・木二	家屋（構造・階層）
	石　　杭		崩　　土
As	アスファルト舗装道		中　電　柱
Co	コンクリート舗装道		電　話　柱
G	砂　利　道	信	信　号　柱
Ct	コンクリート平板舗装		街　路　灯
Ct	ｺﾝｸﾘｰﾄｶﾗｰ平板舗装	H	標識類（公園内）
	コンクリート舗装	H	道　路　標　識
ac	アスコン舗装（ｶﾗｰ）	F	消　火　栓
Re	樹脂系舗装	G	ガ　ス　栓
B	ブ　ロ　ッ　ク　舗　装		制　水　弁
b・t	レンガ・タイル舗装	仕	仕　切　弁
	石　張　舗　装	SV	止水栓（公園内）
L	Ｌ型側溝・Ｌ型側溝桝	止	止水栓（道路上）
U	Ｕ型側溝（ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ）	W	散水栓（公園内）
U	Ｕ型側溝（蓋付）	散	散水栓（道路上）
U	Ｕ型側溝（蓋無）	M	量　水　器
雨	Ｕ型側溝（雨水桝）	E	電　力　孔
	街渠・街渠桝	T	電　話　孔
	特　殊　桝	G	ガ　ス　孔
	境界ブロック・縁石	上	上　水　孔
	コンクリート壁	下	下　水　孔
	ブ　ロ　ッ　ク　積	M	マ　ン　ホ　ー　ル
	石　　積	TB	公　衆　電　話
	レ　ン　ガ　壁		バ　ス　停
	玉　石　縁　石		ポ　ス　ト
	法	警	警　報　機
H H H	土　　留		針　葉　樹
	階　　段		広　葉　樹
	高木・中木（独立木）		田
+ + +	低　木　（寄　植）		畑
	生垣（公園内）		荒　　地
mm mm mm	地　被　類		竹　　林
	公　園　灯		生垣（道路上）
	公園灯（時計付）		案　内　板
	公園灯（引　込）	背無 背付 円	ベ　ン　チ
	公園灯（引込柱）		水　飲　場
	街　路　樹		

公園各種施設凡例

バーゴラ

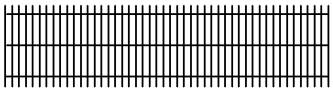

テーブルスツール

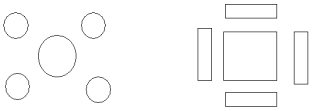

ブランコ

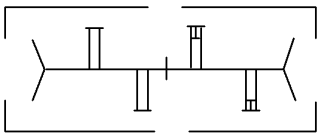

時計塔

グローブジャングル　円形ジャングルジム

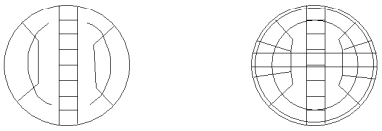

砂場（ステップ無）

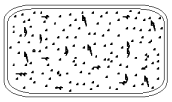

砂場（ステップ有）

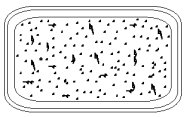

噴水

ラダー

プレイマウント

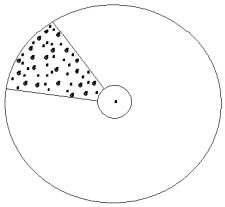

クライミングスライダー

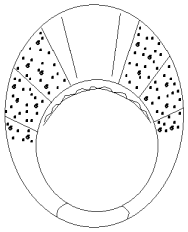

石の山

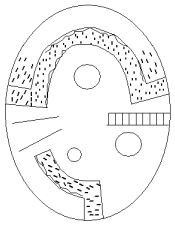

門柱

（A）　（B）　（C）自然石

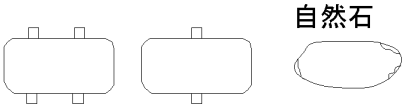

SP遊具

チェーンネットクライム

シェルター

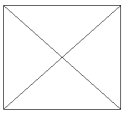

四阿（東屋）

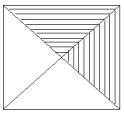

複合遊具

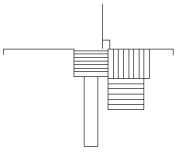

器具庫

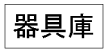

シーソー

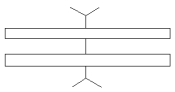

すべり台

案内板

鉄棒

（低）　（中）　（高）